博 士 論 文

情報生成過程における倫理の研究

―「考える倫理」の実践に向けて―

Hiroshi NAGAMATSU
永　松　博　志

情報セキュリティ大学院大学
情報セキュリティ研究科
情報セキュリティ専攻

2014年9月

情報生成過程における倫理の研究

―「考える倫理」の実践に向けて―

永　松　博　志

本論文は情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科に

「博士（情報学）」授与の要件として提出した博士論文である.

永松 博志

指導教員:

林 紘一郎 教授　(指導教員)

審査委員:

林 紘一郎 教授　(主査)

廣松　　毅 教授　(副査)

有田 正剛 教授　(副査)

小山 昌宏 博士　(副査)

論文要旨

本研究では，情報発信主体によって情報素材がコンテンツ等の価値をもった情報に加工され，それが情報受信者に提供されるまでの一連の情報処理の過程を「情報生成過程」とよぶ．本研究は，その「情報生成過程における倫理」を探求するものである．

情報セキュリティは，個人情報や機密情報への不正アクセスや情報漏えい等の脅威から，情報ならびに情報システムを守ることに主眼が置かれている．その脅威は，機密性，完全性，可用性の欠如に起因するものとされる．また，これら３つの要素は情報セキュリティの重要な概念として広く知られている．従来，「情報生成過程」においては，人間による試行錯誤の過程を含むため，これを情報セキュリティの研究分野として意識することは少なかった．しかし，価値をもった情報に加工するための試行錯誤の段階の場合であっても，情報漏えい等の脅威から情報を守るためには，情報セキュリティが必要とされる．本研究では「情報生成過程」も情報セキュリティの守備範囲とみなし，「情報生成過程における倫理」を研究対象としている．

情報セキュリティに関する研究は，信号伝送や暗号処理などの工学としての研究が多くを占めている．本研究はこれら工学としての研究とは異なり，リスクマネジメントをはじめとした経営学，情報学，法学，倫理学（哲学）に研究分野が及んでいる．「情報生成過程における倫理」は，意味的情報に関する研究でもある．情報が生成される際の作業フローや作業環境など，組織に関する倫理についても考察する．本研究の全体は，情報リテラシーを基本として構成している．これらの要素を組み入れた上で「情報生成過程における倫理」の理論の体系化を目指すものである．

本研究は，大きく分けて次の３部により構成される．第１部は，情報セキュリティに関する「新たな価値」を提示し，その基本となる概念を考究する．第２部は，情報発信主体に関係する「情報生成過程における倫理」を考察する．また，情報発信主体から発信された情報が，情報環境の中でどのように作用するのかについても考察する．つまり第２部は，部分最適の視点からの考察と全体最適の視点からの考察を行う．最後に第３部として，組織に倫理を浸透させる手法の１つを明らかにする．ここでは情報倫理をコンプライアンスあるいは企業倫理の一部として捉え，その実践を通して，どのように組織に倫理を組み込んでいくのかを明らかにしている．

第１部は２つの章で構成する．第１章は，これまでの情報セキュリティに関する考え方を俯瞰した上で，本研究が新たに提示する「情報生成過程における倫理」について，その意味と特徴を述べる．

第２章は，情報哲学の代表的な考え方をとりあげ，それらを吟味することで，情報の本質解明ならびに理論構築を行う．

第２部は３つの章で構成される．第３章では，情報発信主体における「情報生成過程における倫理」を考察する．そのなかで，「映像加工や音声処理」，「情報の客観性」などについても考察する．

第４章では，一次情報に接する個人の倫理的行動と，その個人が属する情報発信主体（企業）との間の倫理的なギャップを考察している．今日においても有力な番組コンテン

ツであるニュースの制作において，ジャーナリストの専門職倫理を事例に論述する．

第５章では，情報発信主体を取り巻く環境を広く考察対象とする．これは情報発信主体から送出された情報に，「情報生成過程における倫理」がどのように関わっているのかを考察するためである．

第３部は２つの章で構成される．第１部および第２部で考察してきたことを，今後どのように組織に組み込んでいけば具体的に「情報生成過程における倫理」の確立を図ることができるだろうか．ここでは，その１つの解決策として，企業倫理およびコンプライアンスの浸透を実際の組織に適用した事例を解説する．

これらの考察を通じて，本研究は次の３つの新規性（独創性）を有する．第１は，情報生成過程も情報セキュリティの守備範囲であることを明確にしたことである．本研究では，ある不祥事事例を参考に，情報が発信される前段階での漏えいは，情報生成過程における情報セキュリティの守備範囲であると論じた．また，「情報生成過程における倫理」には，「情報を生成するための素材に関する倫理」，「情報を適切に扱うためのリテラシー」が必要なことを論じた．

第２は，文化道徳的自由度を縦軸に，行動（経済）的自由度を横軸にした，倫理的な特性を表すグラフを用いて，対象者（組織）の倫理的な傾向をみる方法を論じた点である．このグラフは，個人，組織（企業），社会の３つのレイヤーを持ち，このレイヤー間の関係性をみることで，倫理的な判断を可能とする分析軸を提供している．

第３は，倫理を組織に浸透させる手法の実践である．従業員倫理規程や従業員行動規程など，規則を組織縦断的に統制する方法と違い，実例のケース・メソッドを用いて，議論の活性化を行うことで，組織横断的に解決する施策の有効性を論じた．

その結果，「情報生成過程における倫理」とは，アイデアが具現化もしくは行為や行動におよんだ時を始点とすることがわかった．それは西垣博士のいう生命情報（life information）から社会情報（social information）に転化する点を意味する．同様に情報発信主体から情報受信者に伝達された情報は，その情報が人間の思考段階に入る直前までの具現化されたものや行為・行動が，「情報生成過程における倫理」の終点を意味する．

マスメディアなどの情報発信主体は客観的な情報を提供しようとするが，それは情報発信主体による主観的な判断が入ったものであり，「主観的に判断した客観的な情報配信という機能」からは逃れることができないことも判明した．

また，情報を扱う人のリテラシーとして，一次情報の取材者には，相容れない責任倫理と信条倫理の間で，どちらかの倫理を選択しなければならないことがわかった．情報発信主体でコンテンツの制作に携わる者は，倫理的な思考を適宜考える能力を磨いておく必要がある．そのために，倫理を組織に浸透させる手法として，実例ケース・メソッドを用いた方法を考案し，この実践が，倫理的な能力を形成する上で有効性があることを論じた．

Abstract

In this study, the sequence of events involved in information processing—from information material processing to valuable information, such as content, by information transmission bodies to the point when it is provided to information recipients is referred to as the "information generating process." This study analyzes the ethics of information generating process.

The main purpose of information security is to protect information and information systems from threats such as unauthorized access to individual and confidential information. These threats are due to lack of confidentiality, integrity, and availability. Furthermore, these three elements are widely known to be important concepts in information security. Usually, because the information generating process has included human trial and error processes, there has been little awareness about it as a research field in the area of information security. However, even at the trial and error stage for the purpose of processing valuable information, information security is still necessary to protect information from threats such as information leaks. In this study, information generating processes are also seen to be within the scope of protection by information security, and the ethics of the information generating process has been adopted as the research subject.

Research into information security largely comprises engineering topics such as signal transmission or encryption processing. This study differs from such engineering research, and extends into research fields of not only risk management but also business administration, informatics, jurisprudence, and ethics (philosophy). The ethics of the information generating process is the study of semantic information. It examines the ethics of organizations, such as the work flow or the work environment when information is generated. Overall, this study is structured around the basic concept of information literacy. By integrating these elements, we aim to systematize the logic of the ethics of the information generating process.

This study, when generally classified, consists of the following three parts. The first part presents "new value" concerning information security and investigates its core concepts. The second part examines the ethics of the information generating process that information transmission bodies face. Furthermore, we look at what type of actions the information transmitted by the information transmitting bodies causes within the information environment. In other words, the second part conducts an observation from the perspectives of both sub-optimization and total optimization. Finally, in the third part, we clarify one method by which these ethics can permeate the organization. Here, information ethics are considered to be a part of compliance or corporate ethics, and we clarify in what way their practice enables ethics to be integrated within the organization.

The first part consists of two chapters. Chapter 1 provides an overview of information security, and we explain the meaning and characteristics of the ethics of the information generating process newly presented in this study.

In chapter 2, through a close examination of the conventional thinking of information philosophy, we elucidate the true nature of information and construct a theory.

The second part consists of three chapters. In chapter 3, we investigate the ethics of the information generating process in regards to information transmitting bodies. Among these, we consider image and voice processing and the objectivity of information.

In chapter 4, we examine the ethical gap between the ethical behavior of the individual connected to the primary information and the information transmitting bodies (companies) to

which the individual belongs. We provide actual cases of the professional ethics of journalists in the creation of news, which is a powerful program content even today.

In chapter 5, we take a broader look at the environment surrounding information transmitting bodies. This is to examine what part the ethics of information generating process plays in the information output by the information transmitting bodies.

The third part consists of two chapters. Moving forward, how should we integrate the things observed in part 1 and part 2 into the organization in order to establish, in concrete terms, the ethics of the information generating process? After we consider a proposal for resolving this, we explain a case study showing how to apply the permeation of corporate ethics and compliance to the organization.

Through these investigations, this study provides the following three points. The first point is clarifying that the information generating process is also under the scope of protection of information security. In this study, by referencing certain scandalous cases, we have argued that leaks in the previous stage in which information is transmitted fall within the scope of information security protection in the information generating process. We have also argued that the ethics related to materials for generating information and literacy for handling information in an appropriate way are necessary for the ethics of the information generating process.

The second point that we argue is that by using a graph that considers cultural and moral freedom as the vertical axis and behavioral (economic) freedom as the horizontal axis, it is possible to see the ethical trends of the target organization. This graph has the three layers of individual, organization, and society, and looking at the relationship between these layers provides an analysis axis that makes ethical judgments possible.

The third point is establishing the method for spreading ethics within the organization. Contrary to the methods of vertically controlling regulations, such as employee ethical and behavior standards, we argue the effectiveness of policies that resolve matters horizontally within the organization, using case studies involving actual cases to brighten the debate.

Consequently, we have realized that the ethics of the information generating process has as its starting point the time when ideas become concrete, or become actions and behavior. This means the point at which life information changes to social information, as Dr. Nishigaki describes it. Likewise, the point at which the information transmitted to the information recipient from the information transmitting body becomes concrete, directly before that information enters the human thought stage or becomes actions or behavior, is the end point of the ethics of the information generating process.

Information transmitting bodies, such as the mass media, try to provide objective information, but this includes subjective judgments from the information transmitting bodies, and it was judged impossible to escape from the "function of distributing objective information judged subjectively."

Furthermore, in terms of the literacy of the humans handling information, it is clear that those collecting primary information must select one type of ethics between the irreconcilable ethics of responsibility and the ethics of ultimate ends. In information transmitting bodies, those involved in content creation need to renew their ability to think ethically based on the situation. Therefore, as a method of permeating ethics throughout the organization, a method has been devised that uses real cases, and we argue that practicing this method is effective in developing ethical abilities.

目次

序　章　情報生成過程における倫理・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
第１節　研究背景と問題意識・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
第２節　研究目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
第３節　研究の意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7
第４節　研究のアプローチ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8
第５節　論文の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9
１．第１部概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9
２．第２部概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
３．第３部概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１

第１部　情報哲学的地平・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３

第１章　情報セキュリティの新たな射程・・・・・・・・・・・・・・・・１５
第１節　序・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
第２節　先行研究・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
第３節　情報とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
１．「情報」という用語・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１
１－１　情報の定義　―西垣の所論をもとにして―・・・・２３
１－２　さまざまな情報の定義と分類・・・・・・・・・・・２７
（１）情報Aと情報B　・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７
（２）実質的概念，存在論的概念，形式的概念・・・・・２８
（３）意味と非意味・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８
（４）４つの情報概念・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９
（５）構文論，意味論，語用論・・・・・・・・・・・・・２９
２．データと知識との関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０
３．一次情報と二次情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４
第４節　通信システムと情報セキュリティ・・・・・・・・・・・・・３６
１．通信システム　―Shannonの定理―・・・・・・・・・・・・３６
２．情報セキュリティ的観点 ・・・・・・・・・・・・・・・・・３７
３．従来の情報セキュリティの守備範囲と新たな射程 ・・・・４０
第５節　情報生成倫理の成立・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４１
１．情報生成倫理の特質（意味的情報の含有）・・・・・・・・４１
２．上位概念的考察・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４２
３．情報生成倫理の解明への接近・・・・・・・・・・・・・・・４３
第６節　小括・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４３

第２章　情報哲学的地平・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４５
第１節　序・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４５
第２節　情報哲学的視座・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４５
１．Floridiの所論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４５
２．Capurroの所論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４８
３．所論の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５０
第３節　情報哲学的問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５０
１．左右反転処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５０
２．色補正処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５２
３．演出意図の違い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５３
第４節　基礎となる西洋思想・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５３
１．第４の山脈・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５３
２．情報身体論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５５
２－１．Husserlの現象学的還元から　・・・・・・・・・・・・５６
２－２．Merleau-Pontyの身体論から・・・・・・・・・・・・５８
第５節　情報哲学の図示の可能性・・・・・・・・・・・・・・・・・６０
１．Descartesの座標の概念から・・・・・・・・・・・・・・・６０
２．図的理解・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６１
第６節　小括・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６４

第２部　情報主体（部分）的観点と情報環境（全体）的観点・・・・・・６５

第３章　情報発信主体における情報生成倫理・・・・・・・・・・・・・６７
第１節　序・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６７
第２節　アイデアの創造と倫理・・・・・・・・・・・・・・・・・・６７
第３節　主観的客観性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７０
１．ワーテルロー・スクープ・・・・・・・・・・・・・・・・・７０
２．情報生成過程の処理ケース・・・・・・・・・・・・・・・・７１
３．主観的客観性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７２
第４節　制作者のリテラシー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７５
１．助けるか撮るか・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７６
２．口パク問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８０
３．色補正問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８１
４．情報の非対称性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８３
５．クリエイティブ・コモンズ・・・・・・・・・・・・・・・・・８４
第５節　小括・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８６

第４章　情報発信主体の専門職倫理について・・・・・・・・・・・・・・８７
第１節　序・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８７
第２節　ジャーナリズムとその表現・・・・・・・・・・・・・・・・８８
第３節　制作に当たって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８８
第４節　客観的ジャーナリズムの特徴・・・・・・・・・・・・・・・８９
１．事実と意見の分離・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８９
２．バランスの取れた議論の提示・・・・・・・・・・・・・・・・８９
３．信頼すべき筋の裏づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・９０
第５節　マクロとミクロの倫理のねじれ・・・・・・・・・・・・・・９０
第６節　職業としてのジャーナリスト・・・・・・・・・・・・・・・９３
第７節　ジャーナリストの人間性・・・・・・・・・・・・・・・・・９４
第８節　ニュースの特徴・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９６
第９節　品質管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９６
第１０節　報道は欠陥商品・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９７
第１１節　小括・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９７

第５章　現代における情報環境の特質・・・・・・・・・・・・・・・・・９９
第１節　序・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９９
第２節　コンテンツとオリジナル・・・・・・・・・・・・・・・・・９９
１．著作物をめぐって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９９
２．パフォーマンスに関する著作権・・・・・・・・・・・・・１００
３．写真の構図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０２
４．著作物の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０４
５．著作者の権利・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０５
６．アイデアと著作権・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０７
７．オリジナルとその派生（原著作物と引用類似の行為）・１０８
８．コンテンツの二次利用・・・・・・・・・・・・・・・・・１０９
９．コンテンツと複製・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１１
第３節　コンテンツの展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１２
第４節　放送とICT ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１６
第５節　メディアの変革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１８
第６節　メディアに関する人的問題・・・・・・・・・・・・・・・１１９
第７節　小括・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２１

第３部　情報生成倫理の実践のために・・・・・・・・・・・・・・・・・１２３

第６章　組織に「考える倫理」を確立するための構想・・・・・・・・１２５
第１節　序・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２５
第２節　理論的背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２９
第３節　組織における「考える倫理」・・・・・・・・・・・・・・１３３
１．担保としてのリーダーシップ ・・・・・・・・・・・・・・１３４
２．個としての倫理観を尊重する組織形成・・・・・・・・・１３５
３．SECIモデルの倫理への応用 ・・・・・・・・・・・・・・１３７
４．ケース・メソッドの導入・・・・・・・・・・・・・・・・・１３８
５．現実的適用への課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４０
第４節　導入の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４３
１．組織の弊害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４３
２．偶然からの導入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４５
第５節　「考える倫理」のプロトタイプ ・・・・・・・・・・・・１４６
１．構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４６
２．コンプライアンス案件処理と予防保全・・・・・・・・・１４７
２－１　案件処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４７
２－２　予防保全・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４９
２－３　４つの機能の融合・・・・・・・・・・・・・・・・・１５０
２－４　創意工夫・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５１
（１）ケース資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５１
（２）ケース討議開催間隔・・・・・・・・・・・・・・・１５２
（３）ケースの考察とグループ構成の工夫 ・・・・・・１５３
（４）プレゼンテーション・・・・・・・・・・・・・・・・１５４
（５）報奨制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５５
（６）最適解の活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５５
第６節　メリットとデメリット・・・・・・・・・・・・・・・・・１５６
１．メリット・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５６
２．デメリット・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５８
第７節　考察・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６０
第８節　小括・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６３

第７章　「考える倫理」の比較優位・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６５
第１節　序・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６５
第２節　倫理コードのマニュアル化との比較・・・・・・・・・・１６５
１．リスクとコントロール・・・・・・・・・・・・・・・・・１６５
２．倫理コードのチェックリスト・・・・・・・・・・・・・・１６６
３．倫理に関するマニュアル化・・・・・・・・・・・・・・・１６６
第３節　他社事例のケース化との比較・・・・・・・・・・・・・１６７
第４節　「考える倫理」の補足・・・・・・・・・・・・・・・・・１６８
１．導入のボトルネック・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６８
２．必要とされるリスク管理・・・・・・・・・・・・・・・・１６８
３．過去の経験の風化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７０
４．ミニ・ケース試用の可能性・・・・・・・・・・・・・・・１７１
第５節　小括・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７２

終　章　本研究の結論と今後の研究課題・・・・・・・・・・・・・・・１７３
第１節　序・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７３
第２節　本研究の総括・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７３
１．各章の要約・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７３
２．本研究の結論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７５
第３節　本研究の貢献・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７６
第４節　今後の研究課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７７

参考文献・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７９
参考文献・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７９
WEB資料　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８６
番組資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９２
写真素材・イラスト素材資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９２

謝辞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９３

※ 本論文は，両面印刷を前提としてページを設定している．

序章　情報生成過程における倫理

第１節　研究背景と問題意識

本研究は，放送局の技術職として，コンテンツを視聴者に送り出している著者の実務からの視点を含めた，情報発信主体[1]から情報受信者に至る情報倫理を研究対象とすることで，情報産業の主たるアクターとしての放送局におけるトータルな倫理の探求を目指し，実務とともに研究者・専門家として，放送業界ならびに社会に対し寄与したいという強い思いが背景にある．

著者は主に映像コンテンツにおける映像加工を主とするポストプロダクション業務[2]に長年携わってきた．その内容を簡潔に紹介すると，例えば時代劇などにおける映像加工において夜空に煌々と輝く月を合成すれば，主人公の明るい未来を心理的に表現する演出上の効果を，逆に欠けた月や月の前に黒い霞んだ雲を合成することで，主人公の人生の末期を心理的に想起させるなど，その加工は視聴者の意識・無意識に関わらず，心理的に作用するような演出的流れを補完する効果を果たすことに繋がる．また，撮り直しの効かない夕景の映像を朝の風景に色調を加工することで変化させたり，秋の風景を春に撮影した風景であるように加工するなど様々な映像技術を駆使し，あたかもリアルな風景であるように表現するなど実施してきた．それらの加工は映像に関する演出意図により様々である．

これらリアルに近づける映像加工とは別に，本来右から左に移動する歩く動物の映像を，左から右への移動に左右反転処理させるなど，演出のカット構成を優先させる加工も行われている．これら映像加工が加わったか否かは，最終的にこれを見ている視聴者には判断することはできず，経済学でいう「情報の非対称性」[3]と同様の現象が番組コンテンツ制作過程においても発生していることを示している．これらリアルな映像内容を演出的に変更することは番組制作過程において許されることなのであろうか．

このコンテンツ制作過程における「情報の非対称性」は，2011年3月11日の東日本大震災に関して各放送機関が放送した映像にもあてはまる．放送局には地震による倒壊に押し潰された人々や，津波に溺れ流されている人々など，悲惨を極める映像の多くが収集されていたはずであり，それらの生々しいリアルな映像は使用しないという倫理的判断が制作過程の中で作用したであろうことは容易に想像できよう．これら人々の不幸がからむ映像を情報受信者が見たとき，PTSD[4]による症状を誘発させるなど，震災映像の使用に際して

---

[1] 情報発信主体とは，情報発信を主する者や組織，企業体を意味する．

[2] 社団法人日本ポストプロダクション協会によれば，ポストプロダクションとは，収録した素材の仕上げを行うコンテンツ制作工程を意味する．業務としては，映像の編集や特殊効果，テロップ等の挿入，映像に合わせ音楽・効果音・ナレーション等を追加するMA（Malti-Audioの略で音声処理作業のこと）を指す．また，一般にテレシネ（フィルムからビデオ信号への変換），VFX（ビジュアル・エフェクト）やCG制作等も業務に含まれる．

[3] 二神編（1997）『新版　ビジネス・経営学辞典』pp.356-357.によると，情報の非対象性とは，交渉・取引において当事者間で情報が偏在することをいう．一方が多くの情報をもち，他方の手中にある情報が相対的に少ない場合，形式上は対等の立場での交渉・取引であっても，実質上は対等ではなくなる．本論では，情報の質（確実性・信頼性）等に関し，受信者は検証困難であることを示すものである．

[4] 日本トラウマティック・ストレス学会によれば，PTSDとは心的外傷後ストレス障害（Posttraumatic stress disorder）のことであり，突然の衝撃的出来事を経験することによって生じる，特徴的な精神障害を意味する．

格段の配慮がなされたと考えられる[5]．これと同様に，人の死という不幸な映像を提示せずに事象の状況を伝えるという意味においては，2003年に勃発したイラク戦争の際に，米国軍報道官による会見において，公開された戦闘機からのピンポイント爆撃のリアルな映像に，どこかゲーム性に似た感覚に陥った人もいたことだろう．その映像からは，人間の死に関してあたかもオブラートに包んだかのように，その被害の悲惨さは巧妙に映像の奥深くに隠されてしまった．これらの例が示すように，情報を発信する主体においては，明らかにその情報を流すための意図や倫理的判断が介在し，それがコンテンツや最終結果としての情報発信内容を媒介にして，その情報に接触した受信者に伝達していくのである．これらの介在は，情報発信主体によるコンテンツ制作過程における倫理的制度化に関して，何らかのルールが働いていると考えることができる．その詳細は各々の情報発信主体ないし個々の組織毎に表現は異なっている．しかし，これらルール化の前提にはそれを順守するための根本的な本質が働いていると考えることができる．本研究はその本質の解明に向けたアプローチを検討する．

かつて数千万もする高価な映像加工装置を用いてポストプロダクションで行われてきた映像加工の処理は，昨今のコンピュータの発展にともない，デスクトップPC等で簡単に処理することさえ可能となってきた．これらの発展はポストプロダクションによる制作環境にも変化を与え，コンテンツ制作の最終段階に至るまで，多くの人の眼を通して洗練されてきた制作環境でさえも，現在はごく少人数による制作環境へと大きく変化してきている．このことは，コンテンツ制作の最終段階に至るまでの倫理的観点への注視機会[6]が少なくなってきたことを端的に示している．すなわち情報の操作や搾取などの不正を働こうと意図する者にとっては，その関与が容易になることを意味し，逆に，不正への対処は困難さを増すことに繋がってきていると危惧される．

Bazerman & Watkins（2004）は，予見可能な危機を「ある事象の発生とその帰結を予測するのに必要な情報すべてに，前から気づいていたにもかかわらず，個人や集団が驚きととらえられる事象ないし一連の事象」と定義づけている[7]．昨今の不都合な放送内容[8]の送出に見られるように，情報発信主体である放送局のコンテンツ制作に関係する倫理的判断も，制作環境の変容にともなう注視機会の減少も，今や予見可能な危機といえるものに一歩近づいてきた．これら不都合な放送内容が送出されるに至ったことは，コンテ

---

[5] 東日本大震災から約１年経過した2012年３月1日付の社団法人日本医師会会長名にて，放送倫理・番組向上機構，日本放送協会，民放連，キー局放送審議会宛に震災関連番組での津波の映像等の使用が精神衛生的に好ましくない影響を与えるという指摘に関する申し入れがなされている．（社団法人日本医師会のホームページより）

[6] コンテンツ制作における各担当者による，試写を含む作業工程において，紛らわしい表現やコメント，テロップの文字間違い等を発見する気づきの機会を，ここでは「注視機会」と表現している．

[7] Bazerman, Max H. and Watkins, Michael D.（2004）奥村訳（2011）p.1.

[8] 2011年8月4日に発覚した東海テレビ放送の事例や2012年2月16日のNHK松山放送局の事例など，日常の番組コンテンツ制作作業のあり方に疑問を生じさせる案件が続出しており，放送事業者への信頼問題にまで発展している現状がある．東海テレビは，番組内で「怪しいお米」「汚染されたお米」「セシウムさん」などの不適切テロップを放送した．この不祥事の発覚後，東海テレビ放送「ぴーかんテレビ」検証委員会（2011）による検証報告書では，制作体制に潜んでいたリスクとして，①番組制作上の責任体制とチェック体制の不備，②コミュニケーション不足が招いたルールの不徹底，③放送倫理や社会常識の欠如，を挙げている．同業他社によるこのような反省がなされているにも関わらず，NHK松山放送局は，訓練用に使用していた事実とは異なる「窃盗の疑い　愛媛大学教授逮捕」という内容を朝のローカル番組「おはようえひめ」で放送するという不祥事を起こしている．

ンツ制作に関する予見可能な危機を見過ごしてきた実例といっても良いであろう．このような予見可能な危機に関して，それを見過ごすことは，もはやプロフェッショナルとしての行動に値しないと理解することもできる．本研究は，今後の予見可能な危機に対する映像技術者としてプロフェッショナルな行動を貫きたい著者自身の挑戦でもある．Bazerman & Watkins（2004）は更に，予見可能な深刻的な危機が進行中においても，①大多数の人が妥協を合理的な行動とみなし，組織における改革と現状維持の間での妥協は，現状維持派に圧倒的な影響力が残ること．②当事者自らが問題に寄与していても，自分がその帰結から被害を被らないように政治的判断により行動すること，などの２つの主因から，既存のシステムの改革は困難を要すると分析している[9]．本研究の成果が，これらの困難を打破するための材料として提示できることを試みたい．

さて，放送局をはじめとするプロフェッショナルな集団においては，そのコンテンツ制作に関して少数精鋭化に進展している反面，昨今のSNSやブログ[10]などは，もともと個人や少人数で発信してきた．放送と通信の融合が提示されて久しいが，コンテンツにおいてもこれらの融合は少数精鋭化の制作環境が主流になっていくという変化をもたらしてきている．これと同時に「情報の非対称性」の観点においても昨今面白い兆候がみられる．従来，各種機関が発表する会見等においては，その実際が情報受信者に直接提示されることは少なく，発表機関の主張を情報発信主体が編集および要約した内容が情報受信者に提示されてきた．2011年3月11日の東日本大震災による原子力発電所を巡る電力会社や政府の会見など，昨今ではUstreamやニコニコ動画等を通じて，会見内容全てが動画配信されるようになってきた．これらの現象は，情報受信者が動画配信で会見内容を視聴および把握していれば，会見後に各報道機関が提示する記事作成の力量や能力，記事の正確さ等を情報受信者が判断・検証することができるようになったことを端的に示している．すなわち，動画配信を受けて記述したブログ制作者との比較すら可能になってきたのである[11]．このように情報発信主体における制作環境の変化は，かかる情報内容の質の維持に密接に関係する．また，情報発信主体を巡る外部環境は，その質の内容に関して比較検討でき得る判断基準を情報受信者にもたらすことになってきた．このように情報発信主体に関する外部環境には２つの観点が存在する．１つは先述したように，外部環境が情報発信主体に影響を及ぼす作用があるという観点．もう１つは，コンテンツの制作を通して情報発信主体の情報内容がどの様に外部環境に作用・浸透し影響を与えていくのかという観点である．情報発信主体が利用する媒体により，情報が大衆化する効果がある以上，情報発信主体とその情報受信者との間にはこのような情報環境の作用も考察する必要が生じる．

コンテンツの制作過程における何らかの倫理的判断は，メディア媒体が成立した時から存在していた．その存在は「情報の非対称性」により，情報発信主体から外部に漏れるこ

---

[9] Bazerman, Max H. and Watkins, Michael D.（2004）奥村訳（2011） pp.242-246.

[10] IT用語辞典e-Wordsによれば，SNS（Social Networking Service）とは，人と人との繋がりを促進・サポートするコミュニティ型のWebサイトを意味する．またブログ（Blog）とは，個人や数人のグループで運営され，日々更新される日記的なWebサイトの総称を意味する．

[11] これらは動画配信の発展により，記事作成者の力量や能力を情報受信者が判断できる一例である．なお，基本的に報道機関は「取材源の秘匿」を職業倫理の１つとして理解しており，秘匿を条件に得た情報の取材源は第三者に明かしてはならないことを倫理規定に設けている．例えば，日本放送協会（2011）「NHK放送ガイドライン」p.11や民間放送連盟（1997）「日本民間放送連盟　報道指針」などに明記されている．

とはなく，これを問題視することは少なかった．昨今の情報発信主体によるコンテンツ制作過程における不正や不祥事は，かかる解決策や改善案とともに制作過程の倫理的判断に関わる実状を含め，徐々にではあるが情報発信主体の透明性を高める方向に向かっているように感じられる[12]．

これらの背景を踏まえた上で，情報発信主体内で受信者向けに情報が生成されていく過程から，実際に情報が伝達されるまでの総合的な情報倫理に関係する現象を，上手く体系化し解説できるよう学問的筋道を定めながら解明することは，情報発信主体における社会的責任の１つとして重要であると認識する．メディアに身をおいて放送局全体の倫理を考察するに当たり，その倫理は，放送局としての最終完成品ともいえる番組コンテンツ[13]においても十分な（倫理的）効果を持ち，それを通じて社会への貢献に寄与しなければならない．本研究の達成が，メディアで働く者達，ならびに社会のために資することが私にとって最大の抱負である．

第２節　研究目的

本研究の目的の１つは，主に情報セキュリティの「新たな価値」の探求にある．私の属する組織は，報道に関する情報システムを介する株の不正取引等の不祥事で大きく揺れた経験を持つ．これを今日までの情報セキュリティ的な視点で捉えると，情報システムの脆弱性と人的モラルによる情報搾取・漏洩の範疇で解決してきたといえる．本研究はこれを，情報素材が情報価値を持ちコンテンツ化されるまで，つまり情報が価値を持ち情報受信者に提供されるまでを「情報生成」過程と捉え，その「情報生成」過程も情報セキュリティの範疇と考える．これが本研究における「新たな価値」の提示であり，オリジナルな考え方である．よってメディアの送り出す番組コンテンツには，情報生成過程における情報セキュリティ的視点が欠かせないことを意味する．ここで「情報生成過程における倫理」を，本研究では「情報生成倫理」と簡略化して呼ぶことにする．情報生成倫理とは，情報生成の発端であるアイデアの創造や脳裏に浮かんだイメージそのもの[14]に倫理を課すものではなく，それらの情報資源を情報メディアが情報内容として加工・編集して送り出すまでの情報生成過程において，情報倫理を考察するものである．

本研究の全体は，情報リテラシーを基軸に構成する．リテラシーとは，一般に読み書き能力[15]とされるが，ここでは（１）情報の持つ表現や意図，その背後に潜むメッセージを読み取る能力とともに，（２）自身で情報を発信する能力をも含む概念と定義しておく．

村田（2004）は，現行の情報倫理教育において，次の危険性が伴うと理解する．以

---

[12] 各社の取材に対する指針の公表や不正事件の検証を通じて，各々の組織における行動規範や現状を把握し易くなってきている．

[13] 放送コンテンツという言葉は，番組を始め，映像，音声，データなどを含む総称として用いている．

[14] 具体的にはアイデアのひらめきやひらめく瞬間，漠然と脳裏に浮かんでいる状態．

[15] 一般に情報リテラシーを意味する範疇には，　情報ツールの操作や作業方法等（コンピュータ・リテラシーとも呼ばれる）の使い方に関する内容も含まれていることが多い．本研究における情報リテラシーの定義においては，情報内容に特化した研究であることから，これらの情報ツールの操作等に関するリテラシーに関しては考慮しない．

下，①〜④までを引用する[16].

①情報倫理の対象として取り上げられる問題が，既に確立されている法，ルールあるいは行儀作法に反するのか，反しないのかを判断する問題に限定され，情報倫理教育が「べからず」教育に終始する.
②情報倫理に関わる問題を捉える視点が，日常の個人の行動レベルで，他者とのトラブルをいかに避けるかというものに矮小化される.
③倫理問題に対する認識，考察，判断が既存の法，ルール，マナーに従いさえすればよいという形で思考停止される.
④倫理問題がマニュアル，あるいはアルゴリズムに従うことによって解決されるという誤解を与える.

企業や団体組織において，情報セキュリティ案件や情報倫理に関する施策のほとんどが法，ルール，マナーに帰着することが多い．これらの施策は，しばしば制作現場への新たな制約として理解され，このために作業の自由度が阻害されていると言及する識者も多く存在する[17]．しかし，法，ルール，マナーへの遵守が，必ずしも倫理的に正当であるとは言えない[18]．今道（2009）は「企業が課す倫理行動規定などの規則は服務規程であり，倫理ではない」と明確に論じる[19]．つまり現状の倫理的施策は，法，ルール，マナーへの適用による判断基準を説いている．しかし本来はその法，ルール，マナーが適用されるべき本質が存在し，その本質を考慮した上で，それらが活かされることが重要となる．すなわち，本質への動線を欠いた思考停止の状態では無く，法，ルール，マナーの根拠となる前段階まで思考を巡らしたアプローチをしなければ，それは倫理が確立していることにはならず，また，それは倫理を研究したことにはならない．故に，倫理的対応としての「本質的判断基準を常に考えること」は十分に倫理研究の目的となる.

---

[16] 村田（2004）p.4.

[17] ジャーナリストの多くが，コンプライアンスによる施策を制作現場への制約として理解しているケースは多々ある．例えば田原（2011）や田原・佐藤・宮崎（2012）pp.108-112. における言及などは，この典型的な例であろう.

[18] 理解のため交通ルールを考えてみる．横断歩道の途中で幼児が転倒し，まもなく信号は赤に変わろうとしている．このとき車が接近してきたとする．貴方は，信号が直ぐに赤に変わったので交通ルールを守るべく，横断歩道を前にして，その場に立ち尽くすだろうか，幼児を助けに飛び出すだろうか，このとき人命を助けることも倫理であろう．ならば，交通ルールを破ってしまったことは倫理としてどう判断すべきか考えてみると良い．これは郷原（2007）pp.100-101. のように，コンプライアンスが単に法令遵守と捉えられ，その適用に疑問を呈する指摘とも似ている．郷原は，法令の背後には必ず何らかの社会的な要請があり，その要請を実現するために法令が定められ，本来は法令遵守が社会的要請に繋がる仕組みではあるが，日本の場合，法令と社会的要請との間でしばしば乖離・ズレが生じると認識する．その上で「企業が法令規則の方ばかり見て，その背後にどんな社会的要請があるかということを考えないで対応すると，法令は遵守しているけれども社会的要請には反しているということが生じる」と解説している.

[19] 同様の主張は，今道（1990）pp.56-58. での行動指針を論じる内容や，今道（2011）pp.63-64, p.90, pp.95-96, p.99. での服務規程などに関する論述にもみられる．また今道（1982）は，想像力と倫理に関して対面倫理という言葉を用いて考察している.

一般に倫理学[20]とは，道徳哲学であると理解されている[21]．Rachels（1986）は道徳哲学を「道徳の本性ならびにそれが我々に何を要求しているか―ソクラテスの言葉では『我々はいかに生きるべきか』―そして，なぜそうなのかということについて体系的に理解しようとする試みである」と定義している[22]．そして Rachels（1997）は，「実践的問題の研究に私が引きつけられたのは，そこに興味をそそられる哲学的問題が含まれていたからである」[23]と述べている．山田（2004）は，倫理学の中心問題は最高善の探求であり「この最高善の確認から必然的に行為の基準も生じ，人生観も生まれる」が故に，倫理学は人生観確立の学と理解する．また，哲学は世界観の学であり，従って世界の根本実在の観方により人生観も異なることから「哲学と倫理学は密接不離の関係にある」としている[24]．すなわち，実践的に倫理的課題を扱うためには，哲学的見地まで考察する必要性もあることを意味する．これらの見解から実践的な情報倫理を探求する際，情報を生成する人や情報を発信する者，情報を受け取る人（情報受信者）や情報伝達者といった人的要素と，情報そのものの価値，情報そのものの他への影響など，情報そのものに起因する意味的要素なども考慮しなければならない．よって，単に情報に関わる人的要素と意味的要素を考察する上でも多くの観点が必要になってくる．金子（1987）は，アリストテレス哲学の論理の体系的基礎から学問領域は次のように分類されると理解する．

①「見る」観照（テオリア）：理論学（自然学，数学，形而上学）
②「行う」実践（プラクシス）：実践学（倫理学，政治学）
③「作る」制作（ポイエーシス）：制作学（弁証論，修辞学，詩学）[25]

この体系化からいえるのは，上の①～③の要素にまたがる考察が必然的に情報に関する研究に及んでいるということである．本研究では，これらの理解の上で，情報そのものの本質的理解への考究を目的の１つとする．それは情報に関する哲学的領域，すなわち情報哲学にまで踏み込むことを意味する．

さらに本研究は，これら情報哲学・倫理的研究を基礎として，メディアの変容を含め情報・コンテンツの生成過程に焦点をあてた研究と，今日のメディアを巡る環境から情報倫理を考察する研究で成立し，前者は情報主体（部分）的観点，後者は情報環境（全体）的観点を意図している．情報の生成においては、それがコンテンツなどの創造性を含むものに倫理的制約を加えることは難しい。しかし、その情報の生成過程においてその創造性を

---

[20] 山田（2004）p.12. によれば，倫理学とは英語のEthicsの訳語であり，この語源はギリシャ語のエートスから来ており，品性および気質を意味している．このエートスと関係深い言葉としてエトスがあり，風俗習慣を意味する．よって倫理学は品性，気質，風俗，習慣に関する学とされる．風俗習慣は外的，品性気質は内的とされており，相互に密接な関係をもつ．すなわち行為の規範について研究する学問として翻訳された倫理学の意味とほぼ一致する．

Adorno（1963 ）船戸訳（2006）pp.30-32. は，エートスと人格性の問題について，人格性の概念がKantにおいて初めて決定的な倫理学上のカテゴリーに登場したと紹介している．

[21] たとえば柘植（2010）p.8. など，倫理学の入門書においては，しばしばこのような主旨の記述がみられる．

[22] Rachels（1986）小牧・次田訳（2003）p.1.

[23] Rachels（1997）小牧・次田訳（2011） 緒言ii.

[24] 山田（2004）p.7.

[25] 金子（1987）pp.4-5.

害しない倫理的判断ないし倫理的価値を加えることは、意識・無意識を問わず情報の質的要素として重要である。また，情報主体から放たれた情報内容は，情報環境においてはその内容そのものの倫理性と同時に，情報の伝達に関わる倫理性という２つの倫理性に波及して行くと考えられる．それらを考察することも情報倫理を考える意味で重要である．

本研究の目的は，これら①情報セキュリティの新たな価値の探求，②情報リテラシーを基軸にした意味的情報の探求，③思考停止を生じさせない情報の本質的理解への探求，④情報主体（部分）的観点からの倫理性探求，⑤情報環境（全体）的観点からの倫理性探求，である．これらの研究の総合から，情報生成倫理の理論の体系化を目指すものである．

第３節　研究の意義

情報セキュリティに関する考究を行う場合に，信号伝送や暗号処理を含む工学的観点からの研究がある．本研究はこれら工学的観点からのアプローチとは異なり，文系，とりわけ経営，法，倫理を含む社会科学を主たる分野として展開する．また本論の考究する情報生成倫理は，意味的情報に関する研究であるとともに，情報生成過程において，その情報内容の倫理的意義とは別に，情報の生成される作業フローないしその環境としての組織についても言及する．故にリスク管理学をはじめとした情報学，倫理学（哲学），経営学に考察がまたがることは必然である．

更に，情報リテラシーを基軸に論の展開を図る上で，本研究は主に情報発信主体からの視点を重要視している．それ故にジャーナリズム論とも重複する部分もある．従って論の全体としては社会情報学[26]やメディア論などの社会学の学問分野と受けとめることもできる．このような多岐の学問分野を背景とする学際領域における研究では，その基本となるディシプリンが不明瞭であるとのそしりを免れるものではない．しかし，それは本研究の独自性がそのような学際多分野に及ぶことで無意味な研究であることを意味しない．それは単に著者の視点からの研究については，今まで熟考なされてこなかった，ないしはその観点からの研究が稀少であったことを暗に示していると考えることもできよう．昨今「情

[26] 情報社会学と社会情報学は，共に人文科学，社会科学，工学等に関連する学際的，分野横断的な正確を持っており，しばしば混同して使われている．それぞれを代表する学会の見解を眺めるとその違いが明確となる．情報社会学会会長の公文（2008）によれば，情報社会学はポスト産業社会として位置づけた情報社会のあり方や問題点を研究対象としている．一般社団法人社会情報学会会長の伊藤（2012）によれば，社会情報学はデジタル化，ネットワーク化が急速に進展するなかで，社会における情報過程を研究対象としている．Webster, Frank（1995）田畑訳（2001）pp.18-43. は「情報社会」の定義について，情報社会とそれ以外の社会の区別という観点からテクノロジー的・経済的・職業的・空間的・文化的の５つの論拠について分析を試みた．しかし，それらは未発達もしくは不正確であり，明確な定義を得るまでには至っていない．濱田（1999）pp.1-7. によれば，社会情報学を定義している複数の研究者においても，その内容において相互に違いがあることを明示している．濱田は，かれの所属する東京大学社会情報研究所の設立目的から「情報社会という情報の中身だけを対象とするのではなく，情報が生産され，流通し，あるいは処理・蓄積・利用される過程，および，生産・流通・蓄積・利用を行う主体（個人・組織等）を併せて，研究の対象」とし「情報の利用環境となる制度的な諸条件等についての研究」もこれに含まれると理解している．よって，各々が厳格な定義を持っていない現状でもある．本研究では，濱田のいう広義の定義を採用する．なお本論の軸足は社会情報学に置くが，決して情報社会学的見地を排除するものでは無い．

報爆発」[27]という言葉が示すとおり，多くの情報が発信され，消費ないし多次利用されており，この傾向は減少することなく展開されてきているのが実状でもある．本研究の志向の先にある情報発信における倫理性を体系的に解明することは，やがて新たな学問領域の誕生にも繋がっていく可能性を秘めている．

情報生成の過程におけるコンテンツ内容の違い，すなわちその内容が情報系であろうとも音楽やドラマ系であろうとも，コンテンツ制作に関して施す処理工程の大枠に大差はない．コンテンツ制作における情報生成過程に関する倫理においては，これら内容の特徴や違いにより適用が大きく異なるわけではなく，共通の理論として体系化することが可能であると理解する．よって，本論の研究を一般的なコンテンツ制作過程に還元することが可能である．また，コンテンツも様々な形態があるが，その中でも特に映像メディアを中心に考察を行う．

情報リテラシーを主題にした論文の多くは，情報内容を批判的に読み解く視点からの論述が多数を占め，積極的に情報を発信する方向性からの論文は少ない現状がある．また情報発信に関しても，いわゆるジャーナリズム的観点から社会事象を個別具体的に検証する姿勢が多く，それだけに取材する側や取材される側の立場や，事象に対する視点の違いにおいて，おおいに論議を展開してきている．本研究はこの個別具体的な事象の問題をジャーナリズム的観点に押し留めて考究することからは距離を置き，情報発信主体においてこれらの問題に関する本質について論及することで，情報発信主体における倫理的判断の所在とその意味への接近をはかるものである．

第４節　研究のアプローチ

本研究においては，研究対象を解釈的な接近により考究する定性的な研究を主とする．その研究手法は，理論構築を目指すために現象学的アプローチ[28]，および 関連する様々な事象や文献を用いて解釈を得る体系的な理論構築への接近を意味する解釈学的アプローチを基本に展開する．なお，定量的な研究アプローチは用いないが，情報に関する定量的なデータや指標に関しては，理論形成の補完的要素としてこれを利用する．

---

[27] 総務省情報通信政策研究所（2009）pp.3-4．によれば，1970年代のテレビ放送普及や多チャンネル化等を背景に「情報爆発」という言葉も使用されているが，1990年代以降の商用化されたインターネットの普及，コンピュータの処理能力向上と台数の急増等にともなうデータトラヒックの急激な増加を「情報爆発」の様相を呈していると論じている．また，総務省情報通信政策研究所調査研究部（2011）では，インターネットにおける情報流通量において，2001年を100と換算したとき2009年は7163．消費情報量は　2001年を100と換算したとき2009年は237を示している．つまり，情報の消費においてこの間倍増しているが，情報の流通は約72倍に急増していることを意味している．なお，秋山（2007）は著書『情報大爆発』において，総務省が「情報流通インデックス」に切り替える前の統計である「情報流通センサス」から「情報化時代は終わり，情報過剰時代にある」と考察している（pp.12-19.）．また，情報爆発という言葉が世界的に注目されたきっかけとして，Lyman and Varian（2000）の調査結果を挙げている．

[28] 現象学は20世紀はじめにHusserlによって導出され，その後，Heideggerらに継承されてきた．現象学の定義は，現象学者個々人ないし理論化の時期的変遷により必ずしも一致していない．現象学的アプローチに関しては，大別して次の２つに分類する事は可能であろう．１つは，Husserlの現象学的認識論に依拠し，普遍妥当性の成立の解明に関し，事象の意味や体験をありのままに理解し認識することから，現象学的還元を通じて本質構造への記述を行うものである．２つめは，HeideggerやMerleau-Pontyなどに見られる現象学的存在論から志向するもので，事象の存在を理解および解釈するに際し，存在者である人間がどの様に存在を知見しているのかを求める研究姿勢である．

本研究は，先述のように情報生成倫理における理論の体系化を目指し，次の５つの探求から成立する．①情報セキュリティの新たな価値の探求，②情報リテラシーを基軸にした意味的情報の探求，③思考停止を生じさせない情報の本質的理解への探求，④情報主体（部分）的観点からの倫理性探求，⑤情報環境（全体）的観点からの倫理性探求，である．

本論は研究の成果として，単なる制度設計や制度策定を促すものではなく，情報倫理における仮説検証的思考の実践を視野にいれている．よって事象の本質を捉え，本質から事象に対応するための理論構築を目指している．この思考する慣習を組み込んだ対応を導くことができる体系的理論化の基礎を得るために，これらのアプローチを参考に研究するものである．

第５節　論文の構成

本研究は，情報生成倫理における理論の体系化に関して論理的な展開を考慮し，大きく分けて次の３部により構成される．第１部は，情報セキュリティに関する新たな価値を提示し，その基本となる情報哲学的な視座を考究する．第２部は，情報発信主体に関係する情報生成倫理を考察する．また，情報発信主体から発信された情報が，情報環境の中でどのように作用されるのか，その作用にも情報生成倫理ならびに情報倫理的要素が関係していることを明らかにする．つまり第２部は，部分最適的視点および全体最適的視点から考究することを意味している[29]．最後に第３部として，情報生成倫理の実践に向けた具体的施策の１つとして，組織における倫理の確立に向けた構想を明らかにする．ここでは情報倫理をコンプライアンスあるいは企業倫理の一部として捉え，その実践を通して，どのように組織に組み込んでいくのかを明らかにする．

１．第１部概要

コンテンツを含む意味的情報の本質への接近を提示し，主に情報哲学に関する視座から論及する．本研究で取り扱う情報発信主体を対象とした情報リテラシーの観点，意味的情報を生成する過程をも含めた情報セキュリティの概念，倫理的判断の本質としての情報哲学的視座について論述を展開する．この探求により，本研究が提示する情報セキュリティの「新たな価値」の導出を試みる．

また，今日，情報セキュリティに関わるリスク管理においては，制度的解決[30]により不正発生を抑制する試みが多く見られてきた．しかし，このことが必ずしも不正の根絶には至っておらず，企業においてはしばしば費用対効果に関する論議にも話題を提供している．また，その制度を形成するに至った倫理や道徳的判断基準を促す根幹となる本質は，制度の浸透とともに希薄化されてきている[31]．第１部ではその制度的解決を生じるに至っ

---

[29] 本研究の論述にあたり，例えば「情報」など，使用する用語に複数の意味が含有されているものについて．本研究での論述に厳格性を求める場合は「意味的情報」や「工学的情報」などの表記を行なう．また前後の文脈によって著者の意図する用語の定義が理解可能な場合においては，この限りではない．

[30] COSOフレームワークへの準拠や，社内倫理規定の遵守など．

[31] いわゆる思考停止も希薄化の表れと理解する．経営学では「組織の固定化」の一例と理解できよう．

た本質的な考え方を探求する観点から，情報哲学的アプローチを試みている．情報に関する倫理的探求を司る情報倫理学は，倫理的探求の広義の概念としての哲学的探求である情報哲学とも相反するものではない．第１部における研究は，後の第２部ならびに第３部における研究において，その解明の基礎的ツールとして機能する．

第１章は，これまでの情報セキュリティに関する考え方を俯瞰した上で，本研究が新たに提示を試みる情報の生成過程における倫理に関して，その意味と特徴を論述する．

次に第２章は，情報哲学としての代表的な考え方を論の遡上に挙げ，これらを吟味することで，本質解明ならびに理論構築の足がかりを得たい．

２．第２部概要

McLuhanが著書『メディア論』の中で「メディアはメッセージである」[32]と述べて以来，未だメディアの主要な社会との関わりは，メッセージおよびその質の確保に注がれている．今日においても，メディア産業に関わる情報発信主体，インターネットのブログ等を介した個人による情報の発信等を含むメディアに関する全ての者に，メッセージの伝達は共通の土台となっている．かれはメディアを「熱いメディア」と「冷たいメディア」に区分している[33]．前者は，情報量が多く高精細度で，それらの情報で全てが理解でき，情報受信者による参与性が低いことを示し，後者は，与えられる情報量が少なく，情報受信者がそれを補う必要，つまりは補完性ないし参与性が高いことを指している．かれは，例として前者を映画，後者をＴＶと理解する．しかし，かれの区分で今日のメディアの変容を理解することは難しい．既にTV技術の発展は，映画の規格を包摂しており，高精細度なTVが家庭に入ってきている状態にある．さらに今日のメディアは，会話や文字などの言語的コミュニケーションである「バーバルコミュニケーション」とともに，顔の表情，声の大きさや震え，目線（視線），動作などの非言語的コミュニケーションである「ノンバーバルコミュニケーション」をも凌駕している．また，インターネットの可能性は，個人の情報発信および受信において，メールを主とする言語のコミュニケーションとともに，映像をもやりとりできる非言語の通信も可能としている．ＴＶでの高度化された加工技術による心理的な映像の挿入は，今や日常茶飯事といってよい状況にある．ＴＶは既に「熱いメディア」として機能する．つまり，McLuhanのメディアの区別は，現在のメディア環境においては，疑問の余地を与えていると理解できよう．

第３章では，McLuhanのメディアの区分が，今日の現実のメディアにおいて疑問の余地があるように，今日のメディアの変容と特徴を表出させることにある．さらにメディア・コンテンツにおける情報生成に関する倫理を考察する．ドラマでは映像の創造は許されるが，ドキュメントでは映像の加工は倫理的な問題を内包する。情報処理の自由度にともない「情報受信者が察知することができなければ，全ての加工は許されるのか」，メディアにおける表現者の意図する内容の制約について考究したい．また，情報発信主体が多数の情報受信者を対象にメッセージを送る際，メディアの持つ客観性，情報価値が問題となる．これらをメディアが持つ表現手法とその使われ方の観点も含め考察する．次に，情報発信主体と情報受信者を含めたトータルな情報リテラシーの在り方を社会情報学の見地

---

[32] Marshall McLuhan（1964）栗原・河本共訳（2006）pp.7-22.

[33] Marshall McLuhan（1964）栗原・河本共訳（2006）pp.23-34.

から研究する．

第４章では，一次情報に接する機会が多い個人が，情報を獲得するための倫理的行動と，その個人が属する情報発信主体（企業）との間の倫理的感覚を考察することで，そのジレンマを俯瞰する．今日においても番組コンテンツの有力な柱でもあるニュースにおいて，その専門職倫理についてジャーナリストを事例として論述する．

第５章では，情報発信主体を取り巻く環境を考察対象とする．これは情報発信主体から送出された情報に，情報生成倫理がどのように関わってくるのかを考察するためである．ここでは主に，情報の海外展開，情報の二次利用など，情報の地理的拡散や利用の拡散に関して考察する．

これらの考察を踏まえ，メディア変容の過渡期にある今日における情報の生成過程における倫理を明確にしたい．

３．第３部概要

ここでは，第１部および第２部で考察してきたことを，今後どのように組織に組み込んでいけば具体的に情報生成倫理の確立が図られていくのか，その１つのプロトタイプとして，企業倫理およびコンプライアンスを実際の組織に適用した実践方法を論述する．これを記した第６章は，第１部および第２部を論じる上で基礎となった実践方法であるとともに，この実践の入れ子として，情報生成倫理の確立に導く具体策が，この章の考察の延長線上に提示できると考え，敢えて章立てした内容である．この具体例から，第１部で考察した個人と組織と社会の位相関係を，論の背景にイメージしていただくと，本論文全体で述べている「軸」が理解できると考える．

第７章では，第６章で論じた実践方法の有効性を，他の施策との比較の観点から考察する．

最後に，本研究における結論を要約し，本研究の貢献と今後の課題を明示することで，本研究の終章を構成する．情報発信主体と情報受信者における情報リテラシーを基軸として，情報生成倫理を明らかにする研究活動を通して，今日のメディアに携わる者が直面している課題に応えるとともに，広く学術として公開されることで，多くの研究者の研究活動に資したい．

第１部

情報哲学的地平

第１章　情報セキュリティの新たな射程

第１節　序

今まで多くの入門書や専門書で情報セキュリティが論じられるとき，情報セキュリティとは，個人情報や機密情報への不正な取得やアクセスなどの脅威から情報ならびに情報システムを守ることに主眼が置かれてきた．その脅威は，機密性（Confidentiality），完全性（Integrity），可用性（Abailability）の欠如に起因するものとされ，情報セキュリティの重要な概念として広く知られてきた．また，これらは情報セキュリティの３要素と呼ばれ，各々の頭文字をとって，いわゆるCIA[1]と略されて使用されている．この概念に加え，さらに日本工業規格（JIS）においては真正性，責任追跡性，否認防止及び信頼性のような特性を維持することを含めてよいと，情報セキュリティを定義している[2]．

さらにOECD（Organisation for Economic Co-operation and Development：経済協力開発機構）は，1992年版の「OECD Guidelines for the Security of Information Systems （情報システムのセキュリティに関するガイドライン）」を大幅に改訂し，2002年8月に「OECD Guidelines for the Security of Information Systems and Networks: Towards a Culture of Security （情報システム及びネットワークのセキュリティのためのガイドライン：セキュリティ文化の普及にむけて）」を発表した．大きな違いの１つは，1992年版では，政府や企業を主な対象者としていたが，2002年版では，情報システム及

---

[1] このCIAの概念は，OECD（経済協力開発機構）が1992年に発表した「情報システムのセキュリティのためのガイドライン」に「情報セキュリティの目的は，情報システムに依存する者を，可用性，機密性，安全性の欠如に起因する危害から保護することである」と定義している．

情報処理推進機構（2009）p.23. によれば，ここで，機密性とは，情報へのアクセスを許可された人だけが情報を使うことができるようにすることで，たとえば，機密情報はその情報をみる権限のある人しか見ることが出来ないようにすることである．完全性とは，情報および情報の処理方法が正確であり，安全であるようにすること．情報が完全であることは，たとえば情報が改ざんされたり，情報システムが勝手に変更されないようにすることであり，情報処理方法の正確さとは，たとえば情報が誤って削除されたり変更されるようなことがないようにすることである．また，可用性とは，情報へのアクセスが許可された利用者が，必要なときはいつでも情報や情報システムにアクセスできるようにすることであり，たとえば，自然災害やシステムダウンにより，情報が使えなくなることを防ぐことである．

会田（2009）p.41．によれば，機密性の喪失として，2006年にファイル交換ソフトWinnyのウイルスによって，海上自衛隊の2等海曹のPCからイージス艦の機密情報が流失した件．2005年に神奈川県立がんセンターの医師のPCが盗まれ，医師のPCに，氏名，年齢，手術の内容などの個人情報が約2000人分含まれていた件をあげている．完全性の喪失では，2003年に航空会社の通信制御プログラムの設計ミスによって「羽田空港用チェックイン・システム」の不具合が表面化し，150便が欠航，300便に遅れがでた件．また可用性の喪失では，2008年，ボットネットによるDOS攻撃を行い，攻撃への対策費として法外な金額を要求する悪質な業者が続出した件．2002年に米Yahoo!にDOS攻撃がなされ，アクセス不能状態になった件，などの事例をあげている．

[2] 日本工業規格（2006a）p.5．また，これらの用語の意味は日本工業規格（2006b）pp.2-3．によれば，以下のとおりである．なお，エンティティ（entity）とは実体のことであり，データ構造を表現する用語である．

真正性（authenticity）：ある主体又は資源が，主張どおりであることを確実にする特性．真正性は，利用者，プロセス，システム，情報などのエンティティに対して適用する．

責任追跡性（accountability）：あるエンティティの動作が，その動作から動作主のエンティティまで一意に追跡できることを確実にする特性（JIS X 5004）．

否認防止（non-repudiation）：ある活動又は事象が起きたことを，後になって否認されないように証明する能力．

信頼性（reliability）：意図した動作及び結果に一致する特性．

びネットワークを開発，所有，提供，管理，サービス提供及び使用する政府，企業，その他の組織及び個人利用者を対象としている[3]．つまり，この改訂により情報セキュリティの課題が，政府や組織の一部の専門家に限られるのではなく，情報システムやネットワークを利用する全ての人に対象を拡大していることを端的に示している[4]．

もう１つは「セキュリティ文化（a culture of security）」という概念をガイドラインに取り入れていることである．ここでは「セキュリティ文化」を「情報システム及びネットワークを開発する際にセキュリティに注目し，また，情報システム及びネットワークを利用し，情報をやりとりするに当たり，新しい思考及び行動の様式を取り入れること」と定義されている[5]．

これら２つの大きな違いに加えて，以下の９つの原則を提唱している．

① 認識の原則（Awareness）
　参加者は，情報システム及びネットワークのセキュリティの必要性並びにセキュリティを強化するために自分たちにできることについて認識すべきである．

② 責任の原則（Responsibility）
　すべての参加者は，情報システム及びネットワークのセキュリティに責任を負う．

③ 対応の原則（Response）
　参加者は，セキュリティの事件に対する予防，検出及び対応のために，時宜を得たかつ協力的な方法で行動すべきである．

④ 倫理の原則（Ethics）
　参加者は，他者の正当な利益を尊重するべきである．

⑤ 民主主義の原則（Democracy）
　情報システム及びネットワークのセキュリティは，民主主義社会の本質的な価値に適合すべきである．

⑥ リスクアセスメントの原則（Risk assessment）
　参加者は，リスクアセスメントを行うべきである．

⑦ セキュリティの設計及び実装の原則（Security design and implementation）
　参加者は，情報システム及びネットワークの本質的な要素としてセキュリティを取り組むべきである．

⑧ セキュリティ・マネジメントの原則（Security management）
　参加者は，セキュリティマネジメントへの包括的アプローチを採用するべきである．

---

[3] これらの対象者のことを，ガイドラインでは「参加者（participants）」と呼んでいる．

[4] 関取（2004,）p.40.

[5] OECD（2002,）p.8. の「1.Towards a Culture of Security」参照．なお，2002年版の概要に関しては，経済産業省・情報処理振興事業協会「情報システム及びネットワークのセキュリティのためのガイドライン：セキュリティ文化の普及にむけて　新OECD情報セキュリティ・ガイドラインの概要」に簡潔にまとめられている．

⑨ 再評価の原則（Reassessment）

参加者は，情報システム及びネットワークのセキュリティのレビュー及び再評価を行い，セキュリティの方針，実践，手段及び手続に適切な修正をすべきである．

このように，情報セキュリティの定義や原則としての考え方は，社会の変容とともに徐々に広い概念として変化しつつある．そして，OECDのガイドラインでは対象者の拡大と，セキュリティ文化の導入や普及を提唱するまでに至っている．このことは，企業などの利用対象に，情報セキュリティに関する技術的な対策とともに，従業員のセキュリティ意識向上まで見通した情報セキュリティの必要性が要請されていると捉えることができる．すなわち情報セキュリティが取り扱う領域の裾野は確実に拡大傾向にあることを示している．また，セキュリティ文化が企業に浸透するには，当然ながら企業文化の一画をセキュリティ文化が担うことが意図される．企業活動の結果が企業文化に作用を与えると理解するならば，セキュリティは経営に直結する意思決定にも影響を与える重要な役割があると考えられる．

林（2011）は，企業を１つの情報システムであると見た場合，内部統制，コンプライアンス，事業継続計画，企業の社会的責任，品質管理，環境適応など，どれ１つをとっても情報との関係を抜きにして語れるものではなく，企業活動のほとんどは何らかの形で情報セキュリティに関係があると見ることさえ可能と判断し，「セキュリティ経営」という語を提唱している[6]．現代において，企業の業務がコンピュータに依存している現実を理解できれば，業務のシステム依存度によって度合いが異なるとはいえ，システム等のセキュリティ対策によってリスクに対応する「経営の中でセキュリティの管理をどうするか」という面と，これによって経営の安定性と信頼性を確保する「経営そのものをセキュアにするにはどうすべきか」という面の両方を，同時に見据えた経営の実現を可能にすることが重要であり，これが「セキュリティ経営」の意図することである[7]．このように，セキュリティ経営という語が出てきた背景には，企業経営やマネジメント，意思決定に至るまで，情報そのものが企業の盛衰を左右するようになり，とりわけ情報システムと情報セキュリティの重要性が理解されるに至っていることに裏打ちされている．

しかし，経営をセキュアにするには，情報システムや情報セキュリティを屈強なものにするだけでは実現し得ない．なぜならそれらが守る情報そのものの意味を理解し，解釈し，活かす行動をともなって，はじめて叶うのである．このことは情報セキュリティの学問の裾野には，必然的に意味論との接触，もしくはそれと交わる部分が存在する可能性を予見させてくれる．

これらの知見を前提として，本章では，それら情報システムを利用して「情報」そのものを最終成果とするメディアなどの情報発信主体における，情報を生成する過程での情報セキュリティとの関わりを明らかにする．つまりセキュリティ経営が，経営と情報セキュリティに親和性があるものと理解するならば，「情報」を生成することが経営課題として優先されるメディアをはじめとする情報発信主体では，情報生成の過程にも情報セキュリ

---

[6] 林（2011）p.3, p.11.

[7] 林（2011）p.3.

ティが深く関与していると捉えられるのではないかという志向である．また，生成及び加工された情報の意図する意味が，情報受信者に正確に読み取れることも情報セキュリティの概念と類似しており，本章では，その実現のための情報倫理に着目する．その上で，本研究が新たに提示を試みる情報の生成過程における倫理に関して，その意味と特徴を論述する．

第２節　先行研究

本研究は，情報発信主体と情報受信者との間において，コンテンツなどの情報が生成される過程を含めた情報倫理を研究対象にしている．しかし，これまでは，コンテンツがつくられる過程においては，メディア論やジャーナリズム論を中心として，意味的議論を中心に論じられているのがほとんどであった．これを情報セキュリティという観点で論じているものは少ない．また，情報セキュリティと放送に関する研究はあるものの，情報発信主体と情報受信者との間においては，工学的，あるいはシステム的な概要説明が中心であり，その意味的内容にまで言及することはなく，既に情報は完成された製品のように扱われ，それを情報受信者まで正確に送り届けることに主眼が置かれてきた．

例えば，難波（1988）は，情報セキュリティと放送に関連して「放送のようなマスコミュニケーションは，もともと広く情報を伝えるためのものであり，情報セキュリティが問題になる分野とは異質なものと考えられる」と述べた後，「しかし，近年，視聴する人から料金を徴収して放送を行う有料放送が出現するのに伴い，放送といっても不特定多数の視聴者を対象にするのではなく，受信する人を限定する必要が生じてきた」[8]と放送をめぐる環境の変化から，限定受信方式に関連する技術を解説している．つまり，ここでいう情報セキュリティとは，情報を受信するための料金を支払い，受信の権利を得た人は正常に受信でき，不正な受信を行う者には情報を得ることができないシステムを講じることを示している．その実現のための技術として，スクランブル放送で暗号化を行うシステムを解説している[9]．同様に浜崎（1995）も，実用化開発が進む衛星放送のディジタル化において，ディジタル放送によるスクランブル技術の標準化などの動向から，放送の情報セキュリティに関して解説している[10]．

難波や浜崎の論が掲載されている学会誌[11]において，情報セキュリティを広い概念で捉えている論文もある．辻井（1993）は，情報ネットワーク社会の適応から暗号に関する概念を示した後，情報セキュリティ総合科学の確立を提唱している．それは唯物論哲学者

---

[8] 難波（1988）p.1291.

[9] 我が国のスクランブル放送は，1991年4月に衛星によるテレビ放送に初めて登場している．

[10] 浜崎（1995）によれば，スクランブル放送は，ITU-Rなどの標準化機関では限定受信放送（Conditional access broadcasting）と呼ばれており，この２つの用語は同様の意味で使われている．p.1572.

[11] テレビジョン学会誌を指している．ただし，社団法人テレビジョン学会は，1996年12月に社団法人映像情報メディア学会に名称変更されている．2012年4月からは，一般社団法人映像メディア学会となっている．

の狩野亨吉の論文を引用[12]した上で「道徳，宗教，法律のみで悪事を防ぐことは難しいと述べているが，技術のみでもこれはもちろん困難」と解説し，「技術，経営，行政，法律，保険，倫理，心理，社会，哲学，思想等，多方面の思索と知見を有機的に関連づけた情報セキュリティ総合科学ともいうべき学問体系を築くことは，人類の未来にとって喫緊の課題である」と述べている．さらに辻井は「特に恣意的な画像生成を可能とする知的処理技術の進展は，擬似現実の世界を拡大させていく．人類が新しい文化を創造し，体験していくことは素晴らしいことであるが，知的不正行為の高度化に対する対策を研究開発に含めておくことが必須であろう」と示唆している．かれの示唆は，本研究の内容と意を異にしないが，その方法は社会学，心理学，思想・哲学等の諸科学からの，新しい時代に対する深い思索の上に情報倫理を確立し普及させていくことが望まれるという言葉で終わっている．その具体的な内容を解明することが本論文に課せられたものと考えると，必然的に情報セキュリティと，本研究内容の整合性が確保できるものと理解する．

さらに，メディアの送り手という視点からみると，美ノ谷（1998）の『放送メディアの送り手研究』がある．ここでは産業組織論を基軸に，地上波テレビ局の設立過程，新聞との比較，衛星放送やデジタル放送の動向など，放送メディアを巡る環境を俯瞰して眺める方法が展開されているが，本研究で主張する情報生成過程の倫理的内容には一切触れられていない．また，研究ではなく，参考図書として放送メディアに触れているものに，島崎ら（2009）の『放送論』がある．この中で，本研究と類似した観点としては，奥田（2009）による「番組制作と放送倫理」の章[13]に，取材や番組制作時に守らなければならない基準として「放送倫理」にふれ，これに関して自主的に審査する第三者機関であるBRO設立[14]の経緯やその教訓が述べられている．同様に本橋（2011）は，各放送機関が定める放送倫理綱領や，BPO，放送倫理，「やらせ」問題などに言及している．これらは情報発信主体に課せられた自主的機関や制度について述べており，本論が解明を試みる情報生成過程における倫理の本質にまでは至っていない．

次に，黒田（2005）は，メディアリテラシーの観点から送り手に対し論じている．以下に引用する．

> 「メディアリテラシー」を受け手に期待し，それを送り手が「教育」していく，そうした「教育論」が時として陥ったのは，自らは正しいメディアの解釈者であり，無知な視聴者を啓蒙し市民として育てていくというまなざしであった．そこには，当然，「そのように指導するあなたは何者なのだ」という疑問もわいてくる．…（省略）…　そうした「立場」あるいは「力の関

12　狩野（1930）「科学的方法に拠る書画の鑑定と登録」から引用されており，その内容は「昔から，悪いことを防止したり抑圧したりする為に用いられる方法は先ず三つある．すなわち，第一に道徳によるもの，第二に宗教によるもの，第三に法律によるもの，およそこの三つによる方法以外に考えつかなかったものである．しからばその期するところの結果を得られるかどうか，これははなはだ心細い次第である」とされる．なお，この内容は，安倍編（1959）『狩野亨吉遺文集』岩波書店，もしくは狩野（2005）『安藤昌益』書肆心水，に挿入されている．

13 奥田（2009）pp.217-233.

14　BROとは1997年に設立された「放送と人権等権利に関する委員会機構」をいう．2003年にBROと「放送番組向上協議会」を統合し，BPO（放送倫理・番組向上機構）に発展している．現在，放送と人権に関する委員会，放送と青少年に関する委員会，放送倫理検証委員会の３つの委員会で構成されている．（BPOのホームページより）

係」を自覚する必要があることをひとまず確認したい．その確認のうえで，送り手自身がメディアとは何か，受け手とは何かを理解しているのか，本当に放送を作れるのか，そういう議論をする必要があるのではないだろうか．

今，「情報を発信する」という言葉を何の疑問もなく使う．そのように使用することで，自らの作り出したその「情報」とは，非常に客観的で中立的なもののようになり，それが取材や編集，制作の過程のさまざまな意図，その現場での葛藤などの結果であること，つまり極めて人間くさい作業の結果がその「情報」であることが忘れられがちである．まさにかつての用語「メッセージ」の方がふさわしい．そうした「メッセージ」の作り手であり，届け手である「送り手」こそが，このコミュニケーションとは何かを理解する必要があるのではないかという基本的な問題意識が「送り手のメディアリテラシー」という言葉に込められている[15]．

黒田（2005）らが以降で論じたのは，関西文化圏からみたメディアのあり様など，ローカルと他との関わりや地域放送に焦点を絞っており，内容も現状認識からの比較検討が主眼であった．しかし，ここで引用した黒田のいう問題提起は，本研究とも合致する．情報の意図を出来るだけ正確に情報受信者に伝えるためには，受信者のリテラシー能力を向上するより以前に，情報発信主体が，読み解きやすい情報に加工・編集する技術，すなわち発信者の情報リテラシーの向上が欠かせない[16]．

このように，情報生成過程に関する倫理について，正面から挑んでいる研究は少なく，情報システムや情報セキュリティの観点から見ていく視座を展開している研究はほとんどない．映像を主体とする放送メディアのコンテンツ制作を含む情報の生成過程に関する倫理の考究は， 辻井のいう情報セキュリティ総合科学の確立の学際的な領域に位置しつつ，まだ未開の部分が多く残されている研究分野である．

第３節　情報とは

名和（2005）によれば「情報（information）」という語源は，「inform」の派生語であり，ラテン語の「in（中へ）」＋「forma（形作る）」へと遡れ，この名詞形が「心に形を与えること」に転じ，「知らせること」と移り，さらに現在の「情報」になったとしている[17]．そして「forma」については，物理的な中身のある実体を指し示すものではなく，輪郭や外見，姿といったもので，容貌や衣装の模様にあたるもので，見ることはできるが，持つことはできないという[18]．

---

[15] 黒田（2005）「はじめに」pp.5-6.

[16] 情報リテラシーの用語のなかに，メディアリテラシーも含まれていると理解した上で使用している．

[17] 名和は，1933年版のオックスフォード英語辞典「Murray, James A. H. et al. （1933）”The Oxford English Dictionary”, Oxford at the Clarendon Press, Passim」から引用している．

[18] 名和（2005）pp.7-8.

このように語源に遡っても，「情報」は物質やエネルギーと異なり，所有や支配が困難なもので，それを定義することは難しい．そのため，情報という用語の定義も様々になされており，後に示す情報哲学からの観点やリテラシーの観点にも，それに起因する様々な観方がある．しかし，論を企てるにはその定義は必要不可欠である．そこで，これまでの先人が「情報」をどのように定義しようとしたのかを簡単に振り返り，現代における「情報」の特質から概念を捉え，本論が考究するために必要な情報に関する視座を明らかにすることを試みたい．

1．「情報」という用語

先人たちがどのように「情報」を定義づけてきたのかを探る前段階として，「情報」という用語がどのようにして使用されてきたのか，まずは基本的な視座を得ておくために，日本図書館情報学会用語辞典編集委員会編『図書館情報学用語辞典』[19]から「情報」の項目を以下に引用する．

> 送り手と受け手の存在を想定した時に，送り手からチャネルやメディアを通じて受け手に伝えられるパターン．図書館情報学では，ブルックス（Bertram Claude Brookes 1910-1991）による「受け手の知識の構造に変化を与えるもの」という定義が広く知られている．一方，受け手の内部に形成される新しい構造を情報と考えたり，作用の過程そのものを情報と呼ぶ立場もある．情報は，データと知識との区別，また，物質やエネルギーとの対比によっても説明される．情報という語は，明治の初期に酒井忠恕（1850-1897）によって造語されたが，日常的に使用されるようになったのは最近のことである．その日常的な用法では，知識が蓄積であるのに対し，情報は流れとみなされる傾向がある．情報の意味は多様で，分野に依存しているので定義ができないという意見もあるが，情報の定義や意味の探求は図書館情報学の基本的な研究課題の一つとなっている．

このように「情報」の定義そのものが研究課題になるほど，各分野において多くの定義がなされているのが実態である．では，酒井忠恕は何をもとに「情報」という言葉を造語して用いたのであろうか．小野（2005）によれば，酒井忠恕が陸軍省の官房御用の職にあるとき，1875年にフランスで新式の歩兵陣中要務について書かれた「Instruction pratique sur le service de l’infranterie en campagne」が刊行され，これを直ちに翻訳し，1876年10月に本省からの許可のもと『佛國歩兵陣中要務實地演習軌典』[20]として内外兵事新聞局から出版したとされる．これが現存する書籍において「情報」という言葉が

---

[19] 日本図書館情報学会用語辞典編集委員会編（2007）p.106.

[20] 『佛國歩兵陣中要務實地演習軌典』には原本の記載はされていない．しかし，出版元の内外兵事新聞社が発行していた『内外兵事新聞』の広告記事に，原本がカタカナで記載されており，この文面から原本「Instruction pratique sur le service de l’infranterie en campagne」が判明している．（小野（2007）pp.348-349.）

用いられた最初の例とされている[21]．また小野は，酒井が用いた「情報」は，敵の「情状の知らせ，ないしは様子」という意味で用いており，このことから「情報」は敵の「情状の報知」を縮めたものと理解されると分析している．さらに，かれによる原文と訳本の対比により，ここで「情報」と訳した語源は「renseignement」であることが確認されている．かれは白水社の『仏和大辞典』から「renseignementは人や者を知る上で助けになる資料や調べで，informationはさらに明確な，突っ込んだ情報やニュースである．たとえば，人を雇い入れる場合にはその人に関してrenseignementを求めるが，取引のさいに疑わしい相手方についてはinformationを求める」という引用をもとに，最初の「情報」の語源はinformationよりも確度の低い情報資料の意味で用いられていることに注意する必要があると述べている[22]．

つまり日本においては「情報」という用語を，敵の「情状の報知」，すなわち戦況や状況把握，現状認識のための判断材料として，当初は兵語として利用されてきたのである．軍事において状況を認識するためには，それを上官が適切に把握できるような伝達手段や方法に則って伝えなければならない．そのためには状況の中で必要なものを取捨選択する必要がある．また，それが事実であるのか誤りであるのかの確認，連絡ルートの（複数）確保，不確実性（確度）などにより判断基準は変化する．これらrenseignementとしての「情報」と軍事は密接に関わっていたことは想像に難くない．よって，西尾（2013）がいうように当初「情報」は，英語における“intelligence”と同様の意味を持っていたということも理解できる[23]．このことから，今日広く用いられている「情報=information」という意味は，この当時には理解されていなかったということになる[24]．これを裏付けるように，Shannon，Claude E．によって1948年に発表されたInformation Theoryは，情報理論と呼ばれてはおらず，「インフォメーション」とカタカナ表記されていた．

1954年になって電気工学者の関英男博士は，この“Information”の訳語として「情報」という言葉を採用した．その使用が広まるにつれ「情報」という言葉の持つ意味が大きく変化していった[25]．つまり，工学の理論として使用するInformationに，従来から利用してきた伝達内容やその意味を扱う「情報」という要素が融合し，かつ，その範囲は今日，生命体が活動するための遺伝内容（遺伝情報）などを含め，あらゆる分野の送り手と受け手の間に存在する有形，無形のものを含むようになってきている．赤木（2006）は，現在

21　それ以前に情報に相当する言葉としては，報知，新聞，敵状の報知，敵報，報達，報告，告知などが用いられていた．（小野（2007）p.350.）

22　小野（2007）pp.349-350．によれば，その後陸軍はドイツ式に切り替わったため，「情報」の語源もドイツ語のNachrichtに移行したとされる．また「情報」という用語は，兵語から次第に一般化され，日露戦争後には国語辞典にも掲載され，戦後の情報理論の導入に伴い，英語のinformationの日本語訳とされるようになった．なお，フランス語のrenseignementは，情報のなかでも案内，参考，照会といった意味合いに近い．

23　西尾（2013）は，中国語における「情報」の意味が諜報活動を意味していることに近いことを例に「情報」の意味が“intelligence”に近いと解説している．

24　長山（1983）p.433．によれば，“Information”の訳語に「情報」という言葉が記載されているものに，岡倉由三郎編纂（1927）『新英和大辞典　初版』（長山の論文では「新英和辞典」と記載）があり，これがおそらく初めてであると論じられている．

25　西尾（2013）http://www.ipsj.or.jp/annai/committee/nisio_shojiro.htmlより．なお，関英男博士が前出の岡倉由三郎編纂（1927）『新英和大辞典　初版』から，単に「Information」の訳語として引用したものなのかは定かではない．

において情報の意味するところが多義的で漠然としている理由を２つあげている．ひとつは，日常的に使われる「情報」が，ニュースでもなく知識でもない，その手前の模糊とした前理解であること．もう１つを，メタファとしての使用が混在されていることをあげ，これらの二重の漠然さの霧で「情報」という言葉は包まれていると例えている[26]．では現在において漠然とした霧の中にある「情報」の定義づけはどのようになされているのだろうか．

１－１　情報の定義　ー西垣の所論をもとにしてー

ここでは，情報を網羅的に捉えた西垣（2004）によれば，情報とは「それによって生物がパターンをつくりだすパターン」であると定義する．その前提として情報は「生命体にとって意味作用をもつもの」であり，その「意味作用」もまた「情報」によって定義されるべき概念的曖昧さを持つものとされる．その上で，次のように要点を整理している[27]．

①情報の「意味」は，一般には解釈者によって異なり，解釈者（受信者）は常に「生物」である．
②生物はオートポイエティック・システム[28]であり，刺激ないし環境変化に応じ，自分自身の構成に基づいて自ら内部変容を続ける．その変容作用こそが意味作用である．よって，情報には「自己言及=自己回帰」的な性質もある．
③意味作用を喚起する「刺激」や，それによって生じる「変容」の本質は，物質でもエネルギーでもなく，「形」であり「パターン」である．

西垣（2008）は，情報の概念について「生命情報（life information）」「社会情報（social information）」「機械情報（mechanical information）」の３種類の情報によって分類されると理解する[29]．この３つの情報は互いに無関係の情報ではなく，全ての情報は「生命情報」[30]であり，そのなかの一部が基本的に元の性質を保ちつつ新たな属性が付加される形で，生命情報の下位概念として社会情報に転化する．同様に社会情報の一部がその下位概念として機械情報に転化し，３つの情報は包含関係になっているとしてい

---

[26] 赤木（2006）pp.23-24. かれは必ずしも全ての情報に当てはまる訳ではないが，情報は知識へと昇華する素地に成り得ると理解する．その知識が事実の体型であるのに対し，前知識はまだ体系性が備わっておらず，この前知識を正確に表現すれば「前理解」であると述べている．また，かれによれば，本来，通信理論で「Code（符号）」とでも称しておけば良かったものを「Information」という語をあててしまったという．それはそもそも論理的には同一でないものを，想像上で同一とするものであり，誤解を生じやすく，危険きわまりないと理解する．つまり「Code」を「Information」とするのは，メタファ（概念）による転義であるとしている．

[27] 西垣（2004）pp.26-27.

[28] 西垣（2004）pp.20-22.によれば，オートポイエティックとは，外部の誰かによって設計製作されるものではなく，（変容を繰り返しつつ）自己複製する存在であり，自己言及的・閉鎖的に自らを作り続ける存在であって，オートポイエティック・システムとは生命システムと定義している．

[29] 西垣（2008）p,13.

[30] すなわち西垣の理解する情報の定義は「生命情報」の定義でもある．また，「生命情報」の外にある生物と独立して存在する「実体」としてのパターン（岩石などがつくるパターンなど）は，情報とは無関係であると理解される（西垣（2008）p.15.）

る[31]．これらの情報の概念を図1-1に示す．かれは生命情報そのものは，われわれヒトが取り扱うことはできない原基的な情報であると位置づける．ヒトによって観測され，人間社会で通用する概念で捉え，言語などの記号を用いて記述されることで，生命情報はヒトの前に姿をあらわすことができ，この結果として出現する情報を「社会情報」という．それは通常「記号」とそれをあらわす「意味内容」とがセットとして成立すると述べる．故に，社会情報は狭義の情報であり，生命情報から社会情報へ転化する境界は人知の限界を意味している．よって，通常ヒトが日常生活で使っている「情報」は，基本的に全て「社会情報」に包含されていることとなる[32]．次に「機械情報」とは，意味内容が潜在化した社会情報で，端的にはコード化された「記号（能記）」のことであり，最狭義の情報である．それは情報があたかも「小包」のようにやりとりできることを意味し，最初の本格的な機械情報は文字と共に誕生したと西垣はいう．つまり文字も「コード化された記号」なのである．「社会情報」においては，「記号」とそれをあらわす「意味内容」とがセットであったが，「機械情報」では「社会情報」の意味内容から派生しつつも，記号と記号，すなわち記号（信号）変換規則のコード対応を行っている．つまり「機械情報」に付与される意味内容とはヒトにとってどのような「意味」であるかに関わりなく，処理用に固定された静的な「コード化された記号」となり，本来社会情報が持ち合わせていた動的な意味内容とは本質的に異なるという転化が行われる．この「コード化された記号」を用いることにより，情報の「伝達」をはじめ「蓄積」「検索」や論理的「処理」を可能とする[33]．

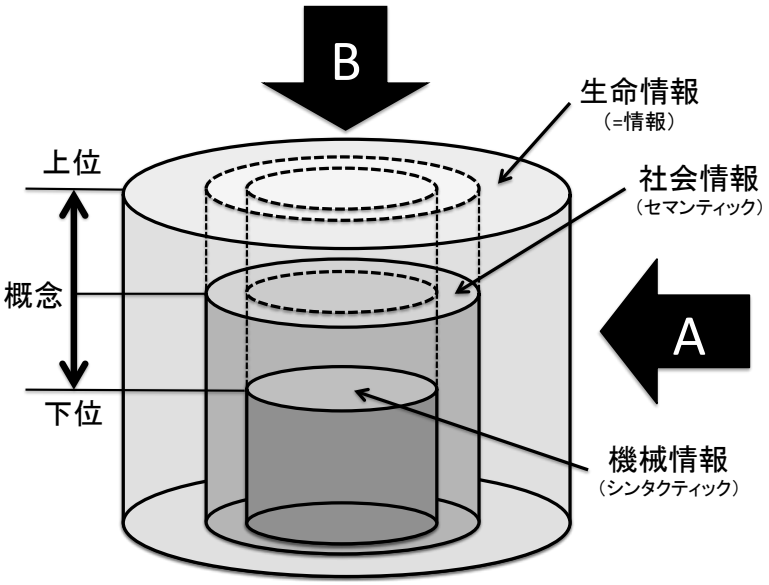

図1-1　西垣による情報の概念

（出所：著者作成）

[31] 西垣（2008）p,14.

[32] 西垣（2008）pp.14-17.

[33] 西垣（2008）pp.18-20.

「機械情報」を操作する技術が今日のITである[34]．IT技術の発達に伴い，従来は日常的情報ではなかった社会情報[35]をあたかも機械情報のように扱うことが可能になってきている[36]．西垣（2005）は，生命情報，社会情報，機械情報という３つに構成されてきた情報の分類の流れに対し，機械情報の側から生命情報を見直そうという視点の出現が，新たな関係として生まれてきつつあるということを強調する．その上で，人間を機械化していく現在の流れを逆回転させ，機械情報に基づく転回を拒み，生命情報に基づく転回へと変質させることを「情報学的転回」と呼称し，それが真の情報学の使命であると考えるに至っている[37]．

西垣の論は，図1-1に示すとおり「生命情報⊇社会情報⊇機械情報」という包含関係にある．ここで生命情報はあらゆる全ての情報を網羅していることに注意する必要がある．すなわち，生命情報以外は全て「情報」ではないという境界を明示し，「情報」をオートポイエティック・システムという自己循環型のクローズドなシステムの中に存在するとした点にある．かれは「生命，社会，機械という３つにまたがる情報概念が，これまで生物学，人文社会科学，工学という３つの学問領域で別々に扱われてきたことが，概念上の混乱を招いてきた」[38]と述べている．このことは従来からの情報概念の理解においては，図中のAからの視点で見てきたことを意味[39]し，これらの３つ情報を並列関係で把握していたこととなる．そのため工学系での記号や変数で情報を理解する論と，人文社会科学系での意味論として情報を理解する論では，同じ「情報」を扱っていてもその理解に齟齬が感じられることに繋がっていた．西垣は，このような視点ではなく，例えば図中のBから見たような包含関係の中に全ての情報を網羅した概念を構築したのである．また，この概念には，意味論に相当する部分も巧みにシステム化されている．「意味」の解釈者は生物であり，生物がいなければ，そもそも「意味」を認識することができない．また，「意味」は生物の生存において行われる選択行為にともない，事後的に発生するものである．この選択行為は，生物の記憶に基づき実施され，再帰的あるいは自己循環的に行われる．この意味の形成プロセスを「意味作用」として，この概念に含んでいるのである．

この概念は，赤木（2006）のいう「セマンティック（semantic）」と「シンタクティック（syntactic）」の違いについても包含している．赤木（2006）によれば，「セマンティック」とは「語によってなぜ意味が生ずるかを研究する」立場を表し「意味論的」と訳される．よって，情報であることの基準を「人間が意味を見出すこと」としている．また「シンタクティック」とは「語の並び方によって文が定まるとする」立場を表し「統辞論的」や「構文論的」と訳される．よって，情報を「意味を捨象した上で，伝えられ，蓄えられ，組み替えられる，処理可能な信号の集まりで，人間や機械の間で捉えられるもの」

---

[34] 西垣（2005）p.158.

[35] 西垣（2004）p.205. によれば，例として小説，絵画，映像などをあげている．

[36] 西垣（2008）p.20. では，これを「擬似機械情報」と述べている．

[37] 西垣（2005）p.246. また，情報学的転回が目指すのはあらゆる生命の尊重であり，そのためには人間が「生物の一種」であるとみとめるところから始まると述べている（まえがきp.4.）．

[38] 西垣（2008）p.14.

[39] 図1-1をA点から眺めたとき，それぞれの概念を円の表面として表しており，その円の表面が各々の円の表面に重なることはない．つまり各々の概念は分離されている点に着目すること．

としている．これら２つの異なる立場は，対立した関係にあったと赤木（2006）は述べている[40]．このことは西垣の情報概念において，「シンタクティック」は「機械情報」を表し，「セマンティック」は意味形成プロセスを通じて情報が表出する故に「社会情報」に含まれると理解できるのである．また，Bateson（2000）は情報を「差異を生む差異」[41]と定義している．ここで「差異」とは，西垣のいう「パターン」の１つの形態と捉えると，両者の定義はある程度共通することとなる．

西垣のいう「それによって生物がパターンをつくりだすパターン」とは，確かに「情報」全体を俯瞰して把握された「情報」の定義として導出されたものである．しかし，第１節でも述べているとおり，本章における視座は「情報システムを利用して『情報』そのものを最終成果とするメディアなどの情報発信主体における，その情報を生成する過程」に焦点を当てている．これは，西垣の３つの情報概念のうち「社会情報」と「機械情報」に該当する．この２つの情報概念に相当し，それらを包括する「情報」に絞った上での定義を考えたい．

室井・吉岡（1993）は「情報」という概念が「生命」「意識」「身体」「自然」といった広い領域に及んでいる[42]と意識した上で，「『情報』は実体的な何かを指しているのではない．情報とは情報を生み出すものである．情報は情報によって生まれ，情報を生み出していく」[43]と述べている．これは西垣の定義を導くための要点である情報の「自己言及=自己回帰」的な性質を表している．また，ヒトによって人間社会で通用する概念で捉えられ，「生命情報」から出現した「社会情報」としての「情報」は，既に「社会情報」としてそこにある他の「情報」との関係性で，「情報」に新たな「意味作用」を含んだ「情報」を生成あるいは更新・変容させるのである．このような理解の上で，情報が生成していく過程を定義づけたと捉えると，室井・吉岡（1993）が導出した「情報」の定義[44]は，広義の「情報」の概念においてもあてはまるとともに，メディアなどの情報発信主体の視点からみた狭義の「情報」をも的確に表現していると理解することができるのである．

---

[40] 赤木（2006）pp.24-25．なお，対立は1950年代に，情報を「シンタクティック・インフォメーション」とする主張が勢力を得るようなってからである．

[41] Bateson（2000）pp.457-459.

[42] 室井・吉岡（1993）p.6.

[43] 室井・吉岡（1993）p.70.

[44] 室井・吉岡（1993）p.70.は「定義」という言葉は用いていない．しかし，かれらは「情報」に関する最終的な考察として「情報は情報によって生まれ，情報を生み出していく」と論述しており，著者はこれを「定義」と理解した．

1－2　さまざまな情報の定義と分類

これまで西垣の所論を中心に述べてきた．しかし，一般に「情報」においては，従来よりさまざまな定義や分類がなされてきた．ここでは，これらについても参考のために俯瞰しておく．林（2007）は，これまで「情報」の定義と主張されてきた様々な考え方[45]を俯瞰した上で「情報とは，可能性の選択指定作用をともなうことがらの知らせである」と定義している．ここで「ことがらの知らせ」とは，一般に国語辞典で「情報」を検索したときに表記される意味である[46]．実際に『広辞苑』[47]で検索すると，①あることがらについてのしらせ．②判断を下したり行動を起こしたりするために必要な，種々の媒体を介しての知識，と記載されている．では，林（2007）が付け加えた「可能性の選択指定作用をともなう」とはどういうことか．かれは「その知らせによってある人たちの意思決定になんらかの影響を与えたときに，はじめてその知らせが情報になるという考え方である」[48]と解説している．つまり，かれの定義においては，まずは「ことがらの知らせ」によって「注意を向けること」と「それを理解・判断する過程」というものが受け手に引き出された時，はじめて「ことがらの知らせ」を「情報」であると理解されるのである．以下に，今日において代表的な「情報」の定義，および分類について簡潔に述べておく．

（1）情報Aと情報B

今井（1984）は，人々が「情報」という用語に，それぞれの見方から意味を与えているのが実態であり，例えばコンピュータ関係の者は「情報」を機械的な処理が可能な0と1の符号からなる系列と捉え，その形式に着目した情報概念を持ち，これに対し文科系の者は「情報」の実質的内容や意味的文脈を重視する情報概念を持つ．また，企業家であれば他より一歩先んじた情報の獲得と伝達が事業の生命戦となるなど，これら「情報」という用語に，多様な意味合いとイメージを包含しているが故に，多様で不透明な現代社会を

---

[45] 林（2007）pp.52-56.によって紹介されている「情報」の定義を以下に引用・列挙する．

「情報とは，人間と人間との間で伝達されるいっさいの記号系列」（梅棹忠夫（1999）pp.39-40.），「情報とは，知らせる行為であって，知識は知っているという状態であるから，一般的にはすべての情報はみな知識と呼べるのである」（フィリップ・アハループ），「私は情報をコミュニケートする内容に限定して，人間精神の創造物と考えてみたい．それは物的生産物に対立する概念としての知的生産物である」（坂本晋），「情報とは，特定の問題，状況に関して評価されたデータである」（宮川公男），「情報とは，あるまとまりを持った体系としての刺激であって，人間の環境適応の行動にとって，ある事象について判断を下すための材料となる刺激としてのメッセージである」（藤竹暁），「情報とは，無数にある情報要素の配列の可能性の中から，ある一つの配列の可能性を指定することである」（北川敏男），「われわれが外界に対して自己を調節し，かつその調節行動によって外界に影響を及ぼしていく際に外界との間で交換されるものの内容を指すことばである」（ロバート・ウィーナー），「広義には，物質，エネルギーと並んで自然の二大構成要素の一つと見られる情報は，物質，エネルギーの時間的，空間的，定性的，定量的パターンであり，パターンとは秩序ー無秩序の比較からとらえた物質，エネルギーの属性である．この意味での情報は，人間界と非人間界，生物界と無生物界とを問わず，物質，エネルギーの存在するところ必ず存在する．また狭義の情報は，講義の情報が記号ー意味化されたものであり，そういう意味の記号集合と定義できる」（吉田民人），「情報とは，通信システムの中で伝送され，処理され，蓄積される有意味な記号の集合体である」（電気通信総合研究所）

林（2007）は，これらの定義を受けて梅棹や北川の定義にほぼ準拠した解釈として（p.56.），後述する自らの「情報」の定義を提示した．

[46] 林（2007）p.52.

[47] 新村編（2008）『広辞苑』（第６版）岩波書店．

[48] 林（2007）p.56.

「情報」という言葉を抜きに語ることが難しいと理解する[49]．その上で今井は，物理学のエントロピー（entropy）[50]の概念に着目し，エントロピーが増大すれば無秩序になり，逆に，エントロピーを減少させると秩序が増大すると考え，この秩序を増大する「何か」を「情報」と考えた．つまりエントロピーにマイナスをつけた「負のエントロピー」を「システムの秩序度」を表す指標と捉えた情報概念を考案した．この情報概念は，情報の意味内容とは無関係で中立的である特徴を有する情報の形式ないし構文（シンタックス）にだけ注目する概念となる．このような実質的な意味内容を問わない，形式だけに注目する情報概念を，「情報A」もしくは「形式的情報」と呼ぶ．また，表現の形式はその意味内容を伝えるのに適した形を選択するという，情報の意味内容と伝達に着目した情報概念を「情報B」もしくは「意味的情報」と呼んで区分している[51]．

（2）実質的概念，存在論的概念，形式的概念

渡部（2008）は，「情報」の量が占める割合が大きい社会を情報社会と捉える見方においては，「情報」とは「知識」（knowledge, intelligence）であり，「情報」の相対量の増加やその絶対量が増加した社会も含め，「情報」を実質的概念と考える[52]．また，情報化社会を農業社会（物質依存）→工業社会（エネルギー依存）→情報社会（情報依存）という３つの発展段階で，「情報」（information）を基本概念として捉えた存在論的概念を示した[53]．さらに情報機器の発達を基板として情報化社会を捉え，「情報」を「データ」（data）とみる形式的概念をあげている[54]．

存在論では，田中（2001）も「情報を何かそこにあるものとみなす」として定義するが，かれはそれ以外の定義として「受信系の受信の内容が不可欠の条件」として過程論を明示する[55]．これは情報の伝達としての機能を表現したものと思われる．そのように考えれば，情報にもフローとしての過程論と，ストックとしての存在論の分類も可能といえる．

（3）意味と非意味

正村（2000）は，オリジナルとコピーの違いについての考察から，「同一性」「差異性」「写像」の３つが情報の本質的要素であると捉えた後，「情報」を，意味を内包する社会的な「意味的情報」と意味を内包しない機械的な「非意味的情報」に区分した[56]．かれの認識では，当初はDNAなどの伝達に代表される「非意味的情報」が「情報」の歴史

---

[49] 今井（1984）pp.2-4．また，渡部（2008）p.6.も，「『情報』（information）という概念のもつ含みは多様であり，どの意味で考えるかによって，問題の位相も変わってくる」と述べている．

[50] 今井（1984）p.43.によれば，ある系の運動がエネルギーを使うときに，それが与えるマイナスを測ろうとするものと解説する．

[51] 今井（1984）pp.45-46.

[52] 渡部（2008）p.6.はMachlup（1962）の知識生産社会論の考え方を引用している．

[53] 渡部（2008）p.6.はTofler（1962）の「第三の波」等を引用し解説している．

[54] 渡部（2008）p.6.

[55] 田中（2008）p.6.

[56] 西垣（2004）p.29.は，正村の論を，意味を理解するのはヒトに限定されていることと，遺伝情報などの生命情報も「非意味的情報」に位置づけられてしまうと論じている．

としてはじめて誕生し「意味的情報」がこれに次いだとされる．生物と環境の有意味な関係は，意味的情報により構築され，人間社会も言語をはじめとした意味的情報により形成されてきた．そして次にデジタル情報という「非意味的情報」が出現したとされる．そして前者と後者の非意味的情報を「非意味的情報Ⅰ」と「非意味的情報Ⅱ」としてさらに区別した[57].

（4）４つの情報概念

吉田（1990）は，最広義，広義，狭義，最狭義からなる４つの情報概念を提示する．かれは最広義の情報を「物質・エネルギーの時間的・空間的，また定性的・定量的なパタン」と定義し，広義の情報を「意味をもつ記号の集合」と定義した．狭義の情報は「『意味をもつシンボル記号の集合』を中核とした，多くの自然言語でいうところの『意味現象』一般に当たる」とする．そして最狭義の情報を「狭義の情報概念に更に一定の限定を加えたもの」と定義した[58].

また，井上（2004）は，吉田（1990）や今井（1984）の定義を，「情報」の一般的定義としながらも，情報には「内なるものの外在化」や「情報は対象を代理する[59]」などの独自の見解も示している．

（5）構文論，意味論，語用論

Kuppers（1986）は，遺伝子情報を含む，生物情報という概念をより正確に表すために，既存の情報理論との関係を考察している．かれは，生物の構造には，機能にみられる秩序にともない「意味（meaning）」や「意義（significance）」が考えられるとし，生物情報には何らかの意味をもっていると理解した上で，情報の意味論の側面からアプローチしている．そこで導出した「情報」の概念には，以下の３つの側面があると述べている[60].

①構文論的側面　個々の記号間の関係をつくるもの
②意味論の側面　個々の記号間の関係と，その意味をつくるもの
③語用論的側面　個々の記号間の関係，その意味，および送り手が受け手にもたらす振舞いをつくるもの

また，③は②，②は①を包含する関係にあるとされる[61]．この包含関係の意図するものは，構文論的情報は，受け手の側に意味論的情報なしには不可能であることや，意味的情

---

[57] 正村（2000）pp.37-38.

[58] 吉田（1990）pp.7-8. かれはDNA情報などは狭義や最狭義の定義ではカバーできず，広義の概念が必要となり，「神経情報」などは広義，狭義，最狭義のすべてが関わると理解している.

[59] 井上（2004）p.209. によれば，今井（1984）のいう「情報A」ないし「形式的情報」と同意とのこと.

[60] Kuppers(1986)品川他訳（1991）pp.31-32.

[61] Kuppers(1986)品川他訳（1991）p.33. なお，構文論＝syntax，意味論＝semantics，語用論＝pragmatics，と山川・田中・菊沢（2001）p.84. は解説している.

報は語用論的情報の概念を抜きにして考えることはできないとする考え方によるものである[62].

Kuppersの分類は，山川・田中・菊沢（2001）が指摘するように，Weaver（1949）の通信における３つのレベルに類似している．以下にWeaverの３つのレベルを引用する[63].

レベルA．技術的な問題
　　通信において，記号をどのくらい正確に伝えることができるのか
レベルB．意味的な問題
　　送信された記号は，どのくらい正確に所望の意図を伝えることができるのか
レベルC．効果の問題
　　受信された意図は，どのくらい効果的に所望する行為に影響するのか

このような類似した「情報」の分類をしてはいるが，Weaver（1949）がレベルAに着目して論述しているのに比べ，Kuppers（1986）の関心は，あくまで語用論的側面であり，これはWeizsäcker（1986）がいうように「語用論的情報は，意味自身を理解することを自然の過程として記述する試みで，すなわち，人間をも包摂するような自然の統一性に近づくこと」[64]を目論んでいるためでもあろう．この点において，Kuppersの語用論的側面は，西垣（2004）の定義する生命情報と同じ意味をもつ「情報」と捉えることができる．

このように，今井（1984）が示した「情報A」もしくは「形式的情報」と，「情報B」もしくは「意味的情報」のような相異なる性質を別の側面ないしコインの裏表のような関係性で捉える考え方がある．今日においても，前者を理系や工学的という表現を用いたり，後者を文系や意味的という表現を用いたりされている．これらとは別に，文理融合系とも称される吉田や西垣の考え方も知られるようになってきた．かれらは，これまでの工学的情報や意味的情報の対立軸の全てを「情報」の体系化のなかに包含して，その性質を理解してきた．

本節ではこれら全てを俯瞰した上で，「『情報』は実体的な何かを指しているのではない．情報とは情報を生み出すものである．情報は情報によって生まれ，情報を生み出していく」と「情報」を仮定義しておく．

２．データと知識との関係

石津・林（1972）によれば，「『広義の情報』には，『データ』『情報』『知識』の３つのレベル」[65]があるという．かれらは主に経済学的意味における狭義の「情報」に関して考察しており「単なる物理的存在である『データ』に経済的価値が付加されることに

---

[62] Kuppers(1986)品川他訳（1991）p.33.

[63] Weaver, Shannon（1949）植松訳（2009）pp.16-17.

[64] Weizsäcker（1986）p.viii．本書はKuppers（1986）品川監訳，松田・瀬野訳（1991）の「まえがき」に掲載されている．

[65] 石津・林（1972）p.28.

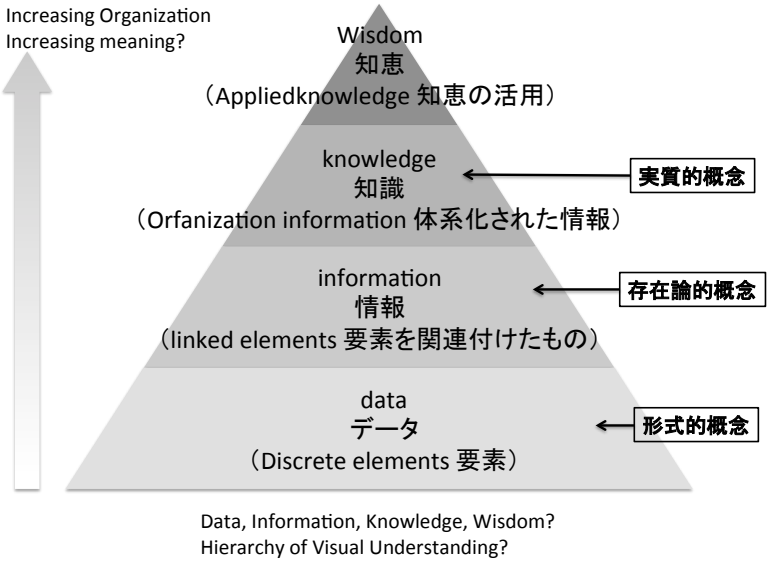

図1-2　情報のピラミッド

（出所：田代・服部（2013）p.7.図1-1およびData, Information, Knowledge, Wisdom?（2010）を基に，
渡部（2008）の概念を著者により加筆したもの）

よって『情報』となり，それが一部の人びとの専有を解かれて万人の所有し得る状態になったとき『知識』に変化する」[66]と考える．よって「『データ』『情報』『知識』はそれぞれ別個の物理的存在ではなく，時により状況によりあるいは受取人のいかんによってどのようにでも変化するものである」と理解している[67]．田代・服部（2013）によれば「情報（information）」は「データ（data）」と「知識（knowledge）」の間に存在するという[68]．これらの関係を図1-2に示す．田代らは，これら情報のピラミッド構造を構成するデータから知恵までを含め「情報」と表現することがあると述べている[69]．これは先に渡部（2008）の「情報」には実質的概念としての「知恵」，存在論的概念としての「情報」，形式的概念としての「データ」という側面があるという主張と同じであり，石津・林（1972）の主張とも類似している．図1-2の４つの分類は，

①データ（data）：事実や数値そのもの
②情報（information）：データを関連づけたもの
③知識（knowledge）：体系化された情報
④知恵（wisdom）：知識を活用すること

---

66 石津・林（1972）p.28.

67 石津・林（1972）pp.28-29. かれらは多面体の各面を「データ」「情報」「知識」とするサイコロのようなものを比喩的に考え出し，見る角度により変化することを例示している．

68 田代・服部（2013）p.7. および Data, Information, Knowledge, Wisdom?（2010）参照のこと．

69 田代・服部（2013）p.7. なお江崎（2013）http://dtcn-wisdom.jp/J/1-9-DIKW.pdf によれば，このようにデータから知恵までを「情報」として認識できるのは国内だけで，英語圏ではそのような表現は通じないと述べている．

と定義される[70]．さらに遠山（2003)による解説では，データは単純に「世界の状態の観察」あるいは「いずれ情報になる生の事実・材料」であって，「それらの個々の事実や材料の間には，なんら関係づけがなされていないもの」などと定義されるとする．情報は「適合性と目的を付与されたメッセージ」あるいは「文脈的意味をもって解釈・評価されたメッセージであり，判断や行為に影響を与えるもの」，知識は「情報の中から一般性・普遍性があるものと評価されて，貯蔵されたルーチンやプログラム」として定義されると解説する[71]．遠山（2003)によれば，データが情報に変換されるプロセスにおいて，それらのデータを意味解釈し，評価するための知識を必要とする（図1-3上）．このとき知識は，データの識別・加工・活用のための枠組みやフィルターとしての機能を有する．また，知識を高めたり，その有用性の維持のためには，その時々の状況における情報を必要とする（図1-3下）．このように知識の更新には情報を必要とするのである[72]．

次に，知識を知恵に昇華させるには，「意思（Will）」を媒介とすることで，知識から知恵を創りだせるようになると江崎（2013）は述べている[73]．ここで「意思（Will）」とは，知識を整理して，何をするために，どうするのかという意思の方向と，その結果としての何を得るのかという主要となる概念の把握を意味する．

ここでデータに関連して，西垣が述べた「IT技術の発達に伴い，社会情報をあたかも機械情報のように扱うことが可能になった」という点に焦点をあてておく．図1-4[74]に示す

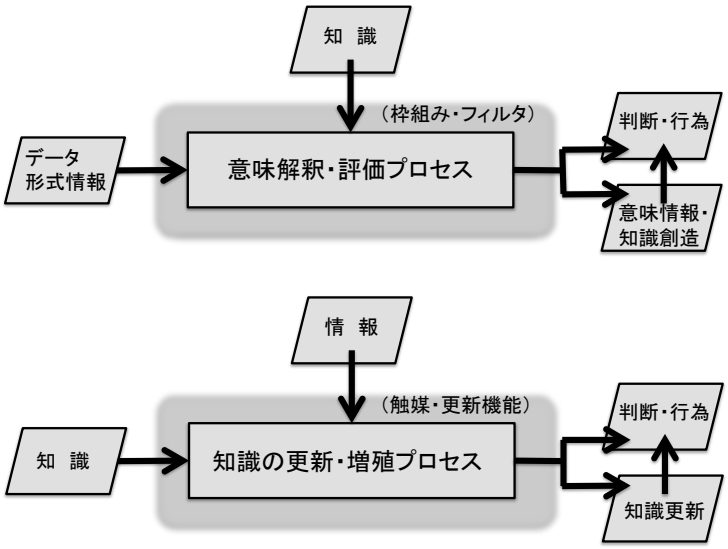

図1-3　データ，情報，知識の関係

（出所：遠山（2003）p.15. 図1-3より）

---

[70] 北上（2004）p.3.図1.1に示される同様の「情報のピラミッド」に関する分類では，データの下位に「五感による認識により見いだされるもの」として「事物・事象」を設けた５つの分類をあげている．

[71] 遠山（2003）pp.12-14.

[72] 遠山（2003）pp.14-15.

[73] 江崎（2013）http://dtcn-wisdom.jp/J/1-9-DIKW.pdf

[74] Computer Desktop Encyclopedia（2004） Information Structureより転記した．なお掲載年の2004年は，answers.com（http://www.answers.com/topic/information）に転記されていた同図に示されたものであり，これを採用した．

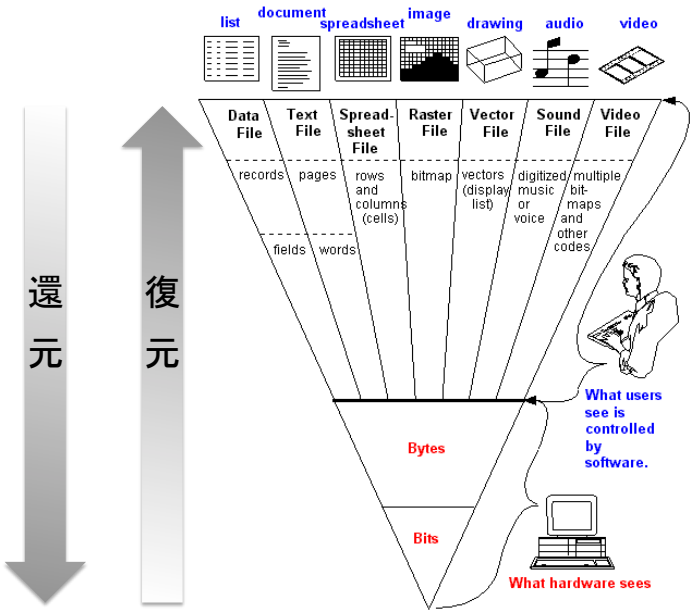

図1-4　情報の還元と復元

（出所： Computer Desktop Encyclopedia（2004） Information Structureより転記したものに一部加筆）

ように，音楽や画像，映像を含め，頭の中でイメージされるものにおいても「０と１」で表現されるデータに変換することがデジタル技術の発展により可能になってきた．すなわち，知識と知識を関連させるためには，もともと知識を得るための触媒であった情報に還元し，情報と情報をやりとりさせることで実現することができる．また，情報と情報を関連させるために，データに還元させて処理を行うということも可能となる．よって，意味ある情報を無意味な符号に還元させ，無意味な符号から意味ある情報に復元させる伝達方法がデジタルによる伝送技術の発展により，確立するに至っているのである．一度データとして符号化したものは，その符号化したデータだけを対象にしたとき，それが何をデータ化したのかはわからない．ただし，実際には意味ある情報を無意味な符号の配列に変換しているわけではなく，その際に特定のルールに従って変換することで，ルールを共有する受け手によって元に復元することが可能となる．図1-4において，全てのFileがBitsに集約されるのも，各々のFileからBitsに至るルールが送り手と受け手で共有されているからこそ伝達が可能となる訳である[75]．

[75] 一度，あるルールで情報をデータに還元したのち，それと異なるルールを適用してデータを元の情報に復元することは基本的にできない．たとえば，映像をデータに変換し，それをテキストデータでのルールで取り出しても，それが映像に復元することもできないし，満足なテキストとして意味ある情報にもならない．また，送り手と受け手でルールを共有していても，ルールの一部の適用を誤ったために重大な影響を与えることもある．たとえば，ＮＨＫ気象情報で，大分放送局が県内向けニュース番組の気象情報で，佐伯市宇目の予報を2007年10月から2014年4月まで誤って表示していたことも，変換ルールの一部を誤って読み取り，映像化したものである．この気象情報の誤表示は，他に名古屋放送局で2013年8月に４ヶ月にわたって岐阜と津の週間予報の天気を逆に表示していたことや，2013年4月から東海・北陸地方の７県で放映している気象情報の画面で長野県の降水確率を、誤って名古屋の確率を表示していたなどがある（ＭＳＮ産経ニュース（2014a, 2014b），時事ドットコム（2014），YOMIURI ONLINE（2014））．

３．一次情報と二次情報

情報の判断基準に、かつてより一次情報と二次情報という区分が知られている．一次情報はオリジナルな内容であると定義され，二次情報とは一次情報を加工・圧縮・編集した情報である（図1-5参照）．一次情報という用語は一次資料と同義として扱われることもある．中西（2012）によれば，一次資料とは「オリジナルな内容をもつ資料」を指し「文献についてみると，論文・図書・記事といったものがそれである」と定義している[76]．しかし，明野（1993）や多くの図書館が示す分類では，原文献を一次情報として認識しており，そこでは一次情報として図書，学術雑誌，研究機関報告，研究会予稿集，会議録，学位論文，特許情報，規格などを挙げている．また，二次情報も「一次情報へのアクセス手段のために編集された情報」とし，データベース，妙録誌，索引誌，文献目録，所蔵目録が挙げられている[77]．さらに高次の分類として三次情報が位置づけられるほか，０次情報という分類をする研究者もいる．渡辺（1990）は，二次情報を素材に加工・処理し，付加価値をより高度化し，ユーザーニーズに対応させた内容構築を行うことや，二次情報を基本として，複数の情報源を加えて再加工・処理をして作成したものを三次情報と捉え，ハンドブックやデータブックなどを例に挙げている．また，新しい研究・開発・調査などの成果として，口頭発表や私信等の情報交換を０次情報と理解している[78]．

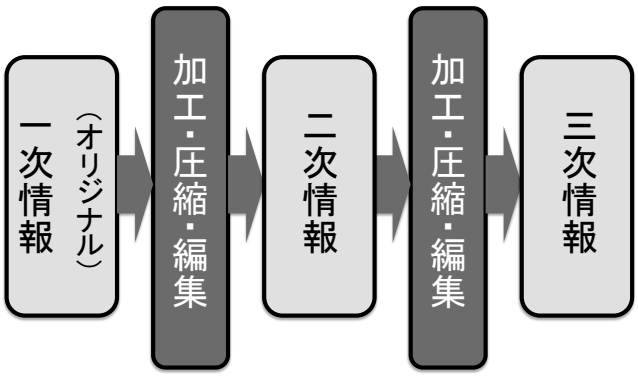

図1-5　一次情報，二次情報，三次情報

（出所： 中西・松本・伊藤（2012）p.20.図2.1を基に，一部加筆修正）

これらの考え方は文献資料を中心とする，いわゆる図書館情報学の分野で広く知られている一次情報と二次情報の理解であった．しかし，各々の研究分野，あるいは職業分野，業界等が異なると，これら一次情報や二次情報の捉え方にも違いがみられる．表1-1には，分野毎の一次情報と二次情報を例示している．このように，分野の違いにより，何を

---

76 中西（2012）p.20.

77　明野（1993）p.502.は，一次情報サービスの記述の中で，一次情報を原文献と捉えている．また，二次情報サービスの記述においては，二次情報を「論文等の一次情報を加工し，妙録等にしたもの」と理解している．また関西大学図書館ホームページ等では，一次情報を原報あるいは「一次情報の発表形態」として図書や論文などを一次情報として記載している．ここでは他に東京慈恵会医科大学学術情報センター図書館（2013）の一次情報や二次情報に関する記載部分も参考にした．

78 渡辺（1990）pp.168-169.

表1-1　分野毎の一次情報と二次情報の例

分野	一次情報（資料）	二次情報（資料）
考古学	農具	新石器時代の遺物の革新的な解析に関する論文
アート	スケッチブック	フランスの印象派の会議議事録
歴史	奴隷解放宣言（1863年）	反奴隷闘争の本
ジャーナリズム	インタビュー	新聞王ランドルフ·ハーストの伝記
法律	立法公聴会	テロ対策法案に関する法律のレビュー記事
文学	小説	作品「荒涼天使たち」の文芸批評
音楽	オペラのスコア	作曲家モーツァルトの伝記
政治学	世論調査	選挙資金改革に関する新聞記事
レトリック	スピーチ	マーティン·ルーサー·キングの「私には夢がある」演説での社説コメント
社会学	有権者登録	ヒスパニックの投票行動に関する博士論文

（出所： Indiana University Libraries（2010）「Primary and Secondary Sources Compared」に掲載されていた表を，翻訳して引用）

オリジナルな情報と捉えるかによって一次情報が異なり，その情報をどのように加工・圧縮・編集するかによって二次情報の指し示す内容にも違いが生じる．

ここではコンテンツを発信する情報発信主体が，その情報を生成させる過程において用いる一次情報と二次情報をみておきたい．表1-1の中では，ジャーナリズムの分野に近いと思われる．この場合の一次情報は，後藤（2003）らが述べるように，「自ら五感で確認した情報」であり，発信者が直接見たり聞いたりして自らが仕入れた現場の情報である．二次情報は「他人が集めた一次情報」で，誰かが言っていたり，書籍に記載されていたり，TVやインターネットの記載など，第三者を経由して知り得た間接的な情報である[79]．つまり，インタビューや取材を通して得ることができた一次情報は，情報発信主体により加工・圧縮・編集された情報と変化し，その時点で情報の受け手や利用者にとっての，二次情報となる．

情報発信主体における特徴の１つとして，例えばネットニュースや解説，ブログ発信などは一次情報に直接あたるよりも，むしろ新聞社や放送局等が発した情報（二次情報）をもとに掲載したり，それをさらに加工・圧縮・編集および他の情報を付加することで成り立っている点が挙げられる．猪熊（2011）は，ジャーナリズムには「事実の発掘」とそれを「解説，分析」する機能と役割があり，前者が一次情報，後者を二次情報として区分けする．その上で，一次情報の収集の弱体化は，やがてジャーナリズムそのものが滅びることにつながると警告している[80]．また，広い分野を対象に網羅的に一次情報に接触するためには，時間の確保や場所の移動を含め，豊富な資金力と人材，組織力が必要となる．もう１つ情報発信主体に特徴的なことは，情報を取り扱うにあたり図1-5にも示されている「加工・圧縮・編集」が施される点である．これは情報に対する一種のフィルター装置であり，必要な情報を受け手に伝え，不必要と判断する内容を削除する機能を有している．

[79] 後藤（2003）p.4.および福島 et al.（2013）

[80] 猪熊（2011）p.229.

すなわちそこには情報発信主体が持つ「判断基準」が介在する．このフィルター装置が各々の情報発信主体から生成される情報の性格付けや信頼度を左右する．そして，それら個々の情報の積み重ねの歴史が，情報受信者からみた情報発信主体そのものの性格付けや信頼度を決定づけていくこととなる．

情報発信主体がフィルター装置を持っているということは，情報を生成させる機能とともに，それに関わるリスクも含んでいる．例えば，接している一次情報が真実なのか虚偽なのか，本質なのかそうでないのか[81]，自分自身の誤解[82]などである．また，生成された二次情報においても，フィルター機能が十分でなければ，本来必要とされる情報が成果物の制限も含め[83]，割愛や削除に至ることとなる．このように情報への接触とフィルター機能は，その作業を行っている担当者や，情報を扱う組織的な特性も含め，それが最終成果物としての記事や番組コンテンツになるまでの過程で，随所にリスク要因となり，このリスクの認識と対応は，情報発信主体の情報リテラシーのあり方とともに，情報倫理の守備範囲にも関わることとなる．

第４節　通信システムと情報セキュリティ

１．通信システム　ーShannonの定理ー

図1-6はShannon & Weaver（1949）により提示されている一般的な通信システムの概念図である．かれらによれば，「情報源」とは受信端末に送信されるメッセージまたはメッセージの系列を生成する部分であり，文字や音声，テレビ信号[84]などがこれに相当する．「送信機」はメッセージに何らかの形で作用し，通信路を通して送るのに適した信号を生み出す部分であり，標本化，圧縮，量子化，符号化などの処理が行われる．「通信

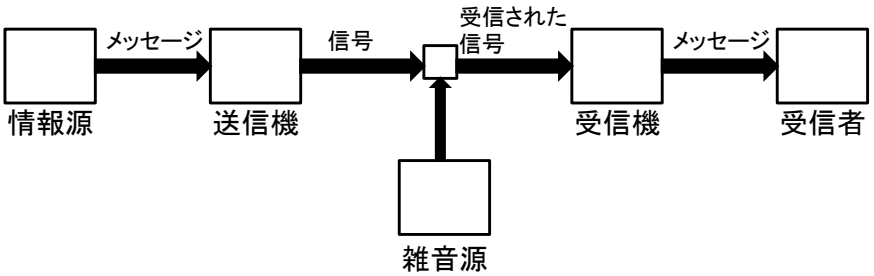

図1-6　一般的な通信システム

（出所：Shannon, Claude E., Weaver, Warren（1949）植松友彦訳（2009）p.22, p.64.より）

---

[81] 例えば，インタビュー等で，対象者が真実を語っているのかいないのかを見分ける能力など．

[82] 対象者の話している意図と，受け手である自分が知ろうとしている意図が異なっていたりすると，最終的に情報を生成した成果物に対して，対象者からのクレームが発生することがある．また，自分の認識やストーリーを対象者に接する前に，ある程度構想しつつ，その後にインタビュー等を行った際に，自分の構想したストーリーにインタビュー内容を強く紐付けてしまうことなども，誤解を招くことになる．

[83] 紙面の文字数制限，ニュース等の時間尺の制限など．

[84] テレビは当初は白黒映像であり，その後カラーテレビに技術が進展し，アメリカや日本はNTSC（National Television System Committee：全米テレビジョン放送方式標準化委員会）方式を採用していた．

路」は送信機から受信機に信号を伝送するために用いられる媒体であり，電線，同軸ケーブル，無線周波数の帯域などがこれに該当する．「受信機」は送信機によって行われた操作と逆を行うことで，信号からメッセージを復元する部分である．「受信者」はメッセージの対象となる人や物である．「雑音源」は通信が行われる過程において情報源が意図しない何らかの不都合な信号を意味する[85]． このように，情報源から受信者間は伝送路ないし通信路として理解される．

ここでShannonの理論は，植松（2007）が「情報理論における各種の符号化問題に対して，符号化の限界について研究する分野」[86]というように，通信容量の限界を表している．具体的には，次の式が知られている．

$$C = B \log_2 (1 + S/N)$$

ここで，Cは通信容量，Bは帯域幅，Sは信号レベル，Nは雑音レベル，S/NはS/N比を意味する．つまりS/Nが１より大きくなると帯域幅を十分にとることで，通信路の符号化を最適に構成し，エラーの無い通信容量Cが確保される[87]．また，この式から，通信路が同じであれば，同じ帯域を使う限りにおいて，通信容量Cには限界が存在すること示している．通信路における操作可能な概念としては，通信路に投入することができる情報源の情報量（伝送速度R），通信路が持つ伝送可能な容量（通信容量C）の２つが挙げられる．これらの関係をみると，「R＜C」のときには誤り率が極めて小さい符号化が可能であり，「R＞C」のときにはRの増加にともない受信機側で誤り率も増加する．よって通信容量Cを超える通信では，上手く伝送することが困難となる[88]．Shannonの理論は，現代においても情報通信の基礎をなす重要な理論として応用されている[89]．

２．情報セキュリティ的観点

通信インフラによる通信路は，時折，水道管や土管に例えられることがある[90]．このとき土管の太さを帯域幅Bに，土管を流れる水などを通信容量Cに，流れを伝送速度Rに比喩的に表現できる．土管と例えられる部分は図1-6の送信機から受信機にあたる．次に土管を例に，情報セキュリティの観点から眺めておく．土管の中の水を無断に搾取したいと仮定した場合，土管の一部に外部に繋がるルートを確保する必要がある．そのために土管に穴を空けたりする行為は不正アクセスを意味する．また，そこから中の水を盗めば，情報

---

85 Shannon, Claude E., Weaver, Warren（1949）植松訳（2009）pp.11-13, pp.64-67.

86 植松（2007）p.8.

87 ただし，この場合のノイズNはホワイトノイズ（帯域幅の全周波数に対して同様の強さのノイズ）である．なお記述において，双葉電子工業のホームページ「シャノンの通信容量定理と切れづらい無線」（http://www.futaba.co.jp/industry/technology/tech01/tech01_theorem_of_shannon）を参照している．

88 一般の情報伝送において，無線周波通帯域をむやみに広く確保することは困難である．日本の場合は，無線周波数帯域は公共財として，総務省により周波数帯域の利用が管理されている．

89 例えば情報理論として，情報や通信を工学的，数学的に述べる基礎となっており，符号化は今やデータ圧縮技術や誤り訂正技術にまで発展している．

90 KDDI（2014）によれば，「通信キャリアが端末やサービスを提供できず，回線の提供に専念せざるを得ない状況を『土管化』」と呼び，また「回線部分を意識的に指す場合に，しばしば土管という用語を用いる」と解説している．

漏えいを引き起こしたこととなり，盗んだ水は情報搾取を意味する．不正アクセスは通信路における雑音源に相当し，後者は伝送品質の劣化（クロストーク等）を招くことなどに相当するであろう[91]．このため不正アクセスをさせないための強固なアクセス制限等のセキュリティを施し，漏えいできないシステム構築を目指してきた[92]．

次に，この土管という通信伝送路を，今度はネット環境と捉えるならば，従来の情報セキュリティはイントラネットにおいても同じ原理で解決してきた（図1-7参照）．すなわちイントラネットにおいても同様の土管構造の集合体と捉えセキュリティ施策を講じてきたのである．簡単に情報漏えいできないように，不正アクセス防止のためのアクセス制限や暗号化，IDやパスワードによる認証など対策もさまざまである．

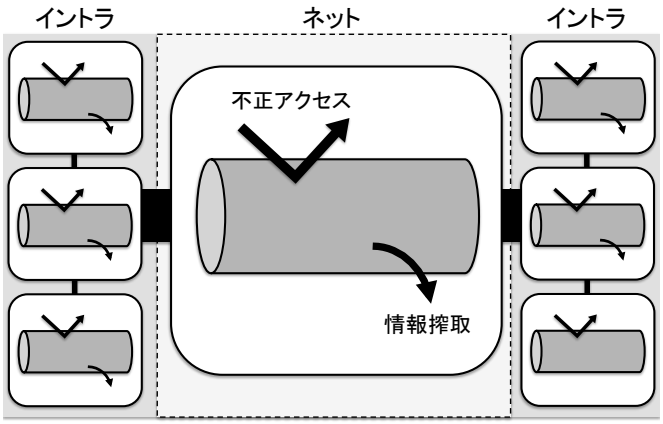

図1-7　情報セキュリティの考え方（イメージ）

（出所：著者作成）

ここで実際に情報発信主体による情報システムでの不正事例から，セキュリティ施策に関する提言を眺めてみよう．ここにニュース番組のコンテンツ作成に必要な原稿内容を業務上参照する必要のない者によって，不正に搾取された場合の事例[93]がある．この場合の情報システムは，報道情報システムと呼ばれているもので，このシステムがこの情報発信主体の全国の支局で参照できるため，地方の記者が書いた原稿を瞬時に全国向けに，東京のアナウンサーが読むことができたり，東京での政治や経済の動きを汎用化された原稿から読み取り，地方での取材に役立てるなど，情報発信主体が機動的に，かつ，迅速に報道

91　水などの場合であれば，途中路で搾取が行われると，水の受け側で流量が減るなどの物理的変化があるが，情報の場合には，容易にコピー等が可能であるため，受け側で情報が搾取されていることは気づきにくい側面がある．

92　土管の例と同様に，現代においてネット接続されているクラウドやサーバーなども一種の貯水槽と仮定すれば，貯水槽から水（情報）を抜き取ることも情報漏えいと考えられる．

93 いわゆる日本放送協会職員による株の不適正取引（インサイダー取引）問題．（朝日新聞（2008）など）

することが可能なツールとしてこのシステムが位置づけられている[94]．事件は，このシステムを悪用して，記者の独自取材で得た情報を，放送前の段階で不正にアクセスして取得し，この情報を基に株取引で利益を得たことが，証券取引等監視委員会からインサイダー取引に該当するとされ，この組織への立ち入り調査が実施されたことで発覚した．この事件を調査した第三者委員会による調査報告書によれば[95]，このシステムに関する提言のひとつとして「報道情報システムの管理・運用基準の策定」を挙げており，以下の内容が記述されている．

（1）報道情報システムへのアクセス権を，真に業務上必要な者のみに限定して付与すべきである．
（2）報道情報システム上の機密性の高い情報の私的利用を排除するという観点から，原稿の「密」設定[96]の基準，密原稿の汎用化のタイミングなどについて基準又はマニュアルを策定し，報道情報システムの運用方法を見直すべきである．
（3）報道情報システム上の情報の不正利用が疑われる場合に該当情報にアクセスした者，時間などを追跡できるような管理システムを構築すべきである．[97]

つまり，（1）は，アクセス権の付与の厳格さが論じられており，不必要な人にアクセス権が残ったままにならないように，権限の棚卸しも必要であることも含まれると解釈できる．（2）はリスク管理の観点から，機密情報が容易に汎用化されないような手段の構築と，情報の取り扱いに関する運用方法の厳格化を促している．（3）は，アクセスログの管理をすることで，不正使用の疑いがある場合に，アクセス内容が追跡可能であることをシステムに組み入れるべきとの指摘である．このように，情報セキュリティ的観点から

---

[94] 日本放送協会（2008）によれば，報道情報システムとは次のように記述されている．

○報道情報システム：ニュース原稿の作成から，映像の準備，放送までを関係者が共同して行うことを可能にするコンピューターのシステム．NHK内のホストコンピューターと各担当者が使用する端末のコンピューター（報道情報端末，記者パソコン）がネットワークでつながっている．アクセス権のある各担当者は業務に応じて，取材予定，ニュース原稿，放送のための台本作成などに使用する．放送に携わる者の間では大半の情報が共有される．ただし，下記の「密原稿」はパスワードを知る当事者以外は閲覧できない．

○報道情報端末：報道情報システムの作業用コンピューター，放送局内の取材，制作の各セクションに配備されており，記者，ディレクター，映像編集担当者等が担当業務に応じて使用する．なお，報道情報端末を利用して報道情報システムにアクセスできるのは業務上必要とされる者に限れれており，パスワードなどの認証が必要である．08年1月末時点でアクセス権のある者は8,202人（職員5,470人，スタッフ等2,732人）である．

○記者パソコン：記者が携帯して報道情報システムにアクセスすることのできるパソコンで，業務上必要な者に貸与している．報道情報システムへのアクセスにはパスワードなどの認証が必要である．出先からは携帯電話回線などを使用して接続し，作成した原稿の送信など，データのやり取りを行う．

[95] 日本放送協会（2008）「調査報告書」職員の株取引問題に関する第三者委員会に詳細が掲載されており，「http://www3.nhk.or.jp/pr/keiei/otherpress/pdf/20080527-002.pdf」で閲覧およびダウンロード可能である．

[96] 日本放送協会（2008）pp.15-16.によれば，ここでいう「原稿の『密』」とは「密原稿」と称される用語を指す．その「密原稿」とは「機密性を要する原稿について，作成者が暗証番号をつけ，番号を知っている者だけが閲覧，修正できる原稿のこと．それ以外の者は内容を見ることができない．この操作を行うことを「密をかける」という．密原稿については，暗証番号を知らなければ原稿を読むことはできないが，アクセスできる者はタイトルをみることはできる．密をかける場合には，内容が推測されないように仮のタイトルがつけられる場合が通常である」と解説している．

[97] 日本放送協会（2008）p.127.

は，不正アクセスを起こさせないようなアクセス権の適切な管理と，万が一，漏えいが発生した場合に，その原因特定への足がかりとなるログ記録などが提言されている．

３．従来の情報セキュリティの守備範囲と新たな射程

Shannonの示した図1-6の情報源も，著者の示した図1-7における土管に挿入する情報も，すべて送信しようとする情報は，既知であることが前提となっている．もちろん情報そのものが漏洩した場合に，そのデータの所在が何処にあったのかをデータ化の段階で，電子透かし[98]等の技術により加工を施す研究も盛んであるが，それも既知の情報のデータ加工にかわりない．ここで図1-6において，従来から情報セキュリティの研究の範疇とされる部分は，情報源から受信者間をその対象としてきた．この範囲を図1-8ではAで示している．これに対し，一般に情報倫理の範疇とされるのは，Cに示すように情報を取り扱う全ての範囲を指し示している．ここで，Bに示す部分は情報が送信される前段階の情報生成過程にあたる[99]．先の事例のように，情報が番組コンテンツとして送られていく直前の段階で漏えいされたという観点でみると，Bの情報が生成される段階でも情報セキュリティは必要であると考えられる．また，情報を西垣の所論から捉えた時，生命情報が社会情報

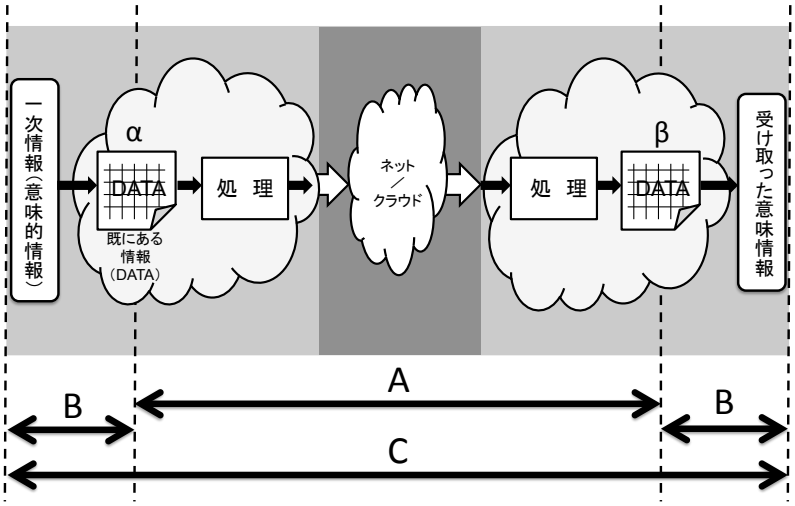

図1-8　情報セキュリティの守備範囲

（出所：著者作成）

に変化する過程も情報生成にあたり，イメージとして構想されたアイデアが具現化する過程を，広義の情報生成過程と考えることもできる．いわば具現化する情報ができ得る過程においても，それに不正に接近したり，その内容を搾取したりすることを防ぐことは，機

98　吉浦（2000）p.111.を参照すると，電子透かしとは，映像・音声等コンテンツデータの内容にほとんど影響を与えることなく，特定の情報を埋め込む技術である．図1-8において，αのところで情報を埋め込み，βのところで情報検出する．稲葉（2004）pp.2-7.によれば，電子透かしには，①透かしが記録されたコンテンツの品質をほとんどそこなわないこと．②コンテンツの編集や圧縮，フォーマット変換を含む各種改変に対して透かしが消えないこと．③透かしの読み出しは，許可された者のみが可能であること，を挙げている．また，透かしの利用に関しては，著作権・使用条件の表示，不正利用者の追跡，利用制限情報の記録，コンテンツの改ざん検出，ステガノグラフィ（情報が埋め込まれている存在自体を外からは判断できなくする方法）などが挙げられる．

99 情報が送信される前段階と同様に，情報が受信され情報受信者に伝達される段階も図1-8ではBと表現している．

密性，完全性，可用性が維持されなければならない情報セキュリティの守備範囲であると考えることができる．このように考えると，図1-8でCとして示す範囲は，情報倫理の範囲でもあるが，従来の情報セキュリティの範囲Aに，情報生成過程の範囲Bを加えた新たな射程としての情報セキュリティの範囲ということでもある．

第５節　情報生成倫理の成立

図1-8のBで示す部分を情報セキュリティの範囲と捉えることは，形式的情報を取り扱う従来の土管的な構造と異なり，意味的情報をその範囲に組み入れることを表している．従来，情報セキュリティにおいて既にある情報として扱われた情報源は，本来，情報作成者の意図した結果，作り出されたものであり，これは情報生成過程を経た結果でもある．単に「情報化」ではなく「生成」であるのは，そこに情報価値が含まれる点と，その過程に適切な情報素材の取捨選択などの加工・圧縮・編集というフィルター処理が施されていること，それにともなう運用，管理を含めたリスク管理的な意味を含有しているからである．そこには必然的に情報を生成するための素材に関係する倫理[100]，生成する人たちが備えておかなければならない職業観としての倫理[101]，情報を適切に扱うためのリテラシーが必要である．これら情報生成過程における倫理を，本研究では「情報生成倫理」と呼ぶこととする．

１．情報生成倫理の特質（意味的情報の含有）

情報生成倫理[102]は，その結果として受信者に正確性を持って情報が受けとめられなければならないことを包含する．つまり情報生成した作成者の意図したものを，その情報から批判的に読み解く能力が必要不可欠となる．コンテンツの読み取りに関する情報リテラシー[103]は，社会科学分野で盛んに議論されている現状にある．しかし、意味的情報を情報セキュリティの範疇に組み入れることは，次のような情報の復元に関する問題も包含されることとなる．

ここでは簡単な例を用いて示す．ここに京を離れる菅原道真が，京都の紅梅殿の梅に向けて詠んだとされる歌がある．

東風（こち）吹かば　にほいをこせよ　梅の花　主（あるじ）なしとて　春を忘るな

100　必要な素材を吟味するための倫理で，具体的には映像制作において残虐な映像をそのまま編集する等，これに関係する人への配慮やその映像による二次被害をもたらす等がわかっていて使用することは避けるべきという判断などである．

101 職業柄，備えておかなければならない職業倫理に代表される．

102　本研究は，情報生成倫理に関して探求しているが，その応用としてネットやクラウド環境内での情報生成に関しても考察する．具体的には後の章において，情報環境（全体）的観点から述べる際に，この概念を応用する．

103　コンテンツを読み解く能力をメディア・リテラシーと呼ぶことが多い．本研究は，このメディア・リテラシーも情報リテラシーが包含する内容と捉える．つまり情報リテラシーはメディア・リテラシーの上位概念であると理解する．

図1-9　受け手の情報読み取りイメージ

（出所：画像（a）～（d）は「九州がんセンター 癒し憩い画像データベース」 http://iyashi.midb.jp より許諾の上使用．画像（e）はWikipediaの「梅ケ枝餅」よりパブリックドメインの画像を使用し，著者により図として構成した）

この歌が詠まれた原風景を頭の中でイメージしてみよう．５・７・５・７・７を情報理論と仮定すると，無事に送り手から受け手に遜色なく情報を送れたことになる．しかし，読み取り方は様々あり，必ずしも受け手が同じ原風景をイメージできたとは限らない．例えばこの歌に出てくる梅の花について，実際に京都の紅梅殿や，飛梅が飛来したとされる太宰府に行ったことがなければ、図1-9[104]の（a）のような梅林の梅を思い起こすかもしれない．また，ある人は（b）のような淡いピンク色の梅の花をイメージするかもしれない．さらに梅の花の色を（c）のように白いものとして想起する人もいるだろう．また（d）のように太宰府天満宮内の飛梅の花を思い描く人も多いだろう．場合によっては（e）のように梅の花とは限らず梅ヶ枝餅の梅の刻印を思い出すかもしれない．このように，情報発信主体から送り届けられた情報であっても，受け手による解釈は様々なものに変化することとなる．その多くは，受け手である個人の経験の範囲内でイメージされてくるのであろう．

つまり，情報発信主体が「加工・圧縮・編集」によるフィルター装置を持っていたように，情報受信者も情報を復元・理解するために固有のフィルター装置をもっているということになる．このフィルター装置についても，受け手自身の誤解など，情報発信主体と同様のリスクが潜んでいることになる．

２．上位概念的考察

次に、情報生成倫理を考察する際に隣接するメディア論，ジャーナリズム論等との棲み分けの問題がある．これらの論においては，事象に関して，その事象の特殊性や主張の有効性，関係者の配慮など個別具体的な検証が行われる．本研究はこれら個別具体的な考察からは距離を置き，その上位概念である情報哲学的地平からの考察を行うことで，研究対象の棲み分けを行う．

---

[104] 画像（a）～（d）は「九州がんセンター 癒し憩い画像データベース」 http://iyashi.midb.jp より，このデータベースの運営管理を行なっているNPO法人癒し憩いネットワークの安藤氏より，論文掲載の許諾をいただき引用した．なお，掲載した画像の詳細は（a）102064.jpg,（b）28060.jpg,（c）1181.jpg,（d）148605.jpgである．画像（e）は，Wikipediaの「梅ケ枝餅」 パブリックドメインの画像 http://commons.wikimedia.org/wiki/File:Umegaemochi_in_Dazaifu.jpg?uselang=ja を使用し，これら５つの画像を，著者により図として構成した．

上位概念とは「横断歩道に取り残された子供を助けるために助けに行くか，交通ルールを守って見過ごすか」という例に当てはめると理解し易い．交通ルールや交通法規がつくられている背景には，必ず何らかの社会的な要請があり，その要請の実現のために，これらが定めてある[105]と考えることができる．この場合の上位概念は，人間の生命を守ることであり，そのために道路における危険を回避するため，交通の安全に関する法整備やルールが決められている．ここで，横断歩道に取り残された子供がいるのに，信号は赤に変わり，車の気配に気付いた場合，交通ルールを厳格に守るならば，赤信号を無視して子供を助けるという行為はしないことになる．しかし，子供の命が優先であると考えるならば，たとえ信号を無視したとしても，助けるために行動するだろう．後者においては，子供と自分の双方，ないし，子供は助かり自分が事故に巻き込まれる場合も想定されるであろう．人間の生命を守るという上位概念を選択した場合は，交通ルールの無視という現実に直面する．このように，現実において，ルールの厳格化とその本質的な考え方は常に整合性のとれたイコールな考え方では無い．よって，情報生成倫理においても，その理解を補完するために，その上位概念としての本質探求にアプローチすることが必要である．それは情報哲学的考察が必要であることを意味する．

３．情報生成倫理の解明への接近

情報生成倫理は，情報発信主体にとってはコンテンツ等の情報生成に関する倫理を意味するが，同時にコンテンツ制作の創造性を大きく阻害するものであってはならず，倫理と創造性は互いにWin-Winな関係である必要性がある．また，情報受信者にとっては，情報復元時における倫理を意味するが，同時に復元されるイメージの自由度を大きく阻害してはならず，倫理と自由度は互いにWin-Winな関係である必要性がある．よって，情報生成倫理の解明への接近手段としては，次に挙げる情報リテラシーの４つ観点から，その考察が可能であると考えられる．

①送り手：情報発信主体（組織体あるいは個人自身）で情報を発信する能力．
②受け手：情報の持つ表現や意図，その背後に潜むメッセージを読み取る能力．
③道具的・機能的リテラシー：道具としてのメディアの利用．
④創造的・認識的リテラシー：クリティカル・シンキング，考察など．

第６節　小括

これまでの情報セキュリティに関する概念においては，情報を生成する段階について，十分言及されてこなかったと思われる．そこで，ここでは情報生成の過程においても情報セキュリティとしての考え方が及ぶことを新たな射程として捉えてきた．つまり，情報セキュリティの新たな価値として，情報生成過程を含め情報セキュリティの範囲と捉えることを導いた．またその前提となる「情報」の定義について，西垣の所論を中心に，さまざ

[105] 郷原（2007）p.100.

まな定義を俯瞰してきた．そこには「情報」をinformationの意味として運用してきたことによる，形式的な考え方と意味的な考え方が，これまで深く二分してきた背景があった．それら今までの対立軸をも包含した上で，今日，情報の体系化を図る基礎情報学として，西垣の所論の成立に至っている．ここで，あえて「情報」の定義に着目しているのは，次章において情報哲学の検知から考察を述べる際の基本となる概念だからである．特に，西垣の所論は，次章においても重要な考察対象である．

情報生成過程には情報を「加工・圧縮・編集」するフィルター機能を持つことにより，それは同時に倫理の必要性を加味することとなる．ここに「情報生成過程における倫理」のことを「情報生成倫理」と呼び，特に意味的情報を取り扱うことによる困難さを伴うことも俯瞰した上で，その特性についても考察した．

第２章　情報哲学的地平

第１節　序

普遍的な倫理学的考察について土屋（2011）は，そのようなものは存在せず「倫理学的考察は，それぞれの時代，それぞれの社会における生き方の助言を目的としている．それぞれの時代，それぞれの社会は，互いに大きく異なっている．そして，倫理学的考察の目的はまさにその差異によって時代と社会ごとに異なる状況においてもっとも適切な判断を可能にすることである」[1]と述べ，さらに「的確な倫理学的考察であるための必要条件は，その時代に生きる人々にとっての問題をどれほど正確に把握しているかということである」[2]という．同様に情報倫理学的考察においても普遍的なものは存在しない．本章では，このような認識を持った上で，ここでは上位概念として，現代における代表的な情報哲学を取り上げ，これらを考察することで情報生成倫理の本質解明および理論構築につなげることを試みる．

第２節　情報哲学的視座

情報哲学的視座は，今日の情報に関わる事象を俯瞰して捉え，体系的に把握するための基軸として本質を考究する．情報哲学は，最近になって学問的研究が活発化した比較的新しい情報学と哲学ないし倫理学を基礎とする学際領域である．その構想の多くは西洋思想としての哲学・倫理学を基礎として展開している．ここでは，代表的論者として，Floridi, Capurro，西垣の３氏の論を挙げておく．なお，西垣の所論は第１章で扱っており，本章での考察は割愛する．

１．Floridiの所論

これまで様々な分野から「情報倫理」に関する研究が行われてきた．しかし，第１章で取り上げたように，「情報」の概念には様々な性質があることから，「情報倫理」に特有の本質と範囲に混乱が生じている．この問題を統合的に解決するアプローチを考案したのが，Floridi（2006)である[3]．このアプローチを図2-1に示す．かれは道徳に関わる行為者を「道徳的行為者」（図中のAを指す）とよび，これまで情報倫理として扱ってきた多くは，この道徳的行為者の行為を３つの側面から扱ってきたミクロ倫理だったと理解する[4]．この３つとは，道徳的行為者への，①入力資源としての情報，②出力生産物としての情報，③環境に影響を与える（標的としての）情報，である．①に関わるミクロな倫理としては「入力資源としての情報の（量的かつ質的な）有無はともかくとして，情報資源の

[1] 土屋（2011）p.27.

[2] 土屋（2011）p.28.

[3] Floridi（2006）西垣訳（2007）p.48.

[4] 西垣（2007）p.12.

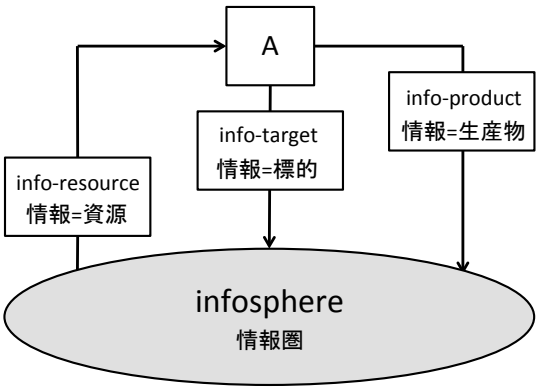

図2-1　外部的 Resource Product Target モデル

（出所： Floridi（2006）西垣訳（2007）p.49.図1より）

形式や種類や物理媒体によらず，これについての『3つのA』すなわち可用性（availability），接近可能性（accessibility），正確性（accuracy）にまつわる道徳的諸問題の研究として情報倫理が語られうることはまったく間違いない」[5]とした上で，デジタルデバイドや，情報洪水，情報源の信頼性や正しさを挙げる．②は，説明義務，法的義務，名誉毀損，証言，剽窃，広告，プロパガンダ，誤情報などを挙げる．③は，ハッキング等の情報システム（コンピュータシステム）への無許可のアクセスをはじめ，セキュリティ，蛮行，著作権侵害，知的所有権，オープンソース，表現の自由，検閲，コンテンツの管理選択などを挙げている．このようにFloridiの統合的アプローチは，ミクロな倫理的問題を全てこのモデルの中に収めるという意図を持っている．この統合のために定義されるのが「情報圏（infosphere）」であり，情報環境を示す．しかし，このモデルも情報倫理の個別特異的なミクロ倫理に対しては適用が難しく，かれは２つの理由を挙げている．１つは，モデルが簡略すぎることである．例えば「誤情報（惑わせるような情報を意図的に作りばらまくこと）は，３つの情報作用[6]のいずれにも関連する倫理問題である」[7]ことを挙げる．２つ目は，モデル上に位置づけられない重要な問題があるなど，モデルの包括性が不十分であることである．例えば「情報環境の形成にまでも影響をあたえるような，情報所有（著作権や特許）をめぐる論争」[8]を挙げている．

Floridiはこのモデルをより包括的な「マクロ倫理」というアプローチによって置き換えることを考えた．かれは次の3つを考慮し，モデルの修正を行った．

① ３つの情報作用を結びつける．
② 情報のすべてのサイクル（作成，精緻化，配布，蓄積，保護，利用，あらゆる破壊）を考慮する．
③（道徳的行為者Aを含めた）関連するすべてのエンティティとその変化，行為，相互行為を，個々別々ではなく情報環境の一部として情報的に分析する．ここ

[5] Floridi（2006）西垣訳（2007）pp.51-52.

[6] ①入力資源としての情報，②出力生産物としての情報，③環境に影響を与える（標的としての）情報，を意味する．

[7] Floridi（2006）西垣訳（2007）p.55.

[8] Floridi（2006）西垣訳（2007）p.55.

で情報環境とは，エンティティが情報システムとして属する情報圏に他ならない．[9]

Floridiは，特に③に着目し，幅広く構築された情報倫理の概念から，さらに存在論的概念まで移行すると明示した．このマクロ倫理のアプローチとして修正されたモデルを図2-2に示す．この統合のために「情報圏（infosphere）」は，情報的存在物が作る一種の情報環境であるが，道徳的行為者も道徳的受容者も情報的存在物である．また情報的存在物とは人間だけでなく，生物，岩石や星などの自然物，機械や絵画や音楽や文芸作品のような有形無形の人工物を含むありとあらゆるもの（宇宙のすべて）の存在物を示すと定義した[10]．すなわち，生物中心主義を存在物中心主義で置き換えた情報環境としてのエコロジカルな倫理の体系を見出したのである[11]．

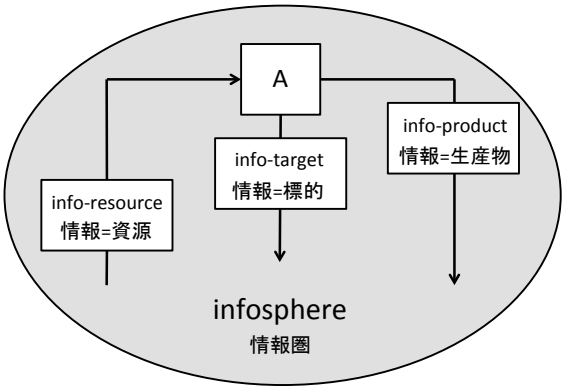

図2-2　内部的 Resource Product Target モデル

（出所： Floridi（2006）西垣訳（2007）p.57.図2より）

Floridiは「単に生物一般というよりむしろ情報システムそのものが，あらゆる行動の行為者であり受容者の役目を果たす存在にまで引き上げられる」[12]と述べる．さらに，このモデルの「エコロジカルな情報倫理は，情報のライフサイクル全体を大局的に捉えることが可能であり，ゆえに他のミクロ倫理的アプローチの限界を超えられる」とし，「それは『現実の全領域に関する倫理』としてのマクロ倫理の役割をもつ」[13]と主張した．

Floridiの情報倫理は，存在物（情報）が固有の価値を持つと主張し，「あらゆる道徳的行為者の果たすべき義務を，情報圏の発展に対する寄与という観点から判断する」[14]と論じ，その判断基準として，エントロピーの増大を害悪の一例として判断するのである．ゆ

---

[9] Floridi（2006）西垣訳（2007）pp.56-57

[10] 西垣（2007）pp.12-13.

[11] Floridi（2006）西垣訳（2007）p.60.

[12] Floridi（2006）西垣訳（2007）p.58.

[13] Floridi（2006）西垣訳（2007）p.58.

[14] Floridi（2006）西垣訳（2007）p.61.

[15] Floridi（2006）西垣訳（2007）p.61.

えに「倫理的な議論は情報的に理解されるあらゆるエンティティに関連する」[15]と論じた．かれは，道徳的行為者にとっての義務として，次の４つの道徳律を挙げている．

① エントロピーは情報圏において作られるべきではない．
② エントロピーは情報圏において予防されるべきである．
③ エントロピーは情報圏から削除されるべきである．
④ 情報エンティティおよび情報圏全体の繁栄は，情報エンティティの諸性質を保存し，要請し，豊富にすることによって促進されるべきである．[16]

そして，かれは情報圏一般にとっての善とは何かについて，「情報エンティティに課せられる倫理的要請をうまく尊重できるか否か，それゆえ情報圏を豊富にするか逆に貧困にするかにかかって」おり，「情報圏全体に対して負の影響を与えるプロセスや行為や出来事とは，エントロピー・レベルの増加として，すなわち悪の事例と見なされるべき」と主張する．また，善き行為として以下の２つを挙げている．

(a) ある行為は，その実行においてまったくエントロピーを生成しない場合にかぎって，無条件に賞賛に値すべきものとなる．
(b) 最良の道徳的行為とは，４つの道徳律をすべて同時にみたすものである．[17]

かれは最後に情報圏におけるエントロピーに変化がない場合，①道徳的に無関係であるか重要性がなく，道徳的な価値をもたない．②異なる面において，非難と賞賛に等しく値する，[18]と述べた．西垣（2007）は，Floridiの情報倫理を「情報圏のなかのあらゆる存在物を尊重し，それらの繁栄をめざすというIE[19]の目的をより正確にいえば，情報圏の『エントロピー』増大を防ぐ，ということにつきる．すなわちIEにおいては，エントロピーを減少させることが善であり，増大させることが悪なのである．われわれ人間の側から見れば，エントロピーを増大させないように情報圏を管理することが，造物主から与えられた使命だということになる」[20]とまとめている．

２．Capurroの所論

Capurro（2006）は，近年の情報倫理学の根底にある問題は，インターネットによってもたらされた諸問題を取り扱うということよりも，もっと広い意味におけるデジタル化の問題であると認識する．それは，デジタル情報の交換，組み合わせと利用を含むデジタル情報として把握されうるあらゆる領域の現象の再構築という問題を扱うとされる[21]．かれ

---

[16] Floridi（2006）西垣訳（2007）p.83.

[17] Floridi（2006）西垣訳（2007）p.85.

[18] Floridi（2006）西垣訳（2007）p.85.

[19] Floridi（2006）西垣訳（2007）p.59.によれば，「マクロ倫理としての情報倫理」をいう．

[20] 西垣（2007）p.14.

[21] Capuro（2006）p.105.

は，Heideggerのいう存在論は「存在そのもの」の考察であり，形而上学が扱うのは「存在者（存在物）の存在」であるとし，Floridiの「情報圏」概念を支えているデジタル存在論とは，後者の形而上学を意味し，倫理道徳を語ることができないと主張する[22]．Floridiのデジタル存在論に関するかれの批判は，このように従来の西洋思想（哲学）が持つ考え方を道具として用いることで，その違いを表出させていく．

Capurroは，存在論の観点からFloridiの情報圏を構成している情報的存在物について疑問を投げかける．形而上学から導き出される存在物は，抽象的な時空間の中の客体として捉えられる．Capurroはハンマーを例に，われわれが必要とするのはハンマーの使い勝手の良し悪しや手のなじみ具合であり，道具としてのハンマーに他ならず[23]，単なる客体としてのハンマーは，他の客体としての存在物と同様にその特長を見出すことはできなくなる．人間の実践活動においてが存在物が存在（being）と認識され，その人間の実践活動の中から倫理道徳が理解されていく．ゆえにFloridiの「情報圏とは，人間が身体をもって生きている時空間から分離された抽象的空間である．われわれ人間が自分の身体を『データ』として把握するとき，つまり情報圏のなかの対象物と見なすとき，もはやそこで倫理道徳を語ることはできない」と理解するのである[24]．

Capurroは，Floridiや西垣のように情報や情報倫理を体系的な概念として提示している訳ではないが，かれの解釈学的情報学は，情報社会のエートスを問題意識として捉えている．竹之内（2003）は，エートスを「情報技術を規定する時代時代の実践的構え」と理解する[25]．Capurroは「情報あるいは情報技術というものを，われわれの生の現場に引き戻し，多層的，多元的な意味連関，実践連関に位置づけ直すことで，情報技術がそもそもの初めから倫理的な性格を帯びていることを」[26]説く．その理解を助ける道具として３つの解釈学の概念を用いるのである．第１は「先行理解」で，これは使用目的がある以上は，先行する理解の地平が存在するはずであり，何らかの予め存在する実践的連関への組み込みを指す．第２は「設計＝投企」で，Heidegger哲学の鍵概念であり「自らを未来に投げ出し，実践を企てる現存在の在り方を現している」とされる．第３は「情報の集立」で，「集立」とはHeideggerの技術論における「現代の技術が，有用性を軸とした１つの自立的システムとなって人間に作用することを表した語」であり，Capurroは「集立」の構造が情報技術にもあると考える[27]．かれはこのような解釈学的概念を用い，情報検索，情報と人間との関係全般，情報学的な人間観の問題，情報社会の諸問題，情報倫理学など，情報学の分野を広げその本質解明を行っている[28]．

---

[22] Capuro（2006）p.105.，西垣訳（2007）p.15.

[23] 西垣（2007）pp.15-16.

[24] 西垣（2007）pp.16-17.

[25] 竹之内（2003）p.90.

[26] 竹之内（2003）p.90.

[27] 竹之内（2003）pp.90-91.

[28] Capurroの所論の後半は，竹之内（2003）「カプーロの解釈学的情報学」の内容をまとめたものである．

３．所論の検討

Floridiは情報圏の中に，万物を情報的存在として捉える情報一元論の立場から[29]，情報の普遍的倫理として情報圏のエントロピーを増大させないと理解する．かれの考え方の根底には形而上学（アリストテレスの存在論）が潜んでいる．Capurroは，Heideggerの実存主義的存在論の観点からFloridiを次のように批判する．かれの主張は，存在物の存在（Being of being）を考察しているに過ぎず，本来の存在そのもの（Being）を考察していない[30]．所与のものとして存在物を措定する形而上学であるが故に倫理道徳を語ることは不可能と結論づけている[31]．西垣は，生命情報を基にした情報の体系化を提唱する．あらゆる情報は生物にとっての意味作用である生命情報，生命情報から人間が意識的に一部を抽出し記述した社会情報，社会情報の中で記号表現だけを独立させた機械情報で構成される．また西垣は，情報のオートポイエーシス（自己創出系）に関する視座も組み入れている．これらの情報哲学的視座において，情報を存在物して捉え，エントロピーを増大させないことを倫理的に善しとするFloridi，情報の意味的存在に着目するCapurroの議論は，前者が理系的視座であり，後者がコミュニケーション的，意味論的な文科系的視座と解釈できる．これに対し西垣の論は，どちらかといえば文理融合系的視座と解釈することができよう．

本研究は，情報生成倫理の解明を目的としており，Floridiのようにエントロピーを倫理的判断基準とする考え方は，絶えずエントロピーを示す何らかの指標を得ることができなければ即時に判断することが難しく現実的ではないので採用できない．よって，第１章で考察した西垣の所論を土台として，以降の論を展開する．

第３節　情報哲学的問題

ここでは，映像コンテンツ制作に関して，主に映像編集の過程で生じる映像加工の問題を通して情報哲学的課題を考察する．情報生成倫理を考える上での哲学的問題を，基礎的な映像加工である「左右反転」や「色補正」処理から紐解いてみる．これら基礎的な映像加工のみを取り上げるのは，複雑な映像合成処理等も基本的には同様の課題を抱えているためである．

１．左右反転処理

映像編集における場面構成等のカット割りについては，素材として使用する映像から演出者の意図を反映して素材を見極め，全体の構成を考えながら，これをカット毎に落としこんでいく．これらの構成意図と，素材となる映像が訴求している価値を吟味しながら編集者若しくは演出者自身の手により素材を必要な時間分切り取っていく作業となる．

これら編集者や演出者の試行錯誤の繰り返しにより，全ての映像カットの合計時間が放送枠ないしVTR構成の時間尺に合致することとなっていく．多くの番組においては，編集

---

[29] 西垣（2007）p.11.

[30] 西垣（2007）p.15.

[31] 西垣（2007）p.15.

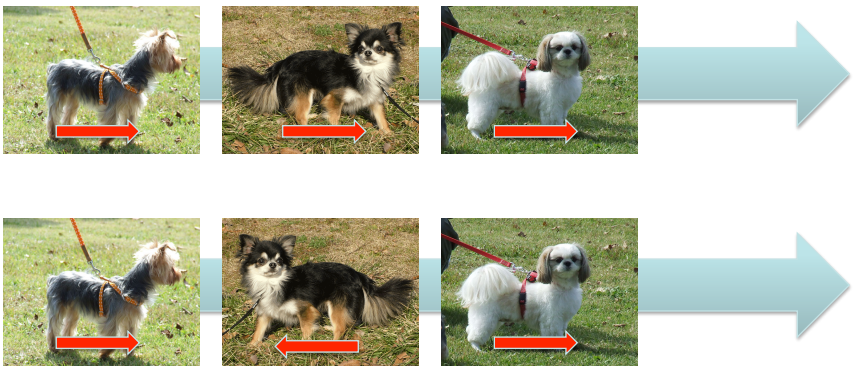

図2-3　左右反転処理

（出所：著者作成）

時に映像加工を施すことは少ない．むしろひと通り映像編集が終わった後のテロップ挿入等の作業において，映像加工が頻繁に行われることの方が多いのである[32]．

編集するための映像素材が潤沢に用意されていれば，その中から最も演出意図に適した映像を探し出すことは，その素材を抜き出すのに手間はかかるが，映像と演出意図とのマッチングに齟齬が少ないものとなる．もちろん演出者が素材映像の取材を行っている場合は，取材時の苦労や出会った事象や人物に対する感動や思い入れ等も汲み取った映像が，演出意図に合致した上で用いられている．

ここでは，アフリカなど海外ロケの動物等を扱う番組など，長期間のロケをしても，必要な映像素材が少ない場合など，特殊な状態での編集作業を想定してみる．図2-3[33]の上側の画像の並びは，それぞれの被写体を左から右への順に編集したカット順を表している．ここで画像内に記した矢印は，その被写体の動きの方向を示している．つまり，被写体は全て左から右に動いている．これらの被写体の同一方向への動きが映像カット毎に続くと，情報受信者には，次の映像も左から右に被写体が動いている映像が続くという演出内容とは異なる暗黙の憶測を伝えることになる．そこで編集者や演出者は，そのような憶測を情報受信者に生じさせないようにカットの構成を変更しようとする．しかしロケ映像に制限があるなどで代替するカットが全くない場合，さらに，被写体や周りの背景などを考慮しつつ，かつ，左右反転しても違和感を感じさせない場合において映像加工を実施する場合がある．このような左右反転の加工をイメージしたものを図2-3の下側に示した．このように加工することで，演出意図以外の憶測を情報受信者に与えること無く，意図する内容を伝えることができるのである．

しかし，このような作業は，倫理的に正しいものなのだろうか．素材をありのままに情報として感知する哲学的視点からみると情報の操作であり，動物の生態を知る番組内容に沿った演出意図を伝えやすくするための必要な映像加工であると考えると，それも理由の１つとしてはいえるのかも知れない．ならば，演出意図を伝えやすくするための必要な措置として左右反転処理を施すことは許される行為なのであろうか．このような情報生成過

32　例えば，映像カットに使用した参加者のコメントを強調するために，単に文字テロップを画面に挿入するのではなく，それに拡大や縮小，回転等の効果を加えるなど．

33 図に使用している犬の写真は「無料動物写真素材 アニマルフォト」http://anijan.net/photo/ より引用した．

程は，情報受信者からは把握することが困難なものであり，編集者や演出者の属する情報発信主体と情報受信者の間の「情報の非対称性」[34]でもある．映像コンテンツの制作者のリテラシーが問われており，何処に倫理的判断基準があるのか不明瞭でもある[35]．情報生成倫理の課題は，このような映像加工の処理の可否にも作用するのである．

2．色補正処理

番組によっては朝から夜まで撮影を行うことによる日差しの違いや機材の違い，フィルタの設定など様々な要因から，収録された映像に違いが生じることがあり，通常はシーンごとの映像のトーンを合わせるために色補正処理が用いられている．そのため，写真のレタッチ技術と同じように，頻繁に用いられてきた映像の処理技術である[36]．現在でもドラマなどの映像には，この色補正処理の映像加工過程を介して作品が作られている．

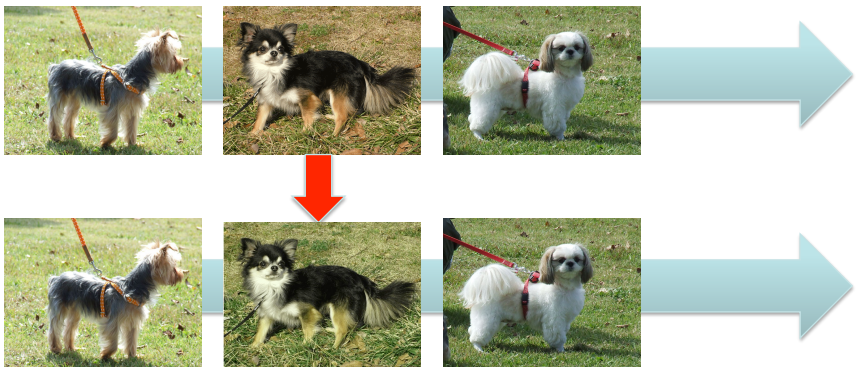

図2-4　色補正処理

（出所：著者作成）

ここで，図2-4の上側の映像カットの流れをみると，どうも真中の映像が，前後の映像と馴染んでいないように感じ取れる人もいるだろう．これは，前後のカットが春の撮影で，真中のカットが秋の撮影による時間（季節）の違いによるからである．次に図2-4[37]の下側の映像の流れをみると，前後の映像があたかも同じ日に撮られたように映像のトーンが変更されていることに気付くだろう．極端な例ではあるが，このように秋に撮影した映像素材を，色補正処理を施すことにより擬似的に春に撮影したかのように見せる映像加工をすることも可能である．実際にこのような極端な例を施すことは少ないと思われるが，必要な映像処理技術としての色補正処理と，映像素材を極端に異なる映像として仕立てる色補正処理との明確な基準というものが，演出者の意図のもとに不明瞭であることは，先の左右反転処理の例でも同じなのである．

---

34 「情報の非対称性」は，第3章で詳しく述べる．

35 制作者のリテラシーは，第3章で扱っている．

36 最近の機材は，10～30年前までの機材に比べ，格段に色の再現性が良くなっており，通常の番組においては色補正処理も少なくなってきている．

37 図に使用している犬の写真は「無料動物写真素材 アニマルフォト」http://anijan.net/photo/ より引用した．

３．演出意図の違い

それでは演出意図の違いによって，このような映像素材を加工することが許されるのであろうか．例えば時代劇などのドラマで，野外シーンの撮影などによっては，道路標識や看板，飛行機，飛行機雲など，現代の私たちの生活を支える様々なもので時代劇が想定される時代には存在しないものが多く画面に映り込むことがある．それを上手く消したりすることは，演出意図として理解でき得るだろう．しかし，その他の番組で同様な特殊な加工を施しても，それを目利きすることは困難である．さらに番組制作環境も制作費抑制による人件費の大幅な削減等の問題[38]で，番組制作に関わる人員の削減や機器の高性能化に伴う少人数での編集室（密室）による編集や映像加工処理により益々注意喚起と不正の発見がしにくい環境になりつつあるのが現実である．このような環境で，過度な映像加工処理を見抜くことは困難である[39]．最終的な番組コンテンツのチェックがどの範囲までカバーしているのかも，「情報の非対称性」により把握することは難しい．番組内容には新たな付加価値を創造する努力が施されているが，その努力は本当に倫理的に説明可能なものなのか，今一度問い直す必要があるだろう．このように「情報の非対称性」は，情報発信主体と情報受信者の間にも，そして情報発信主体の中にも存在しているのである．

第４節　基礎となる西洋思想

１．第４の山脈

「道徳哲学はその歴史が二次的，付随的意義しか持っていないかのように時折書かれているが，これは，道徳的概念がその歴史から切り離されて考察され理解されうるという信念からきているように思われる．ある哲学者たちは，道徳的概念が，時代に左右されない，不変の，確定した意味を持っているような概念であり，それはその歴史を通じて必然的に同じ性質を持っているかのように述べている」[40]とMacintyre（1966）は指摘した上で，「大雑把に言えば，道徳の歴史を扱う人々は道徳的実践と道徳的判断の内容は社会によって，また人によって変化するということをいとも簡単に認めるが，他方，同時に，相異なる道徳概念を巧妙に類同化してしまっているのである．それ故，彼らは『何を正しいとみなし，何を善いとみなすかに関しては必ずしも同一ではないが，『正しい』，とか『善い』といった概念の意味は同一であり，普遍性を持っている』と主張するようになる」[41]と述べている．Macintyreが指摘するように，道徳的概念は不変なもののように思えるが，しかし，それは社会生活の変化に応じて当然のこととして変化していくものである．また善悪の判断が先に論じられ，そこに至る過程がないがしろにされることから，ステレオタイプ的な判断に終始することもあるだろう．事象に対して，どのような見方や考え方ができ

---

[38] この問題については，第５章で考察している．

[39] 映像の編集にはEdit Decision List（EDL)という編集リストを作成することができる．EDLを管理しようとしても，編集室を渡り歩きながら編集すれば，EDLが書き換わるため，最終的にどのように編集したのかが不明となる．また，全ての効果をEDLにデータとして書き込められるわけでもなく，技術的に後から作業すべてを解析することは難しい．

[40] Macintyre（1966）菅 et al.訳（1985）p.1.

[41] Macintyre（1966）菅 et al.訳（1985）pp.1-2.

るのか，何をもって善いとみなすことができるのか，その視座を与えてくれるのが哲学であり，その思想である．

実践哲学の祖であり社会学の父[42]とされるComte（1844）は，人類の全知的法則として次の「３状態の法則」を挙げる．第１の状態は「神学的（theologique）すなわち擬制的状態」であり「あらゆる点に於いて発端には免かれることのできぬものではあるが，今後はつねに，ただ一時的のまた予備的の（purement provisoire et preparatoire）ものとして会得され」るものである．第２の状態は「形而上的（metaphysique）すなわち抽象的状態」であり「事実上，単に第１の状態の崩壊的変形たるに過ぎぬものであって，漸次的に第３の状態に到達するための単純な過渡的任務を負っているのみ」である．第３の状態は「実践的（positif）すなわち現実的状態」であり「唯一の全く平常的（normal）な状態であって，人間理性のあらゆる部門に於ける最終段階たるもの」と位置づけている．そして，この３つの異なる理論的状態を順次不可避的に経過すると述べるのである[43]．Comteは，これら３つの状態を提示したが，現代においてはこれらの状態が順次不可避的に経過するものとは断言できず，むしろこれら３つの状態が共存[44]した様相を呈しており，必ずしも理論通りというには疑問の余地がある．

入門レベルの解説書としてユニークな見解を述べている齋藤（2011）は，西洋思想の歴史を３つの山脈に例えて説明している[45]．かれによると，第１の山脈は「西洋思想の始まりから”アリストテレス帝国”の建設まで」を意味し，「世界の本質を一つの原理で説明」するという欲求がソクラテスやプラトンを経てアリストテレスに結集したと述べている[46]．また，第２の山脈は「近代合理主義による哲学の完成」を意味し，人間の本質は見えなくとも，その認識力や合理的な思考力を信頼するという，人間の理性への信頼に重きを置く考え方であることを象徴している．例えばKantは，対象がそこにあるから認識するのではなく，人間には予め認識する機能が備わっているからこそ認識できるという考え方である[47]．第３の山脈は，完成された哲学を，いわば ”scrap and build” するという現代思想の台頭である．ここでは，理性や合理的な考え方の背後にある「何か」を探ることが行われてきた．齋藤は，Nietzscheはそれを「力への意思」に，Saussureは「言語という体系」に，Freudは「無意識」に，Lévi-Straussは「構造」などに求めたことを例に挙げ

---

[42] Comte（1844）田辺訳（1938, 2003）翻訳者「序言」p.3.

[43] Comte（1844）田辺訳（1938, 2003）p.27.

[44] 第３の状態に進んでも，クリスマス等の宗教に因んだ儀式は衰退すること無く，第２の状態における哲学的な思考も，人間の価値判断の礎となっている現状がある．

[45] 斉藤の見解は，岡崎・日下部．杉田・竹田・榊原・服部・中釜・谷（1994, 2010）『西洋哲学史』（昭和堂）の解説による古代ギリシャ哲学（ソクラテス，プラトン，アリストテレス等）や中世哲学（アウグスティヌス，トマス・アクィナス等）を第１の山脈に，近世哲学（デカルト，スピノザ，ライプニッツ，ロック，バークリ，ヒューム，カント，ヘーゲル等）を第２の山脈に，現代哲学（ショーペンハウアー，キルケゴール，ニーチェ，ベルクソン，ディルタイ，ガダマー，フッサール，ハイデガー，サルトル，メルロ=ポンティ，フォイエルバッハ，マルクス，フレーゲ，ラッセル，ヴィトゲンシュタイン，フーコー，レヴィナス，デリダ等）を第３の山脈に見立てると，全体を俯瞰した内容として理解することができる．

[46] 齋藤（2011）p.16.

[47] 齋藤（2011）pp.17-19. かれはKantの他に，HegelやDescartesを挙げている．

ている[48]．そして，これら３つの山脈は，１つ手前の山脈からの「脱却」により生じたものであると西洋思想の歴史を理解している．

それでは第３の山脈から「脱却」するものはあるだろうか．仮に，第４の山脈が現れた，もしくは現れる場合は，そこには現代社会を反映している「生命」「環境」「情報」などが鍵概念として現れてくるだろう．これらを網羅する概念として，ここに「情報」が絡むのではないかという予想が成り立つのではないか．情報そのものを生命情報と解く西垣や，人間が情報的存在物として情報圏に存在していると解くFloridi等の所論は，これまでの哲学的領域を広げる，まさに「脱却」を意味すると言えないだろうか．西垣らの説く情報の理解，すなわち情報哲学[49]は，現代から第４の山脈までの過渡期に相当する新たな提唱と捉えることができよう．

２．情報身体論

情報哲学の現実適用を考えるにあたり，McLuhan（1964）の所論も確認しておく．今日，多くの人は「メディア＝媒体」と捉えているが，McLuhanのいうメディアとは「われわれ自身の拡張したもののこと」[50]をいい，「それが個人および社会に及ぼす結果というものは，われわれ自身の個々の拡張（つまり，新しい技術のこと）によってわれわれの世界に導入される新しい尺度に起因する」[51]と述べている．すなわち，メディアとは「人間の身体の拡張」であって，それはテクノロジーを意味している．例えばかれは「車輪は拡張された足」であると説明する[52]．このように身体の拡張という観点でかれの挙げる項目を見ていくと「前腕・こぶしの拡張が棍棒・ハンマー，皮膚の拡張が服，（甲羅としての）骨格の拡張が家，歯の拡張がのこぎり・包丁・弾丸，眼の拡張が書くこと，眼の拡張は他にも鏡・望遠鏡・顕微鏡・カメラ・見せ物，（窪ませた）手のひらの拡張はコップ・どんぶり，胃の拡張は冷蔵庫，腕・脚・歯・爪の拡張が武器，腱の拡張がロープ，（動いている）足の拡張が車輪，グループ・個人の拡張が群集，家族の拡張が部族，全身体の拡張が自動車，頭・目（他の器官は麻痺）の拡張が椅子，肌の拡張がベッド，文化全体の拡張が衛星，惑星の拡張が宇宙船，脚の拡張が階段，手・指の拡張が数」[53]などとなっている．宮澤（2008）は，「それぞれの身体器官のどの機能に着目するかで『答え』は」変わり，例として，冷蔵庫が胃の拡張となったのは，貯蔵という役割に着目したからであり，消化の役割に着目すると，別の「答え」になると解説する[54]．McLuhanのテクノロジーとはこのような身体の拡張を意味し，それによって人々の相互行為が変容するという前提に立っ

---

[48] 齋藤（2011）pp.19-21.

[49] Floridi（2011）THE PHILOSOPHY OF INFORMATION, Oxford University Press.等をはじめ，情報哲学に関する著述も徐々に増え始めている．

[50] McLuhan1964）栗原・河本訳（2006）p.7.

[51] McLuhan（1964）栗原・河本訳（2006）p.7. なお括弧内の表記も含め，そのまま引用している．

[52] McLuhan（1964）栗原・河本訳（2006）p.186.

[53] McLuhan, Marshall, & McLuhan, Eric（1988）中澤訳（2002）pp.160-161. ならびに宮澤（2008）pp.25-26.

[54] 宮澤（2008）p.26.

て「メディアの歴史」を説明している[55]．McLuhanの所論は，人間の身体とテクノロジーの共通点に着目したものであるが，これは１つの身体論といっても良いであろう．現代においても身体の延長線上にITや情報ツールが存在し，それらを用いて物事を受け止め，加工し，情報の生成を行っている．ここでは，さらに身体論を俯瞰してみることとする．身体論については，Merleau-Pontyの論が知られているが，ここではその論に影響を与えたHusserlについても簡単にみておくこととする．

２－１．Husserlの現象学的還元から

Husserl（1958）は「真の存在と認識との関係をあきらかにし，かくて一般に，行為，意義，対象のあいだの相関関係を探求するのが，超越論的現象学（ないし超越論的哲学）の課題である」と理解する[56]．かれは心理学が事実に関する学であり，かつ，実在に関する学であると理解した上で，これに対する超越論的現象学を，事実学としてではなく，本質学として（「形相的」な学として），もっぱら「本質認識」のみを確立する学として，基礎づけられることになると述べ[57]，ゆえに超越論的現象学が扱う諸現象は，非実在的なものという性格づけがあたえられると理解している[58]．このようにかれは，物事の認識から本質を導出することを考究した．その方法が「一切の自然的探求仕方が本質的に具えている認識上の制限枠を除去することができ，その探求仕方に固有な一面的な視線の向け方を転向させることができる」[59]とされる「現象学的還元」である[60]．

Husserl（1958）は「実在的な内在と，明証性のうちに構成される本物の与えられ方という意味での内在とは，別物である」[61]と認識し，「現象学的還元を行い，全ての超越的な定立を排除しなければならない」[62]とした，そのために「現象学的還元とは，すべての超越的なもの（わたしに内在的にあたえられないもの）をゼロの見出しをつけて理解すること，すなわち，その実在，その妥当性をそのまま認めないで，たかだか妥当性現象とし

---

[55] Es Discovery Logs「マーシャル・マクルーハンのメディア論：メディアの歴史とナショナリズム」http://esdiscovery.jp/knowledge/basic/social01/socio011.html 参照.

[56] Husserl（1958）長谷川訳（2003）p.xi. この引用本はHusserlの1907年の５つの講義を編纂しているものである.

[57] Husserl（1950）渡辺訳（2013）第15刷 pp.53-54.

[58] Husserl（1950）渡辺訳（2013）第15刷 p.54.

[59] Husserl（1950）渡辺訳（2013）第15刷 pp.52-53.

[60] わかりやすい例として竹田（2012）の解説を以下に引用する．「われわれは，『自然的な態度』においては，つまりふつうの見方では，いま眼前に見ている一つの『リンゴ』について，このリンゴがここに存在（実在）しているので，私（の意識）に，これこれの知覚（赤くて，丸くて，つやつや）が『現れている』と考える．『自然的態度』では，リンゴの客観的存在が『原因』であり，私の『意識体験』としての知覚（赤くて，丸くて，つやつや）は，その『結果』である．これに対して，『現象学的還元の態度』では，この自然的視線はつぎのように変更される．私はいま『意識体験』として知覚（赤くて，丸くて，つやつや）を確かにもっているが，このことによって，私の中に，『いまここに一つのリンゴが存在している』という『確信』がもたらされていると．すなわち『還元の態度』においては，『赤くて，丸くて，つやつや』という個的な『意識（知覚）体験』が『原因』であり，『ここに一個のリンゴがある』という『客観認識』が『結果』である．このように『現象学的還元の態度』は，『自然的態度』における『客観存在』と『意識体験』の『原因→結果』関係を，方法的に逆転するという視線変更の態度である．このとき，『自然的態度』では，リンゴの『客観存在』は暗黙の前提だが，『現象学的態度』では，リンゴの存在は『存在確信』となる」pp.133-134.

[61] Husserl（1958）長谷川訳（2003）p.7.

[62] Husserl（1958）長谷川訳（2003）p.8.

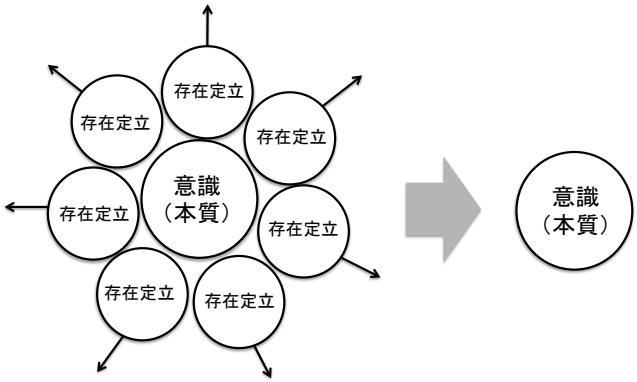

図2-5　エポケーの効果

（出所：白取（2010）p.67.を基に修正）

て定立することを意味する」[63]と述べた．ゼロの見出しをつける作用を，かれは独自のエポケーを行うことと論じている．エポケーとは「一種の判断停止なのであるが，この判断停止は，真理についての揺ぎない場合によっては揺るぎない確信，というのはそれが明示的な確信だからなのだが，そうした確信とも調和するようなものなのである」[64]と解説する．さらに「定立は『作用の外に置かれ』，括弧に入れられるのであり，その定立は，『括弧に入れられた定立』という変様へと変化し，判断そのものは『括弧に入れられた判断』へと変化する」[65]とされる．つまりゼロの見出しをつけることは，この定立の括弧入れを意味しており，かれは，どのような領域や範疇の対象性であれ，相関的に括弧入れには何の妨げもなく，この対象性に関係した存在定立[66]はどれもエポケーによってみな遮断されるべきと捉えている．そして「このエポケーによって全く初めて開示されるものは，絶対的な存在領域，すなわち，絶対的もしくは『超越論的』主観性という絶対的な存在領域」[67]なのである．この様子を図2-5に示す．存在定立を括弧に入れ作用の外に置くことで，本質として向かうべき意識を表出されるのである．その上で「思考の『実在』は，それが絶対的に本物として与えられること，それが純粋な明証性のうちに与えられることによって保証される」[68]とし，「認識の本質をあきらかにするには，わたし自身が認識を注視し，ほんものとしてあたえられるありのままのすがたを直感する意外にないこともあきらかである．わたしはそれを純粋な現象，『純粋な意識』のなかで内在的・純粋直感的に，研究しなければならない」[69]と説くのである．

---

[63] Husserl（1958）長谷川訳（2003）p.9.

[64] Husserl（1950）渡辺訳（2013）第15刷 p.138.

[65] Husserl（1950）渡辺訳（2013）第15刷 p.138.

[66] Husserl（1950）渡辺訳（2013）第15刷 pp.242-243.定立存在の例としては，あらゆる種類の文化形成体，工芸美術上の諸作品，諸学問上の諸業績，あらゆる形態の美的および実践的諸価値，国家，慣習，法，宗教といったような種類の諸現実，などを挙げている．また，白取（2010）p.66.は，定立存在を思い込みとして捉え，個人的な判断，暗黙の前提，個人的な関心，諸学説，神話や宗教的な世界像，などを挙げている．

[67] Husserl（1950）渡辺訳（2013）第15刷 p.149.

[68] Husserl（1958）長谷川訳（2003）pp.12-13.

[69] Husserl（1958）長谷川訳（2003）p.72.

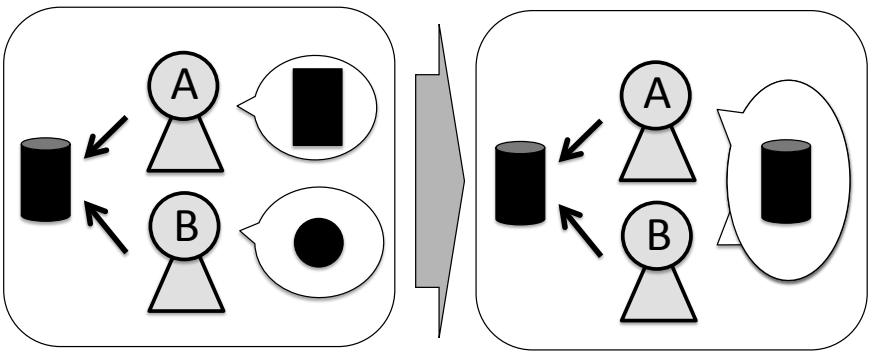

(a)　　(b)

図2-6　「確信の形成」の応用

（出所：竹田（2008）p.127.を参考に作成）

竹田（2012）の理解によれば，「現象学による『認識の妥当性の根拠づけ』は，『客観認識』の可能性を『主客一致』によって根拠づけるのではなく」，どこまでも「主客図式」を排除しながら，「『信憑構造』の必然性によって根拠づける」，認識の妥当性の本質条件を取り出すという課題をクリアする一貫した哲学的方法であると述べる．また，このことは「『確信の形成』あるいは『信憑構造の解明』」というHusserlの根本アイデアの理解が必要であると，論を展開している[70]．では，Husserlの現象学に対する竹田の理解が正しいと判断した場合，「確信の形成」が共有されるならば，図2-6に示すように，例えば茶筒のようなものを認識した場合において，(a)のように，各々が異なるものに見えた時にも，現象学的還元の結果を総合して，(b)のように，物事の意義や価値を確かめ合うことで，相互に本質の理解が可能になるのではないだろうか．このような「確信の形成」の共有は，情報生成倫理を考える上でも有効であり，各々の見方の違いを認識することで，新たな気付きを得られたり，認識していなかった物事に対し，多角的に把握する手段を得ることに繋がるのである．

2－2．Merleau-Pontyの身体論から

Merleau-Ponty（1945）は，Husserlの現象学を基に「身体」とは何かを考究している．かれは『知覚の現象学』において，まず感覚の概念から考察をはじめる．そのなかでMüller-Lyerの錯視を挙げ，二者択一は「客観的世界」のなかに過ぎず，相矛盾する概念が交叉する独特な環境で，諸対象が比較可能な「客観的・即自的な」存在の地平になく，それぞれが別個のコンテクストのなかで捉えられていると述べている[71]．熊野（2009）によれば，私たちの感覚ではMüller-Lyerの錯視において「線の両端の矢先が外に向いた線より，矢先が内に向いた線の方が長く見える」ことは否定しがたい経験であるが，「物差しをあてる」方が「客観的」とされ，経験のかわりに定立されるのは「客観的世界」である．その「客観的世界」とは「世界から経験の次元を引き算したものであるにすぎない．

[70] 竹田（2012）p.136. 竹田は，Husserlは「現象学的還元」の方法が「確信成立」の一般的理論であると明示的に読むことはできないと述べた上で，kantの認識構成論との差異や，Husserlの『デカルト的省察』第26節などを引用し，Husserlの「『超越』の概念を，世界，対象存在，対象存在の様態についての『信憑の成立』と受け取れば」Husserlの「『妥当』や『構成』の概念もまた，きわめて明確に定義されうる」p.254.と述べている．

[71] Merleau-Ponty（1945）竹内・小木共訳（1967, 1996）pp.34-35.

客観的世界はつまり，予め経験不可能なものなのだ」[72]と解説する．Merleau-Pontyは「最初の哲学的行為は，客観的世界の手前にある生きられた世界にまでたち戻ること」[73]と解き，その起点となる身体を対象とした．かれは疾病失認と幻影肢について考察[74]し，「知の両義性は，われわれの身体がはっきり区別される二つの層として，習慣的身体の層と現勢的身体の層とを身につけているという事実に帰着」[75]した．また，人間には「身体図式」という，知覚したことに対して，１つの注釈や意味を与えることのできるような，身体的経験の要約，つまり変換装置のようなものをもっていると論じた．身体図式は「身体の空間的・時間的統一性，相互感覚的統一性，あるいは感覚=運動的統一性が言わば正当な権利をもっていること」であり「私の身体のもつ空間性は，外的諸対象のもつ空間性や『空間的諸感覚』のもつ空間性と同じような，一つの位置の空間性ではなくて，一つの状況の空間性なのである」[76]と理解した．Merleau-Pontyは「私とは私の身体である．すくなくとも，私が一つの既得物を身につけており，逆に私の身体が一つの自然的な主体として，私の全存在の一つの暫定的スケッチとして存在する」とし，「自己の身体の経験は，対象（客体）を主観（主体）から，主観（主体）を対象（客体）から切り離す反省的運動とは対立するものであって，そもそも反省的運動は，身体について思惟または概念としての身体しかわれわれにあたえず，身体についての経験または実在としての身体はあたえてくれないものである」[77]と述べた．すなわち，かれは，Descartesの身体（もの）と精神（心・意識）とのいわゆる心身二元論に反して「自己の身体の経験がわれわれに啓示したところは，一つの両義的な存在仕方である」[78]と論じた．

人間の身体性は文化的なものの蓄積であり，私達の身体は，もはや単なる生物的な身体ではなくて，文化を背負ってしまっている身体，その身体こそが世界を作っていると理解すれば，McLuhanの示す情報のコミュニケーション能力を身体性に例えた考え方と親近性を持つ．少し乱暴な表現ではあるが「重要なのは理性よりも身体である」[79]という理解を情報に置き換えると「重要なのは意味よりも伝達メディアである」ともいえるであろう．McLuhanのテクノロジーとは身体の拡張を意味するため，ラジオは耳の拡張を，テレビは（McLuhanは触覚というが）現代においては目と耳の拡張を示すであろう．すなわち知恵があっても字数制限があれば表現できず，即時性は新聞では伝えにくいなど，メディア・コミュニケーション能力は伝達メディアによって大きく制限されるのである．

---

[72] 熊野（2009）pp.34-36．当然ながら，視覚という知覚的な経験の前に，私たちは物差しを用意することはできない．

[73] Merleau-Ponty（1945）竹内・小木共訳（1967, 1996）p.110.

[74] Merleau-Ponty（1945）竹内・小木共訳（1967, 1996）p.145. 疾病失認とは，当該手足が現存しているのだから当然与えられているはずの身体表象の一断片の不在のことで，幻影肢とは，当該手足が現存していないのだから当然あたえられているはずの身体表象の一部の現前である．

[75] Merleau-Ponty（1945）竹内・小木共訳（1967, 1996）p.148.

[76] Merleau-Ponty（1945）竹内・小木共訳（1967, 1996）pp.174-175.

[77] Merleau-Ponty（1945）竹内・小木共訳（1967, 1996）p.325.

[78] Merleau-Ponty（1945）竹内・小木共訳（1967, 1996）p.324.

[79] 齋藤（2011）p.251.

第５節　情報哲学の図示の可能性

１．Descartesの座標の概念から

x，y軸を持つ平面をDescartes平面と呼ぶことがある．原点で直交する座標軸を持ち，位置を特定することができるもので，一般的にDescartes（1637）は座標を考案したとされる．その根拠は，かれの著作『方法序説』にあるとされる．かれの著作には「座標」という用語は使用されていないが，以下のような記述がある．

> 続いてわたしは，ほかの真理を探求しようと思い，幾何学者の扱う対象を取り上げた．わたしはそれを，一つの連続した物体としてとらえた．言い換えれば，長さと幅と高さまたは深さにおいて無際限に拡がる一つの空間であり，さまざまな部分に分割でき，その部分は形と大きさをいろいろ変えることができ，あらゆる仕方で動かしたり位置を変えたりできる．[80]

この記述は，まさにｘ，ｙ，ｚの直交する座標を持つ三次元空間がDescartesの思考のなかにできあがっていることを示している．これをDescartesの思想にあてはめて考えると，「我思うゆえに我あり」は原点の設定を意味するのであろう．かれの『方法序説』では，良識はこの世で最も公平に配分されるものであり，理性によって自ら座標軸を設定し原点となれる人間という存在が，如何に神に祝福された存在であったかを指している．このように理解すると，これを１つの概念として捉え，個々の哲学的な考え方の個性を，現実の空間とは異なる思考上の空間的概念として，この座標軸に位置づけることができるのではないだろうか．

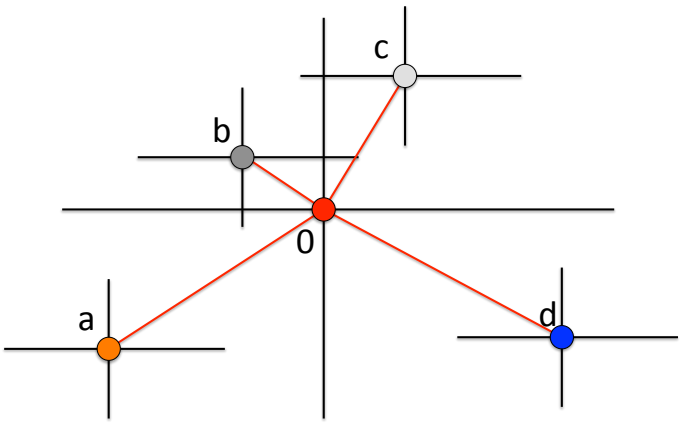

図2-7　情報哲学の図示の可能性のイメージ

（出所：著者作成）

この空間的概念を二次元座標としてイメージしたものが図2-7である．現実の個人や組織は，図中のa，b，c，d等に示すように各々が独自の原点を有しており，その中では原点を信念や理念，あるいは創業者意思，目標などと共有し活動する．しかし，それらを俯瞰

[80] Descartes（1637）谷川訳（2001）p.51.

する絶対的な原点[81]があると仮定すると，その活動が必ずしも哲学的な絶対的原点とは異なるであろう．故に，個人や組織の哲学的な考え方の個性を，原点からの距離としてこの空間的な座標軸をもった概念の中で把握することができるのである．

２．図的理解

空間的概念を二次元座標としてイメージした場合，その座標軸はどのように設定すべきか，という問題がある．情報生成倫理に関して，生命情報から人間社会で通用する概念で捉えられたものが社会情報として転化するとき，そこには必ず意識・無意識に関わらず人間の倫理的な判断が関与するはずであり，人間としての何らかの哲学的思想が入り込む余地がある．これには倫理的な善悪の問題だけでは十分でなく，「正しさ」という観点も必要である．直江ら（2012）は，「正しいことが善いこととは限らず，正しい人が善い人とも限らない．『正しさ』は何よりも他（者）に対する自己の関わり方を問うからである．しかも，人間は，『善さ』以上に，『正しさ』の問題と格闘する中で，少しずつ賢明になったと言ってもよいと思われる」[82]と述べている．この「正しさ」の問題との格闘は，Sandel（2010）の提示する極限の選択に関する質問に対する人々の反応に現れてくる．かれの質問の１つに「暴走する路面電車」というものがある．以下にその設問を引用しておく．

> あなたは路面電車の運転士で，時速60マイル（約96キロメートル）で疾走している．前方を見ると，五人の作業員が工具を手に線路上に立っている．電車を止めようとするのだが，できない．ブレーキがきかないのだ．頭が真っ白になる．五人の作業員をはねれば，全員が死ぬとわかっているからだ（はっきりそうわかっているものとする）．
>
> ふと，右側へそれる待避線が目に入る．そこにも作業員がいる．だが，一人だけだ．路面電車を待避線に向ければ，一人の作業員は死ぬが，五人は助けられることに気づく．
>
> どうすべきだろうか？[83]

このような極限の選択を多くの人が会する中で意見を求めることで，Sandelはこのように解説する．「とっかかりの一つは，道徳的な難問に遭遇すると，道徳をめぐる考察が自然に浮かび上がってくることを知ることだ．われわれはまず，正しい行いに関する一つの意見，あるいは一つの確信から出発する．たとえば『路面電車を待避線に向けろ』というものだ．続いてそう思う理由を考え，その根底にある原則を探し出す．たとえば『一人の命を犠牲にしても多くの死を避けるほうが良い』というものだ．それからその原則にそぐわない状況に直面して，混乱状態に陥る．たとえば『できるだけ多くの命を救うことはつねに正しいと思っていたが，人を橋から突き落とす（あるいは武器を持たないヤギ飼いを

81　例えばKantの理解する，すべての人間の道徳的な行為に関する普遍的な基準というものも絶対的な原点となり得る概念である．

82 直江・越智（2012）「はじめに」p.ix.

83 Sandel（2009）鬼澤訳（2010）p.32.

殺す）ことは間違っているような気がする』というものだ．こうした混乱の力と，その混乱の分析を迫る圧力を感じることが，哲学への衝動なのだ」[84]と解説する．このような葛藤に直面することで，正しい行為というものを自分の頭で熟考し判断の強化，あるいは判断の修正を可能としている．

このSandelの手法は，思考の中で処理するのではなく，一度自分の言葉に置き換えて「表現」させた上で，その選択の根拠を討論の俎上に上げ，その根拠を吟味することで，再度，どのような行動が正しい行為であるのか気づきを与えるものである．これはHusserlの「確信の形成」（図2-6参照）の相互作用による理解へと進む過程と似ている．「民主的な社会での暮らしのなかには，善と悪，正義と不正義をめぐる意見の対立が満ち満ちている．妊娠中絶の権利を認める人もいれば，中絶を殺人と考える人もいる．富裕層に課税して貧しい人びとを助けてこそ公正だという人もいれば，本人の努力で手に入れた金を税金で取り挙げるのは不公正だという人もいる．大学入試における積極的差別是正措置を過去の過ちを正す手段として擁護する人もいれば，実力で入学できる者への不公正な逆差別だとみなす人もいる．テロ容疑者への拷問を自由社会にふさわしくない道徳的醜態として認めない人もいれば，テロ攻撃を防ぐための苦肉の策だとして擁護する人もいる」[85]．このような違いを認識した上で，正しい行為というものを吟味していく「確信の形成」や相互理解の重要さが，コミュニタリアンとしてのSandelの主張の背景にあるのであろう．

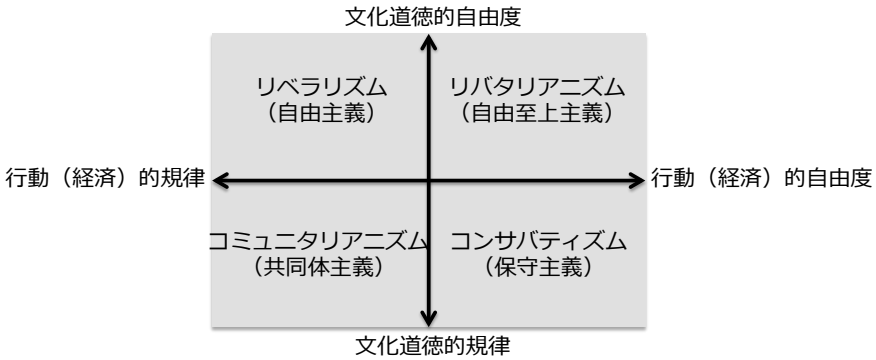

図2-8　文化道徳的・行動（経済）的自由度の分析平面

（出所：麻田ら（2010）を基に，加筆修正）

そのSandelの判断の分析に登場するのが，リバタリアニズム（自由至上主義），リベラリズム（自由主義），コミュニタリアニズム（共同体主義），コンサバティズム（保守主義）の４つである．ここでは，文化道徳的自由度と行動（経済）的自由度を軸としてこれら４つの主義を図2-8に表した．文化道徳的自由度は，個人（組織）の文化道徳的な自由をどこまで認めていいかを示す．行動（経済）的自由度は，個人（組織）の行動や経済に関わることをどの程度認めていいかを示している．文化道徳的自由度がなくなることは，制約や規律を重視する傾向であると考え，自由度の逆方向には規律と明示した．同様に行動（経済）的自由度の逆も行動（経済）的規律としている．第１象限のリバタリアニズム

[84] Sandel（2009）鬼澤訳（2010）pp.40-41.

[85] Sandel（2009）鬼澤訳（2010）pp.39-40.

は，個人の自由を最大限に尊重するが，経済的再配分（福祉）には否定的であることを指す[86]．第２象限のリベラリズムは，文化道徳的には個人の自由を尊重するが，経済的には再配分を重視し，人類共通の「正義」を主張する[87]．第３象限のコミュニタリアニズムは，リベラリズムが主張する個人の権利や正義より「善」の優位を主張する[88]．第４象限のコンサバティズムは，経済活動への干渉は抑制する一方，家父長的な伝統的道徳観を尊重する[89]．このような判断は，情報生成倫理における情報を素材として発掘する際にも，個人の正しさの判断が依拠する基準として何処かの象限に属することになる．しかし，情報発信主体を組織や企業とみると，組織や企業もまた同様の判断の根拠としての基準があり，同様に組織全体として４つのうちのいずれかの象限に入ってくるだろう．さらに社会全体も，その時代や時期によって状況は変化し，全体としていずれかの象限に位置すると思われる．

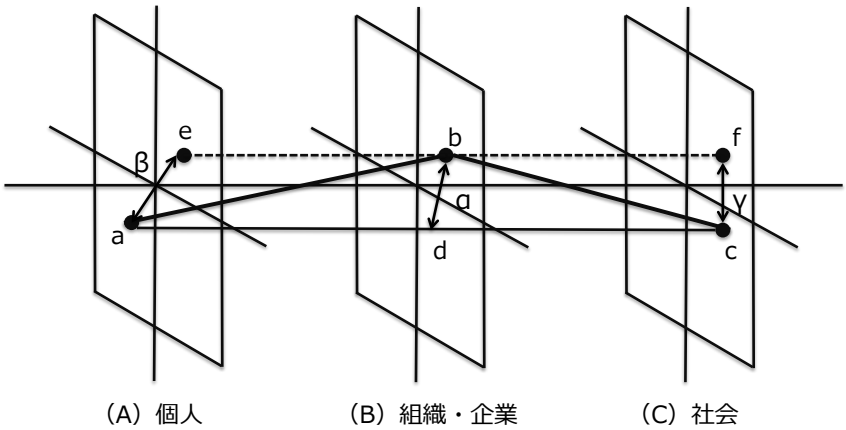

図2-9　文化道徳的・行動（経済）的自由度の個人，組織（企業），社会の位相から諸問題を考察する軸

（出所：著者作成）

このように理解すれば，自ずとこの平面座標は3層にわたるものと位置づけられる．この様子を図2-9に表した．最初の平面は個人，次に組織や企業などの情報発信主体，最後にそれを取り巻く社会である．情報発信主体に属する個人が，情報発信主体から社会に情報を発信するためには，個人と情報発信主体との間に何らかの判断を調整する仕掛け[90]が必要になってくる．同様に社会の動向や変化を見極め，それを認識しつつ情報を発信につ

---

86 麻田・風間・山田・肥田・Jacobsson・杉山・下村（2010）p.40．なお，リバタリアニズムの主な哲学者・思想家に，ロック，ハイエク，フリードマン，ノージックがいる．

87 麻田・風間・山田・肥田・Jacobsson・杉山・下村（2010）p.40．なお，リベラリズムの主な哲学者・思想家に，カント，ロールズ，R.ドゥウォーキン，センがいる．

88 麻田・風間・山田・肥田・Jacobsson・杉山・下村（2010）p.40．なお，コミュニタリアニズムの主な哲学者・思想家に，アリストテレス，ヘーゲル，マッキンタイア，サンデルがいる．

89 麻田・風間・山田・肥田・Jacobsson・杉山・下村（2010）p.40．なお，コンサバティズムの主な哲学者・思想家に，シュトラウス，ベル，W.クリストルがいる．

90 もちろん組織や企業によるトップダウンでも統制はあるだろう．またコミュニケーションなどの場をもつことで，この乖離を相互に認識しつつ判断していくことを励行するなど，様々な方法があると思われる．

なげることも情報発信主体には必要であろう．ここで，個人の特性をaに，組織や企業の特性をbに，社会の特性をcに，それぞれ属していたと仮定しよう．個人的にはコミュニタリアニズムにあるが，所属する組織や企業はリバタリアニズムの立場でものを考え，社会はコンサバティブな環境であることを意味する．社会の中の一個人として社会の特性cと個人の特性aとを結ぶ直線がB面と交わるdと，ｂの差αが組織や企業が，ある個人と社会両方を対象とした時の正しさの判断の乖離となる．次にbからA面とC面に垂線をおろした交点をそれぞれeとfとすると，個人は常にaからeという判断に適合するようにβで示すだけの同調的な要請をうけていることとなる．ただし，個人の全ての判断がeへの接近になるのではなく，情報生成過程に関してeに近い判断へのバイアスを受ける可能性があるのである．組織や企業もまたγに相当する暗黙の同調を求められるか，もしくは既にｂとしてリバタリアニズムな組織や企業であることが社会から認知され，それが特徴として固定化されているのかも知れない．このようにこれらの面の位相関係を探ることで，正しさの根拠をどのような観点から求めているかが理解でき，それにともなう倫理性も把握することが可能になってくるものと考えられる．この，文化道徳的・行動（経済）的自由度の個人，組織（企業），社会の３層の位相関係から諸問題を考察することを分析軸として，情報生成倫理の探求が可能ではないかと考えるものである．

第６節　小括

本章では，情報の持つ本質的な意味を探ることから，上位概念として情報哲学の領域に踏み込んで考察を試みた．そこでは万物全てが情報的存在物であるとするFloridiや，Heideggerの実存主義的存在論に依拠するCapurroなどの考え方があった．また，現実的な問題として哲学的な判断は必要とされており，その一例を映像加工の左右反転処理や色補正処理を通じて表出させた．

次に，現代の情報哲学がこれまでの哲学の流れとどのように関連しているのかを西洋思想の系譜にもとめ，情報を扱う哲学というものが，これまでの大きな３つの段階から脱却した第４の段階への過渡期であると位置づけた．

さらに，情報哲学を実際に適用する際，情報生成倫理を体系的に把握するには，その情報を生成する者の思考にも触れる必要があると考え，その親近性を得るために，情報身体論を考察した．その理解のためにMcLuhanの所論を用いた．次に，情報哲学の図示の可能性を探るため，Descartesの座標に関する概念を用いた．これに倫理的判断の善し悪しを行動選択の「正しさ」の指標に変換した上で，Sandelの判断の区分を座標の象限に配置する平面座標を見出した．さらに情報発信主体が情報を生成する過程で直面する，個人，組織（企業），社会に関連付けることで倫理的な判断を可能とする分析軸として，文化道徳的自由度を縦軸に，行動（経済）的自由度を横軸にした面を持ち，個人，組織（企業），社会の３層で構成した，これらの位相関係から諸問題を考察するフレームを導出した．

第２部

情報主体（部分）的観点
と
情報環境（全体）的観点

第３章　情報発信主体における情報生成倫理

第１節　序

ここでは，情報発信主体が関係する情報生成倫理を紐解いてみたい．前章までにおいて，情報生成倫理とは情報生成過程における倫理として，新たな情報セキュリティの範囲であると定義してきた．しかし，ここで１つの疑問が生じてくるだろう．それは「どこからが情報生成倫理のはじまりなのか」という問題である．本章では，まずこの問題をアイデアが生まれる過程を考察することで，情報生成過程における倫理の及ぶ範囲を明確にする．

次に，情報発信主体における客観性の問題を取り上げる．さまざまな事象を基に情報を生成していくことに際して，客観的な視点は，情報の受け手が無意識のうちに情報発信主体に求めているものと考えることもできるだろう．最後に情報発信主体のコンテンツ制作における情報リテラシーの問題を捉え，情報生成倫理について解明を試みることとする．

第２節　アイデアの創造と倫理

アイデアとは「思いつき，着想，考案」などを意味している[1]．外山（2010）は，著書の中で「アイディアはいつあらわれるかわからないから厄介である．考えに考えてもなにも出てこないことが多いのに，思いもよらないときに，ひょっこり飛び出してくる．予想ができない．偶然のように思われる．インスピレーションはひらめきである．アイディアはインスピレーションによって生まれる」[2]と述べ，作曲家のWagnerやMozart，Berliozなどのインスピレーションの体験などを引用している．情報発信主体から何らかの情報が発信されるとき，その情報には，情報そのものを生成するための何らかのアイデアが基となっていることは想像に難くない．そのアイデアから生まれる着眼点が情報を生成するために活かされ，最終成果物としてのコンテンツなどに結集されていく．

情報発信主体による情報生成に関するアイデアを別の言い方をすれば，それは梅棹（1969）のいう「知的生産」の概念にも類似する．かれは「人間の知的活動が，なにかあたらしい情報の生産に向けられているような場合」を知的生産と呼び，この場合の情報は「知恵，思想，かんがえ，報道，叙述，そのほか，十分ひろく解釈」できるものと理解した上で，知的生産の概念を「頭をはたらかせて，なにかあたらしいことがら–情報–を，ひとにわかるかたちで提出すること」[3]と捉えている．情報発信主体によるアイデアの創造は，主に知的生産につながるものである．

ここで，情報生成倫理が機能する範囲として，その開始点を導出するためには，アイデアの創造から具体的な情報になるまでの過程を俯瞰する必要がある．既にアイデアに関す

---

[1] 外山（2010）pp.16-21.

[2] 外山（2010）p.89. 本章では「アイデア」という用語に統一するが，ここでは引用した文書の通り「アイディア」とそのまま記載している．

[3] 梅棹（1969）p.9.

る古典となっているYoung（1975）の著作[4]によれば，アイデアが生まれる過程は，次の５つの段階にまとめられる[5].

①データ（資料）集め：当面の課題のための資料と一般的知識の貯蔵を耐えず豊富にすることから生まれる資料
②データの咀嚼：心の中でこれらの資料に手を加えること
③データの組み合わせ：孵化段階であり，意識の外で何かが自分で組み合わせの仕事をやるのにまかせる
④ユーレカ（発見した！）の瞬間：アイデアの実際上の誕生
⑤アイデアのチェック：現実の有用性に合致させるために最終的にアイデアを具体化し，展開させる段階

竹内（1988）は，Young（1975）のこれらの解釈が，Poincare（1908）の『科学と方法』[6]の内容を，わかりやすい言葉に翻訳したものと理解する．その上で，Poincareは，③と④を無意識的活動，①と②，さらに⑤を意識的活動の時期と呼んでいると解説している[7].

これらの考え方から導出したものを図3-1に示す．アイデアを創造するにあたり，その基となる素材を入力しておかなければ，良い出力は得られない可能性があるだろう．よって，①に相当する情報収集は必要不可欠である．図中の「情報収集」はYoungの①に相当し，色々な情報を見たり聞いたり触ったり感じたりする様々なものが意識・無意識に関わらず集められるものと捉えられる．なお，情報収集にあっては，自分が目にしたものや匂いを含め，そのまま情報が収集されていくケースを図中のaで示している．これとは別にbやｃは，情報が収集される前にフィルターを経由している．このフィルターとは人であったり書物であったり，オリジナルなものに対して「加工・圧縮・編集」など，情報の取捨選択が加えられているものを示している．フィルターを利用するということは，効率的に有用な情報を得ることにつながる．例えば，Aという趣味を持っていた場合，そのAに関

---

[4] Young, J. W.（1975）A TECHNIQUE FOR PRODUCING IDEAS, NTC Business Books.（今井訳（1988）『アイデアのつくり方』阪急コミュニケーションズ．）

[5] Young, J. W.（1975）今井訳（1988）pp.54-55. および同書の竹内均氏の解説pp.71-73.を組み合わせて記述している.

[6] Poincare（1908）がアイデアを得る過程を要約すると，かれは自らが名づけたフックス関数の証明を行っていたが，なかなか解決することができなかった．ある夜，ミルクを入れないコーヒーを飲み，寝付けない時に，幾多の考えが群がり，互いに衝突しあい，結合し安定な組み合わせをつくるように感じられた．そのことにより超幾何級数から誘導されるフックス関数の一部を証明することができたのである．その後，旅先にて乗合馬車に乗った折，フックス関数についてまったく意図していない時だったにも関わらず，フックス関数の定義に用いた変換は非ユークリッド幾何学の変換と同じであるという考えが浮かんだ．その後はこれといってめぼしい成果が出せず，兵役をむかえた．しかし，ある時大きな通りを横切っている時に，困難の解決策が突如ひらめいたという．これらの経験を踏まえ，意識的な活動と無意識的な活動を区分したが，無意識的な活動の状態にあっても思索的研究は継続されていたという点で，アイデアやひらめきに繋がっていると説いている．（吉田訳（1953）pp.57-69.）

[7] 竹内（1988）p.72.　また，Young（1975）は，論の最後に参考となる３冊を挙げている．Wallas，Graham（1926）THE ART OF THOUGHT，Poincare, Jules Henri（1908）SCIENCE ET METHODE，Beveredge, W. I. B.,（1950）THE ART OF SCIENTIFIC INVESTIGATIONである（今井訳（1988）p.62.）

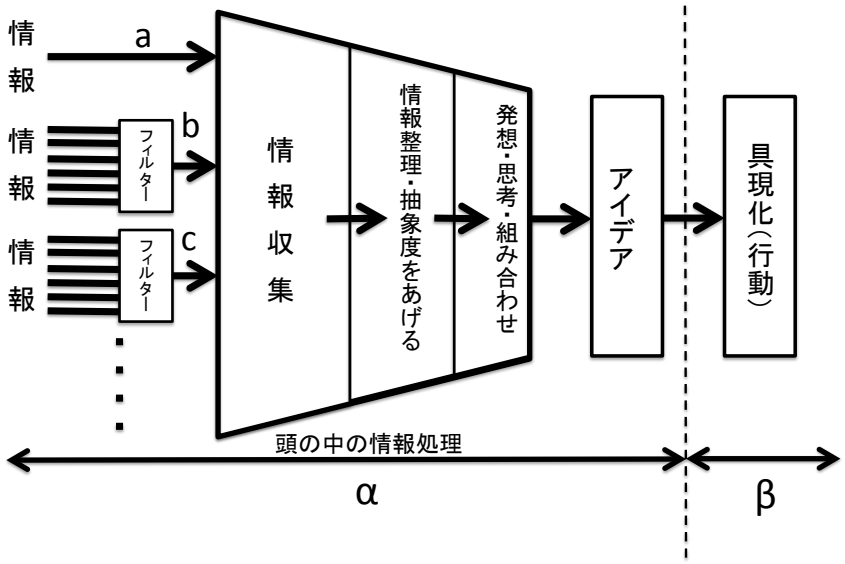

図3-1　アイデアの創造過程概念

（出所：沖野（2011）p.220, p.226.掲載の図を基に，筆者により作成）

する趣味仲間からの情報は，Aに関しては収集し易いが，全く異なるBに関しては趣味仲間が触れる話題としては少なくなるであろう．このフィルターの特性で，自分の考えに対する有用な情報が期待できたり，歪められた情報を受け取ることになったりするのである．このように新聞，雑誌，TV番組など，多くのフィルターを通じた情報を意識・無意識に関わらず拾っていると考えるのである．それらの情報が②に該当するデータの咀嚼により，関連性を照合することや，情報の整理をともない抽象度があがっていく．次に発想・思考・組み合わせである③の過程で，全く想定していなかった意外な組み合わせなどが生じることで，最終的な④アイデアが誕生する．最後にそのアイデアが現実に合致するのか，展開できるのかを⑤判断し，アイデアの具現化や行動に結びつくこととなる．

ここで，情報が入力され，アイデアが出力されるまでは，いずれも頭の中での情報処理にあたる．頭の中の思考に関しては，良きアイデアを考えることもあれば悪しきアイデアを考えぬいて，これが生じないような施策を再度考えることもあるだろう．ここでは倫理を意識して思考を巡らすことは，倫理的なアイデアを考える以外には皆無であろう．つまり，アイデアの創造に関しては，そのすべてにおいて倫理的な判断や制限を加えることは困難であり，基本的には必須ではない．

篠澤（2010）によれば，倫理とは「習慣として形成される人間の性格に関する事柄」であるとし，倫理学に対する英語としてpractical philosophy（実践哲学）を挙げる．その考えの根底にあるものとして，かれはアリストテレスを引用し「行為の習慣化による性格の形成」という構図で捉えている[8]．その構図においては，頭の中で考えていることも，それが具体的な行為として表現されることで実践哲学ないし倫理が問題にされると考えられる．また，笹井（2004）は，英語のethicsという言葉の意味として「人間の行為の基準」，「人間の行為の基準の研究」があり，前者を倫理，後者を倫理学という[9]．この

[8] 篠澤（2010）pp.5-6.

[9] 笹井（2004）p.8.

ように倫理は「行為」という用語に紐付けられており，倫理的な思考をする上で，良き倫理と悪しき倫理は思考の段階では自由であると捉えると，図3-1においてαで示す範囲は倫理性が強く要求される範囲ではないと理解できる．しかし，βで示す範囲は，アイデアを形にする「行為」の結果であるという理解をすれば，倫理的な要求も可能な範囲といえる．したがって，情報生成過程における倫理について，その倫理の開始点という意味においては，アイデアが具現化[10]あるいは行為・行動[11]に及んだところという結論が導き出されるのである[12]．

第３節　主観的客観性

１．ワーテルロー・スクープ

情報の価値を学習するのに良い事例として，時折ワーテルロー・スクープが取り上げられることがある[13]．多くの文献や引用では「良い情報を，誰よりも早く入手し，上手に消化，加工，活用して，大儲けをした」[14]という文脈で，情報の価値が高いことを理解させる論調となっている．しかしこの文脈は，正確さに疑問の余地があることと，いささか事実の誇張があるように思われる．坪田（2009）は「この話は大ウソだ」[15]と鋭く指摘している．ここでは坪田の見解から，情報の価値を探ってみる．

1812年にロシア軍の逆襲で敗退したNapoléon Bonaparteは，エルバ島に流されるが，1815年2月に島を脱出し，再びフランス軍を率い，欧州周辺諸国の征服に乗り出した．6月中旬にワーテルロー（現，ベルギーの首都ブリュッセル郊外にて，Wellington将軍率いる連合軍（大英帝国軍とプロイセン軍が主力）と対決した．この戦争の勝敗は，ロンドンの金融界が注目しており，それはロンドン取引所に上場されていたコンソル公債の価格の変動がこの戦いの勝敗で決まるとされていたためである．この公債は国債に似ており，英軍が勝てば英国の力が強くなり，価格が上がり，逆に英軍が負ければ英国の力が失われ価格が下がる．ここで，英国の金融取引業者のNathan Mayer Rothschildは，召使であるロスワースをワーテルローに派遣して，ドーバー海峡をわたる快速帆船を用意し，速報体制を敷いた．英国軍はワーテルローの直前のキャトルブラの戦いで敗北しており，ワーテルローも勝てる見込みは少ないと見られていた．しかし，6月19日夜にNapoléon軍の敗北が濃厚となり，ロスワースはワーテルローを後に，英国軍勝利を告げるオランダの新聞の早版を抱え，オランダから英国に出港した．翌20日未明に英国の港に到着し，待ち構えていたNathanは，その新聞を見た後，馬車でロンドンに向かった．取引所についたNathan

---

[10] 映像や音声，文章，デザイン，作品など具現化した様々なものを表す．

[11] パフォーマンスなどを表す．

[12] ここではアイデアを導く過程を頭の中の情報処理過程として捉えている．たとえばこれらの処理過程の一部を可視化したものとして，川喜田（1993）pp.236-244.の提唱するKJ法などがあると思われる．これをYoung（1975）の示した５つの過程にあてはめてみると，③のデータの組み合わせを，カードを用いて視覚的に理解することにつながる考え方と理解できよう．

[13] たとえば，春木（2004）『情報って何だろう』岩波書店．pp.73-82. など

[14] 芦屋（2011）「時局レポート」よりワーテルロー・スクープの部分を引用した．

[15] 坪田（2009）p.14.

は，本来公債を買い占めるところであるが，キャトルブラの英国軍敗北の影響で公債の値段が下落しており，Nathanは最初に公債の売りを行った．この行動に，取引所の雰囲気は，Nathanが英国軍敗北の情報を掴んでいるとの情報が流れ始め，多くの取引業者はNathanに倣い売り始め，公債の値段が急速に下落した．そこでNathanは一気に大量の公債を買い，その直後に英国軍勝利の公式な情報がもたらされ，公債の価格は急騰し，Nathanは巨富を得たとされている[16]．

ここで坪田は，①Nathan M. Rothschildが，世の中で最初に情報を掴んだわけではないこと，②情報が誰にも重要というわけではないこと，を取り上げる．戦況を最初に知ったのは，戦っていた将兵であり，次にオランダの新聞社であり，次に召使のロスワースである．しかし大儲けしたのはNathanだけである．坪田は，これらNathanよりも先に情報を掴んでいた人達との決定的な違いは，Nathanがロンドン取引所の会員であり「情報を活かす場」にアクセスできる立場を持っており，情報の活かし方も知っていたからだと分析した．このワーテルロー・スクープの話から，意味的情報が生成される過程において，以下のことが理解できる．

（1）（意味的）情報とは，誰かの価値判断が入っているものであり，
つくられたものである．
（2）（意味的）情報とは，誰かの価値判断が加わることで，
はじめて相手に価値を与えることができる．

すなわち，最初にNathanが英国軍勝利の情報を得ていながら，反対の売りの行動を行うことは，周囲に（1）の情報を与えることにつながり，そのことはかれの周囲の金融取引業者に公債を売った方が損をしないという価値を与えることにつながる．本当の情報は英国軍勝利という情報であったが，Nathanの情報を知っていながら逆張りをするという価値判断により，その行動が場の雰囲気を支配することができたわけであり，その価値判断こそが，Nathanを思惑通りに導く布石になったことは否めないのである．

２．情報生成過程の処理ケース

情報生成の過程には，表3-1に示すように，①情報の入手，②価値判断（思考），③行動という一連の過程から俯瞰してみると，次の４通りのケースが考えられる．ここでは，①から③を各々，主観と客観で区分けしている．

ワーテルロー・スクープをこの表にあてはめてみると，Nathanの召使であるロスワースは，ワーテルローの戦況を「客観的」に観察し，Napoléon軍の敗北が濃厚であると「主観的」に判断（察知）した後，途中，オランダの新聞の早版情報（察知した判断の確度が向上）も掴み，ドーバー海峡を渡ってNathanに情報を告げるという行動を「主観的」に行った．このロスワースの情報入手から行動にいたるケースが表中の「１」である．次に，その情報を受け取ったNathanの情報処理過程を見てみると，既に戦況観察を命じたロスワースからの情報を重要視するように「主観的」に情報へのアクセスを試みている，すなわちロスワースが到着する港で戦況の情報を待っていたのである．その情報を「主観的」

[16] 坪田（2009）pp.15-18.

に判断し，金融取引所でのコンソル公債の逆張り，価格の急落，安価で獲得，価格の暴騰，巨富の獲得という考えに基づいた「主観的」な行動を実行した．これは表中の「２」のケースに該当する．

表3-1　情報生成過程の４つのケース

	①入手	②価値判断	③行動	例
1	客観	主観	主観	ロスワースなど
2	主観	主観	主観	Nathan M. Rothschildなど
3	主観	主観	客観	研究者など
4	客観	主観	客観	情報発信主体など

（出所：筆者作成）

ロスワースやNathanでなくても，わたしたちは日常，何の先入観もない状態から，物事や現象を絶えず感じ取っている．すなわち「客観的」に物事に接している．その中から自分の好みや共感，気を引く物事や事象に注意を向けた時に，はじめてそれを思考する．その思考が自分にとって無意味なものや価値のないものは，注意をやめるという行動に繋がる．また，日常的に趣味や興味あるものにアンテナを張っている者は，それに限っていえば「主観的」に物事や事象を選別していると考えられる．よって，表中の「１」や「２」のケースは，日常のわたしたちの情報処理過程であると捉えられる．

次に「３」は，研究者を例にすると理解しやすい．研究対象について常に選好が強く「主観的」にアクセスを試みている．その研究素材を基に「主観的」に考えを巡らす．しかし，かれらのアウトプットの多くは，発表や論文であり，広く公表され理解されるためには，それを聴講したり読んだりする人の「客観的」な判断が可能なように，論理的に構成されなければならない．この点で，職業的には，社会的に客観的な行動や活動が要求される．

「４」は，新聞社をはじめとするマスメディアなど多くの対象者向けに情報を発信する主体において，集まってくる情報内容を精査する編集者[17]などに該当すると思われる．多くの情報を「客観的」に俯瞰した上で，そこから見える問題点や論点を「主観的」に考えぬき，多くの人がその内容を「客観的」に理解できるように行動（論述）する場合の情報処理ケースである．

３．主観的客観性[18]

表3-1の４つの情報処理ケースにおいて，仲間内やTwitter，ブログ等は情報を発信する者が「主観的」に考え「主観的」に発信（行動）しても，誹謗中傷や行き過ぎた行為[19]などがなければ，それは個性等の範囲で多くの人に許容できるものであろう．しかし，その情報を選好する対象者の規模となると，必ずしも多くはないのが現状でもある．情報の受

[17] ニュースを取り扱う放送局や新聞社などでは，「デスク」と呼ばれる専門の職務を行っている者がいる．

[18] 主観的客観性とは著者による造語である．ネット検索の範囲内では他に「主観的客観論」という言葉が用いられている（穂滝（1999）http://www.kijo-riron.com/ronbun/1999/syukankyakkan.html ）．

[19] 2013年に主にTwitterにおいて，多く発生したモラルに反する行動を写真に収め投稿する行為など．

け手が多く，さまざまな背景や考え方を持った人に理解してもらうことを目的として情報発信している情報発信主体にとっては，発信する情報および情報内容を，読者や視聴者に「客観的」に理解されるか否かは，情報の信頼性に関わってくる．そのため「客観的」な表現に注意を払う必要がある．ここでは，このように情報伝達の性格上，主観的な考察による客観的な情報発信を行うものを「主観的客観性」と呼ぶことにする．この「主観的な考察」について，情報発信主体によっては，さまざまなチェック体制を敷いているため，これらのチェックに関わった人達の総和として，客観性が保たれていると反論されるかも知れない．確かに個人として考えた意見に他者の意見を参考として議論の末にまとまった意見として客観性が担保されたと考えても，それは情報発信主体という1組織からみると，組織自体の個性をもった「主観的」な考察となり，必ずしも「主観的」意見の総和が「客観的」意見とはなりえない性格のものなのである．ゆえに「主観的客観性」は「客観的」な表現に注意をはらう情報発信主体の保有する機能であるといえる．また主観的客観性をもつ情報発信主体が，その発信する情報に対し，正当な倫理性を織り込むためには，それを「主観的」に考えなければならないことでもある[20]．情報の信頼性を確保するには，この「主観的」な倫理性の確保が，社会からの要請として求められていると理解することができる．

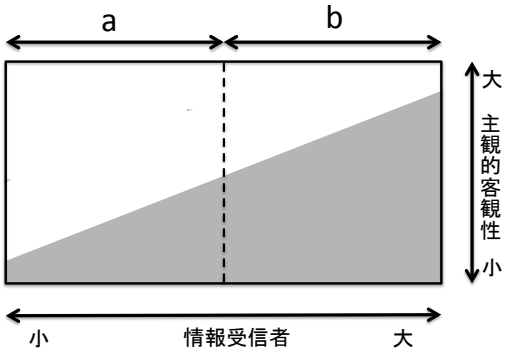

図3-2　主観的客観性と情報受信者の推移

（出所：筆者作成）

では，情報受信者はどうであろう．情報受信者が情報発信主体に求める主観的客観性を，図3-2に示す．情報を受信する対象者が限られていれば，その対象者のみに通じる専門用語を使っても十分な情報を伝えることが可能である．また，ある程度主観的な意見を述べても共感が得られたり，主張が理解されることも少なくないであろう．図中のaはTwitterやFacebookなど，限られた中では十分なコミュニケーションが可能と思われる[21]．しか

[20] 番組であれば反省会がこの役目の一部を担う．また，読者や視聴者の中にコンテンツのモニターを行ってもらい，感想以外に意見を集約することで，後のコンテンツに活かすことも多くの情報発信主体で行われている．

[21] TwitterやFacebookは，基本的には発信内容を制限しない限り，公開が原則であるため，友人との親密な会話を目的にTwitterで発信していると，思わぬ人から個人攻撃やあらぬ疑い，意図と違う見解等が寄せられ，場合によっては炎上ということになる可能性もある．このため，Twitterであれば鍵付きアカウント，Facebookであれば友達のみ公開といった制限をかけるなどして炎上リスクを減らすことも有用である．また，これらのSNSは，一度発言してしまうと，発言がサーバーに残ったり，魚拓と呼ばれる発言内容を他のサーバーにコピーされたりすることもあり，容易に消去することができない特質もあわせ持っている．

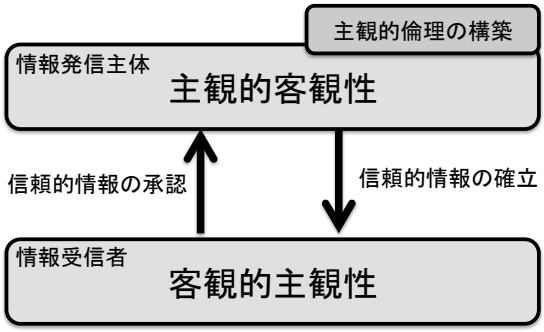

図3-3　主観的客観性と客観的主観性

（出所：筆者作成）

し，bのように，次第に情報受信者が増加するほど，その情報に関する様々な見方や観点に注目がなされてくると理解するならば，より客観的に理解できる情報への選好が強くなると考えられる．ここでは客観的に情報を入手し主観的に考えることを「客観的主観性」と呼ぶ．情報受信者は，情報発信主体からの情報が，確からしいと考え，その内容の正確さに疑義を感じなくなったとき，情報発信主体のもつ主観的客観性を無意識のうちに承認，信頼すると考えると，図3-3に示す構図となる．これは，図3-4に示す本論文の第１部で考察した個人，組織（企業），社会の３層の位相から諸問題を考察する軸でみると（B）層と（C）層の関係性を考察していることになる．（C）層から直接取材担当者やチェック担当者の考えに触れることはできず，（B）層があたかも擬人化したように「主観的」な考えで情報を発信したように捉えてしまう．

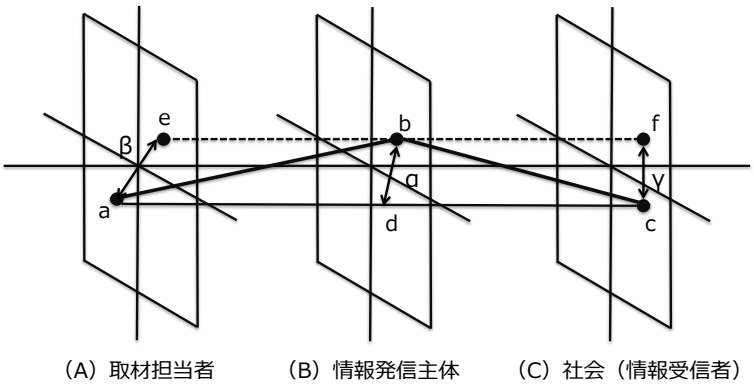

図3-4　３層の位相から諸問題を考察する軸

（出所：筆者作成）

さらに，情報受信者は図中のγに表される認識の差を，既存のものとして認識したり，その差を違和感の表れと感じたり，あるいは差を全く感じなかったりして，総和としてその認識の差が情報発信主体の性格付けに寄与されることになるのである．

第４節　制作者のリテラシー

アイデアの創造と主観的客観性の考察を把握した上で，制作者のリテラシーに関して考える必要がある．まずはじめに図3-5を見てもらいたい[22]．この絵は，切りつけられようとしているところを逃げ惑う場面を被写体として，TVカメラで撮影している様子が描かれている．しかし，そのTVカメラの中のシルエットは，２人の被写体の行動が全く逆に映し出されている．メディアというのは物事の断片を切り取る効果があることを，この絵が指し示してくれているとともに，真実を読み取るには，読み取る方にも高度なリテラシーが必要なことを示していると解釈することもできよう．鈴木（1997）は「メディア・リテラシーとは，市民がメディアを社会的文脈でクリティカルに分析し，評価し，メディアにアクセスし，多様な形態でコミュニケーションを作り出す力を指す」[23]という．

図3-5　メディアとは

（出所：Kurihara（2013）および，
http://evoquepr.com/wp-content/uploads/2013/06/its-media1.jpgから引用）

図3-5は，ある場面を切り取っているが，写真においても，現実の問題としてトリミングが行われている．今橋（2008）は写真家Cartier-Bresson, Henriの1932年の作品「ヨーロッパ広場」にて，トリミングがなされていた事実に突き当たる[24]．今橋は「メディアとは現実をそのまま映し出す鏡ではなく，現実を『再構成して，提示する表現』なのだと気づくこと」[25]の重要性を問い，「写真[26]が，たとえそれが演出（あるいはやらせ）写真でなくとも，『現実』の直接の反映ではなく，写真家の時々刻々の選択や，写真が掲載され

22　図3-5は，Facebookやネットを始め広くシェアされており，本章考察中においてオリジナルに到達することができなかった．そのため引用の根拠としてKurihara（2013）を挙げておくが，それ以前に，http://evoquepr.com/wp-content/uploads/2013/06/its-media1.jpgに掲載されていることが判明している．さらにオリジナルが判明すれば，その著作に敬意を表し，本引用を変更するものである．

23 鈴木（1997）p.8.

24　今橋（2008）pp.18-30．なおCartier-Bressonはトリミングを嫌う写真家だったが，その人の作品にトリミングが使われていた驚きが，今橋の書籍からうかがい知ることができる．

25 今橋（2008）p.5.

26 ここでいう写真とは，アート系の写真とは異なり，報道系の写真を指している．

る媒体，さらにそれを取り巻く歴史的，政治的，文化的文脈によって何らかに規定されて私たちに届く『制作物』なのだ」[27]と理解する．その上で，「写真は世界に開かれた透明な窓ではない．それは…（省略）…写真の技術的，流通的，文化的特性のみならず，元来すべての映像がそうであるところの恣意性–撮る側，観る側の双方に実は埋め込まれている（かもしれない）世界の慣習的把握の仕方–から自由ではあり得ない」と述べている．現実の様々な事象から，必要と思われる情報を切り取る，もしくは加工・圧縮・編集することが写真や報道，番組コンテンツ等を制作する人々の仕事と理解するならば，それはどのような最終成果物になったにせよ，「制作物」として理解することが，情報受信者にとってのリテラシーを感化することになると思われる．

1．助けるか撮るか

情報を生成する過程において，その情報の源となる一次情報にアクセスする環境や状況に関する倫理的課題をみておこう．撮る側のリテラシーとして，カメラマンには悲惨な状況を前にした時，撮るべきか，助けるべきかという二者択一が問いかけられることがある．今橋（2008）は，この問に明確にはこたえていないものの「たとえ写真が歴史や現実の全てを伝達できないにせよ，少なくとも『思考の契機』（スーザン・ソンタグ）[28]にはなり得るという希望である．それを現実に『撮らなかった』事物の総体をも見極める，私たちの知性と判断力，それを支える分析や調査力なのではないだろうか」[29]と，受け手側のリテラシーへの喚起を述べている．また，彼女の著書の本文最後の言葉である「写真家は観者の代理人ではなく，被写体の代理人」[30]という記述のなかに，今橋自身は，カメラを手にした以上，被写体の現実をそのフレームに収めるべく，撮る方を選択するのではないかと感じられる．また，同様な状況におかれた場合，明確に撮ると断言しているカメラマンもいる[31]のである．

この問題が注目を集めたのは，南アフリカ出身のフリーランスのカメラマン Carter, Kevinによるピュリッツァー賞[32]を獲得した『禿鷲と少女』（図3-6[33]）の写真にまつわる出来事による．この写真は，アフリカのスーダンで撮影され，１人のやせ衰えた少女が地面にうずくまっており，その後方に，まるで獲物が衰弱するのを待っているかのように１羽の禿鷲が様子を伺っている構図として収められている．この写真が新聞に掲載[34]されると，読者からの反響が大きく，それらの意見は撮影者であるCarter氏に向けられ，その多

---

[27] 今橋（2008）p.146.

[28] Susan Sontag（2003） Regarding the Pain of Others, Farrar, Straus and Giroux.で述べられている「思考を止めるな」という主張を，今橋は「思考の契機」と解釈したものと思われる．

[29] 今橋（2008）p.13.

[30] 今橋（2008）p.221.

[31] 飯沢（2008）など．

[32] 柏倉（2002）p.2.によれば，全米の新聞に掲載された記事，社説，写真など14の部門で選ばれたものに与えられるもので，ジャーナリズムのアカデミー賞ともいわれており，これに選ばれることは最高の名誉とされる．

[33] 図3-6に掲載の『禿鷲と少女』の写真は，Kevin Carter氏の写真を扱うCorbis Imagesの日本代理店である株式会社アマナの田中裕子様より論文掲載の許諾をいただき引用している．

[34] この写真の最初の掲載は，The New York Timesに，1993年3月26日金曜日に掲載された．

図3-6　写真『禿鷲と少女』

（出所：CorbisimagesよりKevin Carter「Femine in Sudan」を使用許諾の上，引用）

くは撮影前に何故禿鷲を追い払わなかったのか，何故少女を助けないのか，というCarter氏を非難するものであった．このことがきっかけとなり，悲惨な状況を眼の前にしたとき，カメラマンは撮るか助けるかという議論が巻き起こったのである．写真を掲載した新聞は，反響の大きさに「編集者メモ」を掲載した．「去る金曜に記事とともに掲載したスーダンでの写真は，アヨドの食料センターへ行く途中，飢えからうずくまる一人のスーダンの少女を写したものである．一羽の禿鷲が彼女の後ろからジッとうかがっている．大勢の読者からはこの少女がその後どうなったかと問い合わせがあった．この写真を撮ったカメラマンは，禿鷲が追い払われたあと，ゆっくりと歩く力は十分にあったと伝えている．だが彼女が食料センターにたどり着いたかどうかは分からない」[35]という内容だった．

この問題は，ジャーナリストの意見も二分しており，１つは，ジャーナリストは職業人である前に１人の人間であるべきであり，人間らしい振舞いが優先されるべきとする主張である．もう１つは，ジャーナリズムの目的は，目の前に起こる事柄を伝えることであって，その現実に手を加えてはならないとする主張である．柏倉（2002）は「この一枚の写真をめぐる読者の反発の背景には，今日のジャーナリズムがセンセーショナリズムに走り過ぎるという不信の念がある」と分析し，「写真やテレビの映像は強いインパクトを見るものに与える．それだけにそれらの映像が撮影された状況を説明する必要がある．こうした説明記事と映像がセットになって初めて，現実を正確に伝えることができる．報道の目的は事実を取材し，伝達することである．そのための総合的編集が不可欠となる」[36]と結んでいる．確かに『禿鷲と少女』は，それを見るものにリテラシーを意識せずとも，当時のスーダンの飢餓の状況，飢えで亡くなる人達，そこに存在するまだ生きている少女，獲物が弱るのをじっくりと待っている禿鷲など，１枚の写真がその国の置かれている状況，人々の生活環境などを一目で察知できる強い印象をあたえる写真である．本来，写真家としては，１枚の写真がその状況を一目で理解するに十分な力をもつことは，素晴らしいことでもある．しかし，あまりに強い印象を与えるものに関しては，柏倉のいうように，説明を加えるなどの総合的編集が必要なのだろう[37]．それは新たに編集者（制作者）側の情報生成に関する倫理的配慮の姿勢の必要性につながると思われる．

---

[35] 柏倉（2002）pp.3-4.

[36] 柏倉（2002）p.13.

[37] 例えば，美術館で絵画を鑑賞する時，時折，題目に加え，その作品がどのような背景で創られたのかを数行で示したプレートが置かれていることもある．報道や番組コンテンツ，写真に限らず，センセーショナルな内容に関しては，このような配慮というものも必要と考えられる．

次に，この二者択一的問題を，別の観点で読み解いてみよう．Weber, Max（1919）は『職業としての政治』で，信条倫理[38]と責任倫理の区別を論じている．かれはすべての倫理的な行動は，これら２つの根本的に異なり，信条倫理的な原則に従って行動するか，それとも責任倫理的に行動し自分の行動に結果責任を負うかという，両立することのできない原則に基づいていると理解する．この問において，人道的に少女を救う行為を，確信を持った信条倫理的行動と捉えると，『禿鷲と少女』が切り取った世界の中では，十分に賞賛される行動となるはずである．しかし，自分がこのフレームの前に立って今まさに少女を助けたとしよう．では，スーダンで日常のように起きていた飢餓で今にも倒れそうな少年少女を同様に人道的に助けるだろうか．その時，何故，禿鷲に狙われた少女だけを助け，他の飢餓により弱りかけた人を助けないという選択ができるであろうか．Weberは「信条倫理に基いて行動する人が感じる『責任』とは，自分の純粋な信条の炎が，たとえば社会秩序の不正に対して抗議するという信条の炎が消えてしまわないようにする責任」[39]と述べ，その「責任は行為した者にあるのではなく，世界が，人間の愚かしさが，愚かな人間を創造した神が，その責任を負うべきことになる」[40]という．すなわち，写真フレーム内の出来事に対して，何故少女を救わないのか，という信条を強く主張することはできる．そして仮にそのように行動したとしよう．しかし，写真フレームの外の同様の境遇に対し，すべてを救うという信条倫理的行動を貫くことができるかという問いには，指摘した人は躊躇し，責任を自分以外に押しとどめるのである．つまり，フレーム内の正義感や正当性，倫理的判断，信条は正しいといえるが，そのフレームから推測できる外界に対しては，論理的に破綻してしまうのである．また，『禿鷲と少女』という写真が世の中に存在しなかった場合，今橋がいった「それを現実に『撮らなかった』事物の総体をも見極める，私たちの知性と判断力，それを支える分析や調査力」[41]がリテラシーとして備わっているだろうか．無いものは見えないのである．『禿鷲と少女』という写真が存在しなければ，そもそも信条倫理的行動を行う理由も得られることはなかった訳である．では，Weberは責任倫理についてどう理解しているだろうか．かれは「責任倫理的な人々は，普通の人間にそなわっている欠陥を考慮に入れて行動します．フィヒテがいみじくも語ったように，人間の善性や完全性を前提とする権利はないのです．責任倫理に基いて行動する人は，自分の行為の結果があらかじめ予測できたのであれば，その責任を他人に転嫁することはできないと感じるものです．そしてこのような結果が生じたのは，自分の行為に責任があると認めること」[42]と述べている．Carter氏が切り取った現実は，人々にスーダンの現状を理解させるに十分なものを提供するに至ったが，その現状解決へ向かう人々の思いの矛先の１つに「何故，その写真を撮ったのか」という行為に対する責任がCarter氏自らに責任倫理として向けられたのだろう．そのように理解するならば，その責任倫理を全うするだけの強い意思があって，はじめてカメラを被写体に向け撮影することができる．逆に責任倫理を

38　ここでは中山による翻訳版の訳から「心情倫理」ではなく，「信条倫理」として掲載した．Weber, Max（1919）Politik als Beruf（中山訳（2009）『職業としての政治／職業としての学問』日経BP社．）

39 Weber（1919）中山訳（2009）pp.132-133.

40 Weber（1919）中山訳（2009）p.132.

41 今橋（2008）p.13.

42 Weber（1919）中山訳（2009）p.132.

負いたくなければカメラを被写体に向けることは自らの倫理的な基軸さえも汚しかねない行為となる[43].

この写真をめぐる論点としては，もう１つあるだろう．それはWeber（1919）も指摘している「目的は手段を正当化するか」という問題である．Carter氏が，スーダンの現状を１枚で表現できる写真で収めたとしても，その写真を撮るために禿鷲を追い払わなかったり，少女を助けなかったのは手段として正しいかという点である．Weberは，以下のように論じるのである．

> この世のいかなる倫理であっても，多くの場合において「善き」目的を実現するには，倫理的にいかがわしい手段や，少なくとも倫理的に危険な手段を利用せざるをえないということ，こうした手段のために悪しき副産物が生まれる可能性があること，こうした副産物が生まれる可能性が高いことを，考慮にいれざるをえないのです．ですからこの世のいかなる倫理であっても，どのような倫理的に善き目的であれば，いかなるときに，いかなる程度まで，倫理的に危険な手段と悪しき副産物を「聖なるもの」として認めることができるかを，示すことはできないのです．[44]

Weberはこのように考え，「目的は手段を正当化するかというこの問題に直面すると，信条倫理の側は最終的には破綻する」[45]と理解し，それは「論理的に考えるかぎり，信条倫理を養護する人々に残されているのは，倫理的に危険な手段に頼るようなすべての行動を拒むという道だけで」[46]あり，世界に倫理的に不合理があることに耐えられないと述べている．その上で，「目的が手段を正当化することを原理として認めたとしても，どの目的であればどの手段を正当化することができるのかを，倫理的に決定することはできない」[47]と論じている．

Weberがいうように「信条倫理の人と責任倫理の人を調和させることはできない」[48]とすれば，『禿鷲と少女』をめぐる論争としての「助けるか撮るか」という問題は，調和的に解決することはできない問題ともいえる．その後も，同様の事例[49]は続いており，今なお同様の論点で議論が交わされているのである．

---

[43] Carter氏はその後，自殺しており，この『禿鷲と少女』の写真がその死に関係しているのかは不明である（柏倉（2002）p.13.）

[44] Weber（1919）中山訳（2009）p.133.

[45] Weber（1919）中山訳（2009）pp.135-136.

[46] Weber（1919）中山訳（2009）p.136.

[47] Weber（1919）中山訳（2009）pp.136-137. Weberは職業としての政治に関して述べているが，その考察と内容は，多くの職業倫理としても参考にすべきものを含んでいる．

[48] Weber（1919）中山訳（2009）p.136.

[49] 例えば，2012年12月4日のニューヨークのタブロイド紙であるNewyork Postが地下鉄事故を報じた際，ホームに突き落とされる直前の写真が１面に掲載され，同様の議論を巻き起こしている．また『禿鷲と少女』以前の例として，日本でも1985年6月18日の豊田商事会長刺殺事件として，マスコミのカメラに囲まれた中で惨殺された事件がある．

２．口パク問題

まだ記憶に残っている人もいるだろう．2008年に開催された北京オリンピックで，かわいい歌声を披露した林妙可（LIN　MIAOKE）さん９歳の国際映像である．この歌が実は別の歌が上手な楊沛宜（YANG PEIYI）さん７歳が録音したものを，林妙可さんが口パクで表現していたパフォーマンスであったことが後日，報道で明らかになった[50]．北京オリンピックではこの他，国家体育場（通称，鳥の巣）まで，巨人が歩いて近づく様子を，足跡を模した花火の打ち上げで表現したが，これがCGによる合成映像であったことが判明している[51]．英国のTV局によれば，この開会式の映像を，全世界の30億人以上が視聴したとされている．この全世界が注目するオリンピックの開会式で，堂々と口パクが行われたこととなる[52]．世界からは，この演出に疑問の声が投げかけられたが，その後はオリンピックの熱狂や過ぎ去る時間とともに忘れ去られていった．

口パクは，通常のテレビ番組や音楽イベントなど，多くの場所で使用されている．使用する側にもそれなりの理由がある．たとえば，ステージや生番組のスタジオに演奏スペースがない場合など，カラオケや口パクで対応することがある．カラオケの場合は，スタジオの副調整室でディレクターからのタイミングの指示によりCD等を再生させ，その音に歌手の生音をミックスする．そのため，リハーサルの時にマイク音量の調整と，歌手への音の返りが必要である．バンドや楽器演奏の場合は，事前に集音マイクの仕込み[53]や，ミキシング，その他音量や定位，会場の反響などを考慮して事前の調整が必要となり，そのための時間を要する．また，当日の歌手の音の張り具合など，調子によっても音量感が異なる．このため，これらの仕込みやリハーサルを十分確保できるものであれば，生演奏や生歌でも十分準備はできるであろう[54]．しかし，本格的な準備がかなわない番組も多い．トーク番組の途中に歌のコーナーを設けたり，小さな公開スタジオで歌を披露するなど，とてもバックバンドの調整まで要員や機材，予算の都合がつかないものもある．そのような場合に，カラオケや口パクが広く行われている．また，歌手の体調が悪い場合や，歌よりもむしろステージ上のパフォーマンスが重視されている演出などでは，口パクが用いられている．

口パクが問題視されているのは，歌手が本当に歌っていないことに聴衆側が騙されたと感じることが大きな問題と思われる．寺林（2014）によれば，テレビ局やライブの興行主が生歌や生演奏であることを売りにして収益を挙げているわけではないため，聴衆や視聴者を欺いているとは法律的に言い難いという点で，原則的には問題はないと述べている[55]．つまり，本当に歌っている場合も，「歌っている姿」というパフォーマンスを披露

---

[50] 共同通信社（2008a）など

[51] 共同通信社（2008b）など

[52] 北京五輪の演出総指揮を担当した，中国の著名な映画監督であるチャン・イーモウ（張芸謀）氏が，後日語った記事によれば，演出の背後には，NBCとBOB（北京五輪放送機構）の意向があったと述懐している．（Record China（2009）より）

[53] ドラムなどの音量が大きいものは，他の楽器の音を拾うマイクに漏れ伝わってくるため，それらのマイクに入りにくい指向性や，位置，音を遮断するものなどを駆使して調整を行う．

[54] 歌手やバンド，オーケストラ等の曲目毎に調整が行われるため，多くの出演者が登場する音楽番組は，夜の放送であっても，朝早くから準備されるのが通常である．

[55] 寺林（2014）http://netallica.yahoo.co.jp/news/20140603-00053254-shouritsu より

している場合であっても，それは歌手によるパフォーマンスには変わりなく「詐欺」が成立しないため，原則としては法的問題が生じないという解釈である．これに対して，事前に「本人の生歌」やバンドの「生演奏であること」を売りにしていた場合には，法的問題が生じる可能性があると寺林は述べており，「今の音楽業界，多少の口パク・当て振りは，演出上の問題と割り切って，歌番組やライブを楽しむことが必要」[56]と説いている．

最近は視聴者の情報リテラシーも向上し，歌番組の音楽と口の動きをみて，直ぐに口パクかそうでないかを判別することが容易に分かる人もいる[57]．「歌っている姿」や「その雰囲気」というパフォーマンスであれば口パクが本当に許されるのかということが，今後，制作者のリテラシーとして問われてくることが十分に予見される．

３．色補正問題

TV局では複数台のカメラの映像を切り替えながら生放送や録画番組が制作されているが，その際，各々のカメラの色相や輝度等がずれていると，映像を切り替える度に被写体の顔色や背景などのトーンが合わず，映像を観るものに違和感を生じさせる．このようなことがないように，映像技術者は事前にカメラの調整を行っている．また，取材先に行ってカメラが故障したりホワイトバランスを取り損なったり，使用するフィルタを間違ったりした場合，思うような映像にならない時もある．特に撮り直しが利かない場合には，そのようなトラブル映像であっても，そのトラブルを感じさせないレベルにまで修正する技術を，映像技術者は少なからず持っている[58]．

色補正は，取材に同行したカメラマンやディレクターが眼にしたリアルな光景に比較して，カメラを通した映像が，撮影時の状況により霞んだ映像だったり，トーンが違ったりといった部分をよりリアルに近づける技術として利用されている[59]．さらに，機材の都合等により複数の異なる機種のカメラで取材した場合，その編集段階において，カット毎の調整等に色補正技術が用いられてきた[60]．それは，映像作品の完成度をより向上させるために日常的に使用されてきた技術である．このような色補正技術の使用は，映像作品を支

---

56 寺林（2014）http://netallica.yahoo.co.jp/news/20140603-00053254-shouritsu より

57 放送局で番組コンテンツの編集を行っていた当時の著者は，映像と音声の1フレームの時間差は瞬時に判断できた．また，番組などで映像を拡大・縮小の処理を行うと，画像処理に１フレーム分映像が遅れるため，きちんと時間差を整合させるように，音声遅延の処理を施さなければ映像と音声がずれることとなる．

58 トラブル映像の救済は，映像加工や合成の技術力の高さの副産物として，救済方法を編み出す能力を有することが多い．著者の行ったトラブル救済の例では，海外の要人のインタビューを行った際，収録VTRの故障で色信号が全く記録されていない事態が収録後に判明したケースがある．要人のスケジュール上，撮り直すことは不可能であった．そのインタビューの必要な部分はすべてモノクロ映像であるが，テープの撮り始めに一部分（2フレーム分）だけ色信号が記録されたところを発見し，その色を基に，顔や服装などのパーツ毎に映像を１枚１枚塗り絵をするように修正し，約20秒間の要人インタビューを，違和感のない映像に救済したことがある．

59 現在はCCD等の個体の撮像素子が主力であるが，以前は赤，緑，青のRGB毎に１つの撮像管を用いた３管式で，暗いところの色の再現性が悪かった．その後，単管式のカメラも出現したが，晴れの日などで撮影する場合は，色の再現性も良いが，室内や曇った日，暗い環境では，暗い部分にやや青みが入るなど，使用するカメラによって映像にも「個性」が見られた．これらの個性を色補正技術で修正・救済していた．

60 取材した日の違いや，朝，昼，夕方，夜の光の具合等の違いが，撮影された映像の違いとなって現れることがある．これらの映像を編集した際に，違和感なく番組の意図を伝えるために，シーン毎に映像のトーンを合わせるためにも色補正技術は活用されている．また，演出的なイメージを想起させるため，色成分の抜いて，モノクロ映像にした後，セピアトーンを新たに加えるなどの加工も色補正の範疇に入るだろう．

える上で必要な技術の使用であると思われる．しかし，演出的に色補正を行う場合において，例えば，思うような撮影ができなくて，朝の日の出の光景を，夕方の日の入の光景に加工することなどは許される範囲といえるだろうか．その景色を知らない視聴者にとっては「リアルな現実の光景」として目に映るが，その景色を実際に知っているものにとっては随分違和感のある光景と映るだろう．何故なら，その場所でその方向に目線を向けた時に実際に日の入りが起こることはないからである．その加工された光景を演出とはいえ，使用することができるだろうか．現在は，多くのメディアがガイドラインを設けている[61]．版を重ねる毎に充実した内容になってきていると思われる．ガイドラインは番組制作の際の判断基準にはなるが，それに漏れている内容に関して，どのように判断を促しているのかが問われている．

各メディアによって，最終的に番組コンテンツとして配信するために様々なチェック機能が設けられている．しかし，チェックを行う者が，コンテンツの素材となる映像や音声などをすべて参照しているわけではなく，最終完成品を視聴して判断を下すことが多いため，単に朝の光景を夕方の光景に変更した映像等はチェックの目をくぐり抜けてしまう．このような場合に，どのような対応策があるのか，情報発信主体自らが構築する必要があるだろう．

この問題も「口パク問題」と同様に，制作側に詐欺罪は成立しない．また，口パクは視聴者側にそれを見抜く人もいるが，色補正などは見抜けるだけの目利きができる人は少ない．その点で，制作者側で働いている者にしか，解決することができない情報発信主体における主観的な倫理性の問題なのである[62]．

---

[61] 日本放送協会（2011）「放送ガイドライン2011」では「映像表現」（p.15）に，サブリミナルや光点滅，大画面化と映像酔い等に関しての記述がある．また「映像・音声の加工」（p.16）では「ニュースや報道番組で，映像・音声を加工する場合は，実名報道の原則とプライバシーなど取材相手の権利保護の両面から，その必要性を吟味する」という内容と「インタビューの音声を加工した場合は，加工していることを表示する」という記載があるが，映像の加工に関しては表示を義務付けていない．ここで著者が問題としているような「演出」の場合であっても加工されたものである旨の記載義務はガイドラインからは伺えない．さらに映像の加工に関する「再現・CG」（p.16)では「過去の出来事を再構成する「再現」には，丹念な取材と検証の積み重ねが欠かせない．制作者の意図を映像化するためのさまざまな表現の可能性が存在すると同時に，誇張やゆがめられた事実が入り込む危険性も潜んでいることに注意しなければならない」「使用にあたっては，再現であることがわかるように努め，過剰な演出に陥らないように注意する」「デジタル技術を駆使したコンピュータグラフィックスは，実写映像と区別がつかないまでに精巧なものとなり，合成や置き換えなどの加工も容易に行うことが可能になった．これまで困難だった映像表現を可能にする一方で，使い方を誤ると視聴者に誤解を与えるおそれがある．使用にあたっては番組の性格を十分考慮し，視聴者の誤解を招かないように注意することが必要である」と記載されている．なお，このガイドラインは，インターネット経由でダウンロード可能である．
http://www.nhk.or.jp/pr/keiei/bc-guideline/pdf/guideline2011.pdf

[62] 色補正問題は，写真でいえばレタッチ問題と類似した問題であろう．写真のレタッチ技術は，芸術作品を完成させる上での重要な技術でもある．また，ディジタル化によって写真を加工できるソフトの普及もレタッチが身近なものになったことに貢献している．純粋に写真撮影技術を評価するようなコンテスト等においては出品作品のレタッチを制限する規定が設けられていることもある．なお，ここでは写真や映像の合成加工については取り上げなかった．合成加工の場合は，明確な作成意図があることと，悪用する場合も明らかに欺く意図がはっきりしているためである．また，ディジタル化が進んだ今日，リアルなものとCGとの区別がつきにくい映像加工において，根本的には色補正問題と同様の問題が潜んでいるため解説を割愛したものである．さらに本論文の第２章で，色補正とともに取り上げた左右反転問題も同様にここでは割愛した．

４．情報の非対称性

「情報の非対称性」とは，「交渉・取引において当事者間で情報が偏在することをいう．一方が多くの情報をもち，他方の手中にある情報が相対的に少ない場合，形式上は対等の立場での交渉・取引であっても，実質上は対等ではなくなる」[63]ことをいう．ここでは，情報の質（確実性・信頼性）等に関し，情報受信者は検証困難であることを示すものである．これまで見てきたように，写真を撮る環境においても，レタッチや色補正が施されている実態においても，口パクによるパフォーマンスが広く行われていることにおいても，その詳細を情報受信者が知ることは大変困難なことであり，完全なるブラックボックスとして機能していた．そのため，皮肉なことにカメラマンCarter，Kevin氏への批難の投稿は，スーダンの環境を直に体験した，その状況を極めて良く知るカメラマン本人に，その責任が向けられていった．情報受信者にとっては，ある日突然，その背景を知らない中で，情報だけが飛び込んでくる．したがって，最初は先入観と想像，思いつきの中から，その情報を紐解こうとする．ゆえに，制作者側が伝えたいと意図する内容と，受信者の受けたった情報から想起する内容に齟齬が生じることもある．その差異をできるだけ少なくするためには，情報発信主体が情報受信者に情報内容を十分理解していただく方向に歩み寄る必要があると考える．

その歩み寄りの１つに，2011年3月11日の東日本大震災に関して各放送機関が放送した映像がある．放送局には地震による倒壊に押し潰された人々や，津波に溺れ流されている人々など，悲惨を極める映像の多くが収集されていたはずであり，それらの生々しいリアルな映像は使用しないという倫理的判断は制作過程の中で作用したであろうことは容易に想像できよう．これら人の不幸がからむ映像を視聴者が見たとき，再びあの惨状を思い出すようなことに対して，格段の配慮がなされていると思われる．これらの倫理的配慮としての判断は正しいと思われる．しかし，もしあの惨状の現実を見つめなおすことが必要であり，「ありのまま」を情報受信者に提供することが放送の使命であると考えた場合は，どうなるだろうか．人々が逃げ惑い，波に流される様子が写っていると，そこにはまた「助けるか撮るか」という問題が立ちふさがるのである．そしてそれは信条倫理と責任倫理の間で決して調和することのない問題を提起させるのである．「情報の非対称性」は，善しにつけ悪しきにつけ，今のところは，制作者のリテラシーによって，あまりに強い印象を与えるものに関しては，ベールを被ったトーンに組み替えられ情報受信者に提供されていると捉えることもできるであろう．このベールが剥がされる事態に陥った時，それに耐えられる責任倫理を情報発信主体と情報受信者双方が持つことができるかが問われることになろう．

---

[63] 二神編（1997）『新版　ビジネス・経営学辞典』pp.356-357. なお「情報の非対称性」については，序章でも触れている．

5．クリエイティブ・コモンズ

ディジタル時代の創造性に寄与するプロジェクトとして，Lessig，Lawrenceを中心に運営を開始したCreative Commons[64]がある．Lessig（2005）によれば，著作権法の枠組みの中で，クリエイターたちがもっと簡単にクリエイティブな活動を行うために，上手く機能する枠組みを提示したもので[65]，具体的には荒川（2005）のいう「知的財産権によるコントロールを意図的に制限し残りの部分を『コモンズ（共有地）』に置くことによって様々な創造的活動を支援できる」[66]仕組みを考えたものである．Creative Commonsは，Creative Commons License（CCライセンス）を提供している国際的非営利組織とそのプロジェクトの総称であり，このCCライセンスにより「作者は著作権を保持したまま作品を自由に流通させることができ，受け手はライセンス条件の範囲内で配布やリミックスなどをすることが」[67]できる．ライセンスは以下の3つの層をもっている[68]．

①コモンズ証（Commons Deed）
　誰でも読める（human readable）形のもので，コンテンツの自由を示したものである．

②ライセンス（Legal Code）
　弁護士が読める（Lawyer readable）形のもので，コンテンツのライセンスに関わる包括的な法律文書である．

③メタデータ
　機械で読み取れる（machine readable）形のもので，コンピュータがコンテンツに着けられている付随情報として認識できたり，サーチエンジンでそれが認識できるコードである．

また，作品の利用に関しては「表示（作品のクレジットを表示すること）」，「非営利（営利目的での利用をしないこと）」，「改変禁止（元の作品を改変しないこと）」，「継承（元の作品と同じ組み合わせのCCライセンスで公開すること）」の４種類がある．これらの条件を組み合わせた，通常６種類のCCライセンスが用意されている（表3-2参照）．

Creative Commonsの活動を後押ししたものとして，英国BBCが「BBC Creative Archive pilot」を2005年に開始した[69]．これは過去に放送されたテレビ番組約500本を，英国内の利用者が無料で非営利目的で閲覧，共有，編集でき，プロが制作したコンテンツをWebユーザーと共有する動きとして注目された．最近では，オーストラリア放送協会

---

[64] Creative Commons Japan（CCJP）のホームページによれば，日本では，2003年に国際大学GLOCOMをホストとして準備会を発足し，2006年3月にNPOとして活動を開始，2007年7月に特定非営利活動法人（NPO法人）となり，2013年2月に，米国クリエイティブ・コモンズ本部の組織名称ポリシーの変更に伴い，NPO法人名をコモンスフィアに変更し，現在にいたっている．

[65] Lessig（2005）p.24.

[66] 荒川（2005）http://www.alles.or.jp/~spiegel/docs/cc-about.html より

[67] Creative Commons Japan，http://creativecommons.jp/licenses/ より

[68] Lessig（2005）p.25. および Creative Commons Japan，http://creativecommons.jp/licenses/ より

[69] BBC Creative Archive pilotはBBCのホームページによると2006年にパイロット実験を終了している．

（ABC: Australian Broadcasting Corporation）が2012年3月に，過去のニュース映像をWikimedia Commonsを通じてCCライセンス（CC BY-SA[70]）で提供している．このように放送局においても，CCライセンスを用いたコンテンツの提供が徐々にではあるが進んできている．

表3-2　条件の組み合わせ

帰属表示	商用利用	改変	継承条件	対応するロゴパターン				組み合わせ
必要	可能	可能	不要					BY
必要	可能	可能	継承					BY SA
必要	可能	不可	不要					BY ND
必要	不可	可能	不要					BY NC
必要	不可	可能	継承					BY NC SA
必要	不可	不可	不要					BY NC ND

（出所：上村（2005）p.42. 表2-3を基に，加筆修正）

Creative Commonsの試みは，作品の流通やクリエイティブな創作活動のし易さの面で，画期的な試みである反面，放送局などの情報発信主体が制作したコンテンツが，作品全体ではなく，各場面が１つの素材となって，また，新たな作品に利用されていくことにつながる．これはまさに情報の定義である「情報とは情報を生み出すものである．情報は情報によって生まれ，情報を生み出していく」ことを意味する．CCライセンスを通じて流通させて良いコンテンツの選択は情報発信主体側にあるとしても，チェックをくぐり抜けた素材が，堂々とコンテンツの流通過程に提供され，１つの素材として利用されていく危険性のことを考えると，今後のコンテンツの最終確認においては，今以上のチェック体制を敷く必要があると考えられる．

さらに，作品の流通と同時に注意すべき点として，その制作者が持つ意図とは違った使い方をされることもある．例えばコンピュータ・ソフトウェア（特に暗号など）の分野では，制作者が善意であっても，悪意のある使用者によって，社会に害悪を与えるような結果になることはあり得る．このような現象が次第に認識された現在では、コンピュータ・ソフトウェアなどの制作者は，それを制作する段階から，どのような利用法があるかをできる限り考察し，その脆弱性のゆえに悪用されないように，多大の努力をしている．コン

70　CCライセンスの中で，帰属表示と継承条件を求めるもので「原作者のクレジット（氏名，作品タイトルなど）を表示し，改変した場合には元の作品と同じCCライセンス（このライセンス）で公開することを主な条件に，営利目的での二次利用も許可されるCCライセンス」を意味する．（Creative Commons Japanのホームページより）

テンツの制作においても，その利用促進[71]や多様な展開をはかるためには，同様の発想を組み入れる必要があろう[72].

第５節　小括

本章では，情報生成倫理の及ぶ開始点をアイデアの創造過程から紐解いた上で，これをアイデアが具現化あるいは行為・行動に及んだところという結論を導き出した．このことは，同様に情報受信者においても，その情報内容が人間の思考段階に入る直前までの具体化されたものや行為・行動が，情報生成倫理の終着点となることを意味する．

次にワーテルロー・スクープを例に，「情報」が誰にとっても重要であると捉えたり，「情報」を早く掴むことが大切という以前に「情報を活かす」術をもっているか否かがその情報の価値を大きく高めることを知った．また，情報にはNathan M. Rothschildが当初，ロンドン金融取引所の雰囲気を真実とは逆に導いたことは極端であるとしても，情報が生成されるときには誰かの価値判断が入り込む余地がある．そしてそれらの情報が「客観的」な表現で構成されたとしても，情報発信主体が提供する情報は「主観的客観性」を特徴とする情報であった．その最終成果物としての情報を「制作物」として理解することが，情報生成に関わる制作者のリテラシーにとっても，情報受信者のリテラシーを感化する意味においても重要なことである．

次に制作者のリテラシーの究極な問題として『禿鷲と少女』にまつわる話を例に，信条倫理と責任倫理を遡上に挙げ考察を行った．それら撮影現場での行動をはじめ，口パク問題，色補正問題などを扱い，これらを情報発信主体と情報受信者間に存在する「情報の非対称性」として捉えた．最後に，デジタル時代の知的財産権の新たな取り組みとして期待されているクリエイティブ・コモンズを取り上げ，これらの試みを生かすためには，さらに情報発信主体のチェック体制をより強固にする必要性があることを説いた．

本章では「情報の非対称性」として情報発信主体と情報受信者間を主に考察対象としたが，実際の制作環境においては，多くのプロダクションへの下請け，少人数による狭い部屋での編集作業，作業工程を責任者がすべて把握することが困難な中でのチェック機能など，情報発信主体内部での「情報の非対称性」につながる状況も散見される．それら作業工程間の「情報の非対称性」を少なくさせ，制作物の倫理性を確保できる何らかのチェック機構や表記を考える時期に差し掛かっているのではないかと考える．例えば，作品の著作・制作の表記以外に，作品に使用された素材を含む全体に不正や過度の加工が一切ないことを示す「安心マーク」の表記や，カット毎にメタデータを組み込んだ，使用カット毎のCCライセンスのような考え方も，作品の二次利用に向けて検討すべき課題となるであろう．

---

[71] コンテンツとネットとの融合を含む.

[72] 例えば，映像コンテンツにロゴやマークを常時スーパーインポーズすることで，映像の悪用を防止する効果もあると思われる.

第４章　情報発信主体の専門職倫理について

―ジャーナリストを事例に―

本章では，第１部の結論として見出した文化道徳的自由度と行動（経済）的自由度に関する個人と企業，社会の各位相の違いを，情報発信主体に属する個人がどのように感じているのか，そのジレンマについて俯瞰する．ここでは，村田（2004）[1]が情報倫理の危険性について語った４つの点を挙げておく．

①情報倫理の対象として取り上げられる問題が，既に確立されている法，ルールあるいは行儀作法に反するのか，反しないのかを判断する問題に限定され，情報倫理教育が「べからず」教育に終始する．
②情報倫理に関わる問題を捉える視点が，日常の個人の行動レベルで，他者とのトラブルをいかに避けるかというものに矮小化される．
③倫理問題に対する認識，考察，判断が既存の法，ルール，マナーに従いさえすればよいという形で思考停止される．
④倫理問題がマニュアル，あるいはアルゴリズムに従うことによって解決されるという誤解を与える．

この４つを考える上で，情報発信主体に属する専門職としてのジャーナリストの倫理に着目する[2]．特に①，③，④に関しては，職業上の特殊性があるとはいえ，かれらが置かれている状況が理解できると思われる．なお，ここでは情報発信主体の倫理を，単に企業倫理として記述している．

第１節　序[3]

仕事の現場における倫理の問題をミクロの倫理，企業および企業環境全体に関わる倫理の問題をマクロな倫理と定義するならば，本来，ミクロもマクロも倫理的に誠実であることが要求され，それが遂行されることは社会にとって良きことであることに異論は無いであろう．だが，それには例外も存在する．その一端を，ジャーナリストを事例として探求する．

かつてBarnard（1938）は，有効性と能率という概念から「求めた結果」と「求めざる結果」を提示した．同様に三戸（1994）は，企業の目的達成を意図した「目的的結果」と同時にそれ以外の「随伴的結果」が生起すると論じた．現代のジャーナリストを巡る環

---

[1] 村田（2004）p.4. なお，①から④の記述は，序章においても引用している．

[2] ここではジャーナリズム論を説くのではなく，ジャーナリストという個人が，その専門性によってどのように倫理を感じているのか，という理解を導くことに主眼を置いている．

[3] 本章は，拙著（2008）をそのまま章立てしている．記述の内容はやや古いが，主張は現在でも通用すると理解し，あえてそのまま掲載した．よって，引用頁等の注釈は割愛していることをご理解願う．

境においても，迅速に事象の背景を探る目的的行動ゆえに，メディアスクラム[4]や報道被害[5]など，多くの倫理的弊害も含む「随伴的結果」を表出している．また奥（2004）は，「当事者や社会にとって『悪いニュース』がしばしばマスメディアにとって『いいニュース』となるメカニズムは多くの場合，ジャーナリズムの倫理と直接のかかわりはない．むしろ，ある種のジャーナリズムの倫理が発揮される結果として，『悪いニュース』が『いいニュース』になるという事態さえ起こりえる」と述べ，ニュースの制作過程のメカニズムの問題としてジャーナリズムの倫理とは少しずれたところで「悪いニュース」が生まれることを指摘する．

本章では，ジャーナリストの専門職倫理と企業倫理の関係を含め，彼らの努力の結果であるニュース，およびその制作過程における制約も示し，ジャーナリストの倫理的特異性を考察するものである．

第２節　ジャーナリズムとその表現

McNair（1998）が述べるように，ジャーナリズムが目指すものは，単に新しい事象や有効な手段を提示するものではなく，真実の明確化である．それは現実を媒介することであり，現存の世界を説明するのである．公衆にものごとを可視化し，それを重要だと位置付ける力を持つ．ものごとの可視化は，ジャーナリズムの主要な効果といえる．報道されない出来事は社会的意義が薄く，それらは，直接関係した人，あるいは影響を受けた人にとっては当然問題となるが，他の人にとってはその存在自体を認識しておらず何ら問題とならない．ジャーナリズムは出来事に社会的意味づけを与えることで，全体として社会に出来事の現実感をもたらす．世の中に関する我々の関心は，実際に起こっていることよりもむしろ，ジャーナリストが伝えてくれる出来事の方に注がれる．これは広範な社会的プロセスにとって大きな意味のある，強力な効果でもある．ジャーナリズムは「報道」「特集」「論評・コラム」「インタビュー」「社説」などの表現スタイルを用いて，その「効果」を社会に伝達するのである．

第３節　制作に当たって

McNair（1998）の所論によれば，ニュースの制作側は事前に，メッセージがどう解釈されるかは予見できない．しかし，一般的に，他の条件が同じなら，より信頼されるものが，メッセージの源となり，その内容はより効果的に伝達され，受け手にとって入手可能な対抗する別の情報源が少なければ，与えられたジャーナリズムのメッセージはより強力で効果的なものとなる．また，ニュース項目は，いくつかの要因の結果生まれ，ニュース価値という職能的な基準とニュース管理あるいはニュースソースの戦略というものを含んでいる．トップ項目は，ある出来事のニュース価値が非常に高いことを意味する．出来事

---

[4] 集団的過熱取材のことであり，報道関係者が大挙して情報源およびその周辺に押し寄せ付き纏う行為を意味する．

[5] 例えば1996年6月に起きた松本サリン事件における河野義行氏への容疑者扱いに関する誤った一連の報道など．

を可視化するジャーナリズムの過程は，選択的，部分的であり，偏見と隣り合わせであることは避けられず，価値からは開放されない．ここに社会的な倫理性を絶えず考慮し信頼性を確保する必要性が制作側に不可欠となる所以がある．

第４節　客観的ジャーナリズムの特徴

「客観報道」に関して中（2006）は，原，玉木，浅野[6]らの定義を概観した上で，それを「報道する主体が自らの主観を排して報道すること」と見なしていると理解する．しかし，報道する主体がある以上，ニュースを価値づけし制作する過程において主観的要素を完全に取り除くことは不可能である．中（2006）は，報道する主体の客観性に関し，報道する主体と内容に着目し，加藤・前田，伊大知，高橋，浅野ら[7]の論から，「報道する主体」において「没主観性」が，「報道する内容」において「真実性」が各々「客観性」の構成要件であることを導いた．

McNair（1998）は，客観的ジャーナリズムの特徴として「事実と意見の分離」，「バランスの取れた議論の提示」，「信頼すべき筋の裏づけ」を挙げる．客観性は，その概念に対するある種の批判にも関わらず，ジャーナリストの仕事にとって密接な問題であり続けており，しばしば彼らの表現物にとっての防波堤ともなっていると捉える．ここではMcNairの所論を引用し，その特徴を現在のジャーナリズムのあり方を含め考察してみたい．

１．事実と意見の分離

事実と意見の分離，情報とコメント，ニュースと分析の峻別は，明確にされる必要がある．実際，テレビニュース番組において，アナウンサーを通じて出来事のアウトラインを提示したり，あるジャーナリストをさほどニュース価値には関わらない情報リポーターに指定する一方，これとは別に，他のジャーナリストや学識経験者を情報に関するコメンテーターに指定するなどして，この区別を反映させている．

２．バランスの取れた議論の提示

中（2006）の導き出した「没主観性」とは，ニュース報道にかれら自身のイデオロギーまたは当局者の実質的な価値づけ，あるいは特定集団の考え方を差し挟まない，という欲求である．次に「バランス」とは，中立であることをその目的とし，それは重要な如何なる論争においても理にかなっていれば双方の見解を提供することを要請する．客観性は，これら２つの基本的な要請を含む（Entman,R.（1989））．

6　原（1997）『ジャーナリズムの思想』岩波新書，玉木（1996）『ニュース報道の言語論』洋泉社，浅野（1999）「客観報道」，渡辺・山口編『メディア用語を学ぶ人のために』世界思想社.

7　加藤・前田（1980）『明治メディア考』中央公論社，伊大知（1981）『報道論入門』教育資料出版会，高橋（1982）「自由な新聞の報道原理」,『駒沢大学法学部研究紀要』駒澤大学法学部，第39・40号，浅野（1984）『犯罪報道の犯罪』学陽書房.

３．信頼すべき筋の裏づけ

ジャーナリストは事実解釈に関する能力を持っていたとしても，事実を創出することは倫理上許されない．たとえジャーナリストが自身の発言の信用性や信頼価値性を主張しても，それらはジャーナリストが独立の存在であるとしたうえで提示したものかどうかにかかっている．つまり信用性や信頼価値性は，確かに裏づけられた事実とその正確度，情報の信頼度に依拠するのである．

第５節　マクロとミクロの倫理のねじれ

報道倫理は，ジャーナリストの倫理的行為の規範を示し，図4-1（A）に示すようにそれは法に適格であることを要求する．報道倫理とは大石（2004）の定義によれば「ジャーナリズムの組織・活動にかかわる自律的な社会規範であり，マスメディアの組織･活動に関する他律的な社会規範である法と協働し，また時には対峙しつつ，ジャーナリズムの活動を制御するという一つの機能を果たすもの」とし，報道において倫理が規律の問題になる根拠として，①ジャーナリズムの主要かつ本来の目的が「権力の監視」であり，ルールの制定・運用を全面的に国家権力に委ねることは不適切である点と，②ジャーナリストは専門職業人であり，その専門性に立脚すべき点を挙げる．総じてメディアに関する倫理としては渡辺（2004）のいう「視聴者・読者の知る権利に対する奉仕」という職務的責任に忠実であるかどうかを内外が判断する基準でもある．視聴者・読者の知る権利に対して，如何に報道が信頼性の高い情報を提供するかが問われる問題だとすれば，報道倫理は社会からの慣習やモラルにも十分応えるものであらねばならない．

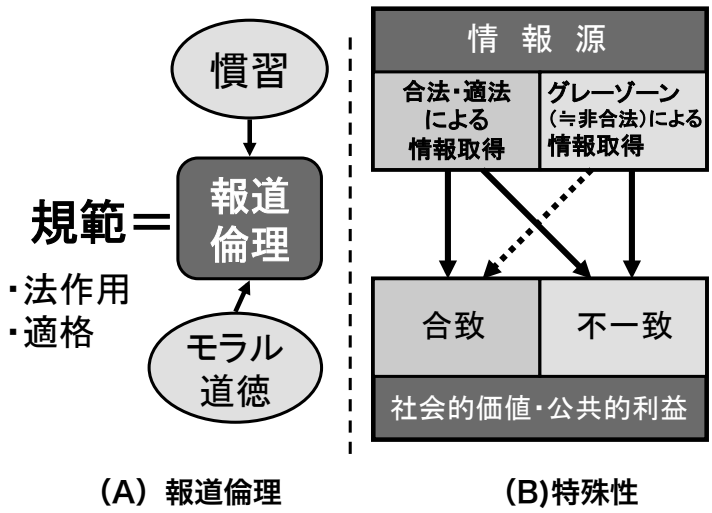

図4-1　報道倫理の危うさ

（出所：著者作成）

我々は報道番組で「関係筋からの情報では」や「関係者の話によると」で始まるニュースを時折散見する．では，関係者とは一体誰であろうか．一般に証言を得た場合にはその発言の真実性（情報の裏をとることを含む）を確認することが励行されるが，関係者とい

う用語は，情報提供者との長期的な信頼関係の維持や，その情報の真実性の高さが担保されており，十分に確からしいときに用いられる．しかし，その基準は曖昧であり，時として単に関係していただけであることも想像に難く無く，厳密に言えば，受け手には伝わらない漠然とした情報源の提示となっているのである．

Bertrand（1999）は，「メディアは，法に反しないで，重大な被害をもたらすことがあり得る．実業家からの豪華な休暇旅行の招待を受ける，といった行為は，法では許されても職業倫理にはもとる．反対に，公益に重大な脅威を与えるスキャンダルを裏付ける記録を盗む行為などのように，たとえ違法であっても，倫理的には許される場合がある」と論じた．彼の見解は極端な事例としても，これらの見解には「時には目的が手段を正当化する」という背景が横たわる．公益に適う場合，特に記事が重大な反社会的行為や公衆衛生の危険を発露する場合には，この正当化に見合うと判断するのである．つまり，図4-1（B）の破線で示すように，情報源に対しグレーな情報取得の可能性があったとしても，それが社会的価値や公共的利益に合致していれば，報道の自由の範囲内で正当化し得ると解される余地があるのである．すなわち破線の部分（ミクロな部分）のみに着目すれば，明らかに倫理性に問題があると捉えられてしまう要素を内在する恐れが生じてしまうのである．

ここで，この問題を考えるにあたり，参考として2006年10月の一連の「記者の取材源秘匿問題（証拠調べ共助事件における証人の証言拒絶についての決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件（最高裁第三小法廷））」[8]を取り上げる．前後する一連の証言拒否裁判は，読売新聞，共同通信，日本放送協会（以下，ＮＨＫと略す）の記者の証言拒否を，地裁判決では異なる結果を示したが，最高裁は取材源の秘匿を重視して証言拒否を認める判決を下した．ここでは所得隠しという本件報道を，社会的価値と公共の利益に鑑みて重大と判断し，記者の証言拒否を認め，それにより本件発覚の情報源であると抗告人が指摘する国税庁税務官は，結果的に情報源か否かは特定されなかったのである．

日本民間放送連盟（以下，民放連と略す）の報道指針[9]によれば，報道姿勢に関して「情報の発信源は明示することが基本である．ただし，情報の提供者を保護するなどの目的で情報源を秘匿しなければならない場合，これを貫くことは放送人の基本的倫理である」とする．同様にＮＨＫ[10]は「取材源の秘匿」を，公共放送の基本的な姿勢の１つとした上で，「部外者に対する取材源の秘匿は，取材する者の最も守らなければならない職業倫理の一つである．この保証がなければ，何人といえども真実を言わなくなり，取材が成立しなくなる」と解説を加える．また，社団法人日本新聞協会は「取材源秘匿を否定する東京

8　最高裁判例「証拠調べ共助事件における証人の証言拒絶についての決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件」（最高裁判所第三小法廷），事件番号「平成18(許)19」，平成18年10月03日

9　社団法人民間放送連盟と特殊法人日本放送協会は1996年9月に共同で「放送倫理基本綱領」を制定した．また，社団法人日本新聞協会は2000年6月に「新聞倫理綱領」を制定している．取材源（情報源）秘匿に関して，社団法人民間放送連盟（http://nab.or.jp/）の「日本民間放送連盟　報道指針」（1997年6月19日制定2003年2月20日追加）が具体的であり，この文章を引用した．

10　特殊法人日本放送協会の「放送現場の倫理に関する委員会」（ http://www3.nhk.or.jp/pr/keiei/rinri/rinri.htm ）が1999年4月19日に記した「放送倫理の確立に向けて」を参照のこと．

地裁決定に対する緊急声明」[11]において，「報道機関で取材活動に従事するすべての記者にとって，『取材源（情報源）の秘匿』は，いかなる犠牲を払っても堅守すべきジャーナリズムの鉄則である」と述べている．このように，報道機関は「取材源の秘匿」をジャーナリストの最低限の職業倫理の１つに位置づける．

問題は，青柳（2007）が指摘するように，刑事訴訟法149条および民事訴訟法197条1項2号は限定した職種に証言拒否権を認めるが報道機関は含まれていない．また民事訴訟法197条1項3号ではジャーナリストの取材源秘匿が職業の秘密に該当するか否かは解釈問題であると解するところにある．読売新聞記者の証言拒否に関する一審[12]では，「刑罰法令違反行為を犯したことが強く疑われる取材源についての証言拒否を適法と認めることは，間接的に犯罪行為の隠蔽に加担し，これを奨励するに等しい行為」とし，取材源に対するミクロな視点を重視し，取材源秘匿が認められなかった．ＮＨＫ記者証言拒否事件許可抗告審決定[13]は，判決理由を引用すると「・・・保護に値する秘密であるかどうかは，秘密の公表によって生ずる不利益と証言の拒絶によって犠牲になる真実発見及び裁判の公正との比較衡量により決せられるというべきである．・・・（途中，省略）・・・当該取材源の秘密が保護に値する秘密であるかどうかは，当該報道の内容，性質，その持つ社会的な意義・価値，当該取材の態様，将来における同種の取材活動が妨げられることによって生ずる不利益の内容，程度等と，当該民事事件の内容，性質，その持つ社会的な意義・価値，当該民事事件において当該証言を必要とする程度，代替証拠の有無等の諸事情を比較衡量して決すべきことになる」と解し，あくまで比較衡量の結果において記者の証言拒否が許されたことを物語る．一連の「記者の取材源秘匿問題」は，ジャーナリストの職業倫理と法の解釈との違い，更にミクロな倫理と全体の構図を俯瞰したマクロな倫理のねじれ（解釈の違い）を浮き上がらせる．青柳（2007）が結びで述べているように，報道機関に取材源を理由として証言拒否が認められるとしても，それは報道機関に特権的地位を付与するためのものではなく，取材源の秘匿が認められる理由は，報道機関と取材源との内々の信頼関係を通じて公衆に対する自由な情報流通を確保するという公共的な利益に基礎づけられているものであって，結果として，当該取材源や報道機関の利益が擁護されることになるとしても，それは副次的なものに過ぎないのである．このように，現在の報道倫理は危うく，かつ微妙な位置に存在しているのである．

さて，鳥越（2002）が指摘するように，取材過程で生じる情報源との感情共有の危うさも存在する．彼は，警察との取材を例に，「捜査内容は本来常に秘密であるべきものであって，記者会見で発表されることは記者にとってはほとんど意味が無い．実際は『夜回り』といわれる捜査員への個人的な密着取材で記事が作られていくわけである．そのためには刑事とも気心の知れた信頼関係を作らなければならない．権力関係の奥まっている部分を取材しているうちに情報を共有することはあるが，ジャーナリストが恐れるべきは『両者が感情を共有すること』である．『○○は悪い奴だから罰しなければいけない』という

---

[11] 社団法人日本新聞協会（ http://www.pressnet.or.jp/ ）の「取材源秘匿を否定する東京地裁決定に対する緊急声明」（2006年3月17日）

[12] 東京地方裁判所決定平成18年3月14日『判例時報』1926号42頁参照のこと．

[13] 最高裁判例：「証拠調べ共助事件における証人の証言拒絶についての決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件」（最高裁判所第三小法廷），事件番号「平成18(許)19」，平成18年10月03日

感情を，捜査員と新聞記者が共有する．逆に言えば，そうすることによって情報がもらえる．これが日本のマスメディアの陥りやすい問題点である」と断じている．ジャーナリストが社会的価値や公共的利益に資するにあたり，社会に対する義務や責任を担うための専門職としての高い倫理性は必須の条件である．

第６節　職業としてのジャーナリスト

ジャーナリストは本来，職業上犯す多くの間違いに対しては自ら十分の責任を負う．しかし，メディアの企業としての編集方針や倫理対策の多くは，その経営陣や代表者達が決める．著者は民間放送，新聞，雑誌の記者計23人に対し，社の企業倫理[14]と専門職としての倫理に関してインタビューを試みた[15]．そこから伺えるのは，企業倫理は社会に対する企業および従業員の責任と同時に，社の全部門を緩やかに包摂する規範を示しており，図4-2に示すイメージのように理解されている．ジャーナリストの専門職としての倫理概念は，民放連などが別途定める報道方針など，より具体化された内容を含む倫理的要綱およ

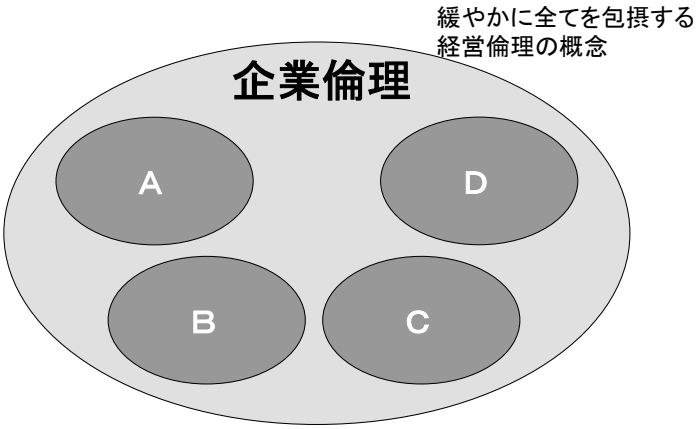

例えば，A:報道部門　B:営業部門　C:経理部門　D:技術部門･･･

図4-2　企業倫理のイメージ（1）

（出所：著者作成）

---

[14] 企業理念，行動憲章，コンプライアンス憲章など各社の全組織に関わる倫理的指針を総称して，ここでは社の企業倫理と称した．

[15] 企業と専門職の関係に焦点を当てる目的から，フリーランスのジャーナリストは対象から外している．また企業環境の違いから特殊法人もインタビュー調査から除外した結果，民間放送，新聞，雑誌の主に事件，事故および社会関連を担務する記者に対象を絞った上で計23人にインタビューを実施した．事前に企業名の公表と対象者の特定を秘匿することをインタビューの条件としている．基本的な設問としては①当該企業の倫理基準について，②業界を取り巻く倫理的規定の認識，③取材に関する倫理的制約の有無，④ジャーナリストという専門家としての倫理と一従業員としての倫理性の比較，⑤専門能力の育成，などである．

なお，対象者は著者ないし著者の知る第三者を通じて個別に了解を取った上で応じていただき，最短で45分，長くて2時間半もの時間に対応いただいた．基本的に企業形態では民間放送11名，新聞8名，雑誌4名，男女比では20人対3人，地区別では関東13名，関西4名，九州6名，年代別では20代2名，30代9名，40代以上12名となっている．当内容にて日本経営倫理学会関西研究部会発表時（2006年10月27日）までの対象者は14名，その後，日本経営倫理学会研究発表大会（2007年10月27日）までに更に9名のインタビューを実施した．本インタビューは仮説立案のための事前調査の予定で実施しており，対象者の選定に起因した誤差や齟齬も当然の帰結として包含される．

び慣習化された倫理的行動を含む．インタビューが明らかにしたのは，ジャーナリストの専門職倫理から企業倫理を眺めたとき，それはジャーナリストの全活動を包摂するものと認識されず，図4-3に示すように，ジャーナリストの倫理的範疇の一部を規制していると解するものが多くを占めたのである．特に40代以降のジャーナリスト12名のうち7名からは，その取材が真実を明確化し，社会的価値や公共の利益および社会正義のために踏み込まなければならない場合は，ジャーナリストの倫理境界ぎりぎりや場合によっては踏み越える勇気を持ちつつ取材に当たるという意見も聞かれた．逆に20代，30代においては，社の意向や方針を最優先する意見が多く，「ジャーナリストとしての専門性が最重要」とする志向から，「従業員としてのジャーナリスト」感に移行しつつある現状も見え隠れしている．

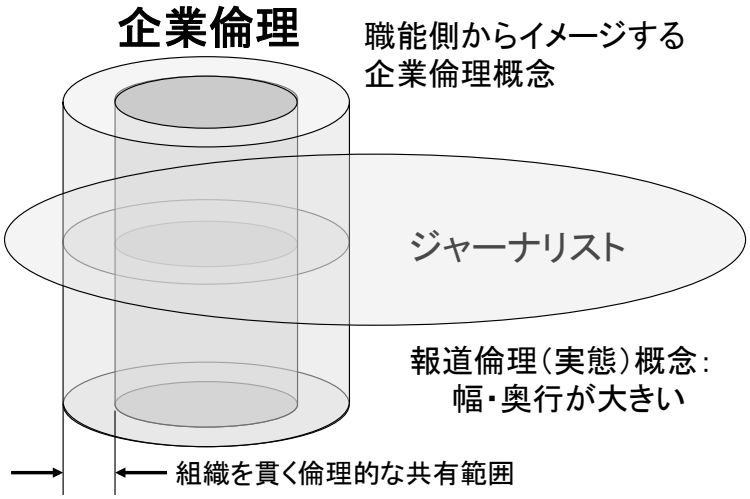

図4-3　企業倫理のイメージ（2）

（出所：著者作成）

総じて日常業務においては規範を逸脱することは皆無に近いが，社会悪，つまり社会的価値と公共の利益にそぐわない事件に関しては「時には目的が手段を正当化する」余地は残され，そのことがジャーナリストの専門職倫理の境界を広げているのではないかと考察することもできるのではないだろうか．そして，現代のジャーナリストは，企業の従業員としての一面と，専門職業としての一面の二面性を持ち，徐々に企業の統制や従業員への支配が強くなる傾向を示しているとすると，ジャーナリストの取材報道に関する実態としての倫理概念に対し，制約として働いているとも言えるだろう．

第７節　ジャーナリストの人間性

2005年4月25日に兵庫県尼崎市で発生したＪＲ福知山線脱線事故において，直後のＪＲ西日本の記者会見に臨んだ１人のジャーナリストが興奮し，会見するＪＲ西日本側に対して罵声をあびせる姿が幾度となくテレビ画面に映し出された．被害者の遺族が感情をむき出しにして責任追及するのは理解されるが，このジャーナリストの罵声は何だったのだろ

うか．被害者や遺族の感情を自己に投影し，会見にぶつけたのかも知れないが，それはジャーナリストの専門職倫理として許されるべき行為なのだろうか．少なくともテレビ視聴者はＪＲ西日本以外にも高慢なアクターの存在を，画面を通して見てしまった．この大惨事が厳しい管理体制の中で電車の遅れを取り戻そうと焦った若い運転士がカーブを減速せずに突っ込んだことに起因したことは直ぐに明らかになった．だが，井崎（2006）が指摘するように，職業としてのジャーナリストがまず心がけるべきは冷静にＪＲ西日本側の話を引き出すこと以外にはなかったのではないか．今やジャーナリスト本人の人間性も問われているのである．

Bertrand（1999）が言うように，メディアの多くが，真実が如何に複雑かを考慮に入れない．メディアは敏速に行動し，ものごとを単純化する．そこには定型化や，善玉・悪玉的２分法があり，短縮化する．こうしてメディアが提供する，世界や人間社会のイメージは，不完全性，皮相性，単純性を招くこともある．それらを防ぐ能力として，複雑な事象を少ない断片からあたかもレゴ・ブロックを組立てるように仮説・検証を繰り返し本質

表4-1　必要とされている能力

	情報処理力	情報編集力
概念	ジグソーパズル 既に描いてある世界	レゴ・ブロック 創造（イマジネーション）
基本	記憶・知識	知識・技術・経験の総合
特徴	正答率，答え重視	価値観→納得解
育成	頭の回転の早い	頭のやわらかい
倫理	プロセス，ルール	俯瞰，到達先

（出所：藤原和博氏の主張を基に，倫理の部分を著者により追加）

に向かい，俯瞰した視点からの社会的価値と公共の利益から倫理性を育む必要性がある．

一般に，ジャーナリストは，弁護士や医師などの専門職が資格や免許を持つように，学問的蓄積を証明する学士号や資格を持つことを求められてはいない．理由として，ジャーナリズムそのものが科学的基礎としての理論や技術を持たないことが挙げられる．ジャーナリストの知的能力は報道機関の場合，政治学，法学，経済学，社会学をはじめ，最近ではメディアに特化した高等教育を設ける大学も多く，様々な分野からの採用から出発する[16]．ジャーナリストとしての専門能力の発露は，報道機関に入ってから後の人材育成に多くを依存していると思われる．先に示したジャーナリストへのインタビューでは，あわせて専門能力の育成に関しても聞いている．不思議なことにその回答に関して，教育者[17]が唱える昨今の重視すべき能力と極めて類似していたため，これを引用する．表4-1は，情報編集力の概念に関して，著者が倫理的観点を追記したものである．例えば，ストレー

[16] ここでもフリーランスのジャーナリストは対象から外している．フリーランスの場合は，稀に自営業とも解釈される．

[17] 藤原和博「この人に聞きたい！　第6章　成熟社会の情報処理力と情報編集力」（ http://www.13hw.com/interview/interview02/02_03.html ），13歳のハローワーク公式サイトなどを参照のこと．

ト・ニュース[18]においては５Ｗ１Ｈを基本とし，事実を正確に述べることに注意を注ぐ．それは情報処理力とも言え，あたかも５Ｗ１Ｈという空白のジグソーパズルを，素早く的確に埋めて行く能力を求められる．倫理的判断としては取材から制作に至るまでのプロセスやルールに倫理的齟齬が無いことが求められる．これに対し複雑な要素が絡み詳しく分析し探求する場合は，全体を創造，言い換えれば仮説・検証することを繰り返すことで全体像を探り，3次元の複雑な構造を把握する能力が求められる．それはジャーナリストの知識以外に技術や経験を総動員し，価値観や納得解がジャーナリスト本人にも社会や公共の利益に対しても得られるように努力する必要がある．倫理的判断も全体像を俯瞰で捉え，かつ，その事象の到達先（事後の判断や影響）をも見据える能力が求められる．

第８節　ニュースの特徴

McNair（1998）はニュースの特徴を，①必ず締め切りまでに制作しなければならない．②ジャーナリストは常にニュース素材を必要とする．③ジャーナリストは，対象とされる特定のメディアの作法や形式で容易にパッケージ化される素材を好む．④ジャーナリストは，ニュース価値について流布された慣習に合致する素材を好む．⑤他の条件が全て同じなら，これらの要求を満たす情報はより報道されやすく，そうでないものよりもニュースになりやすい，とまとめた．これらは，最近のいじめ問題，飲酒運転などのニュース価値が高いことにも当てはまる．また，これらが継続して報道される「リピート」性もまたニュースの副次的特徴に挙げることができる．

第９節　品質管理

日本においては近年，報道における品質管理が紙面審査や番組考査制度として完備されてきている．放送関係では1997年5月に，放送番組による人権侵害救済のため，民間放送とＮＨＫによって「放送と人権等権利に関する委員会（ＢＲＣ）」が設立され，それが2003年7月に，「放送倫理・番組向上機構（ＢＰＯ）」に統合された．新聞関係では2005年8月に，日本新聞協会加盟112社中，35社において「報道と人権に関する第三者委員会」が設けられている．前澤（2005）が指摘するように，課題は，それらが当面の社会的，政治的批判を回避するための対症療法ではなく，真に権力から独立し，読者・視聴者の側に立ち，閉鎖的なメディアの内部を公開するかどうかにかかっている．彼はメディアの「本当の障害」として，「閉鎖性」「権力志向」「傲慢さ」をメディアの核心的習性として問い，その除去と更なる信頼性向上のために現行諸制度を改革し，「独立性」「透明性」「公開性」「アクセス」「調査能力」を高めたプレス評議会の新設を望んでいる[19]．現行の制

---

[18] ５Ｗ１Ｈを基本として，事実や状況が確認されたことのみを正確に伝え，それに関する詳しい分析などは行わない．

[19] 高木・前澤・橋場・渡邊「メディアの自律の可能性と課題　―BRC，第三者委員会等の経験をジャーナリズム倫理から検証する―」，日本マスコミュニケーション学会2006年度春季研究発表会・ワークショップ７（2006年6月11日）を参照した．

度では，ジャーナリズム及びその成果に対する品質管理に対して，十分ではないことの表れとも言える．

第１０節　報道は欠陥商品

鳥越（2002）が強く主張するように，報道に携わる人間にとって一番大切なのは，真実をどこまでも追い求める執着心である．真実とされる話に遭遇した場合おいても，常に疑問をもちつつ，報道というのは欠陥商品であるという認識を持っているかどうかが重要である．理由は，第１に時間的制約がある点．第２にその制作過程において人間の主観を通過しており，人間の判断ミスや認識の間違いが必ず紛れ込むという問題がある点である．その結果としての商品「ニュース」は，完璧な真実では有り得ず，真実とは依然として距離のある欠陥商品でもある．裁判でたとえ有罪が確定しても，それが真実かは解らない．最終的に何が真実かは誰にも解らないこともあろう．しかしそれでも実像に近づくことは不可能ではない．それでもジャーナリストは完全なる真実の把握を求め，現場と相対しなければならないのである．

第１１節　小括

ジャーナリストは真実を明確化し，公衆にものごとを可視化する．最近の企業不祥事は内部告発による発覚が多く，その告発先は相談窓口，企業上層部，当局以外にマスコミに向かうこともあると聞く．告発を行おうとする者は企業内で知り得た情報の漏洩防止という社内規定等，隠蔽しようとする側からの規定に則った圧力を受けていることもあり，ジャーナリストがあからさまに接触することは難しい．ジャーナリストの情報源を巡るミクロとマクロの倫理のねじれは，今後も顕在化していくのである．ジャーナリストは社会的価値と公共の利益のために憲法で保証された表現の自由を最大限に活用し，最終的に真実にたどり着こうと志向する．現状ではジャーナリストの主張を支持する判決も出ているが，それは比較衡量のもと極めて微妙なバランスの上に成り立っているに過ぎない．ジャーナリストが信頼を獲得し続けるには，自らの専門職能の探求と倫理性を常に問い続けなければならないのである．

第５章　現代における情報環境の特質

第１節　序

前章までは，研究の主眼を情報発信主体ならびにその職務に関して論を深めてきた．これを部分最適的視点と捉えるならば，本章が主眼とするのは全体最適的視点である．本章では，情報発信主体を取り巻く情報環境を考察対象とする．その中でも，情報発信主体により外部に伝達される情報に，情報生成倫理がどのようにかかわってくるのかを考察するため，最初に伝達される内容がオリジナルなものであるのかを，その意味と本質から探ってみる．次にオリジナルな情報の二次利用など，その展開を俯瞰する．最後に情報発信主体を巡る環境ならびに変容を取り上げてみたい．

第２節　コンテンツとオリジナル

１．著作物をめぐって

大正時代に浪曲のレコードを巡る裁判で，「浪曲には著作権がない」という判決が大正時代に下された．桃中軒雲右衛門（とうちゅうけん　くもえもん）[1]事件とよばれる大正3年7月4日，現在の最高裁判所にあたる大審院が下した判決である[2]．大谷（2013）によれば，この裁判は「明治45年（1912年）三光堂が発売した雲右衛門のレコードの複製盤が，その直後日本蓄音器商会から発売され，吹きこまれた浪花節の著作権登録者であるドイツ人Richard　Werdermann[3]が著作権者刑事・民事告訴した裁判を指している」[4]．ここでは，浪曲が著作権法に定める著作物であるのか，浪曲が録音されたレコードを無許諾で複製した場合に著作権侵害にあたるかが争点であった．結果は，当時の著作権法には音楽の著作物が記載に含まれておらず[5]「原因公私訴の判決は共に之れを破毀す」と判決が下った．つまり，雲右衛門の浪曲は著作物ではなく，著作物でないものを複製しても著作権侵害にあたらないとされた[6]．著作物か否かの判断は「雲右衛門の浪曲は独創性があるのはその演述に当っての表現の技巧にすぎないので，創作に当たらず，記号として定着されて

---

[1] 桃中軒雲右衛門とは，大谷（2013）によれば，明治時代から大正初年にかけての10年間，一世を風靡した浪曲師だった．

[2] なかむら氏のホームページ（http://www.ceres.dti.ne.jp/chu/law/sai_066.htm）．ならびに高和法律事務所のホームページ（http://www.tklo.jp/essay/essay23.html）参照．

[3] 大谷（2013）p.552.によれば，原盤である三光堂のレコードには雲右衛門の「赤垣源蔵（徳利の別れ）」「大石生立（御薬献上）」「村上喜剣」「正宗孝子伝」が吹き込まれており，1枚3円80銭で販売されていた．明治45年（1912年）2月28日，雲右衛門は著作権を登録し，Werdermannに著作権を譲渡したとされる．

[4] 大谷（2013）p.552.

[5] 大正元年（1912年）当時の著作権法第１条（現代的表記）によると，「文芸演述図画建築彫刻模型写真その他文芸学術もしくは美術の範囲に属する著作物の著作者はその著作物を複製するの権利を専有す　文芸学術の著作物の著作権は翻訳権を包含し各種の脚本および楽譜の著作権は興行権を包含す」となっている．当時は「『楽譜の著作権』が興行権を含むため，楽譜に関しては著作権があると考えられていた」（大谷（2013）p.552.）．

[6] 大谷（2013）p.553.

常に同じ曲譜が演奏できる形式ではなく，即興的に演じられたものにすぎないから，著作権者によって保護される音楽的作品ではない」とされたと大谷は解説している[7]．また被告には，民法709条旧規定である「故意又ハ過失ニ因リテ他人ノ権利ヲ侵害シタル者ハ之ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス」[8] に該当しないため，損害賠償は請求されなかった．この判決については，中山（2007）がいうように「本件は，演奏歌唱が著作物とされる以前の旧法下の事件であって，今日では先例的価値はない」[9]とされる．

現代においては，浪曲であっても著作権とされている．ジャズなどの即興的な音楽や人気バンドのコンサート等をライブ録音したものを音楽作品として販売した場合，その作品に対して著作権を行使できる．また，その海賊版は著作権侵害にあたり，損害賠償に及ぶであろう．今日，同様な損害賠償の裁判が行われたと想定した場合，当時と全く違う判決内容になることは必然と思われる．このように，著作権も長い期間を通じて，その解釈や運用が変化してきたと考えることができよう．

２．パフォーマンスに関する著作権

フランスのバレエ振付家 Maurice Béjart に関わる判例がある．ベジャール事件あるいはバレエ公演事件とよばれている[10]，東京地方裁判所平成8年（ワ）第19539号，平成10年11月20日判決の損害賠償等請求事件のことである．本件は，ロシアのバレエ団を日本に招聘し，公演を行った際，バレエ団のダンサーや副芸術監督が原告であるバレエ振付家の許諾を受けずに作品を演じたものである．この公演を管理し，営業上の利益を収受する主催者を相手に，バレエ作品の振付に関する著作権および著作者人格権の侵害を争点にバレエ振付家が損害賠償を求めた．結果は，原告のバレエ振付の独創性に関して著作権および著作者人格権が認められ，損害賠償認容の判決が下った．

振付に関しては，映画で用いられた社交ダンスの振付に関する著作権侵害の損害賠償を求めた判例もある．「Shall　we　ダンス？」振付事件[11]とよばれる，東京地方裁判所平成20年(ワ)第9300号，平成24年02月28日判決の損害賠償請求事件である．事案の概要は「映画『Shall　we　ダンス？』のダンスシーンで用いられたダンスの振り付けを創作したと主張する原告が，被告による上記映画のビデオグラムの販売・貸与，テレビでの放映等の二次利用によって，原告の有する上記ダンスの振り付けに係る著作権（複製権，上映権，公衆送信権及び頒布権）が侵害されたと主張して，被告に対し，主位的に民法709条に基づ

---

[7] 大谷（2013）p.553.

[8] 平成１６年改正前の記載内容である．

[9] 中山（2007)p.72.の注釈11の記述を引用．高和法律事務所ホームページ「浪曲と裁判」によると，その後，民法709条の解釈は大学湯事件（大審院大正14年11月28日判決）を経て，侵害の対象は具体的な権利に限らず，法律上保護される利益で足りるとされ「たとえ権利と呼び習わされていなくとも，救済に値する利益の侵害があったと判断される場合は，不法行為規定が適用されることとなった」としている．

[10] 荒竹純一「Netlaw 判例一覧 バレエ公演事件 東京地裁平成10年11月20日判決」http://www.netlaw.co.jp/hanrei/balletkouen_101120.html を参照．

[11] 裁判所・知的財産裁判例集「平成20年(ワ)第9300号 著作権 損害賠償請求事件（東京地方裁判所 平成24年02月28日）」http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120315131855.pdf 参照．

く損害賠償を請求し，予備的に民法703条に基づく不当利得の返還を請求する事案」[12]である．また争点は「本件映画のダンスの振り付けに著作物性が認められ，同振り付けが本件映画に複製されているといえるか」[13]を含め５つの争点があった．結果は，社交ダンスの振付は基本的なステップの組み合わせで成り立っており，振付の独創性を主張するには，単なる既存のステップの組み合わせにとどまらない顕著な特徴を有する必要があり，本件は著作物性が認められないと判断され，原告の請求は棄却された．

この２つの判例を比較すると，著作物性が認められるには，振付に独創的な部分がなければならないことと，僅かな差異は独創性と判断するには困難であることが理解できる．後者の判例の判決文には[14]，わずかな差異を有するにすぎない無数の振り付けについて著作権が成立すれば，その結果として，振り付けの自由度が過度に制約されることになりかねず，このことは社交ダンスそのものが健全に展開されないことを危惧するような言葉も綴られている．著作権の主張は，著作者の権利を守ることはもちろんであるが，そのパフォーマンスがその後の発展を阻害するものであってはならず，その点ではよく考えぬかれた判決内容であったと思われる．

(a) 原告の写真

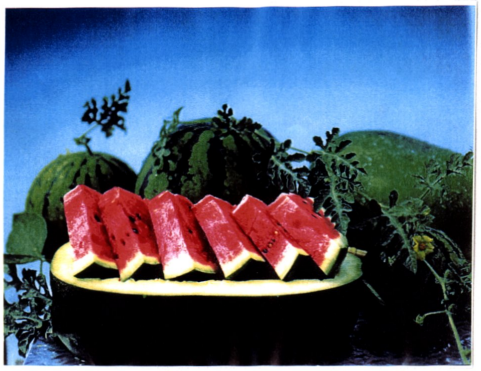

(b) 被告の写真

図5-1　争点となった写真

（出所：裁判所ホームページより
http://www.courts.go.jp/tenpu/pdf7/97904D1F8DA29F3F49256AC500233005-1.pdf）

---

[12] 裁判所・知的財産裁判例集「平成20年(ワ)第9300号」http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120315131855.pdf の p.2. 参照

[13] 同上 p.3.

[14] 同上 p.28.には「社交ダンスの振り付けとは，基本ステップやＰＶのステップ等の既存のステップを組み合わせ，これに適宜アレンジを加えるなどして一つの流れのあるダンスを作り出すことである。このような既存のステップの組合せを基本とする社交ダンスの振り付けが著作物に該当するというためには，それが単なる既存のステップの組合せにとどまらない顕著な特徴を有するといった独創性を備えることが必要であると解するのが相当である。なぜなら，社交ダンスは，そもそも既存のステップを適宜自由に組み合わせて踊られることが前提とされているものであり，競技者のみならず一般の愛好家にも広く踊られていることにかんがみると，振り付けについての独創性を緩和し，組合せに何らかの特徴があれば著作物性が認められるとすると，わずかな差異を有するにすぎない無数の振り付けについて著作権が成立し，特定の者の独占が許されることになる結果，振り付けの自由度が過度に制約されることになりかねないからである。このことは，既存のステップの組合せに加えて，アレンジを加えたステップや，既存のステップにはない新たなステップや身体の動きを組み合わせた場合であっても同様であるというべきである」と述べられている．なお，本内容は，大塚（2012）のホームページの内容も参考に記載している．

３．写真の構図

撮影された写真の著作権と被写体，類似性，依拠性[15]が争点になった著作権に関する判例で，スイカ写真事件として知られている平成12年(ネ)第750号，著作権侵害差止等請求控訴事件(原審・東京地方裁判所　平成11年(ワ)第8996号)平成13年6月21日判決[16]がある．争点となった写真を図5-1に示す．（a）の原告の写真は「あるプロの写真家の方の作品で，タイトルは『みずみずしいすいか』」[17]であり，実際にNHK『きょうの料理』のテキストに掲載されたものである．この掲載から数年後に，別の写真家の撮影でカタログ掲載されたものが（b）の写真である．福井（2005）によれば，原告側は「他人の写真を真似て，別な作品に仕立てているから，翻案権の侵害であり，また勝手に作品を改変しているから同一性保持権の侵害である」と訴え，逆に被告写真家は，原告の写真を見たことがないため，真似のしようがないことと，２つの写真が著作権侵害に当たるほど似ていないと反論した[18]．東京地裁での一審においては，写真作品の翻案に関して，被写体の選択，組み合わせ，配置の共通性ではなく，撮影時刻や露光，レンズの選択，シャッター速度などの手法が創造的な表現部分であることを重視して，２つの写真は原告の写真を翻案したものではないと判断され，原告からの請求を棄却している．確かに（a）の写真はスタジオ撮影であり，（b）は野外撮影とされる．しかし，控訴審においては「被写体の決定自体について，すなわち，撮影の対象物の選択，組合せ，配置等において創作的な表現がなされ，それに著作権法上の保護に値する独自性が与えられることは，十分あり得ることであり，その場合には，被写体の決定自体における，創作的な表現部分に共通するところがあるか否かをも考慮しなければならないことは，当然である．写真著作物における創作性は，最終的に当該写真として示されているものが何を有するかによって判断されるべきものであり，これを決めるのは，被写体とこれを撮影するに当たっての撮影時刻，露光，陰影の付け方，レンズの選択，シャッター速度の設定，現像の手法等における工夫の双方であり，その一方ではないことは，論ずるまでもないことだからである」とし「撮影の対象物の選択，組合せ，配置等において創作的な表現」を認めている．その上で「検討したところによれば，本件写真と被控訴人写真との上記類似性は，被控訴人写真が本件写真に依拠して作成されたものであることを強く推認させる事情となっているものというべきである」として，著作権侵害が認められている．

本件はこのように，写真の類似性とともに，被告が原告の写真に依拠した（真似た）かが問われた．依拠に関して福井は「通常の裁判では，状況証拠的に見ます．たとえば，見ることができた，聞くことができたという状況や蓋然性があれば，真似ることはできただろうという『一応の証拠』にして，逆に被告の方が「見ていない」「聞いていない」という反証をしない限りは依拠性を認める，といった方法」がとられ「見る機会や蓋然性はあったのか，あるいは見ていないという被告の説明は信用できるのか，を判断」していくこと

---

[15] 三戸岡（2003）p.1.から引用.

[16] その後，最高裁に上告されたが上告棄却されている．最高裁平成13年(オ)1391号、平成13年(受)1362号平成14年6月27日.

[17] 福井（2005）p.80.

[18] 福井（2005）pp.80-81．なお，同一性保持権とは「自分の著作物の内容や題名を意思に反して勝手に改変されない権利」である（p.71）.

になる．本裁判において被告側は「原告の写真なんて見たことはなかった．自分の写真は，スイカの写真を撮るために，スイカ畑に行ったところ，たまたま細長いスイカを見つけて，その場で着想して撮影した」趣旨の説明がなされたとしている[19]．しかし（b）の写真にある扇型に切られたスイカの土台になっている円形の物体はスイカではなく冬瓜（とうがん）であり，スイカ畑に冬瓜があったのかという疑問や，背景である青い空にグラデーション用紙を使っていたことなど[20]が，被告がスイカ畑で着想したという説明の根拠を採用するには十分といえず，依拠性が認定された．

写真の被写体に関する判決としては，他にスナップ写真の無断使用に関する「東京アウトサイダーズ」事件とよばれる平成19年（ネ）第10003号，出版差止等請求控訴事件，知財高裁平成19年５月31日判決（原審：平成18年（ワ）第5007号，出版差止請求事件，東京地裁平成18年12月21日判決）がある．ここではスナップ写真のなかから，人物Aだけをトリミングして書籍に写真掲載したことに関して著者と出版社を相手に起こされた裁判である．結果は「本件書籍には，本件写真のうちＡの上半身部分が，そのまま掲載されているから，本件書籍には，本件写真の著作物性がある部分（シャッターチャンスの捉え方等）が再現されていることは明らかである」として写真の著作物性を認め，写真を撮影した人物Aの元妻の請求が認められた．すなわちスナップ写真であろうと，その著作権は撮影者にある．このことは，ドキュメントなどの番組コンテンツに，登場人物の写真を回想シーンなどで用いる際に，写真使用の確認を本人ならびに写真撮影者にも事前許諾の必要性があることを意味するものである．

---

[19] 福井（2005）p.84.

[20] 実際の判決文から引用すると，「本件写真と被控訴人写真とを，その使用する素材について比較すると，いずれも，大きい円球の西瓜1個，小さい円球の西瓜2個，楕円球の西瓜ないし冬瓜1個，半分に切った大きい楕円球の西瓜ないし冬瓜1個，略三角形に切った西瓜6切れ，葉や花を伴った西瓜の蔓1本，青いグラデーション用紙を選択しており，相違するのは，氷の有無，籐の籠とざるの違い，西瓜と冬瓜の違い，籠ないしざるに入った楕円球の西瓜あるいは冬瓜の大きさの違いだけである．西瓜を主題（モチーフ）とする写真を撮影する場合，多種多様な西瓜があり，その数も任意に選択できるのであり，切り方も自由に選べるのである．本件写真と被控訴人写真のように，西瓜の種類，個数，切り方から，葉や花を伴った西瓜の蔓があること，青いグラデーション用紙を使用することまで一致することは，偶然には生じ得ないこととはいえないであろうが，偶然に生じる確率を大きいものとすることもできないであろう」「本件写真の素材自体は，西瓜（切ったもの，丸のままのもの），西瓜の蔓，ブロック状の氷，籐の籠，背景としての青であって，日常生活の中によく見られるありふれたものばかりであることが明らかである．しかし，その構図，すなわち，素材の選択，組合せ及び配置は，全体的に観察すると，西瓜を主題（モチーフ）として，人為的に，夏の青空の下でのみずみずしい西瓜を演出しようとする，作者の思想又は感情が表れているものであり，この思想又は感情の下で，前記のありふれた多数の素材を，本件写真にあるとおりの組合せ及び配置として一体のものとしてまとめているものと認められる．他の者が，このような作為的な表現についての発想を，控訴人とは全く別個に得る可能性を全くないものとすることはできないであろう．しかし，このように一致した配置及び構図の着想に至ったのが偶然であったとしたら，相当に珍しいことが生じたものということは許されるであろう」，被告は「こうした配置は，写真家であれば誰でも思いつく定石の範囲を超えるものではない旨主張する」しかしながら「上記主張を裏付けるための何らの立証をもしていない．もし，本件写真がありふれたものであるならば，本件写真のような素材を選択し，配置した写真，西瓜の背景としてグラデーション用紙を利用した写真等を，証拠として提出できるはずである．しかし，そのような作品は，証拠として全く提出されていない．すなわち，本件全証拠を検討しても，そのような作品を見いだすことはできない」．このように依拠性がないことを被告側が立証できなかったことが本判決を決定づけたということもできよう．

４．著作物の定義

このように，これまで述べてきた音楽，振付，写真のいずれも著作権をめぐる損害賠償請求の判例であった．そこではしばしば著作物性という用語が使われてきた．では，著作物とはどのように定義されるだろうか．著作物とは，著作権法第2条第1項第1号によって「思想又は感情を創作的に表現したものであつて，文芸，芸術，美術又は音楽の範囲に属するものをいう」と定められている．著作物の具体的な例示は，第10条に示されており，以下のように９つ挙げられている[21]．

① 小説，脚本，論文，公演その他の言語の著作物
② 音楽の著作物
③ 舞踊又は無言劇の著作物
④ 絵画，版画，彫刻その他の美術の著作物
⑤ 建築の著作物
⑥ 地図又は学術的な性質を有する図面，図表，模型その他の図形の著作物
⑦ 映画の著作物
⑧ 写真の著作物
⑨ プログラムの著作物

上記は，著作権の保護対象となっているものの例示である．例えばテレビドラマのような番組コンテンツでは，ドラマの原作，それをもとに書かれたドラマ台本も著作物であり，主題歌や挿入される数々のオリジナルな音楽や楽譜も著作権を有する．さらにドラマに使われた衣装や美術品，それらによって支えられ制作されたドラマ作品も著作権で保護され，映像作品（DVD等）として別の著作物となる．このように１つの番組コンテンツの中においても，多くの著作物が生まれる環境にあると捉えることができよう。つまり，情報生成過程を介して創造された具現化あるいは行為・行動の一部は「思想又は感情を創作的に表現したもの」として著作権を有するものとなる．また，福井（2011）は，著作権から除かれる情報として，以下の５つを挙げている[22]．

① ありふれた・定石的な表現
② 事実・データ
③ アイデア
④ 題号・名称（原則として）
⑤ 実用品のデザイン（原則として）

---

[21] e-Gov（総務省運営の行政ポータルサイト）「著作権法（昭和四十五年五月六日法律第四十八号）http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S45/S45HO048.html 参照.

[22] 福井（2011）「ディジタル時代のジャーナリズムと著作権」http://www.jnpc.or.jp/files/2011/01/856e88046f46c8f7cc47db4b748daf6d.pdf の pp.1-2. 参照．なお，原文の「アイディア」を「アイデア」に修正し引用した.

福井（2005）によれば，①の例として「転任・退任の挨拶や引越し通知など」を挙げる．②については，事実やデータは，人の内面からでたものでも，人が創作したものでもなく，「思想又は感情」のような内面から湧き上がってくるものではないとする[23]．③は，具体的な表現として形をなす前のアイデアの段階は著作物ではなく，例えば，ロール・プレイングというゲームのアイデアだけでは著作物にはならないと解説する．④は，作品の題名や登場人物の名称などは，一般には短すぎるため，著作物にならないケースが多いといわれている．短すぎて「創作物」や「表現」といえるほどまとまっていないと述べられている．⑤は，一品制作の美術工芸品や独立して鑑賞対象になるような高度な美術性をもったものは著作物と認められるが，一般的な実用品のデザインは原則として著作物にはならないとされる．

5．著作者の権利

以上は，狭義の著作権，すなわち著作財産権についての説明であった．しかし，福井編（2006, 2007）によると，「著作物は，ある人の思想・感情を表現したものであるため，表現者の人格と深く結びついて」おり，「著作権法上も，著作者の人格に配慮して，著作者人格権という権利を置いて」[24]いる．著作者人格権は表5-1に示すとおり，公表権，氏名表示権，同一性保持権で構成されている．さらに，著作者の名誉又は声望を害する方法によりその著作物を利用する行為は，著作者人格権を侵害する行為として113条６項に示されており，表には名誉声望保持権として記載している．

また「作品が著作物と認められる場合，著作権法により，その著作物には著作権が発生」[25]する．増田（2012）によれば，著作権は，他人が著作物の複製をするのを禁止できる権利があり，これを「禁止権」と表現したり，逆に，他人が複製するのを許諾する権利として，これを「許諾権」と呼んだり，禁止する行為を独占することができるという点から「独占権」であるともいわれている[26]．著作財産権は，表5-2に示すように，異なる複

---

[23] 歴史的事実に関してその表現について争われた裁判に「NHK大河ドラマ『春の波濤』事件として知られている昭和60(ワ)4087 著作権民事訴訟 平成6年07月29日 名古屋地方裁判所がある．ここでは判決文の中に以下の記載がある．「法により保護される対象範囲は，当該作品の外面的表現形式（外面形式）及び内面的表現形式（内面形式）に限定され，それを超えたアイデア自体，歴史的事実・素材を要素とする先行資料，単語・慣用句・固有名詞等は，少なくとも法の保護の対象とならない．したがって，複製権侵害が成立するか否かは，専ら二つの作品の外面形式における対比の問題であり，翻案権侵害が成立するか否かは，両作品の外面形式及び内面形式における対比の問題であり，仮に，アイデア自体，歴史的事実，素材等，単語，慣用句，固有名詞のみを対比して，類似している部分があるとしても，そのために著作権侵害が成立することはあり得ない」「したがって，原告作品と本件ドラマ等の外面形式及び内面形式を対比して，右両作品の「著作物としての同一性」の有無を判断し，それがない場合には，本件ドラマ等による著作権侵害は成り立たないことになる」ところで「原告作品は伝記であって，原告の独自の調査に基づいて判明した事実が原告作品中で公表されたとしても，それが歴史的事実として公表されている以上，当該事実自体が著作権の保護対象となるものではなく，この点で，原告作品の著作権の及ぶ範囲は，自ずと限定されている．したがって，原告作品及び本件ドラマ等について「著作物としての同一性」があるとするためには，両作品の外面形式及び内面形式がすべて同一か又は大部分が同一であることを要するところ，以下のとおり，両作品には，「著作物としての同一性」がない」．歴史的事実を土台にしたドラマについては，その原作や脚本の史実性や小説としての創作的な表現性など，難しい側面も孕んでいる．

[24] 福井編（2006, 2007）pp.50-51.

[25] 福井編（2006, 2007）p.50. なお、著作権（広義の著作権）は、著作者人格権と著作財産権（狭義の著作権）で構成される。

[26] 増田（2012）p.20.

数の権利により構成されていることから，「権利の束」と表されることもある[27]．「著作権は，その一部又は全部を第三者に譲渡することができ（61条1項），譲渡された第三者は著作権を保持するため，これを「著作権者」と呼ぶことがある[28]．なお，著作者人格権

表5-1　著作者人格権

著作者人格権 著作者の人格的利益を保護する権利	公表権（18条）	未公表の著作物を公表するかどうか等を決定する権利
	氏名表示権（19条）	著作物に著作者名を付すかどうか，付す場合に名義をどうするかを決定する権利
	同一性保持権（20条）	著作物の内容や題号を著作者の意に反して改変されない権利
	名誉声望保持権（113条6項）	著作者の名誉や声望が害されないとする権利

（出所：文化庁「著作者の権利の内容について」
http://www.bunka.go.jp/chosakuken/gaiyou/kenrinaiyou.html に掲載の表を基に，筆者により一部加筆修正）

表5-2　著作財産権

著作財産権 （著作物の利用を許諾したり禁止する権利）	複製権（21条）	著作物を印刷，写真，複写，録音その他の方法により有形的に再製する権利
	上演権，演奏権（22条）	著作物を公に上演し，演奏する権利
	上映権（22条の2）	著作物を公に上映する権利
	公衆送信権等（23条）	著作物を公衆送信し，あるいは，公衆送信された著作物を公に伝達する権利
	口述権（24条）	著作物を口頭で公に伝える権利
	展示権（25条）	美術の著作物又は未発行の写真の著作物を原作品により公に展示する権利
	頒布権（26条）	映画の著作物をその複製物の譲渡又は貸与により公衆に提供する権利
	譲渡権（26条の2）	映画の著作物を除く著作物をその原作品又は複製物の譲渡により公衆に提供する権利（一旦適法に譲渡された著作物のその後の譲渡には，譲渡権が及ばない）
	貸与権（26条の3）	映画の著作物を除く著作物をその複製物の貸与により公衆に提供する権利
	翻訳権，翻案権（27条）	著作物を翻訳し，編曲し，変形し，脚色し，映画化し，その他翻案する権利
	二次的著作物の利用に関する権利（28条）	翻訳物，翻案物などの二次的著作物を利用する権利

（出所：文化庁「著作者の権利の内容について」
http://www.bunka.go.jp/chosakuken/gaiyou/kenrinaiyou.html に掲載の表を基に，筆者により一部修正）

[27] 福井編（2006, 2007）p.50.

[28] 増田（2012）pp.21-22.

は譲渡することはできない（59条）．このため著作者が著作財産権をすべて譲渡した場合は，著作者人格権と著作財産権が泣別れとなり，著作者人格権をもつ著作者と，著作財産権をもつ著作権者に完全に別れてしまうこととなる[29]．

６．アイデアと著作権

アイデアは著作権から除かれる情報として，先に説明した．ドラマの場面転換のコンセプトやミステリー小説のトリックなどのアイデアについては，１つのアイデアであっても，そこから生み出される表現や創作は多くの数にのぼる．仮に，そのアイデアに著作権が与えられると，そこから創作される多くの表現に制限をかけることに繋がる[30]ことから，表現の多様性が担保されることを含め，アイデアは保護されない．したがって，福井（2005）が例示したように，ロール・プレイングという基本アイデアには著作権がなく，それを『ドラゴンクエスト』や『ファイナルファンタジー』という実際のゲームに仕立てた（表現した）とき，著作権の効力が得られることになる．よって，アイデアは自由に使用することができる[31]．

福井（2005）は，「極限まで単純化されたテーマ・着想・設定」として抽象化されたものと，「詳細なストーリー・台詞・エピソードを備えた文章表現全体」などの具体化されたものとの間の，アイデアと表現の境目の区別に着目する[32]．また岡村[33]は，表現とアイデアの区別が容易でないことを，「ロメオとジュリエット」「ルチア」「ウエストサイドストーリー」を用いて解説している．そこでは著作権の保護期間や準拠法の問題はともかく，「互いに憎悪を持つ２つの家の若い男性と女性が恋に落ちたが，両家の対立故に悲しい結末に終わる」というストーリーを「表現」と捉えるならば，「ルチア」は翻案権に関する著作権侵害で「ロメオとジュリエット」の盗作の可能性につながる．また，上の表現のうち「家」を「組織」と抽象化したならば，「ウエストサイドストーリー」は，「ロメオとジュリエット」や「ルチア」の盗作の可能性すらでてくる．岡村は「『表現』は抽象化すればするほど『アイデア』に近付く場合があるので，その両者の線をどこで引くのかということは実際には困難な問題である」と述べる．しかし，現実には，著作権は「アイデア」とそれを具体化した「表現」を明確に区分けして運用している．「表現」は著作権として保護の対象とし，「アイデア」は利用を自由にした．これを「アイデア自由の原則」といい，福井は「つまり意図的に，アイデアは著作物ではないから真似してもいい，

---

29 増田（2012）p.23.

30 例えば「出会った男女が恋に落ちる物語」というアイデアが仮に著作権として主張できたとすると，現在世の中に出回っている全ての恋愛映画やドラマ，小説等は，このアイデアに権利使用の許諾を得ておかなければならなくなるだろう．そしてその著作者は，このアイデアに基いて作品の禁止や許諾など独占的に判断できるかも知れない．結果的に，アイデアを基に創作することに大きな制限がかかることに繋がるのである．つまり，現在のように恋愛に関する多くの著作物は存在し得ないことになるかも知れないのである．

31 福井（2005）pp.33-38.

32 福井（2005）p.38.

33 岡村久道「著作物性 - 著作権法による保護の客体 3「表現したもの」という要件」弁護士法人英知法律事務所 http://www.law.co.jp/okamura/copylaw/chyo03.htm を参照．

他人の作品からよいアイデアを借用するのはかまわないというスタンス」をとったと解説している[34].

これらアイデアと表現の境目は，本論文の第３章第２節で考察した情報生成倫理の開始点と符合する．情報生成倫理については，アイデアは頭の中の思考という情報処理過程を媒介することから，アイデアを練る試行錯誤の段階では，それに倫理を課さず，むしろ自由な発想を奨励する．その結果，アイデアが具現化あるいは行為・行動に及んだところを情報生成倫理の開始点と結論づけた．アイデアが具現化されたもの全てに著作権があるとは限らないものの，一つの具現化されたものや行為・行動が情報に繋がるという点では，情報生成倫理はすべての具現化あるいは行為・行動に及ぶと理解される．

７．オリジナルとその派生（原著作物と引用類似の行為）

ここでオリジナル作品（原著作物）とその派生について簡潔に整理しておく．図5-2は，この関係を図示したものである．著作権はアイデアを保護しないことから「原著作物のアイデアだけ借用して，別の作品を作り，それに創造性があれば，新しい作品は著作物として保護」[35]される．この関係を図5-2では最左翼に示している．林（2009）は「パロディは，原著作物を無断で改変しつつ，新たな創作性を追求」するものであり，「一般に，他人の作品に刺激を受けて新たな作品を作る場合は，もとの著作物（原著作物）の『翻案』になるため，原著作者の許諾が必要ですが（27条），パロディには『茶化し』あるいは批判的な要素があるため，許諾は得ようとしても得られないことが多い」[36]と述べている．なおフランスでは，著作権法122条5（4）[37]でパロディが著作権侵害にあたらないことが

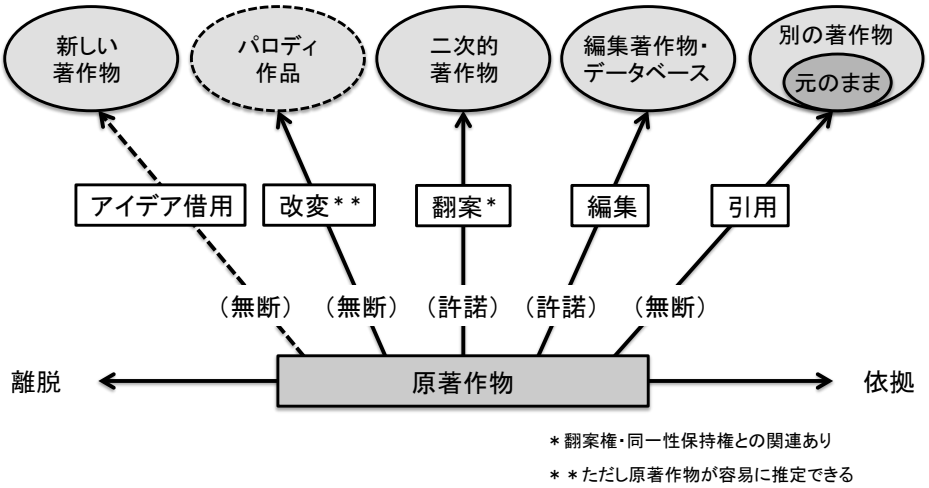

図5-2　原著作物と引用類似の行為

（出所：林（2009）p.55. 図3.1より）

---

[34] 福井（2005）p.39. なお，原文の「アイディア」を「アイデア」に修正し引用した.

[35] 林（2009）p.55.　原文の「アイディア」を「アイデア」に修正し引用した.

[36] 林（2009）p.55.　文中の27条とは著作権法第27条を示す.

[37] 公益社団法人著作権情報センター「フランス編 知的所有権法典に関する1992年7月1日の法律（法律第92-597号）http://www.cric.or.jp/db/world/france.html および http://www.cric.or.jp/db/world/france/france_c1.html#122 参照.

明記されている．アメリカではパロディを規定する法律はないものの，著作権法107条[38]に示す公正な利用に基づく場合，著作権者の許諾なく著作物を利用しても，著作権侵害にあたらないとされている．日本の場合は，過去の判例より，著作者人格権の１つである同一性保持権を侵害する可能性が高い[39]と考えられている．

引用は，原著作物を「『元のまま』に維持した上で，これを許諾を得ないで利用できる制度」[40]であり，図5-2の最右翼に図示している．「編集」は，著作権者の許諾を必要とし，編集された著作物（編集著作物・データベース）に創作性があれば，独自の著作権が成立する．また翻訳・編曲・脚色などの「翻案」も，著作権者の許諾を必要とし，完成した二次的作品に創作性があれば，独自の著作権が成立する[41]．

８．コンテンツの二次利用

McLuhan（1964）は，「いかなるメディア（すなわち，われわれ自身の拡張したもののこと）の場合でも，それが個人および社会に及ぼす結果というものは，われわれ自身の個々の拡張（つまり，新しい技術のこと）によってわれわれの世界に導入される新しい尺度に起因する」[42]と述べる．またかれは，「どんなメディアでもその『内容』はつねに別のメディアである，ということだ．書きことばの内容は話しことばであり，印刷されたことばの内容は書かれたことばであり，印刷は電信の内容である．もし『話ことばの内容はなにか』と問われたら，『実際の思考のプロセスで，それ事態は非言語的なもの』ということにならざるをえない」[43]と述べる．名和（2004）は，McLuhanの「メッセージ」と「メディア」の階層的な連鎖の概念を以下のように表現している．

「メディアA」⊂「メディアB」
「メディアB」⊂「メディアC」
「メディアC」⊂　……

この「⊂」は，左辺が下位メディア，右辺が上位メディアを示し，下位メディアは上位メディアのメッセージになると，かれはMcLuhanの「メディアはメッセージである」という主張を理解している．名和によれば，メディアの連鎖は，具体的には以下のようになる．

「話し言葉」⊂「書き言葉」⊂「印刷された言葉」⊂「電信の言葉」……

38　公益社団法人著作権情報センター「アメリカ編」http://www.cric.or.jp/db/world/america.html　および　http://www.cric.or.jp/db/world/america/america_c1a.html#107 参照.

39　日本におけるパロディに関する判例としては，最高裁判所 昭和51(オ)第923号 昭和55年03月28日判決の損害賠償請求事件，民集 第34巻3号244頁がある．なお原審は，東京高等裁判所 昭和47(ネ)第2816号 昭和51年05月19日判決である．（裁判所・最高裁判例 http://www.courts.go.jp/search/jhsp0030?hanreiid=53283&hanreiKbn=02 ）

40 林（2009）p.54.　なお，引用には論旨を要約して引用する「要約引用」などもある.

41 林（2009）pp.54-55.

42 McLuhan（1964）栗原・河本共訳（2006）p.7. この記述は，メディアを身体論的に述べたものと思われる.

43 McLuhan（1964）栗原・河本共訳（2006）p.8.

名和は，メディアの連鎖により具体的に変化する「記号」[44]を「著作物」という用語に置き換えると，著作権制度になり，著作権制度には次の2つの原則があるという[45].

① 先行の記号のもつ権利は後述の記号へと渡される.
② 記号が別のメディアに渡されるたびに別の権利が生じる.

McLuhanならびに名和の理解は，大きなメディアの変遷・変容として，技術や社会の進歩を歴史の流れとして俯瞰して捉えたものである．これらマクロ的な視点と同様に，ミクロ的な視点で見てみても，同じような流れがあることがわかる．いわゆる二次利用である．正確には，既に存在している著作物に対し，あらたな創作的な行為を行い作成された著作物[46]で，これを二次的著作物という．この二次的著作物は，原著作物とは異なった別の著作物として保護されることとなる．福井編（2006，2007）によれば「原著作物の著作者は，自分の著作物をもとに創作された二次的著作物を第三者が利用することに関しても，それを許諾するかしないかを決める」ことができ，「二次的著作物を利用しようとする人は，二次的著作物の著作者のほか，原著作物の著作者の許諾も得なければ」ならない[47].

現実の映像素材の管理問題として，古家野（1998）は，「プロダクションによっては，映像素材の二次利用を積極的に図りたいとの考え方が強く」あり，「使用素材，未使用素材とを問わず，利用するメリットは高い．公取委がガイドラインでいっている『他に転用可能な成果物等』とは，このような映像素材をさして」いる．「今後，デジタル時代では映像が劣化しませんので，映像の利用価値がますます高く」なる．「これを著作権の面から適正に管理するにはどうしたらよいか．これは実務上，かなり重要な問題点に」なると指摘している[48]．また，コンテンツ産業を成長させるための支えとして，アナログ時代にその骨格を形作った法体系をデジタル・ネットワーク環境に適応させる努力として，デジタルコンテンツに関わる法体系を考える動きもでてきている[49]．さらに，著作権で保護する議論とは別に，創作した著作物の流通や，その作品に触発された更なるクリエイティブな作品への応用という観点から，著作権の利用に関しては，第３章で解説したクリエイティブ・コモンズなどの取り組みも活発化してきている.

---

44 この場合，「話し言葉」や「書き言葉」「印刷された言葉」「電信の言葉」を指す．名和は概念の解説を行うために，これを引用している．なお実際に「話し言葉」が全て著作物になるとは言えないが，日本法はアメリカ法のように「固定」を要件にしていないので，立証に困難は伴うが「演説」が著作物になることはあり得る.

45 名和（2004）pp.9-10.

46 著作権法（第2条11項）では，二次的著作物を「著作物を翻訳し，編曲し，若しくは変形し，又は脚色し，映画化し，その他翻案することができるように体系的に構成したものをいう」と定義されている.

47 福井編（2006, 2007）p.45.

48 古家野（1998）は，阿部編著（1998）に記載されている座談会形式で，当時，弁護士で株式会社京都放送社長の古家野泰也氏の発言として，p.179.に記載されているものである．なお，参考文献には阿部編著（1998）として記載している点に注意すること.

49 例えば，財団法人デジタルコンテンツ協会（DCAJ）の「コンテンツに係わる知的創造サイクルの好循環に資する法的環境整備に関する調査研究」など．また，デジタルコンテンツに関係する法制に関しては，増田・生貝（2012）『デジタルコンテンツ法制』朝日新聞出版．などがある.

9．コンテンツと複製

映像や音声などのコンテンツの二次利用については，それらを記録・保管しているアーカイブも考える必要があろう．例えば，①保存（貴重な映像・音声資産を次世代に継承していく），②活用（蓄積したコンテンツを豊かで多彩な番組づくりに生かしていく），③公開と社会復元（「番組公開ライブラリー」を通じての無料公開とディジタルネットワーク等への番組提供等二次展開）をはかるため，2003年2月にNHKは埼玉県川口市に「NHKアーカイブス」をオープンしている[50]．保有するコンテンツ数は，表5-3に示すとおり2007年3月末で番組だけで60万本を超えている[51]．公開可能なものは約6,000本であるが，このためには肖像権や著作権，著作隣接権などの権利処理に膨大な作業[52]がかかることが知られている．このため，保有するすべてのコンテンツが直ぐに公開可能になることは現状では困難を要するのである．

表5-3　NHKが保有するコンテンツ数

	ニュース項目数	番組数
本部	142万2,000	51万6,000
放送局	255万5,000	9万6,000
合計	397万7,000	61万2,000

（2007年3月末現在）

（出所：NHKアーカイブスカタログ「NHKアーカイブスの歴史」
http://www.nhk.or.jp/archives/archives-catalogue/feature/history.html に掲載の表から引用）

フィルムなどで収録された映像は，温度や湿度管理の行き届いた施設で保管をすれば長期間保存することが可能であるが，VTRテープは長期間保存するとテープベースから磁性粉が剥がれやすくなるなど，痛みが激しくなり，当時の映像を上手く再現させることは困難になっていく．またそのテープに記録された信号を映像や音声に復元するVTR再生機も，製造中止や部品供給がなくなるなどで，保管されている映像資産が取り出せなくなる恐れが生じてくる．このためVTRに記録された作品は，新しい規格のVTRに複製されながら保管・管理される．例えば，２インチ幅のテープを用いた２インチVTRで収録された番組は，その後，放送用１インチVTRが普及した時に，２インチVTRで記録された番組を１インチVTRに複製し保管する作業を要した．同様に，１インチVTRで記録された番組は，その後アナログからデジタルに変換され，D3-VTR[53]等にダビングされた．現在はMPEG-4

---

[50] 大谷（2006）p.46.

[51] 七沢（2013）p.36.によれば，2012年現在では，番組だけで78万本，ニュースは545万本とされる．

[52] 当時の番組出演者に対しては，放送番組に出演し放送されることを目的として許諾を得ていたが，これをライブラリー公開や二次利用等に展開するには，その番組に出ていた出演者全てと再度権利関係の許諾を得なければならない．そのために当時の人物ならびに遺族を始め，関係者と連絡を取ることが必須となる．たとえ一人でも許諾が得られなければ，それを目的外（当時許諾された放送以外）で使用することはできない．

[53] デジタルVTRの発展とともに，D1，D2，D3とVTRの規格が登場した．このD3までが日本ではNTSC方式の放送にあわせたものとなっている．D4はなく，D5はHDTVのデジタルVTRの規格である．

H.264という規格に準じて，映像や音声をデジタルファイルとして記録する方式に変更され，大容量のメモリーカードへの移行が進んでいる．これらNTSC[54]とよばれたテレビ信号と異なり，HDTV[55]においても，当初は１インチアナログHD-VTRを使用しており，これを１インチデジタルHD-VTRに変換し，保管・管理されていた．技術の進歩により，１インチデジタルHD-VTRからD5-VTRに変換され，現在はファイルベースとよんでいるデジタルファイルに変換されている．このように作品を後世まで利用できる形で保管・管理するためには，膨大な数のコンテンツを複製する作業が必要とされている．

ここでオリジナルと複製について考えておきたい．例えばオリジナル作品が１インチVTRで作成された場合，これを著作物と見るならば，１インチVTRテープが著作物としてオリジナルとなる．しかし，この１インチVTRテープの再生が，テープの劣化や再生機の生産停止，部品供給が絶たれるなどで困難になる前に，D3-VTRに複製を行った場合，このテープに記録された作品は，オリジナルに比較すると複製されたものとなる．しかし，いずれは１インチテープが完全に劣化するか，再生する機材が底をついてしまい記録されたものが取り出せなくなる時がくる．そのとき，映像作品のオリジナルはD3-VTRのテープに変換されるのである．つまり，映像作品はその記録されている器（テープ媒体等）を渡り歩きながらオリジナル[56]を継承するのである．したがって，作品の著作「物」として記録された媒体を考えると，厳密には，その「物」は変化していくことになる．将来的にサーバー等に全作品が保管・管理されたと仮定すれば，そのサーバー等が陳腐化し，ハードの交換を余儀なくされた時，その作品はサーバー内で，また記録されている器を渡り歩くのである．この一連の変換は，名和（2004）の解説するMcLuhanの「メッセージ」と「メディア」の階層的な連鎖の概念[57]と同じように，技術の進展とともに「アナログテレビ信号」⊂「デジタル信号」⊂「デジタルファイル」⊂……と，連鎖を続けていくのである．

また，デジタル技術の進展により，オリジナルと同品質で全く同じものを，大量に複製することが可能となっている現在，オリジナルと遜色ない再現性が保たれることで，オリジナルと複製されたものとの判別はますます困難になることが予測される．

第３節　コンテンツの展開

「Now get the chance!」を合言葉に番組が進行する1979年から1986年までTBS系列で放送されていた視聴者参加のクイズ番組『ザ・チャンス』があった．司会の伊東四朗の巧みな話術とともに，視聴者などからチームを選び，正解に近い金額を回答したチームが，

---

54 NTSCは，National Television System Committee（全米テレビジョン放送方式標準化委員会）の略であり，この委員会が定めたアナログの映像信号をNTSC方式と呼んでいた．

55 HDTVとは，High-definition Televisionの略である．

56 アナログVTRの場合は，テープ傷や埃などでドロップアウトと呼ぶ記録情報を上手く読み取れないところが生じることがあり，これをTBC（Time Base Corrector）の技術を利用して映像のダメージを補正していた．オリジナルを継承するにあたり，このようなVTRに起因するノイズなどを修正・修復する工程を加え，質の劣化を補正している（デジタル・リマスター処理）．

57 名和（2004）pp.9-10.

賞品獲得権のあるゲームに挑戦できる．勝ち残ったチームが金額に因んだゲームをクリアすると，賞品獲得に至る構成になっていた．このように日本で人気を博した番組も，実はアメリカCBS等で制作した「The Price is Right」を翻案した番組なのである．また，1979年から1992年までTBS系列で放送されていた『クイズ100人に聞きました』は，アメリカABCの「Family Feud」を基本にしていた．最近では，2000年から2007年までフジテレビ系列で放送されていた『クイズ＄ミリオネア』も，英国ITV制作の「Who Wants to Be a Millionaire?」の番組フォーマット[58]に則った番組であった[59]．このように，番組コンテンツそのものを輸入して用いるものと異なり，特にクイズ番組などでは，その番組フォーマットを輸入する動きも多かった．

逆に日本からは，NHK「おかあさんといっしょ」，日本テレビ「¥マネーの虎」，テレビ朝日「30人31脚」，TBSテレビ「SASUKE」，テレビ東京「ミリオン家族」，フジテレビ「料理の鉄人」，朝日放送「本当は怖い家庭の医学」，読売テレビ「どっちの料理ショー」などが海外のテレビ局に販売されている[60]．日本のアニメ「巨人の星」をインドでクリケット選手に仕立てたリメーク版を放送するなど，アニメの海外展開も活発になってきている[61]．このように番組フォーマットは放送された国内にとどまらず，グローバルに活用されてきている．最近では，日本の魅力を海外に伝え海外展開を活発化することで，日本の経済成長につなげることを目的に，クール・ジャパン政策を官民一丸となって推し進めている現状にある．なかでもアニメやドラマ，音楽などのコンテンツの積極的なアピールが展開されている．では，その中の番組コンテンツの海外輸出はどのように推移してるのか，総務省（2014）による『放送コンテンツの海外展開に関する現状分析』から紐解いてみる．

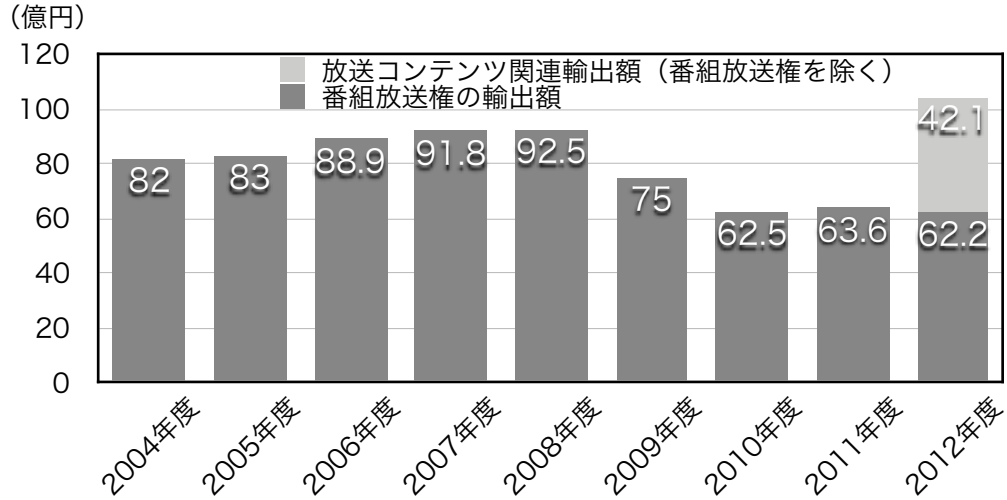

図5-3　日本の番組コンテンツの海外輸出額

（出所：総務省（2014）p.1.より）

---

58 番組フォーマットとは，一般に番組のコンセプトや制作ノウハウのことである．これらのパッケージ販売を「フォーマット番販」などと呼ぶことがある．

59 『ザ・チャンス』と『クイズ＄ミリオネア』の記述は，フリー百科辞典ウィキペディアを参照した．

60 日本テレビ放送網株式会社 総務局 総合広報部（2013）参照．

61 東洋経済ONLINE（2013）参照．

図5-3は，2004年から2012年までの主に番組放送権の輸出額を示している．ここ数年は放送コンテンツ関連輸出額全体の中で約60％台と，横ばいで推移している[62]．図5-4は，放送コンテンツ関連輸出額の2012年度における構成比率を示している．また図5-5は，番組放送権の輸出額をジャンル毎の推移として表したもので，主要な番組放送権を獲得していたアニメが減少する中，ドラマの割合が増えていることがわかる．さらに図5-6は，地区別の番組放送権の輸出額を表しており，北米や欧州が年々減少するなか，アジア向けが増加しているのが大きな変化として理解できる．このような状況にあるなか，総務省（2013a）は『コンテンツの海外展開』において主要な放送局[63]へのインタビュー結果として，以下の通りまとめている[64]．

①輸出金額が伸びない要因
- ・為替の影響
- ・韓国との競争の激化
- ・権利処理上の問題があり，ネットワーク配信できない

②輸出先
- ・欧州の景気低迷の影響で欧州向けの売上が落ちている
- ・ドラマは欧米では不利
- ・アジアは好調だが，単価が安い

③ジャンル
- ・アニメは世界共通で言語だけ変えればよいので増加傾向
- ・ドラマ・バラエティは音楽の権利処理が課題

④日本の放送番組の海外進出の特徴
- ・番組フォーマット権の販売増加
- ・音楽の権利処理の課題
- ・変則的な番組枠の存在（例えば初回のみ75分拡大版など）

⑤海外での放送本数，放送時間の把握の困難性
- ・複数年契約が主流，年間での把握は困難
- ・放送時間を限定せず無制限で販売するケースがある
- ・メインとなる番組に複数の番組をセットにして販売するケースがある

このように，様々な要因が語られているが，その中でも権利処理の課題が多く指摘されていることに気付くであろう．すなわち，権利処理が海外展開を行う上での障害の１つとなっている．この権利処理の解決策として総務省（2013b）は，番組コンテンツの海外販売やネット配信などの二次利用に係る権利処理について，2009年に映像コンテンツ権利処理機構（aRma）を設立し，権利処理窓口の集約化やシステム処理化を行い，権利処理

---

62 総務省（2014）p.1.によると2012年度からは，フォーマット権，リメイク権，商品化権等も対象にして，放送コンテンツ関連輸出額を算出し，従来からの地上波放送だけでなく衛星放送も対象に加えている．

63 NHK，民放キー局，在阪準キー局など．

64 総務省（2013a）p.3.

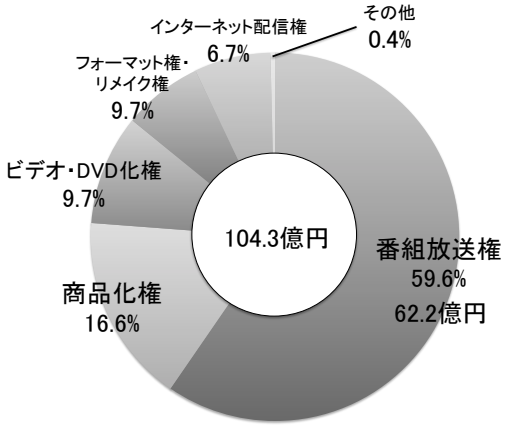

図5-4　番組コンテンツ関連輸出額の構成比率（2012年度）

（出所：総務省（2014）p.2.より）

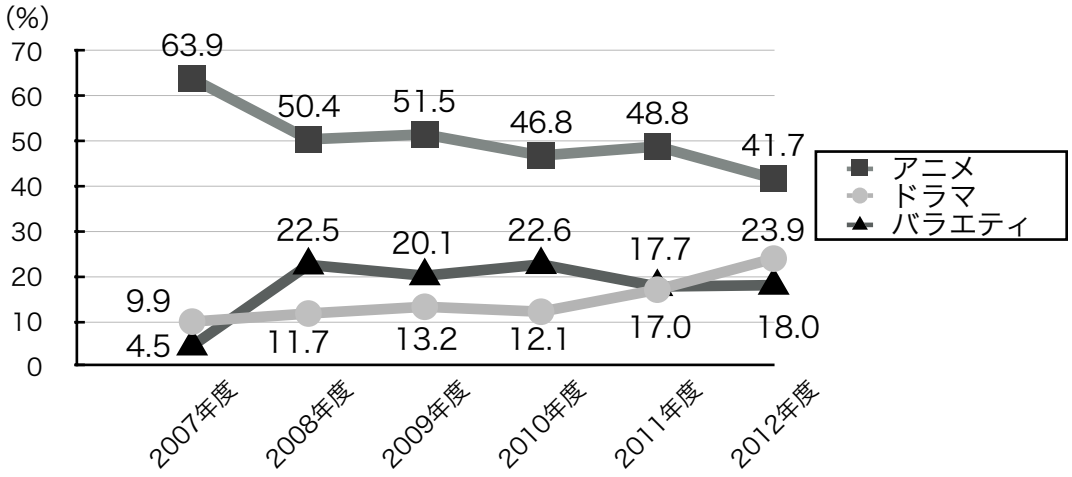

図5-5　番組放送権の輸出額（主要ジャンルの推移）

（出所：総務省（2014）p.7.より）

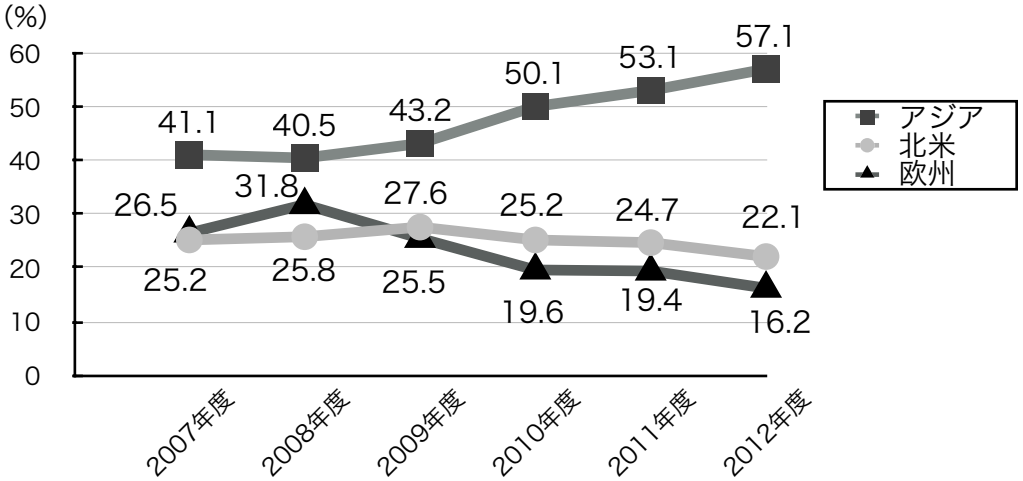

図5-6　番組放送権の輸出額（主要輸出先の推移）

（出所：総務省（2014）p.9.より）

業務の大幅な効率化がはかられている[65]．2014年度までには権利使用料の徴収・分配までのシステム化が整備され，さらなる効率化がはかられる．また，海外展開の許諾が可能な楽曲リスト情報を集約したデータベースを構築し，音楽に関する権利処理の迅速化をはかったり，海外展開が予定される番組については，番組収録時点で二次利用の権利処理まで行えるよう実演家（俳優，歌手等）に関する権利処理の迅速化も2013年度から実証実験が開始されている．これらの権利処理の迅速化に関する対策に加え，日本の番組を海外展開させるため，その具体的な戦略や調査支援等足場を固めるために「放送コンテンツ海外展開促進機構」[66]が2013年8月に設立されている．このように番組コンテンツの二次利用や海外展開がはかりやすい環境が，徐々にではあるが整備されてきている．

第４節　放送とICT

放送と通信の融合という言葉が使われはじめて久しくなるが，現実に放送と通信はその垣根を超えて融合が進展している．放送局においては，インターネットでの動画サービスが拡大しており，BBCやCNNなど海外メディアをはじめ，NHKや民間放送など国内のメディアを問わず，項目毎にクリップされた動画付きニュースをネットから閲覧することが可能となってきている[67]．また，これまで放送された番組コンテンツの見逃し番組の再視聴[68]や，著作権処理されたクリップ映像を視聴者に提供し，クリエイティブな作品制作に利用してもらうことを目的としたサービス[69]など，放送番組や番組に利用された素材の二次利用として多くの動画サービスが現れてきている．ネットでの番組コンテンツの視聴については，現在のところ，放送として提供している画質や音質などのクオリティよりも，むしろその番組のあらすじや展開，内容などを期待して視聴されているものと思われる．

また，放送番組の演出においても，これまでは視聴者からのおたよりや，電話，FAXによる意見収集などが主流であったが，最近は，SNSのTwitterやFacebookなどを通じてリアルな意見を演出に反映させる番組も多くなってきている．なかには，番組の出演者がタブレット端末やパソコンをスタジオに持ち込んで，討論の最中に，視聴者からの意見を確認したり反響を感じ取るなども可能になってきている[70]．このようにSNSとの連携がはかられてきており，番組側も独自に用意したSNSのアカウントで情報を発信するなど，視聴者とのコミュニケーションに利用している．

また，インターネットへの展開は映像メディアだけでなく，ラジオ局の展開も激しくなってきており，国内ではradiko.jpで最寄りの局のラジオ放送をネットで聴くことが可能で

65　総務省（2013b）によれば，申請から使用料の支払いまでの年間作業時間は約3割削減と記載されている．またaRmaのカバー率は9割にのぼる．

66 一般社団法人放送コンテンツ海外展開促進機構 http://beaj.jp/about.html を参照．

67 例えば，日本テレビNEWS24やNHKニュースWEBなど．ただし，著作権処理が必要な放送外利用は制限される．

68 例えば，NHKオンデマンドなど．

69 例えば，NHKクリエイティブ・ライブラリーなど．

70 例えば，テレビ朝日「朝まで生テレビ」などで，討論参加者により時折みられることがある．

ある．また，海外のラジオ・メディアで放送されているものを日本で聴くことも可能になっている．

動画サービス側もユニークな方法でユーザー獲得を目指している．例えば，ニコニコ動画は，動画を視聴している最中でも，自分の意見を投稿することができ，その内容が視聴している画面に文字として横にスクロールする仕組みを取り入れている．このため，視聴した人がどのように思ったり感じたりしたかがリアルな反応となって，良くも悪くも画面に表示される．この意見を表示する仕掛けは，動画制作者の意図への共感や齟齬を把握する上では極めて簡潔に理解できるツールとして機能している．動画サービスにおいては，視聴している者は，会員として動画サイトへログインする必要がある．このことは動画サービス側がログ内容から性別や年令などの会員情報により，視聴している人の傾向を瞬時に把握することが技術的には可能であろう．放送局ではこのリアルな視聴者の把握は困難であり，視聴率や視聴者の属性などの調査には専門とする組織[71]に依頼しなければならない．

放送と動画サイトの違いには，番組編成が大きく関係する．放送は，放送（番組）枠が秒単位で決められており，基本的にはその番組枠から逸脱して放送することは難しい[72]．しかし動画サイトの場合は，その放送枠が基本的にはなく，自由に終了できる．この違いは，情報生成倫理にも大きな違いとなって現れてくる．例を上げると，2011年3月11日の東日本大震災による原子力発電所を巡る電力会社や政府の会見や，2014年4月9日のSTAP細胞を巡る女性研究員の会見などである．放送局は，これら長時間に及ぶ会見内容をすべて生放送で対応する[73]には放送枠の問題があり難しい．このため番組内容を一部変更して，その会見内容の一部を生放送対応するが，その全容は後に編集され，要点だけが整理され，ニュース項目や話題，企画ニュース，解説などでまとめられた内容が放送される．これに対して動画サイトは，会見の様子を最初から最後まで，時間の制約を受けずにネット配信できる．動画サイトが現れてくる以前は，放送の視聴者は会見の内容を全て見ることは困難であり，情報発信主体が編集および要約した内容が情報受信者に提示され，これにより会見内容を把握していた．しかし，ニコニコ動画等を通じて，会見内容全てが動画配信されると，それを視聴した者にとっては，会見後に各報道機関が提示する記事作成の力量や能力，記事の正確さ等を情報受信者側で判断・検証することが可能になったのである．これは「情報の非対称性」を情報受信者自らが感じ取れる方法の１つが確認されたことになるといえよう．

このように，情報発信主体により生成された情報は，番組コンテンツ以外にもネットを利用した様々な情報に姿を変え，外部環境に拡散されていく．その外部環境は，情報発信主体と情報受信者の間にある「情報の非対称性」について，その一部ではあるが，透明性を確保できることに寄与するなど，相互に作用しながら存在しているのである．

71　例えば，社内のアンケート調査部門や，視聴率調査を専門とする株式会社ビデオリサーチなど．NHKであれば放送文化研究所などである．

72 プロ野球の試合など，事前に時間が放送枠におさまらない場合に，番組編成を即応的に変更することはある．

73 STAP細胞に関する女性研究員の会見については，一部の報道機関が会見すべてを生放送している．

第５節　メディアの変革

インターネットが普及する前までは，テレビや新聞，雑誌，映画，音楽などは，コンテンツ制作から編成，流通にいたるまで，基本的には垂直統合型で構成されてきた．この様子を図5-7（a）に示す．具体的にはテレビの場合，番組の企画から制作まで，放送局の従業員や業務委託等を請け負った協力会社の社員等によって番組コンテンツを制作し，これを人々の生活や活動する時間帯等を考慮して，番組コンテンツを送出する順番に編成し，それを送信所に送ることで最終的には電波となって，情報受信者のテレビで番組コンテンツが視聴される．同様に，新聞も記者が一項目の記事を書き（制作し），これを記事のニュース価値をもとに紙面の編集（編成）を行い，最終版を印刷所に伝送することで，新聞配達所を経由し，各家庭や店頭に配達される．しかし，インターネットの普及により，これら制作，編成，流通の過程は，必ずしも今までと同様の形態でなくとも，情報を提供することができるように変化してきた．この様子を図5-7（b）に示す．ネットが情報（コ

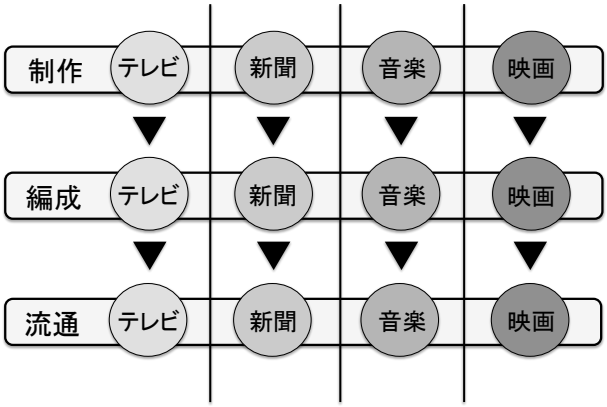

（a）従来のメディア

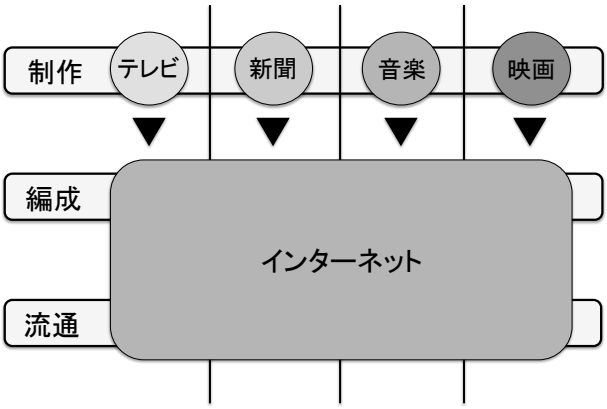

（b）ネット

図5-7　ネットの出現と流通構造の変化

（出所：岸（2010）p.30. 図１より）

ンテンツ）の流通経路を担うことで，今までの構造とは大きく異なってくる．岸（2010）は，「ネット上では，誰が制作したかに拘わらずあらゆる情報／コンテンツを同じように流通させられるので，媒体毎の流通の縦割りが崩れ，横割りの巨大な流通部門ができた」と解説する．すなわち，テレビのコンテンツや新聞記事であっても，音楽や映画であっても，インターネットという共通の窓口を経由すれば，いずれにもアクセスでき購入することも可能になってきたのである．さらに，購入面においても「ネット上では十分な広告収入も得られず，コンテンツを手軽に無料でコピー／ダウンロードされてしまうため，収益が急速に減少してコンテンツの制作に十分な資金を回せなくなり，それがジャーナリズムや文化に影響を与えている」と岸は述べている．また新聞記事を分野ごとに取りまとめるサイトの出現により，新聞社の記事でさえも，それらのサイトの素材の１つとして編成され，価値付けされることになってきている[74]．

インターネットという共通の窓口に置きかわると，その視聴や読む形態は，パソコンやタブレット端末，スマートフォンなど，様々な端末で可能となってきた．このことはテレビや新聞，音楽や映画など，生き残りのためには，否応なくインターネットを意識した戦略を構築することが期待されている[75]．

既存メディアの対応の１つとして，コンテンツ制作の環境をあらゆるメディアに展開できるように，デジタルな仕組みを構築する動きもある．例えば，これまでVTRテープに映像と音声を記録して保管していた方法から，映像ファイル，音声ファイル，メタデータを一括して管理するファイルベースとして記録・保管する方法である[76]．ファイルベース化することで，映像や音声の検索が容易になったり，権利関係の処理情報が素早く判断できるなどのメリットから，これをもとに二次利用やネット展開への迅速性に繋がるなど，システム化が進んでいる．このように，インターネットの普及は，情報発信主体の収益構造も含め，その戦略をも変容させるに至っている．

第６節　メディアに関する人的問題

放送メディアにおいては，地上波デジタル放送が2003年12月に関東，近畿，中部の３大都市圏で開始され，その後全国に地上波デジタル放送が普及するに至った．これにともない放送局には，放送機や中継設備および放送会館内のデジタル化に向けて多額の設備投資を必要とした[77]．総務省（2013c）によれば，地上波テレビ放送の広告費は図5-8（a）に示すように，2007年までは横ばい傾向であったが，2008年のリーマンショック後は，

---

[74] 例えば，Yahooニュースの記事は，Yahooが独自に取材した記事ではなく，他の新聞社等から集めてきたニュースで構成されている，など．

[75] 最近では，日経が電子版をはじめたり，出版社であるKADOKAWAと「ニコニコ動画」などを展開しているドワンゴとの経営統合などが話題になった．

[76] 香月・荒川・高井（2011）参照．

[77] 例えば，NHK（2007）p.32．に記載されている平成19年度予算では，地上デジタル放送に係る建設費総額概算（13～22年度）を3,850億円見込んで（13～19年度で2,500億円，20年度以降で1,350億円）いた．また，日本民間放送連盟（2007）p.1.に記載されている2007年9月の資料では，地上テレビ127社のデジタル化投資総額は，1兆440億円にのぼり，ローカル局1局あたりの平均投資額は54億円と試算されている．

明らかに低下し，その後は低下したまま横ばいを続けている．地上波ラジオ広告費に至っては，図5-8（b）に示すように，2001年以降減少を続けている状態である．

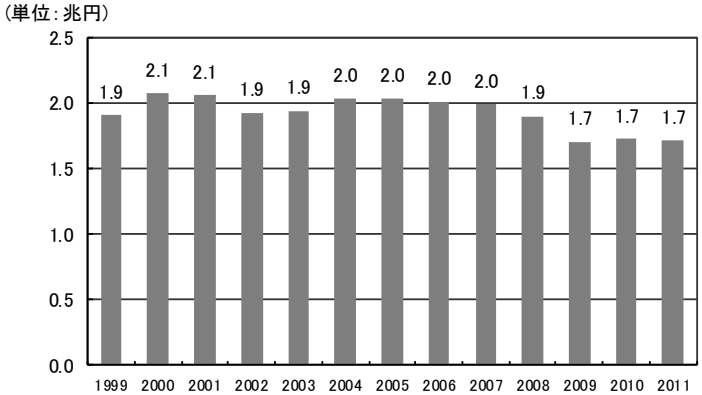

（a）テレビ

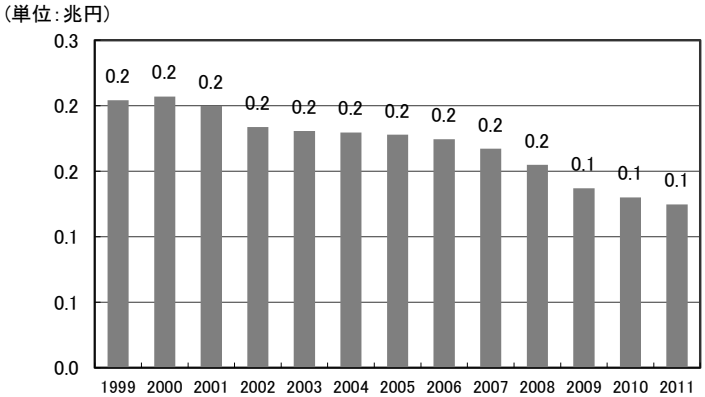

（b）ラジオ

図5-8　広告費の推移

（出所：電通「日本の広告費」各年版から引用した，総務省（2013c）p.4. をさらに添付して引用）

このような状況の中，各局とも作業の効率化を含め，人件費の削減と共に，あらゆる費用の見直しが実施され，番組制作費用も徹底的な費用削減がはかられるようになった．半澤ら（2006）によれば，1960年頃から番組制作会社は一貫して増加してきたとされる[78]．また，番組制作会社は東京に集中し，東京のキー局に近い，港区，渋谷区，千代田区，新宿区の４区だけで，東京にある番組制作会社の８割にのぼる．これら番組制作会社にも効率的な予算配分の影響を受け，制作費削減の要請が強まっていった．業界全体が費用削減に向かう中においては，結果的に費用削減の流れは，受注元から番組制作会社への制作費削減に転嫁されていくこととなった．

番組制作会社は，いわゆる番組の企画から完成までを担う企画系の会社もあれば，映像編集，効果音作成，セット作成・設営，照明，タイムキープなど専門能力に特化した制作

[78] 半澤・高田（2006）p.2. http://www.hbf.or.jp/grants/pdf/j%20i/15-ji-hanzawa.pdfより．なお，本節は，半澤らの研究から多くを引用して構成している．

会社も多い．番組制作に係わる業務の裾野は広いのである．制作会社の取引先は，長期的で恒常的な場合が多く，人間関係の信頼により後の業務の引き合いに繋がることも多いとされる[79]．番組コンテンツを創る裏方として，先駆的な業務に携わることができる反面，長時間労働やテレビ局との給与格差など問題点も多く，労働者にとっては必ずしも良い環境とはいえない．例えば番組のロケであれば，天候に左右されて，晴れるまで撮影を待つことや，次の日に順延するなどでスケジュール変更をともなう．また，放送枠が確定していると，作業が進まなかった分を，どこかで取り戻すように編集作業が徹夜になったりすることもある．番組制作の外部化は，このような環境で働く人に支えられて今日がある．

次に，機材の進展と要員の関係を俯瞰する．放送機材や資材（収録媒体等）の価格は格段に低下しており，以前は映像の加工には専用の部屋を設け，高度な映像処理を可能とする高価なスイッチャー等により特殊効果を仕上げてきたが，現在はパソコンを機能強化したような専用の機材で，多くの映像加工や編集が可能となってきている．また，操作する要員も，以前は映像エンジニアなどの専門家１人がスイッチャーで映像加工を仕込み，効果を表現し，他にVTRテープや効果のタイミングを制御する人（編集オペレーター等），音声効果も必要であればその処理を行う人など，多くの人が編集作業[80]に係わっていた．その後，要員削減のため，オペレーターのスキルを高めることで，１名で全てをこなすように変化していった．現在は必ずしも専門のスキルをもったオペレーターではなくても，番組の演出家が自ら編集パソコンで映像を加工できるようになってきている[81]．これら少人数化は，効率的な要員配置と費用削減効果は高いものの，情報の操作や搾取などに注意が行き届きにくくなり，不正を働こうと意図する者にとっては，その関与が容易になることを意味している．不正への対処の困難さが増すことにも繋がってくる．番組制作およびその制作過程の外部化は，人的モラルや情報セキュリティにも深く関係する．故に，放送局員であろうと番組制作会社の従業員であろうと，何でも気楽にものが言えるような人間関係の構築と信頼性がその重要な鍵を握るものと思われる．

第７節　小括

本章では，情報発信主体から発信される情報に，情報生成倫理がどのように関わっているのかを考察するために，情報環境を俯瞰してこれを眺めてみた．まず被写体の捉え方を含め，制作されたコンテンツや情報に関しても著作物性があることから，オリジナルとはどういうことを意味するのか，最初に著作物について考察を試みた．そこでは著作権という権利も大きな時間の流れによって考え方に変化がみられることと，デジタル化された未来に向けて，さらにデジタル法制とでもいえるものに進化していくことが予期される．本章で取り上げたバレエの振付も，写真の構図も，創作的に表現されたものであるが，何が根拠になってその創作性が認められるのかについては，これらの判例は大きな視座を与え

---

79 半澤・高田（2006）p.3.

80 オンライン編集と呼ばれている．

81　マニュアルを熟読しなくても，ビジュアル的に使いやすいインタフェースになっているなど，操作性に関する工夫がなされている．

てくれる．写真の構図の問題は，今後，動画に関しても似たような問題が起こる可能性もあるだろう．特にスナップ写真の著作権に関しては，番組コンテンツの制作過程でも注意を払わなければ気付かないことでもある．

また，アイデアには著作権が認められないが，それは多くの創作的な表現が多くのクリエイティブなものとなって，われわれに何らかの作用を与えることに依拠しているためでもあった．このアイデアと表現の境目は，本論文の第３章で考察した情報生成倫理の開始点と符合した．このことは「『表現』には必ず『倫理』が宿る」ということを意味するものである．

さらに，McLuhanの「メディアはメッセージである」という主張をもとに，特殊な例として，番組コンテンツ（映像作品）の世代交代に関して吟味した．映像作品が記録されている「物」としての記録媒体は，時代とともに記録媒体そのものが劣化することと同時に，記録されたものを再生する手段がなくなる（再生機がなくなる）．つまり，映像作品が活用できなくなってしまう．そのために複製したものがやがてオリジナルとなって，さらに複製されていく．この連鎖は，まさに「メディアはメッセージ」という主張を裏付けているのである．また，番組コンテンツの二次利用として，番組フォーマットやリメイク作品の海外展開について考察した．その展開を阻害している一因として権利処理の複雑さが指摘され，現在はその効率化や迅速化への対策が進んでいることを取り上げた．

次に，メディアの変容に関して，インターネットの発展と普及により，番組コンテンツが放送だけでなく，さまざまなサービスに変換し，提供されていくことや，従来のメディアの編成や流通についてもそのビジネスモデルが変化していくことが十分に予期されるのである．また，番組コンテンツ制作の外部化として，番組制作会社の現状を簡単に振り返ってみた．労働環境としては必ずしも良くないが，それでも創作的な番組制作に係わる活動を担っているかれらの努力に支えられて，今日の情報発信主体が活動できているのである．

最後に，情報生成倫理の観点で，理解されたことを述べておく．インターネットでの動画サイトの出現により，一部ではあるが情報発信主体と情報受信者の間の「情報の非対称性」に関して，情報発信主体の事象に対する編集や要約の能力や力量を，情報受信者側で把握する機会を提供することに繋がってきた．一次情報である記者会見などを，そのまま全てありのままにネットで中継するだけのサービスではあるものの，そこから読み取れる一次情報の内容と，メディアが提供する短い時間にまとめられた内容を，吟味する機会がネットを介して得られたことは，逆にメディアにとっては，その情報を上手くまとめるということを通じて得られる，情報受信者からの信頼性の根幹についても問われることになることを予期させるのである．

第３部

情報生成倫理の実践のために

第６章　組織に「考える倫理」を確立するための構想

第１節　序

本章は，主に第１部で導出した文化道徳的自由度と行動（経済）的自由度の直交する２つの軸からなる座標面を用いて，個人，組織（企業），社会の３層の位相関係を分析軸とする観点から，これを基礎とした倫理的施策が組織行動の実践に適合できることを試みる．そこで，まずは情報発信主体への適用にこだわることなく，一般的な組織への適用を図った．なお，本章での論述には実証によって明らかにされた内容が多く含まれている．しかし，倫理に関する内容の詳細は，実施組織における内部規程等により，多くが秘匿の対象となる現実がある．従って，本研究では個別具体的な案件を取り扱うのではなく，施行した内容とその効果に対して解説および考察を行う．本章では，次の内容を論述することで，上記の役割を担いたい．

① 組織に「考える倫理」[1]を組み込むこと．
② 「考える倫理」を組み込んだ組織が実例として運用されていること．

①は，序章において引用した今道（2009）の問に真摯に応えることを意味する．組織において倫理を確立する手段としては，一般に従業員倫理規程，従業員行動規程などの規程の制定や，コンプライアンスに関連してCOSOフレームワーク，ITマネジメントに対してISACAに準拠した制度の導入などが採用されている．これらの採用により，組織内で発生する倫理的案件は，規程に基づいた判断基準により，どの判断枠組みに最適化されるかという配分処理に置き替わることとなる．その判断枠組みにより適切な処理が実施されていくのである．つまり，企業や組織に求められる社会からの要請を，組織内の規程や制度に変換し，それを強制的に遵守させることで規程の枠組みから外れる行為を規制するのである．

この制度的な仕組みを拙著（2010）は，図6-1のような概念として表現している[2]．資本主義の下で，その主要な経済の営み手である企業や，各種社会的役割を持った公共団体を含む組織は，経済社会におけるサブシステムとして秩序づけられている．この秩序を制約と理解するならば，企業が経済社会のなかで持続的に存在することは，歴史的に築かれた慣習としての制約のなかに位置していることを示している．また，企業や組織が経済社会における経済的ないし社会的変動を経験するなかで，その行動に対して企業自らが自己の責任において制約を行う自己規制もある．企業や組織自らの責任で実行する，社会的に許される企業および組織の行動は，これら歴史的制約による規制と，自己規制によって，資本主義経済社会の秩序形成が図られる．企業はあたかも社会的制約に囲まれたトンネルのなかを，その壁面に激突するリスクを避けながら企業・組織活動（行動）を実行・継続し

---

[1] 「考える倫理」については本節後半で解説している．なお，「考える倫理」における考える主体は２つある．１つは自分自身（個人）であり，もう１つは組織でもある．組織は社会からの要請を常に感じ取りながら意思決定を行う主体でもある．

[2] 永松（2010）pp.30-31.

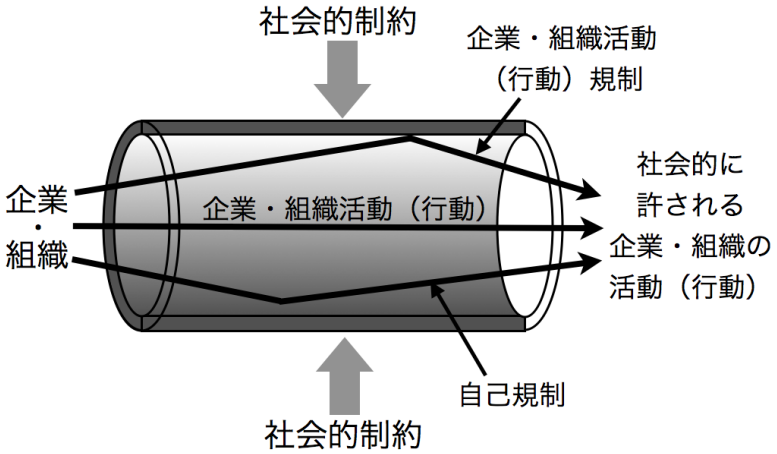

図6-1　企業・組織活動の概念

（出所：拙著（2010）p.30の図表1-10を基に，著者により加筆修正）

ているのである（図6-1）．

企業・組織活動として蓄積される規範の獲得も，個々の企業が自らの責任においてこれを解明し，調査，研究，開発するなどの方法で，自主的にこれを決定することを必要とする．何故なら，すべての企業や組織は，その誕生から一様な規範獲得行動を実行するわけではないからである．例えば，ある企業・組織は，倫理的規範を自律的に制度化した上で規制するだろう．これは企業・組織活動（行動）を規制的統制によって効率的に規範蓄積させると理解できる．つまり新たな倫理的判断が必要とされる度に制定，改定及び判断者を経由することで，組織内の倫理的判断を規律による判断に転換し，倫理的判断の思考および決定に処する時間的優位性を期待する．また，ある企業は，自律的に各々の倫理的判断に即応できる責任ある行動を，企業・組織活動（行動）として獲得するため，倫理的状況把握と倫理的考察，倫理的判断能力を有する組織として，常に活動可能な状態に機能させようと努力するだろう[3]．前者，後者ともに「自律的」ではあるが，複雑化する新たな案件に機敏な対応を求められる今日において，後者による判断能力を有することも組織として期待されていると判断されよう．これを梅津（2004）の類型に従うと，前者を「コンプライアンス型」，後者を「価値共有（Value-Sharing）型」として区分できる[4]．梅津の類型の基本には，Paine（1997）[5]の示す企業の倫理戦略としての，①法令遵守を目指す戦略と，②誠実さ[6]を目指す戦略の２通りがある．この倫理戦略の違いを表6-1に示す．①は，法令遵守を倫理の基本とし，常に合法的なことは倫理的に許されるとするものである．戦略としては，法律への違反行為を避ける事に主眼を置き，厳格な統制により規則，管理，基準を維持する．組織として法務担当者などに企業倫理に対する責任セクションを

[3] 永松（2010）pp.36-37.

[4] 梅津（2004）pp.2-23.

[5] Paine（1997）梅津・柴柳訳（2004）pp.77-93.

[6] 「誠実さ（integrity）」は，ラテン語で完全さ，純粋さを意味し，正直さ，信頼性，公正な取扱いなどの特性という意味も兼ねており，一般的な意味での責任，一連の約束事，自己抑制の能力といった意味も包含する．さらに広義の意味として「アイデンティティ」と「責任」という２つの概念を整合的に統合する．誠実さにも様々なレベルがあり，逆境や誘惑に直面しても原則から外れた行動をとらないのが最高のレベルとされている．

設け，管理を行うものである．これは，常に倫理的境界線を考慮しつつ，倫理的に正しい行動を規定する制約を課し続ける戦略といえる．②は倫理を，単に行為を制限するものと捉えず，行為の指針となる一連の価値観とした上で，基準原則に従った自己規制に焦点を当てている．誠実さの特異な点としては，悪い行為の防止に重点を置くのではなく，責任ある行動を促すことに重点を置いていることである．つまり，結果を管理することよりも

表6-1　倫理を管理するための戦略

		コンプライアンス型 法令遵守を目指す戦略	価値共有（Value Sharing）型 誠実さを目指す戦略
特徴	精神的基盤	外部から強制された基準に適合する	自ら選択した基準に従って自己規制をする
	Codeの特徴	詳細で具体的な禁止条項	抽象度の高い原則，価値観
	目　　的	非合理的な行為を防止する	責任ある行為を実行する
	リーダーシップ	弁護士が主導する	弁護士，人事担当などの協力を得て，経営者が主導する
	管理手法	監査と内部統制	明確な責任（リーダーシップを含む）を伴った権限移譲
	相談窓口	内部通報制度（ホットライン）	社内相談窓口（ヘルプライン）
	教育手法	座学による受動的研修	ケース・メソッドを含む能動的研修
	裁量範囲	個人裁量の範囲の縮小	個人裁量範囲内の自由
	方　　法	罰金	組織全体の諸システム 意思決定プロセス 罰金
	行動の前提となる人間像	物質的な自己利益に導かれる自律的存在	物質的な自己利益だけでなく，価値観，理想，同僚にも導かれる社会的存在
実践	基　　準	刑法と行政法	会社の価値観と願望 法律を含む社会的責任
	スタッフ	弁護士	経営者と管理者（弁護士などの協力）
	実施内容	適法基準の設定 教育とコミュニケーション 不正行為の報告の取り扱い 調査の実施 遵守状況監査の監督 基準の強制	会社の価値観と願望 教育とコミュニケーション 会社のシステムのなかへの組み込み 指導と相談の実施 価値観達成度の評価 問題発見と解決 遵守状況の監督
	教　　育	適合基準とシステム	意思決定と価値観 適合基準とシステム

（出所：Paine（1994）p.113の表に，梅津（2004）p.22の表を，著者により追加加筆）

過程を管理することを重要視し，その結果，倫理は法務としての機能より，むしろ経営者本来が有する機能であると理解する点にある．

今道（2009）の主張である「企業が課す倫理行動規程などの規則は服務規程であり，倫理ではない」という主張は，別の表現に換言するならば，「コンプライアンス型」のような倫理的判断を規律による判断に転換した措置に主眼を置いたものは，かれの理解する倫理には適合しないことを示していると考えられる．かれの主張は，倫理的な思考を適宜考える能力の必要性を説いている．その「考える」ことを組織内に適合させることは，組織に「考える倫理」というものを組み込むことを意味する．この「考える倫理」と梅津のいう「価値共有型」は，個々が倫理的判断能力を備え，今日，複雑化する倫理的課題に「考える」能力を持って対応し，さらにその倫理的価値を共有する点で類似していると捉えることができる．すなわち，今道の主張に応えるためには，組織に価値共有型志向の倫理を確立することが必要なのである．

②は，既に「考える倫理」として，価値共有型志向を実践している企業・組織が存在しているという点である[7]．これが組織に実践されるに至ったことには紆余曲折が存在する．本章ではこれらの経緯も考察の対象と捉えたい．現実には関東，関西，九州の７つの組織が導入している．これらの組織は規模も分野も異なっている．どのように導入を行っていったのかその組織内の機密に関わらない範囲で提供を試みる．適用組織の倫理的側面に関し提言するには，カウンターパートとして尽力された担当者との信頼関係が大切であり，むやみに知り得た情報を文章化するのは研究者としての倫理にもとる行為となる，また，本章は事例研究を論述するのではなく，「考える倫理」としての価値共有型志向がどのように実践されているのかを，研究および考究として明確化するものである[8]．故に企業名に関してはこれを完全に秘匿する[9]．

また「考える倫理」として企業倫理を組織に浸透させるための価値共有型志向の導入は，当初意図していないメリットを，結果的に組織にもたらすことに繋がっている．昨今，この施策の導入に関し相談を持ちかけてくる企業などの関係者達は，むしろこの副次的なメリットの方をメインに考えていることも多い．その副次的なメリットとは何かという観点も含め，以下，第２節から第６節にかけてこの仕組みの全容を解説する．

7　価値共有型の倫理施策の実践として，札野（2009）による大学の技術者倫理教育に適用した実践例は知られているが，現実の企業・組織に適用した事例やその公開（学会発表，論文，記事など）は少ないのが現状である．

8　本章の主眼は「考える倫理」が既に実用化されていることを明示し，価値共有型志向における理論の組織における実践において具体的施策を明らかにすることにある．本論文の第2章は本章で明示した倫理戦略のさらに深層部へと考察を進める上で，その本質探求のために，著者の属するコンテンツ制作を主とする業界において，必然的に哲学的領域に踏み込み考究したことを意味する．

9　企業名の明示に関しては、秘匿の為に企業名の頭文字のアルファベット，地区名，規模などの記述情報から容易に推測可能な場合がある。これを除外することと，企業の信頼関係を継続させる観点から，本論では企業名は完全に秘匿するものである。また、本論は博士論文として最終的に国立国会図書館に蔵書されるなど、結果的に長期にわたり広く研究論文として開示されることとなる。ここで記述した文章が企業の機密部分に触れていたり、企業に思わぬ損害を与えることは著者の意図しないことであるため、この事前確認も含めて、本章全文は全て関係する７社の担当者に事前査読を行っていただき、認識の齟齬を無くし，各社の不利益になることは割愛することで内容公開の合意を得ている。

第２節　理論的背景

今日においては，多くの企業や組織がコンプライアンスに関する何らかの施策を行っている．そこには各種規程や倫理・行動憲章，行動指針などによるルールの明確化と，誓約書等への署名捺印を求めるなど，厳格な運用がなされてきている．これらのコンプライアンス施策が厳格に実行されていてもなお，組織風土まで倫理の浸透が行われているのかは疑問の余地がある．それでは企業倫理を浸透させる手段として，どのような方策が考えられるであろうか．まずはじめに，これまでの企業倫理と組織風土に関する研究を俯瞰してみる．

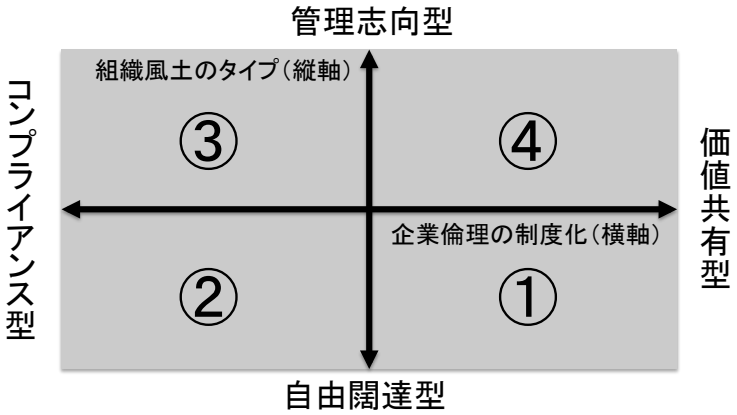

図6-2　企業倫理の制度化と組織風土のタイプ

（出所：山田・中野（2006）を基に，著者が作成）

ここに企業倫理と組織風土の関係を，企業倫理制度化のタイプとしてコンプライアンス型と価値共有型に，組織風土のタイプを管理志向型[10]と自由闊達型[11]に類型化し，その整合関係を実証した研究がある[12]．この山田・中野（2006）の研究結果では，①「自由闊達な組織風土」で「価値共有型の倫理制度」という組み合せで最も成果が上がることが検証された．図6-2に山田らの研究による企業倫理制度化の成果を①から④まで順に図示している．次に②「自由闊達な組織風土」で「コンプライアンス型の倫理制度」，③「管理志向型の組織風土」で「コンプライアンス型の倫理制度」，最後に④「管理思考型の組織風土」で「価値共有型の倫理制度」の順となり，倫理制度のタイプの違いよりも、「自由

---

[10] 山田・中野（2006,）p.29.によれば，管理志向型は，その背後にM.Waberの官僚制理論やBurns ＆ Stalker（1961）の機械的組織などの類型を念頭においており，職務の専門化，規則や手続，権限や責任の明確化など，内部システムを統制しようとする傾向が強いとされる．また，組織成員の行動は，真面目で思慮深く堅実性が尊重される反面，リスクや失敗を回避する傾向が強く，保守的になりがちな傾向があると述べている．

[11] 山田・中野（2006,）p.29.によれば，自由闊達型は，専門分化よりもチームワークや協力関係が重んじられ，職位や職種の隔てのないコミュニケーションが行われ，組織の運用や予算・計画も柔軟に実行されるという．さらに，失敗を恐れず挑戦することが奨励され，革新性や行動力が重視される．これにより組織が活性化される状態になることが期待される反面，過度のリスクを抱え込んだり，責任の所在が不明確になり，堅実性・安全性の面で問題が生ずる恐れもあるとされる．

[12] この実証研究は，『会社四季報』（2004秋版）の外国を除く全上場企業および保険会社29社を合計した3,714社を対象に，調査票を用いた匿名方式で回答されたもので，有効回答数227社，回答率6.1％である．

闊達な組織風土」であることが企業倫理制度化の成果[13]を高めるポイントになることが示唆されている．

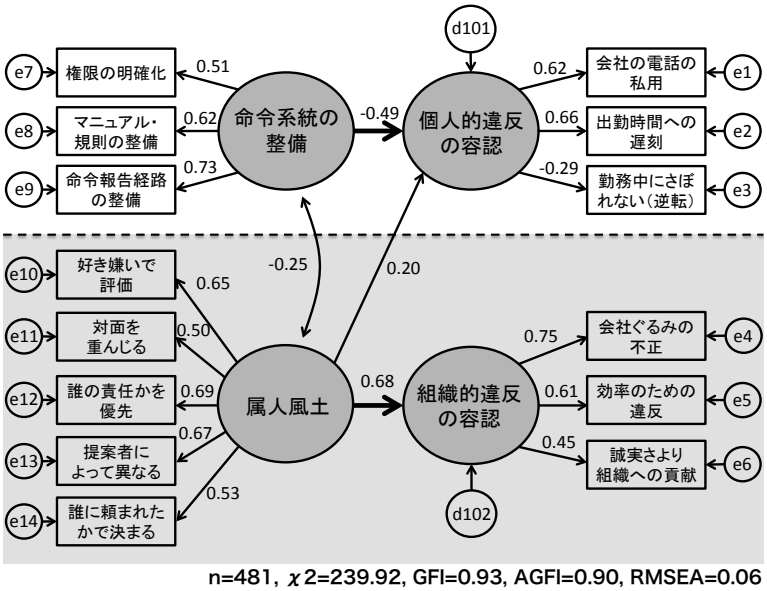

n=481，χ2=239.92, GFI=0.93, AGFI=0.90, RMSEA=0.06

図6-3　属人風土と組織違反の相関

（出所：岡本（2007）p.8.および岡本・鎌田（2006）p.101.図５を基に，著者による加筆修正）

また，別の視点からの研究として，企業における命令系統の整備と属人風土[14]に関する岡本（2007）の研究結果（図6-3参照[15]）がある．ここで良き組織風土の対角に属人風土があると考えると，コンプライアンス施策として重要視されている命令系統の整備が，必ずしも組織風土の形成に直結していないことが理解できる[16]．岡本は「多くのコンプライアンス関連部署で暗黙裏に前提とされている『違反傾向はひとつの要素で，個人的違反も組織的違反も，このたったひとつの違反傾向の発露である』という認識は，幼稚な間違い

---

[13] この場合の成果とは，報告経路の明確化，気軽な相談，気持よく仕事に専念できる，社内での信頼感，経営の透明性の向上，などに関する10項目にわたる質問について6段階評価をしてもらった結果から，これら導出された10変数を集約した因子得点を企業倫理制度化の総合的な成果指標として採用している．

[14] 属人風土とは，岡本・鎌田（2006）p.10．によれば「問題を把握し解決するにあたって，『事柄』についての認知処理の比重が軽く，『人』についての認知処理の比重が重い思考のこと」とされる．また「集団的思考や意思決定において属人思考が強い組織では，対人関係が過度に濃密となり，意見の賛成・反対が対人関係の正負と混同される傾向が生じ，事柄を事柄として冷静に見ようとする姿勢が失われる傾向が生じる．このような傾向を私たちは『属人的組織風土』あるいは略して『属人風土』と定義している」と述べている．

[15] 岡本・鎌田（2006）p.99.によれば，「命令系統の整備」と「組織的違反の容認」の間には優位な係数が存在せず，したがって図6-3において，両者の間には矢印が記載されていない．岡本らは同様の研究を母集団を変更して２度実施しており，ほぼ同様の結果を導き出している．図6-3はそのうち彼らが「研究２」と呼ぶものである．彼らの一連の研究の詳細は，鎌田・上瀬・宮本・今野・岡本（2003）に詳しく掲載されている．

[16] 図6-3において「命令系統の整備」から「個人的違反の容認」へのパス係数が-0.49，つまり，命令系統の整備が行き届いているほど，個人的違反が起こりにくい可能性が示されている．また「属人風土」から「組織的違反の容認」へのパス係数が0.68なので属人風土を許すと組織的違反が容認され易いことを意味する．「命令系統の整備」から「属人風土」へのパス係数は-0.25であり，「個人的違反の容認」へのパス係数-0.49の可能性よりも低いことが理解できる．よって，命令系統の整備が個人的違反が起こりにくい環境を与える可能性に比べると，属人風土を許さない可能性への寄与はそれより少ないことが理解できる．

である」と論じている．さらにかれは「個人的違反現象のための方策と組織的違反現象のための方策は別個に立てなければならないことを示している．そして，組織的違反抑制のためには，組織風土の属人思考を低減させる必要性が高いことを示している」[17]と述べている．

つまり，コンプライアンス型は命令系統の整備に直結する施策であり（図6-3の破線より上側），価値共有型は結果として倫理的判断能力を持った組織風土の形成に有力であり，組織的違反の低減にも繋がるのではないか（図6-3破線より下側）と考えられる．このことは企業倫理の浸透をコンプライアンス型の統制による「縦」方向の手段とは異なり，組織内での「横」方向のコミュニケーションの活性化の促進による組織への企業倫理の浸透をはかる，すなわちコンプライアンスの施策の「横展開」を目指す必要性が重要であること[18]を意味する．そのためには，より具体的な「横展開」のモデルを考える必要がある．これを山田・中野（2006）の類型に即していえば，「自由闊達な組織風土」を形成しつつ「価値共有型の倫理制度」への移行を視野にいれるモデル化を考えることといえるだろう．

岡本（2007）の研究に対しては，星野・荒井・平野・柳澤（2008）による批判的な研究も存在する[19]．星野らは，岡本の研究からは，①「属人風土」原因説では，それが醸成されるようになった原因が不明であり，「（違反の）風土」を「（属人）風土」で説明するモデルは実際の経営に活用することが困難である点．および，②「属人風土」と「不祥事」や「組織的違反」の発生との関連が高くても，それら２つの事象は共通の原因により生じた「擬相関」による関連の可能性がある点を指摘し，以上のことから実際の経営に活かすには問題があることを主張する[20]．そこで星野らが実施した調査研究では，「職場での不正・違反放置の風土」を尺度化し，これを従属変数とした上で，経営による操作が可能な変数として，「道徳的リーダーシップ」「職場レベルでのリーダーシップ」「コンプライアンスシステムの整備」「雇用保障」「就業規則」「職務分掌」「成果主義」などを導入している[21]．また，直接的に操作できない経営の環境要因として「企業業績」や「市場競争の激しさ」を，さらに組織（職場）風土として「派閥的行動」「職場における信頼」を説明変数として導入している．

この研究において星野らは，「属人風土」以外の様々な説明変数を同時に測定するモデルにおいては，岡本の主張は必ずしも支持されないと述べている[22]．しかし，星野らの研究結果は「トップダウン的に行われる形式的な『コンプライアンスシステムの整備』は『職場での不正・違反放置の風土』に対して限定的な影響力しかなく，経営者による道徳

---

[17] 岡本（2007）pp.7-8.

[18] コンプライアンス型の統制による「縦」方向の手段も重要であるが，これに加えてコンプライアンスの施策の「横展開」も重要であると指摘している．

[19] 星野らの研究では，岡本（2003）や岡本・鎌田（2006）に対して論述を展開している．なお，岡本らは「属人風土」に関する研究において調査対象を変更した上で，同様の調査を実施しており，岡本（2007）の研究もその延長に位置している．

[20] 星野・荒井・平野・柳澤（2008）pp.158-159.

[21] 星野・荒井・平野・柳澤（2008）pp.160-162.

[22] 星野・荒井・平野・柳澤（2008）p.171.

的リーダーシップや職場における信頼関係の方が重要であることがわかった」[23]と述べている．さらに問題意識として「このことは，今後職場レベルの不祥事や事故を防止するために，コンプライアンスシステムの整備の程度に大きく依存しない職場レベルや組織成員レベルでの法令・規則・倫理順守の風土をどのように醸成していくかということが重要」と示唆している．

このことは，よき組織風土を醸成するためには，コンプライアンス型の「縦方向（トップダウン的に実施される形式的なコンプライアンスシステムの整備）」とは別の，組織内の「横」方向のコミュニケーションの活性化の促進を促すコンプライアンス施策の「横展開」の必要性を主張する考え方と呼応する結果でもあると理解することができる．

もう1つ，古典的な諺にある倫理的な考え方にもふれておく．Trevino & Youngblood（1990）やHenle（2006），Ashforth et al.（2008）など，倫理的な行動や振舞いに関する研究にも登場するBad Apples（腐った林檎）とBad Barrels（腐った樽）の例えである．これらは英語での ”One bad apple spoils the barrel.” をもとに引用されており，Bad Applesについては，組織内の成員のうち，悪い振舞いを起こす者（腐った林檎に例えている）がいれば，たちまちその影響から周りにも悪い振舞いが広がっていくために，組織全体に腐敗が進んでしまう．そのため悪い振舞いを起こす者をそこから取り除かなければならないことを意味する．実際に腐った林檎を樽のなかに入れておくと，エチレンガスの影響で周りの林檎が完熟する速度が速くなり，結果的に周りの林檎も腐ってしまい，最終的には全ての林檎が腐ることとなる．現代においても，組織にとって悪い振舞いを起こす者[24]には，配置転換等を含め人事的な対策を行っている組織も多いと思われる．次にBad Barrelsについては，良い林檎が腐ったのは，そもそも林檎を入れている樽そのものに問題があったからという考え方に基づく[25]．つまり，普通の善良な従業員であっても，その環境やシステム，すなわち組織そのものが腐敗しているために，それらの文化や規則に準じた行動をする個人が，悪い振舞いを起こしてしまうという訳である．Ashforth et al.（2008）は，組織腐敗の研究において，Bad Applesをミクロな視点，Bad Barrelsをマクロな視点として捉えている[26]．

これを，コンプライアンスの施策の「横展開」にあてはめると，まずは組織内の同調圧力が少なく自由闊達に意見が言える環境を整備すること[27]で，組織全体が健全化することを目指した，組織にとって良いモデル（良い樽）を構築することを意味する．この良いモデル（良い樽）を構築することで，次にその中身が腐敗しないように倫理の浸透をはかっていく[28]．つまり，組織全体をBad Barrelとは逆のGood Barrelにすることで，Bad

---

[23] 星野・荒井・平野・柳澤（2008）p.173.

[24] 怠惰な勤務実態やセクハラ，パワハラを起こした者など，組織における悪い振舞いは様々ある．

[25] Bad Barrelsに関する典型的な例としてZimbardo（2008）は講演で「アブグレイブ収容所の捕虜虐待事件」を挙げる．その解説に引用しているZimbardoがスタンフォード大学で行った実験については，Shermer （2007）”Bad Apples and Bad Barrels.”に詳しく記載されている．

[26] 「腐った林檎」と「腐った樽」の本論文への引用に関しては，中原（2013）を参考にした．

[27] 次節で説明する「担保としてのリーダーシップ」と「個としての倫理観を尊重する組織形成」がこれにあたる．詳細は次節を参照のこと．

[28] 組織への倫理の浸透においては，次節で説明する「SECIモデルの倫理への応用」と「ケース・メソッドの導入」がこれにあたる．詳細は次節を参照のこと．

Applesを発生させない倫理戦略を採用すると捉えることができる[29]．また同時に，コミュニケーションの活性化により，いち早く組織の腐敗臭[30]を嗅ぎ取り，周りへの影響を少なくするよう作用させることにも繋がっていく．すなわちコンプライアンス型は，組織内にBad Applesを発生させないようにGood Applesで構成させる戦略として個人的違反の容認の雰囲気をつくらせないように働く．また価値共有型は，組織そのものがBad Barrelにならないようにに Good Barrelの構築を目指す戦略として，組織的違反の容認の雰囲気をつくらせないように働くことが期待される．

これまで企業倫理制度化を表6-1で示す特徴により厳密にコンプライアンス型および価値共有型に区分して述べてきた．しかし，Trevino & Weaver（2003）が行った企業倫理制度化についての実証研究からは，企業倫理制度化の２つのタイプは，完全に排他的な関係ではなく，何らかの相互補完的な関係にあることが検証されている．また，Paine（1997）は，コンプライアンス型（法令遵守を目指す戦略）には法的限界があり，それらを超える戦略として価値共有型（誠実さを目指す戦略）を掲げている[31]ことからも同様に，企業倫理制度化の２つのタイプは，相互排他的な関係ではなく，相互補完的な関係にあり，企業倫理制度化の成果に何らかの影響を与えていると思われる[32]．このことは，Weaver & Trevino（1999）の実証研究とも符合する．彼らの研究によれば，同一組織内においても従業員の認識の違いとしてコンプライアンス型と価値共有型に判別されてる点が主張されている．

これらの研究も含め価値共有型に関しては，これまで具体的にどのような施策を講じれば価値共有型といえるのか，どのような機能を組織に浸透させると価値共有型の特徴が活かさせるのか，といった疑問には，研究者をはじめ明確にこたえてこなかった．よって，実際に組織に価値共有型を適用させるための具体的な手法に関する研究は，理論と実証を問わずまだ手薄であるように思われる．そこで次節以降では，価値共有型を構成する要素を取り上げ，１つのモデルとしての提唱とその可能性や課題を考察する．

第３節　組織における「考える倫理」

価値共有型の特徴は，表6-1に示したとおりであるが，これを実際の組織に適用するにはどうすれば良いのだろうか．その１つの構想を提示したものとして拙著（2005）『企業倫理における価値共有型志向の構築』がある．これはかつて修士論文としてまとめ上げたものである[33]．結論として「考える倫理」の施策の基となっている次の４つのアプロー

29　経営学における「壊れ窓理論」も同様の考え方である（Levine，2005）．ただし，壊れ窓理論には批判も展開されており，必ずしもすべてに万能な理論とはいえない側面もある．

30 ここでは，先に林檎の腐敗によって生じたエチレンガスに相当するものを腐敗臭と例えた．

31 Paine（1997）梅津・柴柳訳（2004）pp.79-94. ここでは梅津の類型名であるコンプライアンス型，価値共有型を用い，Paineのいう法令順守を目指す戦略（翻訳では「法律順守」と訳されている用語を筆者により「法令順守」に変更），誠実さを目指す戦略を，ここでは梅津の類型名であるコンプライアンス型，価値共有型と表記している．

32 山田・中野（2006）p.37.

33 本修士論文より抜粋した一部は，査読付き論文として日本経営倫理学会誌第14号pp.175-184に掲載されている．

チを導出している．①担保としてのリーダーシップ，②個としての倫理観を尊重する組織形成，③SECIモデル[34]の倫理への応用，④ケース・メソッドの導入，である．しかし，これらの結論においても，導入の方向性は明示できたものの課題も残った．

1．担保としてのリーダーシップ

Schein（1999）は，次の３段階の文化レベルを提唱している．それは，①目に見える組織構造としての「文物・人工物」のレベル．②戦略，目的，哲学など「標榜されている価値観」のレベル．③無意識の当たり前の信念，認識，思考および感情など，価値観および行動の源泉としての「共有された暗黙の仮定」のレベル，である[35]．つまり，Schein のいう「共有された暗黙の仮定」のレベルにおいて，倫理の定着が成されるか否かが，組織が真剣に倫理を定着させようと考えているのかの生命線となる．倫理は単に制度やシステムを完璧に備えるだけでは機能しない．すなわち組織内の全てにおいて倫理の定着が実現されなければ，意味を成さない．

そこで重要なものの１つとして，トップのリーダーシップがある．Collins（2001）は，「リーダーシップの要点はビジョンである．これは事実だ．だが，それと変わらぬほど重要な点に，真実に耳を傾ける社風，厳しい事実を直視する社風を作ることがある．『自分の意見を言える』機会と，『上司が意見を聞く』機会との間には天地の開きがある．偉大な企業への飛躍を導いた指導者は，この違いを理解しており，上司が意見を聞く機会，そして究極的には真実に耳を傾ける機会が十分にある企業文化を作り上げている」[36]と述べた．つまり，企業で働く個人は，多くの判断材料のなかから意思決定を行うが，業務命令としての組織の論理と倫理観，その結果としての評価や処遇，グループ意識，忠誠心などを考慮すると，個人の意見や倫理的主張は自重，または自重を促されることもある．倫理的案件が絡む場合において，それを回避するためには，倫理的判断ができる社風構築を進める必要性がある．そして倫理定着への起動の引き金となるのは，組織のコミュニケーション能力として，自由にものがいえ，それによる不当な処遇や圧力・軋轢の助長が無く，むしろ自由な発言を奨励する「担保としてのリーダーシップ」をトップが発信し確約することである[37]．そして「担保としてのリーダーシップ」を保証することで，組織の下から上への活性化を実現する組織文化・風土を構築し，従来からいわれるトップのビジョン，理念，そして上からの制度構築としてのリーダーシップとの相乗効果として実際のビジネスと融合することで，より強固な倫理定着プロセスを歩むことになる．倫理およびコンプライアンスの定着ができない企業の多くは，上からの片道通行のリーダーシップしか発揮されず，下からの「担保としてのリーダーシップ」は機能していなかったと考察できる．Mills（2003）は，リーダーシップを持つ者は会社の倫理的文化に対し

---

[34] SECIモデルに関しては，その略語の意味を本章2-3で解説している．

[35] Schein（1999）金井監訳（2004）pp.18-20.

[36] Collins（2001）山岡訳（2003）pp.117-118.

[37] 「担保としてのリーダーシップ」を実践すると，時として自由闊達な意見の矛先がトップに跳ね返ってくることもある．しかし，これもリーダーシップとして受け止められるかがトップの度量として問われていると思われる．トップの意思決定の軸がしっかりしていれば論理的な説明でこれにあたることが可能である．また「担保としてのリーダーシップ」の役割にはトップあるいは組織による同調圧力を強いること無く，広く意見を集めることも含まれる．

て責任を負う立場にあり，組織の下位にある者の行うことにも直接責任を負う[38]と述べたが，これも「担保としてのリーダーシップ」の必要性と同じ観点からの発言と考えられる。

２．個としての倫理観を尊重する組織形成

日本的経営において和を重視する共同体的環境にあっては，個の倫理観を貫くことは容易ではない[39]．そこで，個の倫理を強固にするアプローチも合わせて検討することが必要である．ここで提唱するアプローチは，「義」を重んじる倫理観により才知あるビジネスを行う思想を取り入れ，価値観の変革を伴う倫理の再構築をはかることである．これによりモラル（道徳）とモラール（士気）の向上をはかり，その結果としてレピュテーションを含めた社会的評価を獲得し，企業が提供するサービスの対価として得る利益との共存を図ることで，国や社会に貢献する「公」の精神を取り入れるアプローチと定義する．ここでは士魂商才アプローチと呼称しておく．

藤森ら（1997）は、明治維新において，今まで慣れ親しんだ日本文化に即した運営方式を基礎として，西洋の進んだ機械設備を学びかつ導入し，日本化して取り入れるハイブリット型を誕生させ，西洋技術への急速なキャッチアップが可能になったと論じている[40]．これは，戦後においても，欧米の自動車産業の管理技術を導入した日本の自動車産業が，これを上手く日本化して発展させたカンバン方式（Just In Time System）と呼ぶトヨタ生産方式を生み出し，故障率の低い製造方式，品質管理を実現させたことにも現われている．このように進んだ西洋の技術を日本化し改良したハイブリット型は日本企業の繁栄に寄与している．和魂洋才は，制度や機能が大きく異なるなど本来相容れない概念である「和」と「洋」をハイブリッド型として成立させたことに特徴がある．士魂商才も同様に本来相容れない概念としての「士」と「商」を，人間の倫理的価値観の領域まで踏み込み，ハイブリッドすることで商道徳を促進させることに繋がる．士魂商才アプローチは，創意工夫により商業を営む商才の土台として，自律心と気概を「個」に対し，今一度打ち込みなおし，企業における様々な倫理的問題においても，確立した自己定位をもとに「個」としての倫理判断ができるように機能させることにある．これは，自律した倫理感を持つ「個」を育て，「個」の集合として「公」を形成していくものであり，組織においても「個」が自らリーダーシップを発揮するものである．Freeman & Gilbert（1988）も，超優良企業への革命を成功させる基本倫理は，個人を尊重することであり，この基本倫理は，顧客や品質への配慮の基底をなすものであり，その結果として驚くべき公約や業績を理解する鍵であると述べている[41]．

次に日本的職能においては，職能区分が曖昧なグレーゾーンが多く，そのグレーゾーンを周囲との関係性のなかで処理する特徴がある[42]．これは，業務遂行において常に相手を

---

[38] Mills（2003）林訳（2004）p.330.

[39] 時として個の倫理を貫くことが組織の和を乱す懸念として表出することもある．１つの代表的な例としては，公益通報による通報者への対応が挙げられる．

[40] 藤森・榊原・佐藤（1997）pp.1-18.

[41] Freeman & Gilbert（1988）笠原訳（1998）p.102.

[42] 石田（1994）p.8.

意識した臨機応変な対応を求められることから，サッカーのプレー・スタイルに類似している．また，価値共有型企業倫理を定着させるために有効な組織の柔軟性として，企業倫理を絶えず考えるという共通のゴールを目指し，各個人が柔軟に対応できる組織としてサッカー型組織[43]が考えられる．サッカーではポジションや役割は予め決められているが，確定的ではなく流動的で，試合の戦況に応じ各個人が有機的な繋がりを持っており，互いにカバーし合いながら選手はチームでプレーする．監督は戦術にあたる大まかな指示は下すものの，プレーは参加しているプレーヤーの一挙手一投足に任されている．野球では攻撃に対し打順という序列化を行っているが，サッカーではゴールすることに序列化は有しない．郷原（2005）は，スターの個人技も大切であるが，それはチーム全体のフォーメーションのなかで生きるものであると述べ，サッカーには野球のエラーに相当するものはない．また野球のように定型化された行動はなく，グランド内でのパフォーマンスは最大限の可能性を秘めていると説明する[44]．このような特徴から，人的資源管理における職能役割を含む日本的経営には，コンプライアンス型よりは，むしろ価値共有型の方が馴染みやすいと考えられる．つまり，自律した倫理感を持つ「個」を活かし，かつ「個」の集合として「チーム」を形成できる．組織においても「個」の自己定位が強固に確立しているからこそフィールドを縦横無尽に動き回っても軸がぶれず，「個」が自らの頭のなかで試合の状況と予測を考えつつリーダーシップを発揮する可能性が展開できる．そのことが、個人とチームの良き調和を得ることに繋がり，パフォーマンスの最大化の可能性に結びつく．

現状のコンプライアンスにおける倫理定着の手法には，田中（2005）など，経営者のリーダーシップを強く問う議論や施策が大半を占めているが[45]，Young（2003）が「個人のリーダーシップを伴わないモラル・キャピタリズム（道義的資本主義）は美辞麗句にすぎない」[46]と断言しているように，「個」が自らリーダーシップを発揮できるような倫理的人格形成を持ち得なければ，組織においてもリーダーシップを期待することはできない．「個としての倫理観を尊重する組織形成」としての士魂商才アプローチは，これら組織の倫理におけるリーダーを輩出するための土台として機能することも十分可能である．このアプローチは倫理的規範を「個」の段階から再度確立し，「個」と「公」の道徳性および倫理観の上に組織としての倫理を構築することから，「個」と「組織」と，企業の外部環境や外部ステークホルダーとしての「公」との間に，倫理的行動における誠実性にむけたベクトルの一致が構築しやすいと考える．また，このアプローチは，企業の倫理定着が，企業の存続，長期的な利益の確保，リスク管理などに対し有効性を得てきている現代にとっては，企業におけるボトムアップ的倫理確立の手段の一部として，機能でき得ると考えられる．

43　例えばDrucker（1995）は，組織におけるチームの種類と使い方という観点で，サッカー型という分類を提示している．サッカー型という表現を使用するのは，後述する内容をイメージとして把握できるように，あえて使用している（上田・佐々木・林・田代訳（1995）pp.111-116.）．

44 郷原（2005）p.129.

45 田中（2005）pp.317-319.

46 Young（2003）経済人コー円卓会議日本委員会・原監訳（2005）p.268.

３．SECIモデルの倫理への応用

日常の業務レベルにおいては，組織内における個人に内在化している暗黙知を組織知へと変換するSECI[47]モデルが知られている．Nonaka & Takeuchi（1995）は，暗黙知と形式知が相互作用するときにイノベーションが生まれ，組織的知識創造とは，暗黙知と形式知が４つの知識変換モードを通じ，絶え間なくダイナミックに相互循環するプロセスであると説明した[48]． Nonaka & Takeuchiのいう４つの知識変換モードは，①個人の暗黙知からグループの暗黙知を創造する「共同化（Socialization）」，②暗黙知から形式知を創造する「表出化（Externalization）」，③個別の形式知から体系的な形式知を創造する「連結化（Combination）」，④形式知から暗黙知を創造する「内面化（Internalization）」で構成されている[49]．奥村（2004）は， Nonaka & Takeuchi の提唱した知識創造型組織の特徴として，次の３つを挙げている[50]．

１．知識が成員に共有される仕組みがある．
　　共通の目標や価値を共有することで，知識創造のベクトルが揃えられる．
２．組織内に多様性（equivocality）が許容されている．
　　組織内に多様な知が存在し，それが常に接触し合うことで新たな知を生み出す．
　　このことは，個性に溢れている個人の存在を許容することでもある．
３．組織内に様々な対話が頻繁に行われる「場」が多数ある．

企業倫理の価値共有型がサッカー型として機能するとき，奥村の挙げた特徴は双方に共通する特徴として位置づけられる．そして、SECIモデルに極めて類似したプロセスを経て，倫理的に正しき行動を目指し得る可能性を持つ．これは組織の内在化した暗黙知から形式知としての倫理的イノベーションを導出できる可能性を秘めている．

実際にSECIモデルに当てはめてみる[51]．

（ａ）個人の倫理的暗黙知からグループの倫理的暗黙知を創造する「共同化」としての「倫理問題発見プロセス」．つまり，個々の持つ倫理的案件を実証的に共有することで倫理的暗黙知を創造できる．これはサッカーでいうパス回しを重ねることに相当し、倫理的問題を共感知として共有することである．

（ｂ）倫理的暗黙知から倫理的形式知を創造する「表出化」としての「倫理的取り組み」．つまり，倫理的暗黙知を明確なコンセプトに表すプロセス（概念知）であり，共有されたイメージを概念化し，倫理的形式知に変換する．また，企業の経営理念や経営者主導の倫理的コンセプトなどから演繹的，帰納的に組み合わせることも含まれる．

---

[47] SECIとは，後述しているようにSocialization，Externalization，Combination，Internalization の頭文字から表されている．

[48] Nonaka & Takeuchi（1995）梅本訳第13刷（2001）p.105.

[49] Nonaka & Takeuchi（1995）梅本訳第13刷（2001）p.92.

[50] 奥村（2004）p.114.

[51] Nonaka & Takeuchi（1995）梅本訳第13刷（2001）pp.91-109.

（c）個別の倫理的形式知から体系的な倫理的形式知を創造する「連結化」としての「倫理開発」．つまり，倫理コンセプトを組み合わせて１つの倫理的知識体系を体系知として創出するプロセスで，異なった倫理的形式知を組み合わせて新たな倫理的形式知を表す．

（d）倫理的形式知から倫理的暗黙知を創造する「内面化」としての「企業の倫理的風土・文化化」．つまり，倫理的形式知を倫理的暗黙知へと変換するプロセスである．個々人の体験が各プロセスを通じて最終的に企業風土や文化のレベルに吸収され，良き風土，良き文化の構築に寄与する．

これを企業風土・文化として落とし込むことは，企業の知識ベースに倫理的要素を巧みに組み込むことを意味する．企業の倫理性として価値共有型を目指し，個としての倫理観を尊重する組織形成の１つの型であるサッカー型の柔軟な組織として，倫理的価値を内在的に処理することで，誠実さによる「信頼」を勝ち得たとき，SECIモデルを基にした倫理的定着戦略は，経営者から従業員までの企業内全員の「士気」を高め，企業の「生産性」と，企業社会の一員として信頼に培われた「レピュテーション」を勝ち取り，企業の「業績」に繋がる大きなループを形成すると考えられる．

Agular（1994）は，経営戦略と企業倫理の関係について，企業のレピュテーション・リスクや組織の信頼性，経営の自信など将来直面する困難を回避する助けとして倫理的先見性が必要であると説いている[52]．この点からも倫理的定着が経営戦略として大きな価値を占めているといえる．そして，その倫理的先見性を得る仕組みとして，SECIモデルの応用は，倫理的定着戦略として機能する．この戦略は，知識創造企業として取り組まれている企業にはそのまま倫理的施策として導入しやすい．Nonaka ＆ Takeuchiのいう知識創造企業は，ミドル・マネジャーのダイナミックな役割を強調するミドル・アップダウン・マネジメントを知識創造の駆動力として経営に生かすことを謳っている[53]が，この倫理的定着戦略は，企業のあらゆる階層や階層をまたがる状況においても倫理的価値の創造が可能である．

４．ケース・メソッドの導入

梅津（2003）は，日本企業が企業倫理制度を導入する場合において，倫理教育に注意が払われてないことを指摘している[54]．そして，倫理担当者が実際にはどのように倫理教育を行えば良いのかが掴めないことがその大きな理由と明言した上で，ケース・メソッドの導入を提唱している．これは，横田（2003）が，効果的な学習環境の原則として示す，①行動による学習，②失敗からの学習，③ストーリーからの学習，にも当てはまるメソッドである[55]．①は，実際にケースを提示し，問題解決に向けてどのように行動すべきか「疑問を抱かせる」効果を狙っている．②は，人間は自分の知識で処理できないことに直面した場合，失敗することがある．そして試行錯誤を通じ，新たな知識を習得する準備が

---

[52] Agular（1994）水谷監訳（1997）p.258.

[53] Nonaka & Takeuchi（1995）梅本訳第13刷（2001）pp.188-194.

[54] 梅津（2003）pp.11-13.

[55] 横田（2003）pp.108-110.

できることを学習することである．③は，人間は抽象的，理論的な内容は記憶し難いため「ストーリー的要素」を盛り込み，あたかも自分がケースの示す当事者になりきることで擬似的経験を積むことである．

しばしばケース・メソッドはケース・スタディと誤解されて使用されることがある．双方の違いを表6-2に示す．ケース・スタディは，既知の事例に対し，その行動や意思決定がどのようになされてきたか，その行為を評価・検討したものであり，参加者自らが能動的に関わるのではない．むしろ事例を基にした専門家による解説内容を受動的に学習することが主眼となる．ケース・メソッドは，梅津（2007）が「実際に起こった具体的な出来事を読んで，それに関するグループ討論をするなかから，自分なりの意思決定やその理由付けを考え，参加者各人のなかに倫理的な思考回路を定着させるためのトレーニング方法」[56]と定義するように，自分の意思決定過程の形成，その表明（発表），それを他の意見と比較し正当性があるかの討議と検討，最終的な意思決定や意見形成へと能動的に関わるトレーニング過程を重視する．それ故に，グループを形成する各個人の職種，職位等の背景の違いにより多角的な視点を学習者自らが取得することができる．さらに，ケース・メソッドの答えは１つではなく，ケースとして提示された事象の意思決定者に自分がなった場合，どのような考え方や理論的説明で参加者の合意を得て，最終的な意思決定の判断を行うのかをトレーニングで鍛えることができる．

表6-2　ケース・メソッドとケース・スタディの比較

	ケース・スタディ	ケース・メソッド
目的	情報提供（または筆者の研究）	教育
読者の作業	情報の摂取	問題発見・分析・意思決定
記述	解釈的・評価的	中立的・客観的をめざす
描写場面	事象の時系列的描写＋その解釈＋課題提示	意思決定・判断・評価を迫られている場面
問題の提示	明示的	明示されるとは限らない
結論の提示	明示的	明示されない
使用方法	１人で熟読	グループ討論，およびケース・リーダーによる全体討論

（出所：梅津（2007）p.8.図２より）

伊丹（2005）は，仕事の現場には，他人とのコミュニケーションのなかで仕事を進めるための情報交換や情報共有としての「情報」と，仕事のなかの喜び，落胆，仲間との共感などの「感情」が存在するという[57]．太田（1994）も，日本企業の評価要素に，協調

[56] 梅津（2007）p.8.

[57] 伊丹（2005）pp.11-19.

性，勤勉性，積極性といった評価者の裁量が入りやすいと指摘している[58]．また，津田（1994）のいう日本的経営の意思決定には，感情の投入で善悪，正邪を判断する「倫理」も含まれるという指摘もある[59]．さらに中野（2004）は，日本企業の管理者を対象にした実態調査から，「日本の管理者が倫理的意思決定を行う際に，『会社の方針・社風』に極めて強い影響を受ける」結果を見出している[60]。このようにストーリー的要素に感情的要因を盛り込むことで，水谷（2000）のいう価値４原理システムの「ジレンマの知覚」と「バランス」感覚を先鋭化することにも繋がり，より現実に近く，より複雑な倫理的案件への対処法を試行錯誤しながら考えるトレーニングをすることができる[61]．

従業員を集めて講師が一方的に論じる学校形式の詰め込み学習から，ケース・メソッドを主眼にした人間の本能的学習プロセスにより，「気づき」を得て，暗黙知を形式知にするための準備もできる．推論，予見，構想力，洞察力，当為判断などの能動的な能力を引き出すことで，企業倫理やリスク・マネジメント，その延長として経営そのものにも深く関わる統合的能力へと向かわせる．倫理ケースに基づくグループ討論の繰り返しにより，頭のなかに倫理的思考判断の回路が構築され，現実の倫理的問題に直面した際にも，冷静に倫理的問題に対処でき，かつ，それが本当に冷静な倫理的対応により行われたか「メタ認知」[62]のレベルで判断が可能になる．以上のように，倫理ケースを用い，SECIモデルを倫理的に応用させ，倫理的問題が表出した時にはいつでも駆動できる体制を得ることで，価値共有型の倫理定着実現への一歩を期待でき得る．

５．現実的適用への課題

「担保としてのリーダーシップ」「個としての倫理観を尊重する組織形成」「SECIモデルの倫理への応用」「ケース・メソッドの導入」からなる研究成果は，関係する学会への発表の他，当時，不祥事からの立ち上がりに際した自分の所属する組織においては，概ね

---

[58] 太田（1994）p.73.

[59] 津田（1994）pp.184-185.

[60] 中野（2004）pp.15-16.

[61] 水谷（2000）は，ステークホルダー・マネジメントにおける意思決定のプロセスとして「経営の価値４原理システム」を提唱している．企業の最小費用，最大効果を追求する「効率性原理」，他者に比べて優位性を確保する「競争性原理」があり，これまで企業の意思決定はこの２つの原理を基にした経営経済性の観点から行われてきた．かつての日本企業は，利益第一主義や会社中心主義が当然のこととして強く認識されており，効率向上と競争の勝利のために全力を傾けてきた．このことが「手段を選ばない」，「きわどい方法の選択」という，行き過ぎた倫理観を助長する温床とも成り得た．水谷は，企業における従業員の雇用や処遇における人間らしさの実現を追求し，人間尊重に基づく「人間性原理」と，社会的存在としての企業のあり方に関する「社会性原理」の２つを経営公共性として捉え追加した．これにより企業内外での「共感」を経営判断に盛り込むことを実現している．この経営の価値４原理システムを用いて意思決定を行う際には，効率性対人間性，競争性対社会性など，経済性と公共性の間での相反性に意思決定者はストレスとジレンマを受ける．この「ジレンマの知覚」が企業倫理を常に考慮することを意思決定に反映させる．その調整・克服としての「バランス」のプロセスが重要であり，ここに各ステークホルダーの利害関係として集約される．現代企業においては，経営における経済性と公共性がともにバランスよく実現させることが必要であり，ステークホルダー・マネジメントによる意思決定の１つの指針となっている．これは，広く社会を俯瞰して見た場合に，個人と企業と社会の間に存在する倫理的乖離が縮小することを意味する．pp.38-53, pp.91-104.

[62] メタ認知とは，自分の行動や考え方，知識量・特性・欠点等，別次元から眺め認識する能力のことである．メタ認知には「認識」と「行動」があり，前者は認知についての認知力という，いわば頭のなかのもう一人の自分として，自分のことをモニターし把握することである．後者は，それを基に修正を加えコントロールすることである．

好意的に受けとめられ，発表や説明の機会も得た．しかし，その過程において，大きな疑問も提示された．それは個々のアプローチが倫理の定着に向けて考察されたものであることは理解できるが，その具体的な施策や方法まで言及されてないこと．何が実現されたら倫理が浸透した組織であると評価できるのか表明されていないこと．さらに４つの成果がどのように関連付けられ施策の具現化が行われるのか，その全体像ないし青写真といえるものが見えないということに集約された．つまり，これらの成果を実際の組織に適用するためには，その具体的構成や方法など，詳細まで詰められていないことが課題として残されていた．逆に現実の組織に適用するには，これらの個々のアプローチが効果的に組み入れられ，かつ，それら個々のアプローチが相互に関連しあう複合的なアプローチの具現化が必要不可欠であることが求められた．その後，これらをどのように組織内に組み入れ，倫理的効果を得ることができるか，約半年をかけ吟味した．そこで考え出された構想が第５節に提示する方法である．

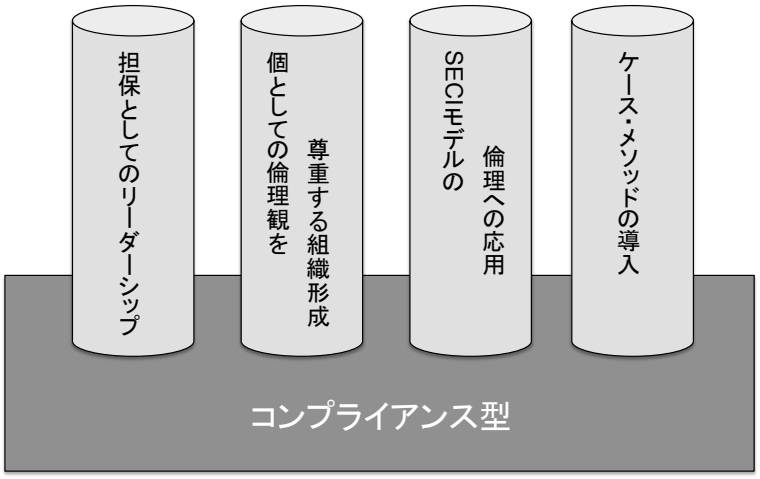

図6-4　コンプライアンス型における個々のアプローチの概念図

（出所：著者作成）

現在においても，「担保としてのリーダーシップ」「個としての倫理観を尊重する組織形成」「SECIモデルの倫理への応用」「ケース・メソッドの導入」として挙げる研究成果は，個々のアプローチとしては各々機能していると考えられる（図6-4参照）．「担保としてのリーダーシップ」は，組織の最高意思決定者ならびにその周辺の意思決定を構成する者達が，下部組織に出向き，経営状況，現場の課題，直接対話などを通じて，新たなコミュニケーションの枝葉を形成することで，組織内の意思疎通を，以前よりも距離感を縮め，密接度を増す改善効果として有用性を呈している．また，SECIモデルも暗黙知を形式知として共有する仕組みが基本となっている．そのナレッジの把握のために，多くの組織においては現状の作業に関して「見える化」と呼ぶ形式知への変換作業を通じて，より鮮明に組織の作業フローとナレッジの源泉を導出してきた．また「個としての倫理観を尊重する組織形成」で考察したサッカー型組織も，その有効な組織形態として，官僚型組織からフラット化された組織へと徐々にではあるが変遷してきている．このように各々のアプローチは，個々に現代の組織において浸透してきている．しかし，それは表6-1に示した

コンプライアンス型の定着に沿った形での施行を行っており，決して価値共有型として施行されてきたものではなかった．そのため「考える倫理」の浸透という観点からは希薄であり，かつ，まとまった相乗効果といえる施策としては実現してはいない．

なぜコンプライアンス型の土台の上での施行になっているのか．それは企業が既に構築している内部統制システムが基板になっているからだと思われる．2006年5月に施行された会社法では、大会社においては，取締役会の専決事項として内部統制システム整備の基本方針の決定を義務づけている．具体的には，第362条4項6号[63]で「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」を義務づけている．その体制は，法務省令の会社法施行規則の第100条[64]で、「取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制」「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」「取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」「使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」「当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」さらに，監査役設置会社の場合には「監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項」「前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項」「取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制」「その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制」が含まれる．つまり，会社法において，リスクマネジメントやコンプライアンスなどを含む内部統制の構築と監査体制の整備を定めている．これは表6-1の管理手法においてコンプライアンス型の特徴として分類されており，会社法を遵守する以上，コンプライアンス型の土台は揺るぎないものとして存在するのである[65]．

以上を踏まえた上で，山田・中野（2006）のいう「自由闊達な組織風土」を形成しつつ「価値共有型の倫理制度」への移行を視野に入れること，加えて，Paine（1997）のいうコンプライアンス型を超える戦略として価値共有型を目指すことが企業倫理を組織に浸透させる戦略として重要と理解する．

第５節で提示する施策は，これらを「担保としてのリーダーシップ」「個としての倫理観を尊重する組織形成」「SECIモデルの倫理への応用」「ケース・メソッドの導入」の４つのアプローチを融合し，効果的に組み合わせた点が特徴となっている．これらが全体として「考える倫理」を組織に形成する．その特徴が実は思わぬメリットに繋がっていることが，実際に組織に適応させることで顕著になった．その詳細を第６節に掲載する．その前に，第４節で導入の経緯について触れておきたい．

---

63 会社法（平成十七年七月二十六日法律第八十六号）最終改正：平成二五年六月一九日法律第四五号の条文を使用.

64 会社法施行規則（平成十八年二月七日法務省令第十二号）最終改正：平成二四年一二月二八日法務省令第四七号を使用.

65 加えて，2008年に施行された金融商品取引法に24条4の4,5,6により，上場企業等においては財務報告の適切性を保障するための内部統制報告書の提出が義務づけられている．なお，会社法や会社法施行規則と内部統制の関係性については，吉川（2007）pp.95-110.を参考にした.

第４節　導入の経緯

前節で解説した「担保としてのリーダーシップ」「個としての倫理観を尊重する組織形成」「SECIモデルの倫理への応用」「ケース・メソッドの導入」は，個々の施策としては理解されたが，それらを融合したイメージとしては捉えにくい側面があった．そこでこれらをイメージし易く，かつ，自ら所属する組織において，直ぐにでも適用できるような仕組みを考察した[66]．それらの結果を実用化できるように働きかけを行ったが，残念ながら，皮肉にも自分が想定していた所属する組織での採用には至らなかった．しかし，偶然にも採用を試みた組織が現れることとなった．

１．組織の弊害

当時の社会背景としては，会計不祥事が相次ぎ，米国のサーベンス・オクスリー法に倣って導入されたJ-SOX法[67]の導入や，企業の内部統制強化のために，米国のトレッドウェイ委員会組織委員会（COSO）[68]による内部統制に関するフレームワークを基にして日本企業や組織への導入が進んでいった頃でもある．これらのフレームワークを多くの日本企業に早急に普及すべく，会計系のコンサルティング会社が潤っていた時代でもあろう．

当時私が所属していた組織では，経理関係に関わるコンプライアンス上の問題による不祥事を発端に，主に経理処理を中心とするコンプライアンス上の対策が急務であり，経理以外にも組織全体に通じるコンプライアンス施策の実行が急がれていた．このような背景のなかで，経営倫理について学んでいる一地方の技術者が提示する方法などは，基本的には実効性が確認できず，受け入れ難いと判断されたと思われる．

この判断を補足すれば，多くの企業や組織では表6-1の類型によるコンプライアンス型を機能させており，価値共有型に関して，その導入メリットやどう組織をコントロールしていくのか具体的イメージが担当者間に認識されていない点が大きい．それを懇切丁寧に

66　考察結果は，さらに他の組織においても活用できるように考究し，これをプロトタイプとして第５節に示している．なお，本内容は組織における「考える倫理」の導入の仕組みに関して述べているが，情報学という専門領域から大きく外れるものではない．何故ならこれらの仕組みは当初，自ら所属する情報発信主体での適用を意図し，それらの組織的特徴を加味した上で，コンプライアンスやリスク管理的要素を組織的に補完できるという考え方に依拠しているためである．つまり適用目的とする組織の最終プロダクトに，多くの情報発信が含まれている以上，リスク管理の範疇に最終的な情報の品質管理や，情報発信を最終目的とする組織的管理は含まれており，故に学際領域における情報学の学問領域として本内容を包含していると解釈するものである．

67　J-SOX法という法律は存在しない．あずさ監査法人（2012）によれば，一般にJ-SOX法と呼ばれているのは「米国における通称『企業改革法』（サーベンス・オクスリー法、SOX法、正式には、Public Company Accounting Reform and Investor Protection Act of 2002）中の「財務報告に関する開示の強化」を倣った制度の導入を志向している部分」があるからで「財務報告に係る開示と会計監査制度の信頼性の向上を目的に実施されつつある一連の内部統制改革を指し」ており，その内容は「金融商品取引法第24条の4の4第1項に定める上場会社等における内部統制報告書の提出義務、及び、同193条の2第2項に定める提出する内部統制報告書に対する公認会計士又は監査法人による監査証明の義務を指している」。

68　COSOに関しては，COSO（1992）ならびに翻訳されているCOSO（1994a）（1994b）（2004）で詳細を知ることができる．なお，COSOによる内部統制に関するフレームワークを，一般にCOSOフレームワークと呼んでいる．IT分野に関しては，COSOやCOBIT（Control Objectives for Information and related Technology），ITIL（Information Technology Infrastructure Library）などのフレームワークを基準に，IT統制を行っているところが多い．

解説しても，実施効果があるのか，関係する業界で実際に採用した企業，ないし先行して導入した企業とその例示ができるのか，といった時点で採用を見送られてしまう．このような要素は現実には企業から開示される情報として，文書やホームページ等に掲載されていることはないため，事例と効果の提示ができないことが鍵となり，特に初期導入において大きな壁として存在する．

さらに組織内部においては，技術部門の要員が技術部門の所属長に組織全体に及ぶコンプライアンスに関する内容を提示しても，専門外のことに関しては一般的知識以外の判断能力を持ち得ない点にある．職務上，専門分野を異にする要員が，所属組織の専門性以外の分野で提言や進言を行うことは許可されていない，もしくは暗黙の了解として実施されていない[69]．特に組織の縦割り構造が強い場合に，専門外の案件を提示・承諾させることは難しい．

また，上意下達は優れているが，ボトムアップ的な提言が難しいこともある．ボトムアップが難しい職場において，成果をトップに伝えるためには，例えば，小さなグループ内で成果を見出し，これを徐々に拡大し部全体，組織全体で成果が達成されたなどの成果報告により，その活動の詳細と全体的な周知が可能となることが多いと思われる．しかし，後述するが，ケースメソッドを極めて限定されたなかだけで導入しても成果として得られる効果は低い[70]．そしてCOSOのフレームワークに準拠したコンプライアンス施策を構築している最中にあって，それと異なる考え方は仮に提示されたとしても受け入れられるだけの余裕度はなかったと考えられる．

以上のように「担保としてのリーダーシップ」「個としての倫理観を尊重する組織形成」「SECIモデルの倫理への応用」「ケース・メソッドの導入」を融合した価値共有型のプロトタイプといえる青写真を提示しても，①前例を持たないものはイメージできない，②専門外の知識については判断できない，③専門性の違う提言を明示することは困難，④小から大への成果事例になりにくい，⑤COSOフレームワークの構築が急務な環境，といった状況では採用されるのは難しかったということは理解できる．

その後，何度か当時の所属長との話のやり取りにより，この価値共有型のプロトタイプは「組織のリスク管理を主とする部門においても採用しないことが決定された」という口頭での正式な回答を頂戴した[71]．

---

69 所属長の判断により，他部門の所属長や関係者に対して「面白い話をする者がいるから聞いてやってほしい」と依頼するケースはある．しかし，それはあくまで所属長の判断をもとに依頼先が許諾した場合による．ただし業務以外のコミュニケーションはここでは限定していない．

70 次節で用いるケースメソッドは「実例」をケースメソッド化して適用させているため，小さなグループでは当事者が断定できてしまうなど，逆に適用が難しい面が生じる．このことに関してはさらに第５節においても詳細を解説する．

71 その後2012年2月に，組織のリスク管理を主とする部門に伺ったが，対面した担当者は，事の経緯を何も御存知ない様子だった．また関係する部門の方々にリサーチを行っても知らない案件として回答された．どうやら当時私の所属していた部門から，このプロトタイプの話は関係各所には発信されていなかったと思われる．つまり当時の所属長からは何ら他に向けては発信されていなかったのではないかと考えられる．なお当時，所属長からは「所属組織が不採用を決定したのであり，我々の専門外の案件なのでそれを貴方がどうしようと我々は関係ない．もし貴方の考えたものが有用な施策なのであれば他社にでも導入すれば良い」と口頭で回答された．つまり技術以外の案件は判断できないので所属長判断で却下すると当時は判断されたのだろう．この回答を受けた時点で，私の研究そのものは収束したと思い知った．なぜなら現実の組織に適用できるように研究してきた成果が，適用すらできないと断言された訳であり，当初目的としていた組織における倫理定着の可能性を完全に逸したからにほかならないからである．

２．偶然からの導入

自分の属する組織において自分が手掛けた施策が採用されなかったことは残念の極みであったが，研究者として組織外の様々な活動を通して，経営倫理の話をさせていただく機会を多く与えていただいた．その活動のなかで，価値共有型の倫理施策に興味を示してくれる人も少なからず拝見できた．そのような環境にあって，たまたまある地方の公的機関にコンプライアンス体制を敷くことを相談された研究者がおり，その方を通じて，私の考えた倫理施策を教えていただきたいと2007年2月に連絡があった．この機会を発端にその後，対象とする機関の方々を交え，どのように倫理の浸透を図っていくのか意見交換を数度重ねた末，主に費用対効果があるのではないかという目論見の上で，この倫理施策を基本としたコンプライアンス施策を試行として適用することが決まった[72]．私にとってはこれが倫理研究と実践が結合する貴重な開始点となった．大きな方向性は明確であるものの，実際に導入する上では組織内での実践の最前線にいる担当者の行動力に負うところが多く，かれらの試行錯誤と創意工夫に助けられた面がある．これらのうち公開できるものは次節に公開する．導入当初はこの施策に慣れていただくため，月１回ペースでケースメソッドを実施したが，半年経過後からは２ヶ月毎，３ヶ月毎とスパンを長めに設定してきている[73]．本来，組織の倫理浸透に対し練られた試案であったものが，現実には他の副次的な効果に注目がなされ[74]，2009年以降，色々な伝手を経て，2012年10月現在，この施策の全体および一部を実践している企業は，関東以西で６社，最初に導入した公的機関も含めると７組織に及んでいる．特筆すべきは、これらの組織の規模も場所も分野も異なっていることである．施策の基本となっている部分にSECIモデルが組み込まれていることで，多くの組織に適用し易くなっている点は想像できる．現在においても数社から問い合わせ等をいただいている状態である[75]．

---

[72] 私は単に研究者として導入結果を論文に記したい意図を伝えた上で，経営倫理の実践研究としてこの機関のコンプライアンスに関わった．しかし，その過程で論文に仕上げる時間的余裕はなく，かつ後述するように「実例ケース」を用いることから，公開発表を行うには研究者の倫理として秘匿しなければならないところも多く，論文化を断念した経緯がある．また，私自らも本業を持っているが故，仕事として係ることは職務規程として禁じられている．そのため，あくまで本依頼を受けた研究者に対して，私が研究者の立場で意見を提示するだけとして，研究に関することのみに限定し提言を行った．なお交通・宿泊費用その他を含めすべて自費での参加であり，雇用や金銭関係は全くないことを記しておく．また，これ以外の組織に関する実践研究においても，研究に関することのみ関与し，実際に施策を機能させるのはコンサルタントなどが間に入っていることを付け加えておく．

[73] 導入した組織により異なるが，多くは３～4カ月に１回の割合で開催していることが多いようである．なお，施策が浸透し，組織において倫理の定着（軌道に乗り，施策が自走して行く）までに約２年半程度必要である．開催回数が少ないなかでの約２年半という期間は，成果としては期待できるのではないかと思われる．

[74] 副次的な導入効果やメリットに至った考察に関しては第６節として後述する．

[75] 最近は，相談者と既に導入した企業の担当者との引き合わせの機会つくることが多くなってきている．

これら各組織における導入を通じて，各々の創意工夫によるノウハウ部分のうち，導入担当者の理解を得たもの[76]に関しては，研究過程としての情報提供という意味において，本論文上に公開することを了解していただいた．

第５節　「考える倫理」のプロトタイプ

ここでは具体的に組織に導入した価値共有型の仕組みを述べる．本研究における「考える倫理」を具体的なプロトタイプとして表現したものを図6-5に示す．この図を用いて，どのように施策が機能しているかを説明する．

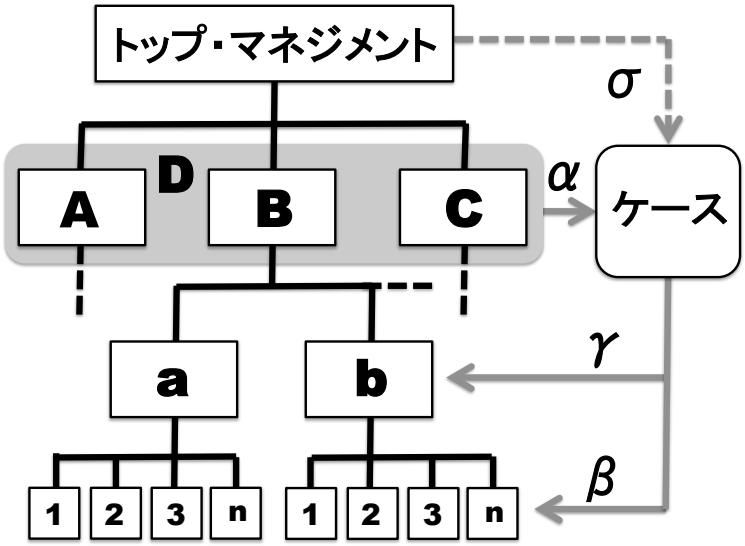

図6-5　「考える倫理」のプロトタイプ

（出所：著者作成）

１．構成

図6-5の左側は，一般的企業の組織図をイメージしていただくと良い．当初は，情報発信主体における地方中核都市の支局を意図して構成を考えていたため，トップ・マネジメントは局長および意思決定層を，A，B，Cを営業，技術，総務などの部を，a，bを部に属する係やグループを，最下の1，2，3，nをその構成員と位置づけた．ここでa，b以下はBの下層のみ記載しているが，AおよびCの下層にも同様に組織され，図としては記載を

[76] 本章に関しては，導入した全組織の担当者に対し，事前に本章を読了していただき，各々の内部規程に抵触する内容および秘匿すべき事項が一切記載されていないことを確認していただいた．特に本施策の軸となっている（後述する）「実例のケース」そのものに関しては社外に提供されることはない．また「地域＋規模＋組織名の頭英文字」などで組織名を匿名にする報告の仕方もあるが，対象組織のなかには容易に特定可能なものもある．本論文においては導入組織との確認の上で，全ての組織を秘匿扱いとすることにした．なぜなら，本研究は「考える倫理」を組織に導入できることを明らかにすることが主眼であるためである．推測されない情報の範囲として，導入組織数で関東２，近畿１，九州４，（単純に従業員数にして，大≧1000≧中≧100≧小，として分類した）組織規模で大２，中３，小２となる．

割愛している．また特徴としては，A，B，Cは互いに独立した縦割り構造[77]を成している．よって，Aで下されたAの分野に関する決定に対し，BがAの分野の見解をもって干渉することは基本的には無い．ただし，Aが下したAの分野の決定に，Bの分野が抵触し，かつ，Bの意思決定と相違ある場合には，しばしば調整が図られるが，その数は多くは無い．

同様に，これらの組織の関係は一般企業においても類似した部分も多い．企業の規模が大きいと，A，B，Cは事業部，a，bを各製品製造に合わせたグループなどとして考えることができる．小さな組織においても同様に職務および職務階層として理解できよう．また，フラットな組織を導入している企業においても，ある程度の階層構造は有していることが多い．図6-5はプロトタイプ[78]であり，導入企業によって多少の違いがあることは想定しているが，多くはこのプロトタイプで適用できるものと考えられる．

2．コンプライアンス案件処理と予防保全

本構成から，コンプライアンス案件の現実的な対応における処理フローと，コンプライアンス案件の予防保全としてのプロセスに関して，その特徴を記述する．

2－1　案件処理

多くの企業や組織において，コンプライアンス案件処理に関しては，外部弁護士事務所への通報窓口を設けているところもあるが，多くは直属の上司への相談やコンプライアンス関係部所への通報窓口により対応している[79]．しかし，コンプライアンス案件として相談される案件はその発言や指摘内容が正しいか誇張していないかという判断が必要であり，そのため事実確認のための裏取り作業[80]に多くの時間が割かれるのが実態として挙げられている．これらの作業実施は，図6-5においてはCにあたり，コンプライアンス専門の部所があれば良いが，支店や中小企業の多くは総務など事務系部門がこの役目を担っていることが多い．このため相談や通報内容の正確な把握だけでも，件数が増えると処理能力が格段に落ちる課題を多くの組織がもっており，共通の課題になってきている．また，Cの部門の職務であっても，そのまま処理対応をC下のa，b係に下ろしていては，通報者の秘匿が担保できるか難しいという深刻な悩みも生じている．

これらC部門がコンプライアンス案件で疲弊するのを防ぐため，案件処理にあたってはA，B，C部門の主に所属長があたかも共通の窓口のように機能することを提唱している．通常，所属長は各々の専門職務の意思決定に大きく関わっており，重要な案件処理に対し

77　ここでは階層構造を有し，その組織の縦方向分岐した各々の組織には組織的役割と責任が明確化していることを指している．よって異なる縦系列に対しては基本的に干渉せず，自分が属する縦系列で取り扱う課題に対する最適決定が重要とされる．

78　図6-5においてプロトタイプと題しているのは，未だ研究としては続いており，さらに進んだ考え方や方法が見出される可能性も考えられるため，敢えてプロトタイプと表現している．

79　導入7社の平均として，通報や相談の件数には差があるが，その割合としては，約80%はコンプライアンスに抵触しない人間関係や業務関係その他で占めている．残り20%のうち，15%相当分は抵触の可能性があるもの（いわゆるグレーな案件），残り5%相当分はコンプライアンス案件ないしそれに極めて抵触していると思われる案件で占められる．

80　発生当時の関係者に関する勤務状況（出退勤情報や勤務内容の確認）など実態を把握し，相談内容が正しい認識の上に成り立っているのかを調査し，その相談内容が適切なものであるか精査する作業を指している．

責任を持つ立場である．しかし業務量という視点から，かれらの仕事を眺めてみると，従業員層と比べ，比較的余裕をもっていることが多い[81]．そこで，コンプライアンス案件の相談や通報に対して，その背景や全体像の把握に関して，これらの所属長にリサーチの力量を発揮していただくことで，正確な内容確認の一役を担うことを推奨している．具体的には相談内容に対し，相談者の行動などをフローチャート図的に表記するなど，行動把握のための作業を行う．また，人間関係を含め事案に対する他との関わりなども図示して表す[82]．組織においては外部組織との提携関係や，関係する他企業間に関わる事案の相談などにも対応することがある．その際にも内容把握のため全体図を描いて把握することで，最初の相談内容を出来るだけ詳細に把握できるように工夫することを促している．

この部門所属長をチームとするコンプライアンス対応は，内容把握という対応実務を実際に行うことで，C部門担当者とのコミュニケーションが増していくとともに，所属長間のコミュニケーションが相対的に増えてくる．このことは，実際に組織においてA，B，C間に横軸が入っていなくても，担当者間の意思疎通がコミュニケーションの量として増えていくことによるソフト的な横軸が必然的にできることを意味する．それを図6-5ではDとして表現している．これはあたかもコンプライアンス案件処理を通じて，図中のA，B，Cという組織上部から，組織間の壁の高さが徐々に低くなっていく効果をもたらしている．組織内および組織全体に関わる複雑なコンプライアンス案件解決に，所属長自らが積極的に関わっていることを組織構成員に理解させることにも繋がっている．それはコンプライアンス事案の全体像把握の力量を得た人が，将来トップ・マネジメント層に加わっていくということを暗に示してもいるわけである．

では，これら部門所属長をチームとするDの部分がなぜ有効なのだろうか．それはこれら所属長に任せた内容把握の作業の結果で，コンプライアンス案件として抵触するか，グレーな案件なのか，極めて重要な案件なのかの多くが判断でき得るためである[83]．コンプライアンス窓口などに相談や通報された案件のうち，約80%は人間関係や業務関係に関する不満であるとされる[84]．これらはコンプライアンスに直接抵触しないものが多く，これらをDの部分で処理できることは，逆に重要なコンプライアンス案件に対応できる余力が組織内に増えることにも成り得ると捉えられる．

---

[81] 必ずしも全ての企業や組織がそう断言できるわけではないが，相談に来る企業や導入した企業においては，そのような傾向が見られている．

[82] フローチャート図は，どの様な選択が必要な状態にあって，どう行動したのかを理解し易くするためで，その行動をしなかった場合には通報者はどう考えていたのかなど，行動の全体像把握に役立つ．また，人間関係については，例えばX，Yの二人が居たとすると「X→Y」と描き，その矢印上に便益の内容，次に逆の方向に矢印を書き「X←Y」の便益の内容を記することで，X，Y間の関係性が一目できるようなものを想像していただけると良い．案件の規模にもよるが，多くは「発信者の認識と行動の背景」「関係者の利害関係他」に関して各々A4用紙片面程度で十分な関係性を把握できるようである．

[83] 組織の規模が大きくなるほど，初期対応者を複数にする場合が多いようである．複数対応にすることで，通報者の意図を正しく聞き取れているかの確認になることや，「言った・言わない」問題を軽減できるなどの効果があるらしい．また，ある組織は通報者に録音する旨を伝え通報を受けるところもあった．録音されたものは機密情報として厳重管理されるらしい．

[84] 訳注79に示している．ここでは導入７社の平均の値である．

2－2　予防保全

ここではリスク管理やコンプライアンス案件への予防保全としての「考える倫理」についての施策を説明する．ここで具体的に「考える」ものはケース・メソッド用につくられたケースについてである．このケースはコンプライアンスやリスク管理を主たる業務とする部門で作成される（図6-5のC部門に相当，ここで作成し完成されたものがαで差し示すCaseとなる）．ただし闇雲にケースを作成するのではない．基本としてその組織がかつて遭遇したコンプライアンスやリスク管理に該当する事案を，当事者間の関係性をそのままにケースとして作成している．つまり基本的に実例がケースになるということを意味する．このときケースが対象とする当事者名や所属名の秘匿などの処理や，架空の組織に事象を当てはめる[85]などの工夫を行う．実例をケースにするということは，トップ・マネジメントである意思決定者が過去に下したリスクやコンプライアンスに関する意思決定とその考え方を従業員に公開することを示している．つまり，過去の組織の決定に対し，自由な討論を推奨するという「担保としてのリーダーシップ」を間接的に果たしていることに繋がる．これを図6-5ではσとして破線で示している．

このようにしてC部門で作成された実例ケースは，βとして示すように従業員に配られ，各従業員がケース課題を，あたかも自分が経営者や意思決定者になったつもりで考えていく．γとして記した矢印は，ケース討論を仕切る管理職向けに，具体的にケースの事案を組織としてどう捉え，どのように解決したのかなど，ケースに関する事象の背景が簡潔に述べられた一種の虎の巻として配布している．これはケース討論の終了間際に，組織が最終的に決断した１つの例として提供するためのものである．つまり虎の巻はケース・スタディ[86]を意味する．実のところ，最初に導入した組織では，当初はこのような方法を実施していたが，実際には途中で改良を加えた．理由は，aやbに虎の巻を配布すると，①議論を虎の巻に提示した結論に誘導してしまう，②a，ｂの管理職は虎の巻を事前に読んでいるが故にケースを真面目に考えない，などが顕著な行動として表出してきたためである．そのため，現在ではβ，γともにケースを１週間前に配布し，各々の考えを１週間でまとめあげ，ケース配布から１週間後に，a，bも含めた全員でケース討議し，そこで自分達で考え抜いた解決策を１～２案にまとめていただく．次に3日後ないし１週間後に，虎の巻を配布し，自分たちの解決案と虎の巻で示す解決策に対し比較検討を実施してもらう．つまり，コンプライアンスやリスク管理に対して，その決定が正しいものや妥当なものであったのか，従業員自らが考える機会を持ってもらう意図がある．この比較の過程で，この組織が解決案を見出すのに，事案の何に注目し，何の行動に着目し，それをどのように解釈した上で，どう判断し，最終決定に至ったのかが従業員に自然と理解できてくる．またこれと同時に，従業員ないしaやｂがマネージする係全員の解決案と，組織のコンプライアンスやリスク管理に対する意思決定者との間の知恵比べの意味も見出せるようである．この比較検討を通じて，組織の意思決定者より勝る解決案であるとaやbが認識した場合，こ

85　事象発生時における関係当時者の個人情報に関して無断使用に当たることがないように，匿名にするなどの配慮を行う．また，万が一，ケースが漏洩した時の対策という側面もある．

86　ケース・スタディに関しては表6-2を参照すること．ここで重要なことは，組織の意思決定者による解決案（虎の巻）の内容を従業員が良く吟味し，それを自分なりに解釈・評価することを通じて，自分が考えたケース・メソッドとしての解決案と比較しながら，その考え方や思考ロジックを論理的に理解することにある．

れをB部門長に送り，最終的には組織のコンプライアンスやリスク管理を業務とするC部門やトップ・マネジメントを交え，優れた解決案を提示したグループや個人に対し報奨している[87]．これら優れた解決案は，意思決定者以上の考えを提示したという意味で名誉であることを周知され，組織全体の知恵として情報共有される．また最終的には，実例ケースと一緒にファイリングされ，同じような案件が発生した際の参考資料となり，実際の案件処理においても活用される．

２−３　４つの機能の融合

これら案件処理や予防保全に関する内容において，プロトタイプとして組み入れた４つの機能である「担保としてのリーダーシップ」「個としての倫理観を尊重する組織形成」「SECIモデルの倫理への応用」「ケース・メソッドの導入」はどのように関わっているのか，ここでは簡潔にその内容をおさらいする．

まず，この構成の基軸となるのは「ケース・メソッドの導入」である．しかもその組織がかつて実際に対応した事象を，関係性をそのままに当事者のプライバシーに配慮した上でオリジナルのケースを構成していることである．これにより従業員の各々が当時の意思決定者になったと仮定した状況において，最適な解決案を提供できるか思考のシミュレーションを可能としている．同時に，これまで従業員という限定合理性のなかで最適解（部分最適）を求めてきた思考を，意思決定者（経営者）としての全体合理性からの最適解（全体最適）を考察するという思考の変化を与えることで，個々の従業員の思考に組織全体を考えて判断することの重要性を認識させることにも繋がっている．また，虎の巻（ケース・スタディ）の提示を受けて，当時の意思決定者の解決案との比較が可能な仕掛けを組み入れている．結果として，ケース・メソッドとケース・スタディの双方の特徴を融合した学習効果を狙っていることとなる．

個々がケース・メソッドとして考えた解決案は，それをケース討議を通じてグループ内の他者に理解できるように説明しなければならない．また，ケース討議を通じて個々の解決案からグループとしての最適な解決案を構築していく過程を経て，グループとしてのベストな解決案へと導出していく．このケース討議は知識創造型組織の特徴とされる，①（ケースを解決に導く）知識が成員に共有される仕組みがある．②組織内に多様性が許容されている．③組織内に様々な対話が頻繁に行われる「場」が多数ある，とした最低限の条件が提供されていると捉えることもできる[88]．討議の過程においては，個々が持つ暗黙の解決案をグループ成員で共同化し，それらの考え方の軸となる部分を表出化し，それらを論理的に体系化する連結化の作業を行い，それをグループ成員が内面化ないし共有化を実施し最適な案に仕上げていくSECIモデルと似通った過程が実行されていく．最終的には最適解のプレゼン資料化や文章化に結びつくことで，形式知として具体的な成果物が完成する．

---

[87] 報奨は金銭的なものではなく，良き解決案を示した人を社員報に掲載したり，簡単な賞状を贈るなど，慎ましやかに讃えている組織がほとんどである．従業員は自分の考えた解決案が組織の意思決定者を凌ぐ良案であったことを，誇りや喜びと感じることが多いようである．

[88] これら３つの特徴は，「第３節　３．SECIモデルの倫理への応用」として説明している．

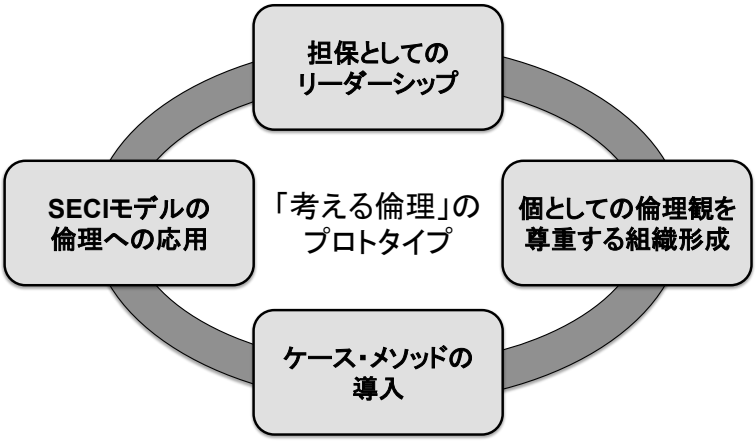

図6-6　４つの機能の融合

（出所：著者作成）

ケース討論が成立するということは「個としての倫理観を尊重する組織形成」の一環として，個々が自ら考えた解決案を説明し，グループ全体として最適な解決案を導出できるような環境が形成できていることを示している．また，これらケース討議の過程は，組織の本業における製品開発などの過程と類似しており，SECIモデルを倫理的事象の合意形成に利用していることとなる．よって，ケース討議の過程は「SECIモデルの倫理への応用」の過程ともいえる．そして，それら自由闊達に意見が言える環境を提供するには「担保としてのリーダーシップ」[89]が欠かせない訳である．全体として，組織へのケース・メソッドの適用を軸として，これら４つの機能が融合されて価値共有型としての「考える倫理」のプロトタイプが構成される（図6-6）．

４つの融合は，２つの前提要因と２つの手段で構成される．前提要因は「担保としてのリーダーシップ」の確約であり，「個としての倫理観を尊重する組織形成」の土壌があるかが重要である．また手段とは「ケース・メソッドの導入」であり，それを機能させるものが「SECIモデルの倫理への応用」である．この４つの融合を通して，これを繰り返すことで倫理的なレベルを上げていくこととなる．

２−４　創意工夫

導入当初は，どこの組織も要領を得てないところがあり，ぎこちない運営になるが，会を重ねる毎に各々の組織独特の雰囲気（企業文化）により創意工夫が施されていくようである．ここではそれらのうち公開できる例を，これから導入しようとする組織において次々と出くわす疑問となるであろう項目に関して簡潔に述べておくことにする．

（１）ケース資料

本プロトタイプの施行にあたって，ケース資料として有用なのは，過去に所属組織が直面したコンプライアンスやリスク案件に他ならない．その際に事象の内容の他，事象発生

89　「考える倫理」のプロトタイプを実際の組織に導入するにあたり，「担保としてのリーダーシップ」としてもう１つの重要な機能を考察結果として得ることとなった．これに関しては第７節において解説する．

の際の周辺環境，関係者の行動など，どの程度リサーチを行っていたのかが重要であるとともに，それをどの程度まで記録[90]として残していたのかがケース資料としての確度に影響を与える．その多くは組織にとってネガティブなものというイメージもあり，秘匿されているのがほとんどである．このため，ケースとしては実際に生じた事案を基にしているが，その事案の内容，関係性はそのままに組織名，関係者名などは架空の組織，仮名等を用いている．何故ならコンプライアンスやリスクの生じた内容とその環境，関係性，行動などが重要な要素であって，それらを基に自分たちが自らの頭で「考える」ことを最重要と考えているからである．

さて，本来コンプライアンスやリスクの発生事案は少ない方が良い．案件が少ない企業や小さな規模の企業においては，実例を示すほどの事案に対処した経験を，多く持っていないところもある．そのような場合は，最近世間を賑わせた組織のコンプライアンスやリスク管理事例を，できるだけ詳細にリサーチした上で，それを１つのケース作成の前提となる資料として精査し，ケースを作成する．そのことで作成者ないし作成グループは事案の内容に関する詳細を知るという知識量を得ることになる．それを予防保全として説明したプロセスで従業員にケース配布を行うが，このとき組織のトップ・マネジメントを含め，組織に属する全員がケース・メソッドに取り組むことになる．このことでトップ・マネジメントないしコンプライアンスやリスク管理に関する意思決定を行う担当者と従業員との解決案を巡る考え方の比較が可能となる．自分の属する組織のトップ・マネジメントがどのような解決案を導出したのかを知ることにより，従業員はその考え方や意図を把握することができる．その後の流れは予防保全で解説した通りとなる．このように社会にとってインパクトのある事案も，属する組織において必須の内容を含んでいる場合や啓蒙として重要性が高い場合は，必ずしも実例ケースに拘らない柔軟な運用を行っているところもある．

（２）ケース討議開催間隔

当初はケース討議に慣れていただく助走期間として，１月１回の開催を検討していたが，現在は３～４ヶ月に１回の開催が多いようである．ここでいう１回とは，ケース・メソッドとしてケースを考え最適解を求める討議として１時間ないし１時間半を１コマ，その後，３日から１週間後に，組織のトップ・マネジメントないし組織のコンプライアンスやリスク管理に対する意思決定者が下した結果（ケース・スタディ）とその比較に関して討議するために同様の時間をあてた１コマ，計２コマの討議をあわせて１回と計算している．組織においては，時間外の積極的な参加も奨励されているが，基本的には勤務時間内における会議と同等という意味合いで実施されている[91]．開催間隔については，ケース討議に必要な時間に対する参加従業員への費用換算がボトルネックになっている場合もある．３～

---

[90] 基本的には多くの組織は関係者以外秘匿ないし機密文書として保管している場合が多い．また，組織においては一切保管していないところも見受けられた．

[91] 厳密に言えば，ケース討議の時間は従業員の時給に換算されるコストが発生していることとなる．開催回数を多くすれば，その分仕事に割く時間を削ることにも繋がるため，結果的に，導入した多くの組織においては３ヶ月から４ヶ月に１回の開催に落ち着いているようである．比較的最近に導入に至った組織においては，後述する副次的なメリットへの期待もあり，コスト的な用件としてはクリアできる範囲であると判断されている．組織の規模が大きくなると，社員研修の一環として定められた予算を充てているところもある．

４ヶ月に１回という開催間隔は，ケース作成に必要な労力と時間を確保し，組織の本来業務における繁忙期を避けれるだけの期間的なゆとりを持ちつつ，定期的な「考える倫理」の施行を行うことにとって，凡そ適度な期間であると考えて良いと思われる．

（3）ケースの考察とグループ構成の工夫

ケース・メソッドはアメリカのビジネス・スクールなどで一般的に用いられている授業方法である[92]．梅津（2002）によれば「それぞれの専門分野の違いによって多少の差異はあるものの，通常は個人学習，グループ・ディスカッション，クラス・ディスカッションといった三段階の手順で進められる」[93]としている．三段階の内容は下記の通りである．

①個人学習とは，各自がケースを良く読み，当事者の立場からケースの事実確認，課題事項確認，意思決定のための検討を行う．
②グループ・ディスカッションとは，小グループでの意見交換を通じて，個人学習の成果を再確認し，他の意見や立場も参考にしながら自身の意思決定案や解釈を再検討するプロセス．
③クラス・ディスカッションとは，教師の指導でディスカッションを重ね，ある場合には専門的，理論的立場からの再検討を経て最終的な意思決定や解釈，意見形成に導くプロセス[94]．

表6-3　ケース討議までの順序

	ケース配布	配布～討議間	ケース討議	ケース・スタディ
基本	①	②	③	比較検討
パターン１	①	①	②，③	比較検討
パターン２	①	①	②	③，比較検討
パターン３	①，②	①，②	③	比較検討

（出所：著者作成）

92　ケース・メソッドはハーバード・ロースクールで用いられており，これをハーバード・ビジネススクールが改変したものである．Turow（1977）の体験談によれば，ロースクールの１年次の基本科目である財産法，刑法，民法などで，学生は判例から法原理を演繹することが期待されており，そのためにケース・メソッドを使っている旨が記載されている．この時のケースとは判例を意味している．また，授業はソクラテス方式と呼ばれ，各判例に関して詳細を求める質問を行う．フリーマン（2003）は，ソクラテス方式は1870年にハーバード・ロースクールの法学部長に就寝したラングデル教授が生み出したものであり，法理論を学習するための科学的方法論として法源である判例を重視したものとされる．この方法により，判例の生成・発展の過程に内在する法理論を抽出し，それを将来生起する事象に適用する能力を磨くために，一方通行の講義からの脱却を図ったとされる．この方式が米国の法学教育の基本手法となっていった．ビジネススクールにおいては，ケースは実例を意味し，授業はクラスへの積極的な貢献として自主的な発言が促されている．発言が滞った時や，重要な意見が提示された時にそれを深掘りするために，ケースをリードするケースリーダーは時折ソクラテス方式に似た質問をすることがある．（木村（2005）pp.84-92.を基にTurowとフリーマンを参照した．他に，矢野・林（2008）pp.3-12. を参照した．）

93 梅津（2002）p.77.

94 梅津（2002）p.78.

本施行においては，ケース配布後①を行い，ケース討議前までに②を，ケース討議に③を行うことを基本としている．しかし，導入組織においては勤務時間内での実施が多いこと[95]から，限られた時間の有効活用を含め，表6-3のようにまとめて施行するなど工夫がみられる．

グループ構成に関しては，5〜10人程度を１つのグループとしている．グループ構成はひとりひとりの意見が反映されやすく，かつ，十分な論議が重ねられる人数を意図している．大きな組織であれば，図6-5のaに相当する部分において，複数のグループが形成できる．また小さな規模の組織であればaに相当する部分がグループとなる場合もある．

一般に社会人を対象とするMBAプログラム等では，ケース・メソッドによるグループ分けには，できるだけ多様な意見に向き合い，共創が図れるように，生徒各々のバックグラウンドが異なるように配慮している．具体的には，①所属する業界などができるだけ異なること．②年代や年齢構成が集中しないこと．③これまでの経験の違いなども考慮すること[96]，などである．

導入した組織においては，基本的に従業員のバックグラウンドは類似しているため，グループ内での意見や共創に関しては形骸化してくる可能性は高い．これを防ぐために，日程調整も含めて検討した上で，図6-5のaとbの構成員間で，年齢や経験が分散されるようなグループ分けを実施したり，組織の縦割り度合いが少ない場合においては，他の事業部や部と共同でグループ分けを行うなど，日頃コミュニケーションが取りにくい部所と積極的にグループを組むことを奨励する組織も存在する．またグループ・ディスカッションなどではベテラン従業員や新人に関係なく，議論の進行役（facilitator）の機会を与えるなど，導入した企業によって，様々な試行錯誤を積極的に行っているところもある．

（4）プレゼンテーション

倫理的課題に関しては，必ずしもベテラン従業員が他の従業員に比較して最適解に到達できるかは明らかではない．これは倫理的課題に関して従業員は優劣無く同じ立場において思考を開始することとなる．自分の頭で考えぬいた結果をどのようにグループ内に伝えていくか，他の従業員との考え方の違いをどう理解し，さらに最適解に近づけるか，コミュニケーション能力をはじめ多くのビジネススキルを必要とする．

これらの機会を新人の頃から与えられるのは組織の本業では難しいことであるが，本業とは別の倫理的課題では最初から求められ，学習を積める機会としても有用性がある．職種によっては，むしろベテラン従業員は自分の意見を筋道を立ててきちんと説明していく機会[97]に恵まれていないこともある．このように，新人，ベテランに限らずビジネススキル向上をはかることができる．

ケース討議においては，簡単なプレゼンテーションを行ってもらう．この時にケース事象の内容から，内在する課題を抽出し，それを解決させる最適解をどのような論理で導い

---

95 具体的にはコスト削減などを意図している．

96 １つの企業に長年働いている人と，会社を転々と渡り歩いている人など，経験によっても異なることを意味する．

97 既に今まで経験したことであり，ベテラン従業員故に，基本となる簡単な説明案件などを他に任せることが組織内の暗黙の了解となっていることもある．

たのか簡潔に説明する技術が必要である．これらの作業は間接的に本業にも活かされるスキルとなって，従業員個々のビジネススキル向上に役立つ．

（5）報奨制度

本施策では基本的に実例ケースを用いたケース・メソッドを導入しており，これは現在の従業員の問題解決能力と，当時の意思決定者の能力および采配に関して比較することができるという仕掛けを盛り込んでいる．よって，ここでは「考える倫理」として優れた意思決定による最適解を見出した従業員ないしグループ成員には，その最適解の内容とともに組織内の掲示板などで評価を讃えるなど報奨に関して工夫がみられる．それは当時の意思決定者の能力および采配と比べて同等ないし優れていると判断されていると周りから認識されることに繋がっている．

本施策においては，優秀な最適解を見出した従業員やグループ成員に対しては，直接的な昇進や昇給には反映されない．しかし，本施策において培ってきた問題の所在の明確化を含め，クリティカル・シンキングや論理的な考え方，グループ討議などにおける合意形成やコミュニケーション能力は，本業でも必要不可欠な能力として求められていることである．故に本施策に積極的に関わることは，間接的にはその人材のビジネススキルの成熟を促すため，それが本業にも良い影響を与えることで，結果として評価に結びつく可能性は高くなる．

（6）最適解の活用

現実のコンプライアンスやリスク事象の発生においては，意思決定者は，その調査から最終的な決断に至るまで，迅速な対応はもちろん，短期的に最適解まで導く必要がある．しかも事象の詳細が断片的に把握される状況下での意思決定を迫られていることもある．このため，最終的に組織が選択した結論は，厳しい状況下での短い期間内における最適解であるといえる．これはさらに正確な情報の把握や，考察を経ることで今以上の最適解に辿り着けるのりしろを持っているともいえる．

従業員にケースとして提示される当時の実例は，ケース作成手法にも左右されるが，多くはその事象に関わる状況や詳細が把握なされた結果を基としているため，ケースを考える際にはその確定された内容において考察や思考作業に集中することができる点で恵まれている．また，本施行ではケース配布はケース討議の１週間前を想定しており，従業員自らが考える時間と，それをグループでまとめる時間，ケース討議を通じて様々な解決案を得る時間，最後にケース・スタディで吟味し比較する時間があり，じっくりと課題に向き合う時間は確保されている．従って実例発生時の対応と比較して，時間的制約という観点からは恵まれている．

このように，従業員により考究され導き出された最適解は，実例事象への１つの優れた解決手法として，実例ケースとともにファイリングされる．ファイリングされた最適解は，次に似たような事案が発生した際には，解決への参考資料として利用されるなど，組織のコンプライアンスやリスク管理に活かされることとなる．

第６節　メリットとデメリット

適用した７組織は数の上では少ないが，施行している間，メリットとデメリットも鮮明になってきた．ここでは簡単にこれらに触れることとする．ここで公開するものは，当初全く予期していない結果もあり，なかには本施策に携わった者にとって，驚くような内容も入っている．なお，その後に導入検討等の連絡をいただく組織においては，ここでいうメリットに注目しているところが少なからずあるようである．

１．メリット

本施策を実行して得るメリットの１つは，コンプライアンスやリスク管理の意識が組織末端まで行き届くという点である．今まで組織の多くは表6-1のコンプライアンス型で法令遵守を目指す戦略をとってきた．これは従業員を法令，職務規程などで規定し，これを内部統制や内部監査で管理してきた．同様に情報を取り扱う情報発信主体においても，専用の情報システムにおけるIT統制に関する規程や基準，ガイドラインなどで統制できる体制を構築してきた．組織管理上は，これらの規程により善悪判断が明確になるため管理し易い側面がある．しかし，現実には，組織末端では体制が構築されたことは理解していても，規程の内容やその改訂が何を意図してなされたのか理解されていないことが多い[98]．さらに，リスク発生時に組織末端がどのように上手く対処できるかは，これら規程が整備されていても不安であることをリスク管理を実務とする者は感じているようであった[99]．

本施策は，組織の末端が意思決定者の立場になったと仮定して，実例ケースから最適解を，自分の頭を使って考え抜き，次にグループのなかでの議論やケース討議により，自分の意見や他人の意見から共創することを通じて倫理的最適解を導出していく．その過程を通じて，日頃からコンプライアンスやリスクに関する視点が従業員に形成される．つまり従業員自らが積極的にコンプライアンスやリスク要因の改善に関わっていく土台が形成されると考えられ，結果として組織末端までコンプライアンスやリスク管理の意識が行き届くと，実務関係者が認識し始めるに至ってきている．これは倫理的成果である．

メリットの２つ目は，組織内のコミュニケーションの活性化により組織横断的効果，つまり組織の部門間のコミュニケーションの壁が低くなったことが挙げられる．これは第５節で案件処理について解説したように，実際のコンプライアンス案件は図6-5に示すA，B，Cの所属長が共同で対処するため，必然的に所属長間のコミュニケーションが活発になる．この層のコミュニケーションが活性化されると，必然的に組織に横軸が入ったように機能し始める．よって，組織部門間に及ぶコンプライアンス案件であろうと，本業に関わる案件であろうと，この層に案件を上げていくことで，組織の調整機能が以前よりも増す効果が出てくる．この効果をさらに下層に広めていくかは導入組織の今後の体制構築に委ねられている．

メリットの３つ目は「考える倫理」を通じて「考える組織」になった点である．これは本施策の前提としてSECIモデルの考え方が組み込まれていることが大きい．ケース・メソッドを軸として，従業員が考え，それをケース討議などを通じて，最終的に最適解を見出し

---

98 著者の経験においても，IT統制を司る職場に所属されてはじめて規程の内容およびその詳細を知るにいたっている．

99 導入７組織の担当者に著者が直接質問したときの回答．

ていく活動そのものが，SECIモデルによる製品開発における知識創造の活動と極めて類似した活動に他ならない．実際の製品開発ではSECIモデルにおいて知識創造のスパイラルを数回回転させるが，「考える倫理」では回転数は限られている．しかし「考える倫理」の実行が間接的に，本業においても自らの頭で考え，それをグループ内で協議し，製品開発などに結びつけるなどの活動に結びつく可能性はビジネス・スキルの向上により高くなり，「考える倫理」から「考える組織」へと応用されてきている．

メリットの４つ目は，次世代リーダーが育つ点である．これは本施策の副次的なメリットでもある．基本的にケース・メソッドにより考える視点となるのは，コンプライアンスやリスクに対する意思決定者，すなわち経営者，社長や取締役の立場で考えることを意味している．このためケースによる思考過程では，自分が意思決定者（経営者）になったと仮定したら，どのように最適解を導出することができるかを問うていると考えて良い．それは自分がリーダーとなった場合にどこに着目し，どう行動するかを常に問われていることとも符合する．それはどの職位の従業員であっても，組織はどうあるべきかという判断基準を持ちつつ，従業員としての自分はそのためにどう行動すべきかという考え方を促すことに繋がる．そこに次世代リーダーとしての教育の一部が挿入されているかのように機能しているものと考えることができる．

図6-5において，A，B，Cの各所属長は，案件処理の過程で他の所属に関してその活動に理解を示し，また取締役や社長候補になった際も，コンプライアンスやリスク案件に関して判断力や適応力のある実務を経験したものとして評価される．また，aやｂは，ケース討論のファカルティ役での意見形成やケース討論の結果を適切にまとめる能力を身につけ，それを上手く報告として提示する力を求められている．これはリーダーの最低限のビジネス・スキルを実践でも発揮できることを意味している．aやbに属する従業員1や2は，自分の考えがケースの意図する問題意識を導出しているか，それを理解し，その解決に論理的思考で応えられるか，などの個人の能力とともに，他の従業員との討論を通じて自分と異なる意見に対し理解度があるか，合意形成に向けて積極的な提言ができるか，共創する能力があるのかなど，本業の実務においても，組織内や関連する外部団体などを問わず，必要な能力を育成できる．実は，本施行の効用として，ケース・メソッドを軸とする組織のコミュニケーション能力の活性化とともに，この副次的なメリットを評価してくれる導入企業が意外にも多かった．

メリットの５つ目は，経営や経営の意思決定のあり方が組織成員に透明性となって理解できるようになった点である．本施行を経験すると，従業員にとってはトップ・マネジメントはどのような考えでその案件の意思決定をしたのかということに無関心ではなくなっていく．そのため，本業においても，最終的な意思決定から，それに繋がる論理的なロジックを考えるなど，経営の意思決定に関する理由を推測し易くなる．特にトップ・マネジメントが一貫した考えで経営の実践を行っている場合は，予測し易くなる．案件を演繹的に思考することで，案件がどのように処理されていったのかを従業員が理解することで，経営層への信頼性も向上する．つまり，トップ・マネジメントが過去のコンプライアンス案件をケースとして従業員に公開し，経営が採択した結果を明らかにすることで，本施行を通じて，トップ・マネジメントと従業員との精神的な距離感が縮まり，信頼性の向上に繋がっていると考えられる．

メリットの最後は，リスクに対する費用対効果に関してである．１つは基本的にコンプライアンスやリスク管理を主体とする部門がなくても，またそれを新たに構築しなくても良い点である．既存の組織構成を大幅に改修せずに，そのまま適用できる点では有用である．本施策のコストに関しては，ケース作成に要するコスト，ケース配布のコスト[100]，勤務時間内ケース討議における人件費相当（または時間外ケース討議における人件費），これら３つが大きなコストに当たる．導入組織で問題視するのはケース討議に要する時間あたりの人件費である[101]．効果の設定をどのように勘案してコストを算出するかは，導入組織により様々であり，場合によってはデメリットと捉えられる可能性もある．しかし，コンプライアンスやリスク管理の意識を組織末端まで機能させる点を考えると，むしろメリットといえると考えられよう．

２．デメリット

デメリットの１つ目は，実例ケース・メソッドを発生現場に施す困難さの点である．ある支店で発生した事案の実例ケースを，他の支店において実施することに関しては，何の問題もない．しかし，ある支店で発生した事案を，その発生事案が生じた支店で，発生当時の従業員が所属しているなかで実施することは難しい．これをある組織において実際に行ったところ，そのケースが自分たちが在職中に発生したケースであることを予測し知った途端に，ケースを考える段階において，自分たちの行動の正当性をアピールする発言が目立ったようである．従って，実例ケースの資料となった発生部所に関しては，推測されないようなケースの記述や，別ケースの適用など，その施行に配慮[102]する必要が生じる．

デメリットの２つ目は，ケース作成に関して，技術が必要な点にある．当初はどうしてもケース作成者の私的な意見や，実例ケースの背景記述に関して主観的な思いが反映したものになってしまう．発生事象の客観的な記述や，正確性をもった内容にするためにはケース作成者の作成能力に負うところが大きい．倫理的な事象に関わる際は，関係者の匿名や関係組織の仮名など，特別の配慮もケース作成者に求められているため，ある組織においては，ケースの内容を常にある架空の支店に想定した上で，その架空の支店で毎回倫理的ケース案件が発生しているかのように設定した上で，ケース作成している．このように処理することで，ケース担当者の作成負担が多少ではあるが軽減されているようである．また，ケースの分量も極力少なくする工夫が必要である．内容が多いと読むだけで億劫になったり拒否感ややらされ感をもつ従業員も多いことから，最初は簡単な記述から徐々に分量を考慮しつつ，その組織に合う分量を探り当てる必要がある．

デメリットの３つ目は，本施策によるケース討議を時間外自主参加にすると，基本的に導入することが極めて難しくなる点である．時間外自主参加対応にすることで，用事のあることを理由に参加することが拒まれ，この施行そのものが運営できないこととなる．こ

100　小規模組織では印刷配布，大規模組織では電子化資料としている．なお，内容は機密情報にあたるため，印刷配布したものは全て回収するなど工夫はされている．

101 ここではメリットとして記載したが，大規模組織になるほど無視できないコストとなる．

102 ケース・メソッドの作成において，作成後そのまま直ぐに現場に配布することをせずに，予め事前にあるグループに試行してケースによる考察の感触を掴むことがある．このため当該ケースの現場となった部所には，代わりにこの試行ケースを実施してもらう工夫をしているところもある．ただしその部所が特定されないように，必ず前回ケースで最適解報奨を受けたグループも試行ケース実施対象に入れ，必ず複数グループで実施させるなどで対応している．

の「考える倫理」のプロトタイプによる施策は，システムとして組織全体で倫理の浸透を図るもので，小規模な一部のグループだけでの事前試行となると，効果は少ない．

デメリットの４つ目は，ケース・メソッドを繰り返し行うことに起因する現象である．これは討論のグループ構成が毎回（もしくは定期的）に変更されることから，グループ内の討論において，自分の得意分野からの主張しか言わないことなどが散見されることである．例えば，経理部門の人が予算や経費からの意見だけしか言わないことや，毎回モチベーションやコミュニケーション等に関する意見しか言わない等である．専門性が高くセクショナリズムが強い組織において，他の観点から意見することは組織内の暗黙の決まり事としてやってはいけないと認識されているなど，組織文化的な背景も色濃く作用する場合もある．組織内のベテランや専門家からの鋭い意見が議論を活性化させるメリットがある反面，これらの人が得意分野以外の自分の意見の発露を閉ざす傾向もあり，これらの意見もオープンに討論できる環境までもっていけるかが重要でもある．

Paine（1997）は，従業員から提起される問題の多くは，法律とはほとんど関係がなく，彼らが頻繁に要求するのは，公正さ，監督のやり方，人の扱い，背反する命令，企業の方針など，グレーゾーンでの意思決定事項であると指摘している[103]．現実には，明らかな法律違反や明確な倫理的課題は件数が少ない．また従業員が接する些細な欲求や案件も，従業員の懐に落とし込まれたまま表出しないことも，稀ではないことは容易に想像できる．このような背景から「考える倫理」のプロトタイプをケース・メソッドを軸として駆動することで，定期的もしくは常にブラッシュアップしておく必然性がある．それは，どんな案件でも周りに相談できる強固なコミュニケーション能力を日頃から身につけていることと同時に，倫理的案件に従業員が遭遇した時に（自らが組織の長になったと仮定して）自分の頭で考え行動に移していく基本を自らが理解することに他ならない．

導入した組織によって差はあるが，本施策が組織に浸透し「考える倫理」の定着が図られるまでには約２年半が必要である[104]．これを長いとみるか短いと見るかは，導入する組織によって異なる．表6-1のように，Paine（1994）や梅津（2004）[105]が類型化した，法令遵守を目指す戦略を採用するコンプライアンス型を施行している組織においても，本施策のメリットを考えれば，誠実さを目指す戦略を採用する価値共有型の導入は有効であると考えられる．

---

[103] Paine（1997）梅津・柴柳訳（2004）p.84.

[104] 注釈73でも解説している．

[105] Paine（1994）p.113，梅津（2004）p.22.

第７節　考察

「考える倫理」のプロトタイプのなかに「担保としてのリーダーシップ」を組み込んだのは，当初は「組織のコミュニケーション能力として，自由にものが言え，それによる不当な処遇や圧力・軋轢の助長が無く，むしろ自由な発言を奨励するコミュニケーションをトップが保証すること」であった．そしてトップ・マネジメントが過去の組織のコンプライアンスやリスク事象の決定に対し，それをケース討議として活用し，自由な討論を推奨することで，この「担保としてのリーダーシップ」を間接的に果たしていると理解してきた．しかし，本施策の実現を経験することで１つ明確になったことがある．それはこの「考える倫理」のプロトタイプによる価値共有型の導入に関して「意思決定の見える化」が果たされていることである．これは「担保としてのリーダーシップ」に紐づけられる明確な効果であると考えられる．

「見える化」とは，単に「可視化」や「目で見る管理」という意味とは異なる[106]．遠藤（2005）は，問題解決に対する「当事者意識」，高い志による「優位性構築」，全員理解・参加の「組織能力」の３つ条件が揃ったものを「現場力」と定義し，それを組織としての自律的問題解決能力と捉えている．その第一歩は，問題を発見あるいは設定することにあり，そのために「見える化」というコンセプトが生まれたと述べる．その上で「『見える化』の基本は，相手の意思にかかわらず，さまざまな事実や問題が『眼に飛び込んでくる』状態をつくり出す」ことであり，「『人間は問題が目に飛び込んでくれば行動を起こす』という動物的本能に訴えかけるのが『見える化』のポイント」[107]と理解している．さらに遠藤は「見える化」の効用として，①見えた事象や事実を通して，新たな「気づき」を発見すること，②「気づき」をきっかけに，新たな認識や疑問が生じ，具体的に考える「思考」が育まれること，③組織内で共通認識が出来上がる結果，「組織の壁」「職種の壁」「階層の壁」「世代の壁」を超え「対話」を促進させること，④「思考」や「対話」が新たな発想や知恵に繋がり，それが具体的な「行動」をもたらすこと，を挙げ，これらが一連の「影響の連鎖」となり問題解決が促進される，と解説している[108]．また，「影響の連鎖」は，個人の意識や行動を変え，「見える化」が組織にもたらす変化として「人」「団結（透明性により組織の壁を壊し，一体感を醸成）」「（組織）風土」を育むと捉え，「目先の問題解決という視野の狭い取り組みではなく，経営の本質的な競争力を鍛える仕掛けとして『見える化』を位置づけるべき」と提言している[109]．

本施策よる「意思決定の見える化」は，実例ケース・メソッドにより，トップ・マネジメントになったつもりで考えて行く過程において，自分の考え方を表明するとともに，後に知らされるケース・スタディで実際にとられた意思決定と比較することで，より具体的に意思決定者がどのような論理的考察で意思決定に至ったかが鮮明になり，かつ，自身の考えとの違いや，考え方の観点や軸のとり方の違いを，ケース・メソッドで考え抜いた従

---

[106] 遠藤（2005）はじめに p.iii.

[107] 遠藤（2005）pp.12-13, p.25.

[108] 「見える化」の効用として久保田（2012）pp.44-50.は，情報の共有化，気づき／気づかせ，透明化，行動の変革，問題解決行動の実践，を挙げている．多くの「見える化」に関する書籍においても，これらの効用を謳っている．

[109] 遠藤（2005）pp.178-182.

業員は十分に体感し理解できる．従業員は，これらコンプライアンスやリスク事象に関するケース・メソッドを通じて，意思決定者の本質的な考え方を理解する．またその理解の延長には，副次的に本業におけるトップ・マネジメントの意思決定においても同様に，論理的考察による予測や推測を通じて本質的な考え方の理解に結びつき，それはトップ・マネジメントに対する意思決定への信頼感にも繋がっていく．ケースをこなしていく度に，組織における過去から現在へのコンプライアンスやリスク管理に関係する意思決定の歴史を学ぶことに繋がり，組織の問題解決における方向性の軸や変移もあわせて理解することもできる．これらの経験が本業に対する組織の意思決定にも，結果を予測し応用する能力として磨かれていく．つまり，実例ケース・メソッドを通じて，コンプライアンスやリスク事象に関する「意思決定の見える化」が図られ，それをステップとして本業の「意思決定の見える化」を間接的に理解することが可能となる．よって「考える倫理」の施策の先には「意思決定の見える化」によるトップ・マネジメントと従業員間の意思決定の根拠（本質）の共有という効果が導出されると考えられる．このように本施行の最大のメリットは経営意思決定の透明性や意思決定の根拠（本質）の共有による効果であり，また最大のデメリットは経営意思決定のブレ[110]の存在となる．

次に，導入した組織において，組織の規模の違いに関わらず，本施策が比較的円滑に施行されたのは，また副次的な効果も得られるようになったのは何故であろう．１つはSECIモデルが組み込まれている点である．本業による新サービスや新製品開発などの作業フローと，ケース・メソッドによる気づきから自分で考え抜いた結果の表明，グループ討議での議論による意見の改善効果に至るまでの作業には共通点が多いことが挙げられる．

これを日本的な組織の特徴から考察してみる．日本的経営において，企業内自己実現を目指す傾向が強いことは，企業で働く個人の職務にも影響を与える．石田（1994）は，日本企業と海外の企業の職務の考え方の違いに着目した（図6-7）[111]．米国型企業は個々人の職務の境界領域や職責が職務記述書などにより規定されているが，日本では，図の白丸で囲まれた職責の明確な部分はあるものの，黒で示した職務の境界が不明瞭で職責も曖昧なゾーンを有している．組織のメンバーは職務案件に応じ，周囲の人の行動に注意を払いつつ，柔軟に調整しながら仕事をすることが期待される．これは，柔軟な職務の考え方により組織内では融通性があるものの，企業外からの人材による代替の困難性が挙げられる．逆に米国型は，企業内の職務が明確化している分，企業外からの人材による代替が容易となり，広く米国社会での人材の流動性があることに繋がっている．

これを裏付けるように，加護野ら（1983）は，日本的経営と対比して，米国的経営は公式・集権・標準化の傾向が高く，機械的組織や官僚制組織に近い[112]と述べている．マネジメントでは個人主義や業績主義，雇用では市場原理が働きやすいことに繋がると考察した．さらに加護野ら（1983）は，日米上位企業を実証的に研究した結果，日本的経営では集団志向による意思決定の傾向が強いことを見出し，米国型企業組織原理が「ビュー

---

[110] 経営の意思決定が何の軸や基準もなく決定されるようであれば，本施行を遂行しても決して従業員がトップ・マネジメントの意思決定の根拠（本質）の共有にたどりつくことはない．むしろトップ・マネジメントの属人的判断が優先されることが従業員に認識されると，経営への信頼性にも影響を与えると思われる．

[111] 石田（1994）pp.7-8.

[112] 加護野，野中，榊原，奥村（1983）pp.32-181.

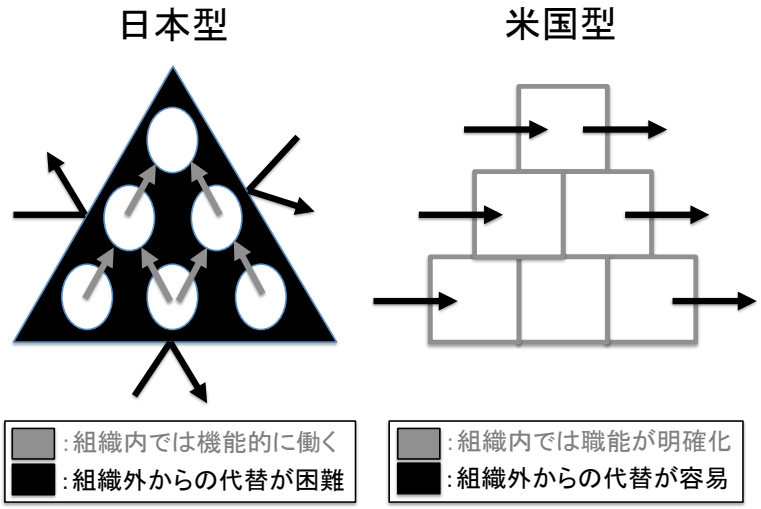

図6-7　日本と米国の職務観の比較

（出所：石田英夫編著（1994）p.7を基に,著者により加筆修正）

ロクラティック・ダイナミクス」，日本型企業組織原理を「グループ・ダイナミクス」と例えた[113]．現在の米国型企業組織は，ＧＥに見られるようにフラットな組織に移行しているが，加護野らの考え方を基本的な原理として捉えると，現在においても有効であると考える．現在の日本においては、派遣社員を含め米国型の契約的職能関係の雇用形態も増えつつあるが，日本企業のコアコンピタンスに関わる業務においては，未だ日本的雇用慣行は完全には崩れていない．このように日米の職務感は未だ大きく異なってる．

表6-1に示す梅津の分類によるコンプライアンス型は，職務・職責が厳密に規定している米国型組織構造（図6-7右）に対しては統制が図り易いが，日本型組織構造（同図右）では，白丸部分は統制できるが，統制が利きすぎると黒で示している柔軟に調整しながら業務をこなしていた部分に硬直がみられるのではないかと考えることができる．よって，現場の従業員からは柔軟で融通性のあった職務環境の自由度が，コンプライアンス型の施行で制約を受け，作業の円滑性を阻害しているように感じていることも少なくない．これに対して，本施策はこの阻害された部分を別の仕組みにより，元の自由度を維持することに貢献していると捉えることができる．本施策に組み込んだ「個としての倫理観を尊重する組織構成」は，この点をサポートしており，ケース・メソッドによるコミュニケーションの活性化の仕掛けは，図6-7の黒色の部分の活性化に寄与する．さらにトップ・マネジメント（意思決定者）からの視点で従業員が考え行動できることで，より個々の結びつきを強め，より機動的に動けることに繋がってきたのではないかと考察できる．「考える倫理」のプロトタイプによる価値共有型の実行は，考える組織の形成としても機能する．

ここでもう一度Bad ApplesとBad Barrelsについて考えてみる．本施策を良い樽を用いてなかの林檎を腐らせない手法に例えたが，これも当初から悪い樽であれば悪いものをつくってしまうことになる．つまり，独善的なトップのリーダーシップが影響する環境で「担保としてのリーダーシップ」が機能せず，属人的な組織風土の環境のなかで本施策を行うと，トップや組織からの同調圧力に屈する腐った林檎だらけになってしまうことである．

[113] 加護野，野中，榊原，奥村（1983）pp.115-258.

その意味では，本手法の適用を誤ると返って組織風土もコンプライアンス浸透の実現も遠くなってしまう．このため，「担保としてのリーダーシップ」と「個としての倫理観を尊重する組織形成」の２つの前提要因は，組織への適用を検討する際に，その後の「ケース・メソッドの導入」「SECIモデルの倫理への応用」に繋げるためにも，重要な判断基準になってくる．

最後に，これらの導入には組織のなかに現状のコンプライアンス施策やリスク管理に対して，危機感を持ち熱意を持って積極的に改善しようと行動する役員ないし責任者がいたことを記しておく[114]．これらの危機感を持った人材の努力が，様々な情報源や伝手を頼りに，関連する分野のコンサルタントや学者・研究者をはじめ積極的に話を聴きにアポイントをとるなど，精力的な活動に繋がっている．このような人材が組織内に存在していることも重要[115]である．

第８節　小括

コンプライアンス型は，これまで多くのモデルや統制の方法が確立しており，一般的に統制形態がイメージし易い状態にある．これに対し価値共有型は，具体的な内容が理解しにくく，情報共有のイメージが先行するなど，明確な導入イメージが描かれてこなかった．したがって，価値共有型として有効な施策も，コンプライアンス型の土台の上で，個々の成果が吟味されてきた．価値共有型のシステムを組織に導入するとはどういうことか，その具体的な青写真としてのイメージは描けるのか，リスク管理や経営（企業）倫理の範疇におけるこれまでの研究では，その全体像は明示されてこなかった．

本研究により「考える倫理」を組織に確立するために，ケース・メソッドを軸とした価値共有型の実践を通じて，これが少なくとも１つの価値共有型プロトタイプのモデルとして機能することを確認できた点は大きい．これまでのコンプライアンス型の土台に乗った個々の施策としての有効性よりも，個々の施策が全体として１つのまとまりをもった機能を構成させている価値共有型が，実践的なリスク対応ならびに組織行動において有効性を持っていることを理解することができた．

これら本研究の成果がある反面，反省すべき点もある．それは小規模な企業において，実例ケースを導入することに困難を伴うということである．実例をケースとして運用する場合に，その当事者が多く在籍し，結果的に実例ケースを用いることが現実的ではないと判断することが多かった．よって現実に生じた他社の事例を自社にあてはめたケースとして作成することで，従業員から経営トップまでが同じ土俵で考え，その最適解を競うこと

114　本施策もこれらの人々を介して導入が実現されている．また本施策以外にも，本施策が軌道に乗り始めた2009年に，類似した施策が日本経営倫理学会関西研究部会において（当時）国土交通省近畿地方整備局総務部長の小滝晃氏により発表報告されている．小滝（2009）のコンプライアンス施策策定の依頼を，当時大阪市立大学商学部教授で日本経営倫理学会関西研究部会・吉川吉衛教授（現国士舘大）が具体的施策として考案および導入を実施し，ここでもコンプライアンスに関するミニ・ケース討議を利用した予防保全が図られている．なお，小滝氏による同じ主旨の内容は，小滝（2010）pp.105-144.にも掲載されている．

115　本施策においては，必ず副社長，副支店長，副工場長など組織全体を把握し，組織の長に対してもけん制的立場にたてる人を施策推進の責任者として置いている．副社長などを置かない組織では，相応する担当責任者を選定している

で代用している．今後，小規模な企業における価値共有型の実施に関しては，改善や改良が必須である．また，これと同様に，多くの組織が小規模なグループや部署で試行し，その成果を待って規模拡大に向けシステム化する傾向があるが，この小規模な試行が困難な特徴を持つためにシステム化を阻まれる点も課題である．本施策の導入においては組織全体が機能してはじめて導入メリットを見出すため，導入に踏み込むためには経営層の決断が必要不可欠である．

これまで本施策ならびに本内容に関しては，研究論文として公開することを躊躇してきた．理由の１つは，作成したケースそのものが機密情報にあたり公開が困難であることである．そのため導入組織を明かさないことで説得性が担保できるのかが難しいと判断してきた．しかし，規則の厳格化による統制以外に，従業員のモチベーションを削がない方法でコンプライアンスの確立を目指す方法も，研究者として携わってきたからには発表することが必要との判断から，１つのけじめと捉え，導入した組織の協力を得ることにより，機密情報を一切公開しないことを条件に論文にしたためる許可をいただいた．本章は導入した組織の担当者による事前の内容確認作業を経た上で公開している．

本章は，博士論文の１つの章を形成しているが，著者の考えはより多くの組織にこの施策のエッセンスを知っていただき，実際に多くの組織に適用していただきたいと願うものである．よって本章をできるだけ，巻末に配置した．本章のみを独立したものとして切り離した上で，冊子として活用いただければ幸いである．

第７章　「考える倫理」の比較優位

第１節　序

第６章では組織全体に「考える倫理」の施策を実施した事例を論じた．その施策は，第１部で導出した文化道徳的自由度と行動（経済）的自由度の直交する２つの軸からなる座標面を用いて，個人，組織（企業），社会の３層で構成した各々の位相関係を分析軸とする考え方を基に，価値共有型の企業倫理を組織に導入したものであった．この実践において，企業倫理の確立に向けた１つの施策として機能することが理解できた．しかし，これを情報発信主体に対象を絞って導入を実施するためには，さらなる工夫も必要であろう．

ここでは「考える倫理」の施策の優位性を，他と比較することで考察を試みる．１つは多くの企業で実践されている倫理コードのマニュアル化との比較を，もう１つは，他社事例のケース化との比較を考える．これらの比較検討を通じて「考える倫理」の比較優位性を考察し，情報発信主体[1]における情報生成倫理の確立への実践手段としての有効性を検討する．

第２節　倫理コードのマニュアル化との比較

１．リスクとコントロール

リスクとコントロールの関係については，しばしばこれを天秤を用いた例で解説されることがある[2]．これはリスクとコントロールを天秤にかけたとき，均衡状態を保つことが期待されるというモデルである．リスクの方が重ければコントロールが効いていないことを表し，均衡状態に戻すためにはコントロールを強める必要がある．逆に，リスクに対して過度にコントロールを強めていくと，天秤はコントロール側に傾き，このことはコントロールすることに無駄な経営資源を注いでいることを意味すると解説されるわけである．

このリスクとコントロールの均衡関係を維持するには，適切なリスク分析や評価を必要とする．そのため，組織においては年に１回あるいは定期的にRCM（Risk Control Matrix; リスク・コントロール・マトリクス）を作成・改訂することで対応している．RCMは，他に「業務フロー図」「業務記述書」とともに「内部統制の３点セット」と称されている[3]．業務フロー図は，業務プロセスの洗い出しのため業務手順を図で示したもので，その業務内容が業務記述書に文書として記載される．それらを基にして，リスク[4]とその対応としてのコントロールをマトリクス（表形式）にまとめたものがRCMである．

RCMによりリスクを分析・評価し，それを基に対策を考え対処することになる．基本

---

[1] ここでは，情報発信主体として放送分野に限定して考察する．

[2] 天秤を用いた例としては，リスクとリターン（利益）や，リスクとメリットなどの比較を例にしたモデルが知られている．他に，久新（2012）p.15.は，経済合理性と社会合理性の調和として天秤モデルを用いて解説している．

[3] 内部統制ナビ（2009）http://www.eusea2006.org/internal_control/rcm.htmを参照．

[4] この場合のリスクは，通常，財務報告に虚偽記載を生じさせるリスクを意味している．ただし改訂版COSOにより，財務報告が「報告」と再定義されているなど，今後，若干の変更を含むものと思われる．

的には，リスクを生じさせないように組織内の規程や基準，ガイドラインを見直すとともに，リスクに対する防御[5]をすることでリスクの発生を抑止するなど対策を講じる．

例えば，リスクに対するコントロールにおいて，規程やガイドラインの変更を短期間に実施することを避けるため，その解釈の変更によってコントロールを制御することを続けてしまうと，リスクとコントロールの均衡関係の状況により，リスクへの対処に一貫性がなくなってしまうなど，対処の方法も新たなリスクの発生に繋がることもある．また，業務の煩雑さから，RCM作成の基となる業務フロー図や業務記述書を割愛して，RCMないしRCMを簡略化したもので代用している組織もある．業務フロー図の確認を怠ったRCMは，十分なリスクの洗い出しに寄与せず，思いもよらない（既に対策が実行されているものとリスク管理担当者が認識しているはずの）似通ったリスクの発生・再発に結びつく場合もあり得るのである[6]．

RCMによるリスク管理は，予防としての効果はあるものの，新たに発生したリスクに対して瞬時の判断が求められるリスクに対しては効果を反映させることが難しい．また，リスク発生の際の，組織のリスク管理部門との意思疎通の問題など，組織の機動性を日頃から確保しておく必要がある．その機動性に関して「考える倫理」の施策は，個人の倫理的判断能力を育成し，組織内コミュニケーションの活性化が期待できるため，瞬時の対応，特にリスク発生の一次対応に関して即応できる可能性が高いと考えられる．

２．倫理コードのチェックリスト

組織に関係する様々な倫理的課題を，倫理コードのチェックリストとして作成しておくことは，倫理の管理レベルを向上させることに寄与する[7]．これは少なくともチェック項目を満足しておくことで，チェックに関係する最低限の約束事は守られていることが担保されるためである．ただし，問題もある．チェックする担当者が，そのチェックが何を意図して作成されているのかを認識せず，チェックリストに頼ることで知識や理解をスルーしてしまうことも危惧する必要がある．チェックリストは充実しているが，担当者の意識が希薄にならないように注意を要する．

３．倫理に関するマニュアル化

今道（2009）は「企業が課す倫理行動規定などの規則は服務規程であり，倫理ではない」と述べた．これは法やルールやマナーへの判断基準を守ることは重要ではあるが，倫理的案件に対して，自分で倫理的判断基準を明確にした上で対処し，自分の頭で考えぬくことを表していると理解できよう．戸村（2008）は，「『コンプライアンス・マニュアルや企業倫理要綱の小冊子を作って従業員に配りました』というような小手先だけの対応で

---

[5] つまりパッチを当てることと同様である．パッチとは，ほころびに対する当て布を意味する．また，問題のあるプログラムなどの不具合を改善するための一部修正などを意味することもある．

[6] 例えば，実際に経理伝票の二重確認が励行されていると認識されていたはずが，伝票作成者が承認者の上司であるため，二重確認する者が伝票作成者でもあるなどで，架空請求の承認に関するリスクが発生した事例などもある．

[7] 例えば，ITに関するものとしては，パスワードを目につくところに付箋紙などで貼っておかないなど，ITに関わらず倫理的なチェックリストは様々なものがある．情報発信主体においては，取材対象者の個人情報等の扱いには十分気をつけて管理するなども倫理的なチェックとして心がける必要がある．

はなく，構造的な問題を根本的に解決できるようにする姿勢が大切」と述べている[8]．マニュアルを配布した後に，それが活用されてはじめて効果がわかるものであろう．このような一過性の施策では，十分な倫理的効果を把握することは難しく，単にマニュアルを配布して施策が完了するというものでは，その施策の効果が見えにくい側面がある．また，倫理的な知識として提供されることが多く，実際にその知識を利用して，その個人がどのように考えるのかまでは考慮されていない．

また，マニュアルと研修を併用した場合においても，そこで提示される内容は「べからず」集としての注意喚起であったり，不正発見の連絡ルートであるなど，知識詰め込み的な内容が多くを占めている．また，最近は企業研修などでケース・メソッドも使われるが，一過性の実施で終わってしまうことも多い．

「考える倫理」の施策は，実際にその組織で発生したコンプライアンスやリスク管理案件を基にしてケースとして提供される．答えは用意されてはいないため，否が応でも自分の頭で考え，それを他に向けて表明したり，他と議論を交えなければならない．この過程において，必ずしも自分と同じ考えを持つ人だけではないことや，他の観点からのものの見方などを知ることができる．そのような過程を通じて，組織として必要な相互のコミュニケーション能力を高めることにつながる．その総和が組織の倫理的対応能力の向上に寄与する．さらに一過性ではなく，定期的に以前とは異なるケースが用意されるため，異なるシチュエーションで倫理的課題に対峙しなければならない．この感覚が実際の案件発生時においても考えて行動することにつながることが期待でき，さらにビジネスの実践においても同様に立ち振る舞うことの訓練になると思われるのである．

第３節　他社事例のケース化との比較

組織において同じ業界であっても，他者が起こした不祥事やリスク案件に関しては，対岸の火事として，自分たちの組織では起こり得るとは思われていない場合がある．基本的には，他社と自社では使用しているシステムが異なっていたり，作業フローが違うなど，その違いを強調することが理由として挙げられる．また，自分たちの組織で発生したことではないため，切実に考えることができない等の理由もある．他社事例を自社でも発生する可能性があるとして，その対策を工夫して取り入れているという報告や，それらを研究者による発表・論文等で提供されることも少ないのが現状でもある．

しかし，第６章でも触れているが，現実に生じた他社の事例を自社にあてはめたケースとして作成することで，上手く自分たちの組織でも起こることとしてアレンジすれば，啓発効果はある．ただしこの場合，従業員のみに他社事例ケースでの議論を促すのではなく，意思決定層も真剣に最適解を見出すことで，「考える倫理」の施策としての効果がある程度確保でき，かつ，意思決定層への相互信頼につながるものと考えられる．導入を躊躇す

---

[8] 戸村（2008）p.33.

[9] 例えば情報発信主体として放送局を例にすれば，放送倫理・番組向上機構（BPO）で取り上げられ，勧告を受けた事例等を自社にアレンジして適用するなどが考えられる．

る組織に関しては，まずは新聞を賑わせている他社の事例[9]を自社にアレンジして適用してみるなど，試験的に導入して様子見をすることも選択肢の１つとして有用である．

第４節　「考える倫理」の補足

１．導入のボトルネック

「考える倫理」の施策を，コンプライアンス施策として独自のものとして導入を計画するには，具体的な導入コストと成果（効果）の測定が困難であることから施策実行の予算化を行うことが難しい．実際に導入を図っている組織においては，組織改革や人事改革，研修改革などの施策に合わせて検討していたところが多い．また，導入に際しては役員や副社長，副支店長など，施策実行の拠り所となる権限と責任をもった意思決定層に相談を持ちかけることとしている．しかし，最終的に導入への砦となるのは「担保としてのリーダーシップ」として，意思決定層が過去の自分達の決定を従業員にケースを通じて開示できるか否か，ケースの議論においてはその矛先が自分たちに向けられることも覚悟して議論の活性化を担保することが可能か否かという点が選択の大きな要因を占めている．「考える倫理」の施策の話を熱心に聞いていただいても，実行に躊躇されるのは「担保としてのリーダーシップ」の可否による部分が多いのが実感である．

２．必要とされるリスク管理

組織におけるリスク管理において，一般に「リスク管理の目的・設定」→「リスクの認識」→「リスクの評価」→「リスク対処法の開発・選択」→「リスク対処法の行使」→「監視」に至るプロセスをリスク管理のPDCAとして回す方法が採用されている[10]．これら一連のシステム的なプロセスと並行して，組織が注視しているものに不正への対応がある．

不正の発生要因としては，Cressey（1953）の「不正のトライアングル」が知られている．既に古典ではあるが，かれは博士論文「Other People's Money: A Study in the Social Psychology of Embezzlement」において，業務上横領の罪で服役中の受刑者に対する実証研究から，横領の発生には次の３つの条件があることを仮説として提示している[11]．

①動機・プレッシャー：不正を実際に行う際の心理的なきっかけ
②機会の認識：不正を行うことが可能な環境の存在
③姿勢・正当化：不正を思いとどまらせるような倫理観や遵法精神の欠如

---

[10] 前川（2003）pp.85-87.

[11] 赤松（2013）https://www.blwisdom.com/management/practice/riskmanagement/item/9214-05.html その他，独立行政法人情報処理推進機構（2012）p.10.やGirgenti & Hedley（2011）知野監訳（2012）pp.8-10.を参照した.

甘粕（2012）によれば，2011年12月に公表されたCOSO改訂案において，原則８として提示された５つの属性[12]のなかにも「不正を誘発するインセンティブおよびプレッシャーの評価」「不正を犯す機会の評価」「不正に対する姿勢および正当化の評価」としてCresseyが提唱する「不正のトライアングル」に関する３つの条件が採用されているとしている[13]．その後，2013年5月に内部統制の統合的枠組みを改訂したCOSOは，新たに内部統制の構成要素に関連する「17の原則」を，以下のように示している[14]．

統制環境

原則１：誠実性と倫理観に対するコミットメントの表明

原則２：取締役会による経営者からの独立性および内部統制の監視責任の表明

原則３：取締役会の監視の下での経営者による組織構造，報告経路および適切な権限・責任の構築

原則４：有能な人材の確保・育成・維持についてのコミットメント

原則５：組織体の目標達成に当たっての，内部統制に対する責任ある個人の確保

リスク評価

原則６：組織体の目的に関連するリスクの識別と評価が可能となるよう，十分な明瞭性を備えた目的の明示

原則７：組織体の目的達成に関連するリスクの識別と，当該リスクの管理方法を決定するためのリスク分析

原則８：組織体の目的に関連するリスクの評価における，不正の可能性の検討

原則９：内部統制システムに重要な影響を与え得る変化の識別と評価

統制活動

原則10：組織体の目的達成に対するリスクを許容可能なレベルまで低減するのに役立つ統制活動の選択と整備

原則11：組織体の目的達成を支援するIT技術に関する全般的統制活動の選択と整備

原則12：期待を明確にした方針と方針を有効にさせる関連手続を通じた統制活動の展開

情報と伝達

原則13：内部統制の他の構成要素が機能することを支援する，関連性のある質の高い情報の入手，または作成・利用

原則14：内部統制の他の構成要素が機能するのに必要な，内部統制の目的および責任を含む情報の組織体内部における伝達

---

[12] 改訂案においては５つの属性が提示されたが，2013年５月の実際の改訂においては４つの属性になっている．

[13] 甘粕（2012）https://www.tohmatsu.com/assets/Dcom-Japan/Local%20Assets/Documents/knowledge/ek-pdf/2012ek/ek-2012-jul/jp_kaikeijyoho1207_01_200612.pdf参照．

[14] COSO（2013）および新日本有限責任監査法人（2013）http://www.shinnihon.or.jp/services/advisory/risk-advisory/topics/pdf/2013-09-24-04.pdf より引用．なお，2013年改訂版COSOは，2014年12月15日までに移行完了が予定されている．

原則15：内部統制の他の構成要素の機能に影響を与える事項に関する，組織体外部との情報伝達

モニタリング活動

原則16：内部統制の構成要素が実在し機能していることを確かめるための，日常的評価・独立的評価の選択・適用・実施

原則17：不備の評価，および上級経営者・取締役を含む是正措置の責任者に対する評価結果の適時の伝達

このように，改訂によって組織が注視している不正に関する事項を含め，原則が明確に提示された．また，大きな変更点として，非財務報告についても内部統制の目的に含まれたことが挙げられている．これらの原則に対して，実際に組織に適用するにあたって，原則４，７，８，９，13について整備や運用において改善が必要と意識されている調査結果もある[15]．これは主に「リスク評価」に関係する原則について，今後の取り組みが必要不可欠であるとの認識をもっていると理解できる．

ここで「考える倫理」の施策は，過去のその組織におけるコンプライアンスやリスク案件をケースとして議論しているため，不正に関するケースの場合は，必然的にCresseyの提唱する「不正のトライアングル」に相当するものが何であったのかを個々人が各々の考えで考察することにつながり，その案件の背景が理解される．また，組織に起因するあらゆるものが複合的に重なることでリスクが発生することもあろう．その要因分析に関しても，広く意見を拾い出すことが「考える倫理」の施策を介して実行できる可能性がある．COSOの原則は，最終的にその組織における内部統制が有効であるかを評価するための報告書を組織に求めることとなるが，「考える倫理」の施策はこれらの評価を適切に実施するための一助となるものと思われる．

３．過去の経験の風化

過去に不祥事を起こしてしまった組織においても，その後，年月が経過すると，当時を知る世代が定年を向かえ組織を去ったり，不祥事を知らない従業員が多くを占めたりするなど，段々と当時の記憶は風化してしまうであろう．また，不祥事の教訓が生かされない事例の発生に悩むこともあるかも知れない．ケース・メソッドは，このような環境にあっても，擬似的に当時の状況を経験し，自分で考えてみる機会を得ることに寄与する．また「考える倫理」の施策においては，ケース・メソッドを考え抜いた後に提示されるケース・スタディ（虎の巻）[16]によって，当時の意思決定者が採用した最適解を知ることが可能である．この施策が根付いていれば，リスク管理担当者や意思決定者が過去の不祥事の風化

[15] 例えば，プロティビティLLC（2013）p.2.など．リスク管理のコンサルタントからのメルマガ読者に対するアンケート結果で約65名からの回答結果とされる．数的には少ないが，傾向としては理解できると思われる．

[16] 第６章を参照すること．

を意識した時に，ケースを再度投入[17]することで風化した意識を改善させることも可能であろう．

また，過去に不祥事の影響を経験した世代であっても[18]，その不祥事があったことを意識しているだけで，その具体的な背景や内容を真剣に掘り下げて理解している経験をした人は少ないであろう．このような人にとっても，ケース・メソッドを用いて，当時の意思決定者になったと仮定して考える経験は，過去の教訓を風化させない契機になると思われる．

４．ミニ・ケース試用の可能性

「考える倫理」の施策を実際に情報発信主体の施策として組み込もうとする場合，具体的にどのようなカスタマイズが必要になるのかも検討する必要がある．特に番組制作の環境は，組織成員だけではなく外部の多数の協力会社の従業員や，個人契約スタッフなど様々な雇用形態の者が次々と入れ替わりながら作業することが多く，これら多くの人を巻き込んで「考える倫理」の施策を実行できる環境を構築するには，単純な導入では困難と思われる．表現を情報として扱う上において，特に専門スタッフだけの少人数のグループ構成[19]のなかで業務が完結してしまう場合，蛸壺的[20]な環境でのチェック体制になってしまい，俯瞰的な観点の見過ごしや，誤った情報[21]への適切な対応が疎かになる可能性もある．

現実に，目まぐるしく状況が変化する報道番組においては，放送終了後に反省会等が開かれ，内容の伝え方（項目の配置や項目の中身，VTR映像等で使用した映像のカットや音声，ならびにそれらが意味するもの等）やスタジオパートの演出（カメラの動きや構図，スイッチング等），理解しやすいツール（再撮映像やパターン，CG等）の利用など，様々なダメ出しや意見交換がなされる．しかし，番組フォーマットがある程度確立し，長期化すれば形骸化も生じ，簡単な意見交換と責任者の講評などで簡単に終わってしまうことも多いようである．それでは具体的に「考える倫理」の施策を日常のリスク管理として，情報発信主体に導入する場合にはどうすれば良いだろうか．

項目順の価値づけや構成の意図以外に，困難な状況での取材等をそれらの項目のなかからピックアップした上で，信条倫理と責任倫理の違いなどを把握しつつ，取材者の説明をもとに，そこで掴んだ一次情報とそれを加工・圧縮・編集などの処理過程をフォローすることで，情報を共有しながら，その取材の情報生成倫理に注意を向けることは可能であろう． 日々の事象から情報生成されるまでの情報化の課題をミニ・ケース・メソッドとして，

---

[17] 過去のケースの事例をそのまま提示して，過去に実施した最適解との比較をすることも可能である．また，ケースをアレンジして用いることも可能と思われる．

[18] 当時，ケース・メソッド等を知らず，深く考えてこなかった場合．

[19] ある専門分野に特化した少人数のスタッフ．情報の取材対象を例にすると，生活情報，社会，政治，自治，科学などによって細分化した専門の記者らで構成した少人数のグループなど．

[20] グループ内では共通認識とされる内容が本来の情報と齟齬がある場合，グループを主導するリーダー（あるいは特定の人）の意見が全てを占めてしまう場合，日常の議論やコミュニケーションが希薄な場合，グループ外の意見を聞き入れない，等々．

[21] いわゆる誤報など．誤報には表示テロップの文字間違いや原稿の読みや記述の間違いがあり，その情報によって被害を被る人もいることから，記事の裏取りや表示テロップの確認等を含めた十分なチェック体制は本来必須の条件である．

第５章で扱った番組制作会社で働く人達も含めた，できるだけ多くの人が参加し，自由闊達に討論できる場が形成されることは，倫理的な観点への気付きと不正の防止にも効果があるものと思われる．取材先とのトラブルなどを含む倫理的な問題や，情報受信者に向けた理解しやすい内容や聞き取りやすい表現の使用等，情報の提供に関する疑問や疑義があるときは，それを記録として残し，後に再度，定期的に関係者を含めたミニ・ケース・メソッドとして，話し合いや検討を行うなど，コミュニケーションの活性化が必要であろう．

第５節　小括

本章では，第６章で解説した「考える倫理」の施策を，倫理コードのマニュアル化との比較，および他社事例のケース化と比較することで，その優位性を考究した．その中で，リスク分析・評価として定着しているRCMにおいては，予防という観点では優れているものの，リスク案件に関して瞬時に機動的に対処することに関しては「考える倫理」の施策に優位性があると論述した．また，倫理に関するマニュアル化やそれに付随した研修においても，一過性の施策として終わってしまうこともあり，施策の継続性や組織内でのコミュニケーションの形成等に関して「考える倫理」の施策の優位性を提示した．「考える倫理」の施策は，実例ケース・メソッドを用いることで効果を発揮するが，他社事例を意思決定層と従業員がともに最適解の導出に向かうよう施行すれば，ある程度の効果も得られるのではないかと推測した．その「考える倫理」の施策の導入にあたり，ボトルネックとなるのは，意思決定者による「担保としてのリーダーシップ」が発揮されないことである．

組織におけるリスク管理においては，不正の発生を注視するところが多く，Cresseyの提唱する不正の発生要因としての「不正のトライアングル」の考え方は，2013年改訂版COSOの原則にも反映されている．この「不正のトライアングル」の要因分析にも「考える倫理」の施策は効果があるのではないかと論じた．さらに，過去に不祥事を発生させた組織においてもケース・メソッドの利用は，過去の経験を風化させない手立てとして有効であると述べた．また，情報生成に多忙な情報発信主体においては，倫理施策として組み込む１つの可能性として，定期的なミニ・ケース・メソッドの試行検討の有効性もあると推測した．

終章　本研究の結論と今後の研究課題

第１節　序

本章では，まずはじめに結論に至る道筋となる各章の要約を行う．その要約のなかで，各章を比較して導き出される新たな考察も網羅しておく．その上で，本研究における研究全体の総括として結論を述べる．次に，本研究の新規性や独創性を貢献としてまとめておく．さらに，本研究の活動を通して新たに発見した研究課題や，新たな疑問を記述し，本研究を締め括ることとする．

第２節　本研究の総括

１．各章の要約

本研究は，次の３部により構成した．第１部は，情報セキュリティに関する「新たな価値」を提示し，その基本となる概念を考究した．第２部は，情報発信主体に関係する「情報生成過程における倫理」を考察した．最後に第３部として，組織に倫理を浸透させる方法の１つを明示した．

第１部は２つの章で構成した．第１章は，これまでの情報セキュリティに関する考え方を俯瞰した上で，本研究が新たに提示する「情報生成過程における倫理」について，その意味と特徴を探求した．まず西垣の所論を基に，基本となる情報の定義を定め，情報の持つ性質についても吟味した．また，従来は伝える情報の内容が既知のものとして情報セキュリティの理論が成り立っていたが，その既知としての情報が生成される過程もまた情報セキュリティの及ぶ範囲として，この「情報生成過程における倫理」を情報生成倫理と唱えた．この概念は，情報発信主体から情報受信者に伝えられるあらゆる情報に適用できるものと認識できよう．

第２章は，情報哲学の代表的な考え方をとりあげ，それらを考察することで，情報の本質解明ならびに理論構築を行った．ここではFloridiやCapurroの所論を俎上に上げ，情報に関する存在論に関して吟味した．そして映像コンテンツ制作に関係する情報哲学的問題について考察を深めた．さらにこれらに情報身体論的思考を肉付けし，情報哲学的図示の可能性を導き出した．それらをSandelの論と総合させ，文化道徳的・行動（経済）的自由度の座標平面を個人，組織（企業），社会の３つの位相関係から考察するという分析軸を見出した．この分析軸は，以降の章で直接的に言及してはいないものの，本研究を貫く１つの軸として機能させている．

第２部は３つの章で構成した．第３章では，情報発信主体における「情報生成過程における倫理」を考察した．最初に情報生成倫理が及ぶ開始点を，アイデアの創造過程を考察することで，「アイデアが具現化あるいは行為・行動に及んだところ」という結論を導いた．その上で，具現化される過程にある情報について，その価値判断や情報発信主体の「主観的客観性」という特徴を見出した．さらに情報発信主体で情報生成に係わる者のリテラシーにも踏み込んで考究した．情報受信者はこれら情報発信主体によって情報生成さ

れている実態を直接知ることは困難であり，これを「情報の非対称性」と意味づけた．この「情報の非対称性」は，情報を生成する者に，時として相容れない信条倫理と責任倫理の２つの倫理の選択を迫る．情報を生成する者は，この倫理の違いを考慮に入れつつ情報を扱わなければならない．

第４章では，一次情報に接する個人の倫理的行動と，その個人が属する情報発信主体（企業）との間の倫理的なギャップを考察している．今日においても有力な番組コンテンツであるニュースの制作において，ジャーナリストの専門職倫理を事例に論述した．そこには，情報源を巡るミクロの倫理とマクロの倫理のねじれという現象があることを導出した．

第５章では，情報発信主体から送出された情報に情報生成倫理がどのように関わっているのかを考究するために，情報発信主体を取り巻く環境もその考察対象とした．情報生成倫理の開始点としてアイデアが創作物となったとき，その独創性やオリジナリティの判断に関して，著作物を巡る著作権の判例を紐解いてみた．また，コンテンツの二次利用やネット展開についても考察したが，ここでは権利処理がコンテンツ展開を阻害している１つの要因になっていることが理解できた．インターネットの発展と普及は，情報発信主体の収益構造も含めたビジネスおよびメディアの変容をもたらしてきている．

最後に第３部は２つの章で構成した．第６章では，第１部および第２部で考察してきたことを，今後どのように組織に組み込んでいけば具体的に「情報生成過程における倫理」の確立を図ることができるだろうか．ここでは，個人，組織（企業），社会の３つの位相関係の中心に位置する組織（企業）を焦点に，その１つの解決策として，企業倫理およびコンプライアンスの浸透を実際の組織に適用した事例である「考える倫理」施策を解説した．倫理の対象が企業倫理に及んでいるのは，企業倫理の課題としても情報が重要な位置を占めているからである．この施策の実践には既に８年を要しているが，組織成員が倫理を「考えること」として捉えるまでに約２年半かかる．従来の最良のやり方から脱し，新たな価値観を組織に導入するには，多くの時間が必要であることがわかる．

第７章では，第６章で解説した「考える倫理」の施策を，倫理コードのマニュアル化，および他社事例のケース化との比較により，その優位性を考究した．その結果，「考える倫理」の施策は，リスク事案に関して機動的に対処することに関して優位性があると論じた．倫理に関するマニュアル化やそれに付随した研修は，一過性の施策であることも多く，施策の継続性や組織内でのコミュニケーションの形成等にも「考える倫理」の施策が優位である．他社事例のケース化も，自社に上手くアレンジすることで，意思決定層と従業員がともに考え最適解の導出を行えるように施行の工夫をすることにより，効果が得られる可能性がある．しかし，「考える倫理」の施策の導入に際してボトルネックとなるのは，意思決定者による「担保としてのリーダーシップ」が発揮されないことである．また，情報発信主体での倫理施策として組み込む一つの可能性として，定期的なミニ・ケース・メソッドの試行検討を提示した．

ここで，第３章で導出した情報生成倫理の開始点について，これを第１章での西垣の理論と比較すると，生命情報の中から人間の生活に必要な情報として取り出すものを社会情報と捉えたが，第３章で示すアイデアが具現化したものもいわゆる社会情報の１つとなる．このように理解すれば，生命情報を基に，社会情報が誕生した時，そこが情報生成倫

理の開始点であるといえる．つまり「情報生成倫理は，社会情報として認識された時点がその開始点」というシンプルな回答を導出することができる．さらに，人間には知識や教育，習慣や見聞きしたこと以外の全く知らないことをいわれても，自分の経験や知識などの過去の記憶や経験を素材として想像力を働かせることはできるが，全く知らないことを瞬時にしかも完全に理解するのは困難である．そのため，受信した情報を正確無比に完璧に頭のなかで復元することもまた困難である．故に頭の中での復元性能には完全性が欠落している．よって情報生成倫理の終点は人間の思考直前の具現化したもの，あるいは行為や行動ということになるのである．

この第１章と第３章から導いた「情報生成倫理は，社会情報として認識された時点がその開始点」という主張に，さらに第5章のアイデアと著作権の関係から導いた結果を加えると情報生成倫理は，社会情報として認識された時点がその開始点であり，その表現されたものには倫理が宿るということになるのである．

２．本研究の結論

本研究は，情報セキュリティの「新たな価値」として，情報が生成される過程も情報セキュリティの及ぶ範囲であることを明確にした．この情報が生成される過程に着目し，「情報生成過程における倫理（情報生成倫理）」の探求を目的とした．その結果，情報生成倫理とは，アイデアが具現化もしくは行為や行動におよんだ時を開始点とする．それは西垣博士のいう生命情報（life information）から社会情報（social information）に転化する点を意味する．同様に情報発信主体から情報受信者に伝達された情報は，その情報が人間の思考段階に入る直前までの具現化されたものや行為・行動が情報生成倫理の終点を意味する．つまり，アイデアが具現化もしくは行為や行動として表現されたとき，そこには自ずと倫理が宿ることとなる．

マスメディアなどの情報発信主体は客観的な情報を提供しようとするが，それは情報発信主体による主観的な判断が入ったものであり，「主観的に判断した客観的な情報配信という機能」である「主観的客観性」からは逃れることができない．また，情報を扱う人のリテラシーとして，一次情報の取材者には，相容れない責任倫理と信条倫理の間で，どちらかの倫理を選択しなければならないことが判明した．また，そのような過程を経て表現されたコンテンツ[1]も，他の著作の翻案や，無断での編集など，その著作権を阻害したものであってはならない．情報発信主体でコンテンツの制作に携わる者は，倫理的な志向を適宜考える能力を磨いておく必要がある．そのために，倫理を組織に浸透させる方法として，実例ケース・メソッドを用いた方法を考案し，この実践が，倫理的な能力を形成する上で有効であることを論じた．倫理的な問題は，個々の立場や見方により解は１つとは限らない．また，ルールを厳格に守ることが，必ずしも倫理的に正当であるとはいえない．倫理的課題の解決の糸口に，自ら「考える倫理」が必要であり，そのツールとして文化道徳的・行動（経済）的自由度の座標平面を個人，組織（企業），社会の３つの位相関係から考察するという分析軸を，意識しなくとも感じ取れる仕掛けとして，倫理浸透はかる施策を考案した．これは一般的な組織に適用したものではあるが，情報発信主体における情報生成過程においても同様に機能させることは可能である．情報発信主体で働く個人，組

[1] 写真，音声，映像等を含む．

織（企業），そして発信した情報で繋がる社会におよぶ倫理を俯瞰して，あたかも組織における意思決定者になったと仮定して考え抜くことは，情報発信主体における倫理の確立にむけて機能すると思われる．その導入の手始めとして，定期的なミニ・ケース・メソッドの運用が期待される．その実践のためには，制作環境における多様な背景をもった担当者による意見の表明や議論の場，およびその場の活性化が，何よりも倫理性を担保できる手段となり，情報発信主体での倫理確立への強力な推進力として効果を発揮することが可能となるであろう．

マクルーハンの「メディアはメッセージである」という主張は，現在においてもコンテンツの二次利用や海外展開，記録媒体の世代交代など，未だにその主張は生きている．番組コンテンツの内容は，記録媒体という器を取り替えながら順次，後世に伝わっていく，伝える内容は変化せずともメッセージはアナログ情報からデジタル情報などに進化を遂げていく．その伝える内容には，必ず制作時の情報生成倫理も宿っているのである．しかし，海外展開に関しては，権利処理がその障害の１つの要因となっている．権利処理業務の効率化への動きはあるが，その効果が海外展開の迅速化に実際につながるかが期待されている段階にある．これに対しインターネットの発展と普及は，コンテンツの流通をはじめ，情報発信主体を巡る環境をさまざまに変容させてきている．そのなかで，情報発信主体と情報受信者間の「情報の非対称性」に関しても，一部であるが，情報受信者によって情報発信主体の編集能力等を把握する機会を得ることも可能になってきた．情報発信主体による情報の加工・圧縮・編集の能力が，情報受信者からの情報に対する信頼性の根幹に関わっていると捉えると，情報生成倫理はその信頼性に寄与していると理解でき得るのである．

第３節　本研究の貢献

本研究の貢献としては，大きな３つの新規性（独創性）を有していることにある．１つは，情報生成過程も情報セキュリティの守備範囲であることを明確にしたことである．本研究では，ある不祥事事例を参考に，情報が発信される前段階での漏えいは，情報生成過程における情報セキュリティの守備範囲であると論じた．また，「情報生成過程における倫理」には「情報を生成するための素材に関する倫理」と「情報を適切に扱うためのリテラシー」の必要性を導出している．

２つ目は，文化道徳的自由度を縦軸に，行動（経済）的自由度を横軸にした，倫理的な特性を表す座標面を用いて，対象者（組織）の倫理的な傾向をみる方法を論じた点である．この座標面は，個人，組織（企業），社会の３つの層を持ち，この３層間の位相関係をみることで，倫理的な判断を可能とする分析軸を提供している．

この分析軸の概念を施策の中に落とし込んだものが，第６章に提示した「考える倫理」のプロトタイプである．日常の自分の役割と異なる，組織の意思決定者になったと仮定して倫理的な事象にどのように対処していくのか，それを他者との議論を通じて自分の頭で考えぬくことを定期的に行い，予防保全を行う仕掛けである．組織の意思決定者は，組織内のことはもちろん，組織としてのあり様も考慮し，また組織のステークホルダーへの説

明責任も必要である．この倫理を組織に浸透させる方法の実践が，新規性（独創性）の３つ目なのである．従業員倫理規程や従業員行動規程など，規則を組織縦断的に統制する方法と違い，実例のケース・メソッドを用いて，議論の活性化を行うことで，組織横断的に解決する施策の有効性を示した．

第４節　今後の研究課題

本研究では，文化道徳的自由度を縦軸に，行動（経済）的自由度を横軸にした，倫理的な特性を表す座標面と，個人，組織（企業），社会の３つの層を，倫理的な判断を可能とする分析軸の１つとして提案している．しかし，現状においては概念として利用しており，これが今後指標化として応用でき得るものであるのか，更なる研究と検証が必要である．

また，本来は情報発信主体に組み込もうと意図していた「考える倫理」の施策は，現実には，まだ情報発信主体そのものに実施されるにはいたっていない．今後，具体的に導入できるだけの詳細な仕掛けを考える必要がある．

次に，情報生成倫理が，社会情報として活用される情報として生成されたことを開始点と捉えると，例えば遺伝子情報なども，人間によりその存在が理解される「情報」となった時から，情報生成倫理の守備範囲に入ってくることを意味する．したがって，遺伝子操作で新しいものを生成することも，遺伝子情報の操作として情報生成倫理の範疇と捉えると，情報生成倫理は，本研究で対象としてきた番組コンテンツだけにとどまらず，医療情報生成倫理をはじめ多くの分野の情報生成にかかわる倫理として展開できるのではないだろうか．それらの分野に共通する情報生成倫理と，それらの分野特有の情報生成倫理を探求していく必要があるだろう．

これらの研究課題の究明を通して，更なる情報生成倫理の体系化を目指していくとともに，そのことが情報学，情報倫理学等の貢献につながるよう，今後もこれらの課題を含めた情報に関わる研究に果敢に取り組んでいきたい．

参考文献

会田和弘（2009）佐々木良一監修『情報セキュリティ入門』共立出版.

青柳幸一（2007）「記者の取材源秘匿をめぐる最高裁決定」，『法律のひろば』2007年5月号，ぎょうせい.

赤木昭夫（2006）『反情報論』岩波書店.

秋山隆平（2007）『情報大爆発　コミュニケーション・デザインはどう変わるか』宣伝会議.

明野吉成（1993）「科学技術情報政策とNIST構想の現状」情報の科学と技術43巻6号，情報科学技術協会.

麻田真衣，風間直樹，山田俊浩，肥田美佐子，Ayako Jacobsson，杉山未記，下村恵（2010）「混迷する現代社会を生きるビジネスパーソンのための実践的「哲学」入門」週刊東洋経済 第6273号，東洋経済新報社.

阿部浩二編著，阿部浩二，木村豊，国谷史朗，古家野泰也，谷奥孝司，野一色勲，齋藤浩子（1998）『音楽・映像著作権の研究』学際図書出版.

井崎正敏（2006）『倫理としてのメディア』ＮＴＴ出版.

石津勝馬，林紘一郎（1972）『データ通信による流通システムの設計』日本経営出版会.

石田英夫（1994）「第１章　日本企業のグローバル化と国際人事の基本問題」，石田英夫編著（1994）『国際人事』中央経済社.

伊丹啓之（2005）「第１章　場の論理序説」，一橋大学日本企業研究センター編（2005）『日本企業研究のフロンティアＩ』有斐閣.

稲葉宏幸（2004）「第１章　電子透かしとは何か　-使用形態と耐性評価-」，画像電子学会編　小松尚久，田中賢一監修（2004）『電子透かし技術 ディジタルコンテンツのセキュリティ』東京電機大学出版局.

井上宏（2004）『情報メディアと現代社会』関西大学出版部.

猪熊建夫（2011）『ジャーナリズムが亡びる日』花伝社.

今井賢一（1984）『情報ネットワーク社会』岩波書店.

今橋映子（2008）『フォト・リテラシー』中公新書.

今道友信（1982）「想像力の機能と構造」，今道友信編（1982）『藝術と想像力』東京大学出版会.

今道友信（1990）『エコエティカ』講談社.

今道友信（2011）『未来を創る倫理学　エコエティカ』昭和堂.

植松友彦（2007）「シャノン理論　-通信路符号化定理の今昔-」Fundamentals Review Vol.1，No.1，電子情報通信学会.

上村圭介（2005）「第２章 クリエイティブ・コモンズとは何か」（ローレンス・レッシグ，林紘一郎，椙山敬士，若槻絵美，上村圭介，土屋大洋（2005）『クリエイティブ・コモンズ』NTT出版．）

梅棹忠夫（1969）『知的生産の技術』岩波書店.

梅棹忠夫（1999）『情報の文明学』中央公論新社.

梅津光弘（2002）『ビジネスの倫理学』丸善.

梅津光弘（2003）「企業倫理とマネジメント」クオリティマネジメント　2003年5月号（通号702），日本科学技術連盟.

梅津光弘（2004）「第１章　アメリカにおける企業倫理論」，中村瑞穂編著（2004）『企業倫理と企業統治』文眞堂.

梅津光弘（2007）「経営倫理教育におけるケース・メソッドの方法と意味」日本経営倫理学会誌第14号，2007年3月，日本経営倫理学会.

遠藤功（2005）『見える化』東洋経済新報社.

大石泰彦（2004）『メディアの法と倫理』嵯峨野書院.

太田肇（1994）『日本企業と個人』白桃書房.

大谷卓史（2013）「過去からのメディア論　桃中軒雲右衛門事件」情報管理 Vol.56, No.8, 科学技術振興機構.

大谷康祐（2006）「NHKアーカイブスの現状と未来展望」学習情報研究　通号191号　2006年7月号，学習ソフトウェア情報研究センター.

岡崎文明，日下部吉信，杉田正樹，竹田純郎，榊原哲也，服部健二，中釜浩一，谷徹（1994，2010）『西洋哲学史　―理性の運命と可能性―』昭和堂.

岡本浩一，鎌田晶子（2006）『属人思考の心理学』新曜社.

岡本浩一（2007）「組織風土の属人思考と職業的使命感」『日本労働研究雑誌』労働政策・研究機構，No.565.

沖野修也（2011）『フィルター思考で解を導く』フォレスト出版.

奥武則（2004）「「悪いニュース」は「いいニュース」　―「環境ホルモン」報道の一検証―」，『社会志林』法政大学社会学部学会，51(1)号（通号179）.

奥田良胤（2009）「第X章　放送番組と放送倫理」，島崎哲彦，池田正之，米倉律編著（2009）『放送論』学文社.

奥村昭博（2004）『組織管理』英国国立ウェールズ大学経営大学院遠隔制プログラム.

小野厚夫（2005）「情報という言葉を訪ねて（1）」情報処理46巻4号，情報処理学会.

加護野忠男，野中郁次郎，榊原清則，奥村昭博（1983）『日米企業の経営比較』日本経済新聞社.

柏倉康夫（2002）『マスコミの倫理学』丸善.

金子晴勇（1987）『倫理学講義』創文社.

鎌田晶子，上瀬由美子，宮本聡介，今野裕之，岡本浩一（2003）「組織風土による違反防止　–『属人思考』の概念の有効性と活用–」社会技術研究論文集，Vol.1, 社会技術研究会.

川喜田二郎（1993）『創造と伝統』祥伝社.

岸博幸（2010）『ネット帝国主義と日本の敗北』幻冬舎.

北上始（2004）「第１章　情報とコミュニケーション」，情報処理学会編（2004）『情報と社会』オーム社.

木村進一（2005）「私の英語学習法(2) –ハーバード・ロースクール紙上留学断章–」パテント Vol.58 No.4，広報センター会誌編集部，日本弁理士会.

久保田洋志（2012）「第１章　見える化の基本的考え方」，久保田洋志編著　井上善海，世良哲，田部信雄，福原一博（2012）『見える化があなたの会社を変える』日本規格教会.

熊野純彦（2009）『メルロ＝ポンティ』NHK出版.

黒田功（2005）「はじめに」，黒田功編（2005）『送り手のメディアリテラシー』世界思想社.

久新大四郎（2012）『実務対応　事故前提社会のリスクコミュニケーション』レクシスネクシス・ジャパン株式会社.

香月正宏，荒川博之，高井良輔（2011）「ファイルベースへ進化する映像アーカイブシステム」NEC技報　Vol.64．No. 3, NEC.

郷原信郎（2005）「官公庁における戦略的コンプライアンス」季刊コーポレートコンプライアンス　第３号，桐蔭横浜大学コンプライアンス研究センター.

郷原信郎（2007）『「法令遵守」が日本を滅ぼす』新潮社.

小滝晃（2009）「国土交通省近畿地方整備局のコンプライアンスへの取組み」日本経営倫理学会関西研究部会資料.

小滝晃（2010）「第４章　国土交通省近畿地方整備局の取り組み　ー組織の健康づくりー」，吉川吉衛，大谷秀幸，高野一彦，小滝晃，吉田良夫（2010）『企業と法を見る目に確かさを』成文堂.

後藤俊夫（2003）「情報の効果的な分析と活用について」情報の科学と技術53巻1号，情報科学技術協会.

齋藤孝（2011）『齋藤孝のざっくり！西洋思想』祥伝社.

笹井和郎編著（2004）『変容する現代倫理（改訂版）』原書房.

篠澤和久（2010）「序章「倫理／倫理学」の基本問題」，篠澤和久，馬渕浩二編（2010）『倫理学の地図』ナカニシヤ出版.

白取春彦監修（2010）『図解「哲学」は図で考えると面白い』青春出版社.

鈴木みどり（1997）「第１章　メディア・リテラシーとはなにか」，鈴木みどり編（1997）『メディア・リテラシーを学ぶ人のために』世界思想社.

関取嘉浩（2004）「情報セキュリティマネジメントの確立とセキュリティ文化の創造」知的資産創造 2004年6月号，野村総合研究所コーポレートコミュニケーション部.

外山滋比古（2010）『アイディアのレッスン』筑摩書房.

竹内均（1988）「解説」，今井茂雄訳（1988）『アイデアのつくり方』阪急コミュニケーションズ.

竹田青嗣（2008）『知識ゼロからの哲学入門』幻冬舎.

竹田青嗣（2012）『完全解読　フッサール「現象学の理念」』講談社.

竹之内禎（2003）「カプーロの解釈学的情報学」思想，No.6，岩波書店.

田代光輝，服部哲（2013）『情報倫理』共立出版.

田中宏司（2005）『コンプライアンス経営　新板』生産性出版.

田中一（2001）「第１部 社会情報学の基礎」， 田中一編（2001）『社会情報学』培風館.

田原総一朗，佐藤優，宮崎学（2012）『日本人のための新「幸福論」』三笠書房.

柘植尚則（2010）『プレップ倫理学』弘文堂.

辻井重男（1993）「展望　-情報セキュリティ総合科学の確立を-」テレビジョン学会誌　Vol.47　No.2，テレビジョン学会.

津田真澂（1994）『日本の経営文化』ミネルヴァ書房.

土屋俊（2011）『第５巻　デジタル社会の迷いと希望』くろしお出版.

坪田知己（2009）『2030年　メディアのかたち』講談社.

遠山暁（2003）「第１章 経営情報論の基礎」， 遠山暁，村田潔，岸眞理子（2003）『経営情報論』有斐閣.

独立行政法人 情報処理推進機構（2009）土井範久監修『情報セキュリティ教本　改訂版』実教出版.

戸村智憲（2008）『リスク過敏の内部統制はこう変える！』出版文化社.

鳥越俊太郎（2002）『報道は欠陥商品と疑え』ウエイツ.

直江清隆，越智貢（2012）『正義とは』岩波書店.

中正樹（2006）『「客観報道」とは何か』新泉社.

中西裕（2012）「第２章　　レファレンスサービスの理論と実際」，中西裕，松本直樹，伊藤民雄（2012）『情報サービス論及び演習』学文社.

中野千秋（2004）「組織における個人の倫理的意思決定」組織科学 Vol.37 No.4，白桃書房/組織学会.

永松博志（2005）修士論文『企業倫理における価値共有型志向の構築　–企業倫理への新たなアプローチ–』英国国立ウェールズ大学経営大学院MBAプログラム.

永松博志（2007）「企業倫理における価値共有型志向の構築　–企業倫理への新たなアプローチ–」日本経営倫理学会誌第14号，2007年3月，日本経営倫理学会.

永松博志（2008）「経営倫理と専門職倫理について　―ジャーナリストを事例に―」日本経営倫理学会誌第15号，日本経営倫理学会.

永松博志（2010）博士論文『企業の指導原理と倫理　～企業倫理論の射程を求めて～』長崎大学大学院.

長山泰介（1983）「情報という言葉の起源」ドクメンテーション研究33巻９号，情報科学技術協会.

中山信弘（2007）『著作権法』有斐閣.

七沢潔（2013）「アーカイブ番組を大学教育にいかす（第1回）映像が「読み込まれる」とき」放送研究と調査 第63巻8号，NHK放送文化研究所.

名和小太郎（2004）『ディジタル著作権』みすず書房.

名和小太郎（2005）『情報セキュリティ』みすず書房.

難波誠一（1988）「放送における情報セキュリティ」テレビジョン学会誌 Vol.42 No.12，テレビジョン学会.

西垣通（2004）『基礎情報学』NTT出版.

西垣通（2005）『情報学的転回』春秋社.

西垣通，竹之内禎訳（2007）『情報倫理の思想』NTT出版.

西垣通（2008）『続 基礎情報学』NTT出版.

日本工業標準調査会（2006a）『情報技術　ーセキュリティ技術ー　情報セキュリティマネジメントの実践のための規範　JIS Q 27002:2006 （ISO/IEC 17799:2005）』日本規格協会.

日本工業標準調査会（2006b）『情報技術　ーセキュリティ技術ー　情報通信技術セキュリティ・マネジメントー第１部：情報通信技術セキュリティマネジメントの概念及びモデル　JIS Q 13335-1:2006 （ISO/IEC 13335-1:2004）』日本規格協会.

日本図書館情報学会用語辞典編集委員会編（2007）『図書館情報学用語辞典　第３版』丸善.

浜崎孝幸（1995）「放送におけるセキュリティ技術」テレビジョン学会誌 Vol.49 No.12，テレビジョン学会.

濱田純一（1999）「社会情報学とは何か」，東京大学社会情報研究所編（1999）『社会情報学 Ｉ システム』東京大学出版会.

春木良且（2004）『情報って何だろう』岩波書店.

林紘一郎（2009）「第３章 引用可能な著作物と引用類似の行為」，林紘一郎，名和小太郎（2009）『引用する極意 引用される極意』勁草書房.

林紘一郎（2011）「序章　セキュリティ経営」，林紘一郎，田川義博，淺井達雄（2011）『セキュリティ経営』勁草書房.

林雄二郎（2007）『情報化社会』（復刻版初版）オンブック.

福井健策（2005）『著作権とは何か』集英社.

福井健策編，福井健策，二関辰郎（2006）『ライブ・エンタテインメントの著作権』社団法人著作権情報センター.

福井健策編，内藤篤，升本喜郎（2007）『映画・ゲームビジネスの著作権』社団法人著作権情報センター.

福島裕斗，桝井文人，Ptaszynski Michal，中島陽子，渡辺佳祐，河石良太郎，新田大征，佐藤亮弥（2013）「SNSからの１次情報自動抽出に向けた表層的言語情報の分析」情報処理北海道シンポジウム2013，情報処理学会北海道支部.

藤森三男，榊原貞夫，佐藤和（1997）『ハイブリッド・キャピタリズム』慶應義塾大学出版会.

二神恭一編著（1997）『新版　ビジネス・経営学辞典』中央経済社.

札野順（2009）「技術者倫理教育と技術系学協会の役割　–価値共有型倫理プログラムの構築を目指して–」土木学会教育論文集 Vol.1, 1-5，2009年３月，土木学会.

フリーマン，ダグラス K.（2003）『リーガル・エリートたちの挑戦　–コロンビア・ロースクールに学んで–』（商事法務）[1].

星野崇宏，荒井一博，平野茂実，柳澤秀吉（2008）「組織風土と不祥事に関する実証分析」一橋経済学　第2巻第2号，一橋大学経済学研究科.

前川寛（2003）『リスクマネジメント』ダイヤモンド社.

前澤猛（2005）「訳者あとがき」,C・J・ベルトラン（2005）『メディアの倫理と説明責任制度』明石書店.

正村俊之（2000）『情報空間論』勁草書房.

増田雅史（2012）「第１章　コンテンツ法制の中核としての著作権法」，増田雅史，生貝直人（2012）『デジタルコンテンツ法制』朝日新聞出版.

水谷雅一（2000）『経営倫理学の実践と課題』白桃書房.

三戸公（1994）『随伴的結果　―管理の革命―』文眞堂.

三戸岡耕二（2003）「スイカ写真事件感想」APA著作権レポートVol.2，社団法人日本広告写真家協会.

美ノ谷和成（1998）『放送メディアの送り手研究』学文社.

宮澤淳一（2008）『マクルーハンの光景 メディア論がみえる』みすず書房.

村田潔（2004）「序章　情報倫理という問題意識」，村田潔編　経営情報学会情報倫理研究部会著（2004）『情報倫理　インターネット時代の人と組織』有斐閣.

室井尚，吉岡洋（1993）『情報と生命』新曜社.

本橋春紀（2011）「第８章　放送倫理・人権」向後英紀，古田尚輝（2011）『放送十五講』学文社.

矢野直明，林紘一郎（2008）『倫理と法　–情報社会のリテラシー–』産業図書.

山川修，田中武之，菊沢正裕（2001）『情報リテラシー』森北出版.

山田孝雄（2004）『新訂　倫理学概説』原書房.

山田敏之，中野千秋（2006）「第２論文 企業倫理の制度化と組織風土 ―企業倫理確立に向けてのコンティンジェンシー・アプローチ―」文部省科学研究費補助金研究成果報告書『日本における企業倫理制度化と管理者の倫理観』.

横田祐次（2003）「第２章　企業の実務的課題」，KPMGビジネスアシュアランス著（2003）『コンプライアンス・マネジメント』東洋経済新報社.

吉浦裕（2000）「第６章　コピーを防止する電子透かし技術」，佐々木良一，吉浦裕，手塚悟，三島久典共著（2000）『インターネット時代の情報セキュリティ』共立出版.

吉川吉衛（2007）『企業リスクマネジメント』中央経済社.

吉田民人（1990）「情報・情報処理・自己組織性」組織科学 Vol.23 No.4，白桃書房/組織学会.

渡部明（2008）「序章　情報とメディア倫理の射程」，渡部明，長友敬一，大屋雄裕，山口意友，森口一郎（2008）『情報とメディアの倫理』ナカニシヤ出版.

渡辺武達（2004）「メディアの倫理と社会的責任」，渡辺武達，松井茂記編『メディアの法理と社会的責任』ミネルヴァ書房.

渡辺弘見（1990）「情報の対象・ニーズの変化–三次情報」情報管理33巻2号，科学技術振興機構.

[1] フリーマンは1966年日本生まれで，都立戸山高校卒，東京大学法学部卒1993年司法試験合格．本書は1999年コロンビア・ロースクール留学の体験を記している．本書は日本語で書かれており，英語版原書らしき書籍は2012年10月現在，出版されていないため，日本語文献，著者名カナ表記として記載している.

Adorno, Theodor W.(1963,1996) PROBLEME DER MORALPHILOSOPHIE, Suhrkamp Verlag Frankfurt am Main.（船戸満之訳（2006）『道徳哲学講義』作品社．）

Agular, Francis J.（1994）MANAGING CORPORATE ETHICS, Oxford University Press, Inc.（水谷雅一監訳（1997）『企業の経営倫理と成長戦略』産能大学出版部．）

Ashforth, Blake E., Gioia, Dennis A., Robinson, Sandra L., Trevino, Linda K. (2008) “Re-viewing Organizational Corruption”, Academy of Management Review, Vol.33, No.3, pp.670-684.

Barnard, Chester Irving（1938）THE FUNCTIONS OF THE EXECUTIVE, Harvard University Press.（山本安次郎訳（1968）『経営者の役割』ダイヤモンド社．）

Bateson, G.（2000）Steps to an Ecology of Mind, University of Chicago Press, Inc.

Bazerman, Max H., Watkins, Michael D. (2004) PREDICTABLE SURPRISES: The Disasters You Should Have Seen Coming, and How to Prevent Them, Harvard Business Press, Massachusetts.（奥村哲史訳（2011）『予測できた危機をなぜ防げなかったのか？』東洋経済新報社．）

Bertrand, Claude-Jean（1999）LA DEONTOLOGIE DES MEDIA, Presses Universitaires de France.（前澤猛訳（2005）『メディアの倫理と説明責任制度』明石書店．）

Capurro, Rafael（2006） Towards an ontological foundation of information ethics, Ethics and Information Technology, Vol. 8, No. 4, pp. 175-186.（西垣通，竹之内禎訳（2007）『情報倫理の思想』NTT出版．）

Collins, Jim（2001）GOOD TO GREAT, Curtis Brown Ltd.（山岡洋一訳（2003）『ビジョナリー・カンパニー②飛躍の法則』日経BP出版センター．）

Comte, Auguste（1844）DISCOURS SUR L’ESPRIT POSITIF（田辺寿利訳（1938，2003）『実証的精神論』岩波書店．）

COSO（1992）the original four-volume COSO report.

COSO（1994a）Internal Control-Integrated Framework, Two-volume edition.（トレッドウェイ委員会組織委員会／鳥羽至英，八田進二，高田敏文訳（1996）『内部統制の統合的枠組み　理論篇』白桃書房．）

COSO（1994b）Internal Control Evaluation tools, Two-volume edition.（トレッドウェイ委員会組織委員会／鳥羽至英，八田進二，高田敏文訳（1996）『内部統制の統合的枠組み　ツール篇』白桃書房．）

COSO（2004）Enterprise Risk Management-Integrated Framework.（八田進二監訳／中央青山監査法人訳（2006）『全社的リスクマネジメント　フレームワーク篇』東洋経済新報社．）

COSO（2013）Internal Control-Integrated Framework.

Cressey, Donald R.（1953） Other People's Money: A Study in the Social Psychology of Embezzlement, Free Press.

Descartes, René（1637）Discours de la Méthode.（谷川多佳子訳（2001）『方法序説』岩波書店．）

Drucker, Peter F.（1995）MANAGING IN A TIME OF GREAT CHANGE, Truman Talley Books.（上田惇生，佐々木実智男，林正，田代正美訳（1995）『未来への決断』ダイヤモンド社．）

Entman,R.（1989）Democracy without citizens, Oxford University Press.

Floridi, Luciano（2006） Information Ethics: Its Nature and Scope, SIGCAS Computers and Society, Vol. 36, No. 3, pp. 21-36.（西垣通，竹之内禎訳（2007）『情報倫理の思想』NTT出版．）

Freeman, R. Edward., Gilbert, Daniel R. Jr.（1988）CORPORATE STRATEGY AND THE SERCH FOR ETHICS, 1st Edition, Prentice Hall,Inc.（笠原清志訳（1998）『企業戦略と倫理の探求』文眞堂．）

Girgenti, Richard H., Hedley, Timothy P.（2011）MANAGING THE RISK OF FRAUD AND MISCONDUCT, The McGraw-Hill Companies, Inc.（知野雅彦監訳，KPMG FASフォレンジング部門訳（2012）『不正・不祥事のリスクマネジメント』日本経済新聞出版社．）

Heidegger, Martin (1927) Sein und Zeit, Halle.（原佑, 渡邊二郎訳（2003, 2007）『存在と時間Ⅰ』中央公論新社. 原佑, 渡邊二郎訳（2003）『存在と時間Ⅱ』中央公論新社. 原佑, 渡邊二郎訳（2003）『存在と時間Ⅲ』中央公論新社.）

Henle, Christine A. (2006) “Bad Apples or Bad Barrels? A Former CEO Discusses the Interplay of Person and Situation With Implications for Business Education”, Academy of Management Learning & Education, Vol. 5, No.3, pp.346-355.

Husserl, Edmund Gustav Albrecht (1950) IDEEN ZU EINER REINEN PHANOMENOLOGIE UND PHANOMENOLOGISCHEN PHILOSOPHIE, Erstes Buch, Allegemeine Einfuhrung in die reine Phanomenologie （渡辺二郎訳（2013）『イデーンI-I 純粋現象学と現象学的哲学のための諸構想　第1巻　純粋現象学への全般的序論』第15刷，みすず書房.）

Husserl, Edmund Gustav Albrecht (1958) Die Idee der Phänomenologie, Maritnus Nijhoff, Haag.（長谷川宏訳（2003）『現象学の理念』作品社.）

Kuppers, Bernd O.(1986)DER URSPRUNG BIOLOGISCHER INFORMATION: Zur Naturphilosophie der Lebensentstehung. （品川嘉也監訳，松田裕之，瀬野裕美訳（1991）『遺伝子は遊戯する　生命の起源と情報科学』マグロウヒル.）

Lessig, Lawrence（2005）「第１章 自由な文化に向けて」（ローレンス・レッシグ，林紘一郎，椙山敬士，若槻絵美，上村圭介，土屋大洋（2005）『クリエイティブ・コモンズ』NTT出版.）

Levine, Michael（2005）BROKEN WINDOWS, BROKEN BUSINESS, Warner Books, Inc.（佐藤桂訳（2006）『「壊れ窓理論」の経営学』光文社.）

Machlup ,F.（1962） The Production and Distribution of Knowledge in the United States,（高橋達男，木田宏監訳（1969）『知識産業』産業能率大学出版部.）

Macintyre, Alesdair（1966）A SHOTR HISTORY OF ETHICS, Routledge & Keganpaul.（菅豊彦，岩隈治子，甲斐博見，新島龍美訳（1985）『西洋倫理思想史（上）』九州大学出版会，井上義彦，柏田康史，東城国裕，岩隈敏訳（1986）『西洋倫理思想史（下）』九州大学出版会.）

McLuhan, Marshall（1964）UNDERSTANDING MEDIA: The Extensions of Man, McGraw-Hill Book Company, New York.（栗原裕，河本仲聖共訳（2006）『メディア論　人間の拡張の諸相』第18刷　みすず書房.）

McLuhan, Marshall, & McLuhan, Eric（1988）Laws of Media: the New Science, University of Toronto Press.（中澤豊訳（2002）『メディアの法則』NTT出版.）

McNair, Brian（1998）THE SOCIOLOGY OF JOURNALISM, Bloomsbury Publishing PLC. （小川浩一，赤尾光史監訳（2006）『ジャーナリズムの社会学』リベルタ出版.）

Merleau-Ponty, Maurice (1945) La Phénoménologie de la perception, Gallimard, Paris.（竹内 芳郎, 小木 貞孝訳（1967, 1996）『知覚の現象学１』みすず書房. 竹内 芳郎, 木田 元, 宮本忠雄訳（1974, 1997）『知覚の現象学２』みすず書房.）

Mills, Daniel Quinn (2003) WHEEL, DEAL, AND STEAL: deceptive accounting, deceitful CEOs, and ineffective reforms, Prentice Hall/Financial Times.（林大幹訳（2004）『アメリカCEOの犯罪』シュプリンガー・フェアラーク東京（株）.）

Nonaka, Ikujiro., Takeuchi, Hirotaka (1995) THE KNOWLEDGE-CREATING COMPANY: How Japanese Companies Create The Dynamics Of Inovation, Oxford University Press, Inc.（野中郁次郎・竹内弘高著 梅本勝博訳（2010）『知識創造企業』第13刷 東洋経済新報社.）

Paine, Lynn Sharp (1994) “Managing for Organizational Integrity”, Harvard Business Review, p.113., The President and Fellows of Harvard College.

Paine, Lynn Sharp (1997) CASE IN LEADERSHIP, ETHICS, AND ORGANIZATIONAL INTEGRITY: AStrategic Perspective, The McGraw-Hill Companies, Inc.（梅津光弘・柴柳英二訳（2004）『ハーバードのケースで学ぶ企業倫理』慶応義塾大学出版会.）

Poincare, Jules Henri（1908）SCIENCE ET METHODE（吉田洋一訳（1953）『改訳　科学と方法』岩波書店．）

Rachels, James（1986, 1993, 1999）THE ELEMENTS OF MORAL PHILOSOPHY, The McGraw-Hill Company, New York.（小牧徳生, 次田憲和訳（2003, 2006）『現実をみつめる道徳哲学』晃洋書房．）

Rachels, James（1997）CAN ETHICS PROVIDE ANSWERS ?, Rowman & Littlefield Publishers.（小牧徳生, 次田憲和訳（2011）『倫理学に答えはあるか』世界思想社．）

Sandel, Michael J. （2009）JUSTICE: What's the Right Thing to Do?, Farrar Straus & Giroux.（鬼澤忍訳（2010）『これからの「正義」の話をしよう いまを生き延びるための哲学』早川書房．）

Schein, Edgar H. (1999) THE CORPORATE CULTURE SURVIVAL GUIDE, Jossey-Ball Inc.（金井壽宏監訳（2004）『企業文化　生き残りの指針』白桃書房．）

Shannon, Claude E., Weaver, Warren（1949）THE MATHEMATICAL THEORY OF COMMUNICATION, The University of Illinois Press.（植松友彦訳（2009）『通信の数学的理論』筑摩書房．）

Shermer, Michael (2007) "Bad Apples and Bad Barrels.", Scientific American, Vol. 297 Issue 2, p34-36.

Toffler, Alvin（1980）THE THIRD WAVE, Bantam Books.（徳山二郎監修，鈴木健次，桜井元雄他訳（1980）『第三の波』日本放送出版協会．）

Trevino, Linda Klebe., Youngblood, Stuart A.(1990) "Bad Apples in Bad Barrels: A Causal Analysis of Ethical Decision-Making Behavior", Journal of Applied Psychology, Vol.75, No.5, pp.378-385., the American Psychological Association, Inc.

Trevino, L. K., Weaver, G. R.(2003) Managing Ethics in Business Organizations, Stanford University Press.

Turow, Scott (1977) ONE L, Farrar, Straus and Giroux.

Weaver, G. R., Trevino, L. K. (1999) "Compliance and Value Oriented Ethics Programs: Influences on Employees' Attitudes and Behavior", Business Ethics Quarterly, Volume 9. Issue 2, pp.315-335.

Weber, Max（1919）Politik als Beruf（中山元訳（2009）『職業としての政治／職業としての学問』日経BP社．）

Webster, Frank (1995) THEORIES OF THE INFORMATION SOCIETY, Routledge, London.（田畑暁生訳（2001）『「情報社会」を読む』青土社．）

Weizsäcker, Carl Friedrich Freiherr von（1986）「まえがき」,Kuppers, Bernd O.(1986)DER URSPRUNG BIOLOGISCHER INFORMATION: Zur Naturphilosophie der Lebensentstehung.（品川嘉也監訳，松田裕之，瀬野裕美訳（1991）『遺伝子は遊戯する　生命の起源と情報科学』マグロウヒル．）

Young, James Webb（1975）A TECHNIQUE FOR PRODUCING IDEAS, NTC Business Books.（今井茂雄訳（1988）『アイデアのつくり方』阪急コミュニケーションズ．）

Young, Stephen (2003) MORAL CAPITALISM, Berrett-Koehler Publishers.（経済人コー円卓会議日本委員会・原不二子監訳（2005）『CSR経営　モラル・キャピタリズム』生産性出版．）

WEB資料

赤松育子（2013）「不正の起こるメカニズム（2013.10.11の記事）」WISDOM, NEC（2014.8.30閲覧）
https://www.blwisdom.com/management/practice/riskmanagement/item/9214-05.html

朝日新聞（2008）「ＮＨＫ記者ら特ダネ悪用　３人が株売買　監視委が調査（2008.1.18の記事）」（2014.5.27閲覧）
http://www.asahi.com/special/080121/TKY200801170173.html

芦屋暁（2011）「最新記事時局レポート　危機に直面した時の情報管理（2011.4.8公開）」東京商工リサーチ（2014.6.4閲覧）
http://www.tsr-net.co.jp/news/situation_before/1211027_1626.html

あずさ監査法人（2012）「日本版SOX法（日本版企業改革法，JSOX法）」（2012.9.17閲覧）
http://www.azsa.or.jp/b_info/keyword/jsox.html

甘粕潔（2012）「不正リスクと内部統制　–COSOの改定案にみる不正抑止の要点–」テクニカルセンター　会計情報，Vol.431, Deloitte Touche Tohmatsu LLC.（2014.9.1閲覧）
https://www.tohmatsu.com/assets/Dcom-Japan/Local%20Assets/Documents/knowledge/ek-pdf/2012ek/ek-2012-jul/jp_kaikeijyoho1207_01_200612.pdf

荒川靖弘（2005）「「クリエイティブ・コモンズ」について（2005.7.24公開）」（2014.6.11閲覧）
http://www.alles.or.jp/~spiegel/docs/cc-about.html

荒竹純一「Netlaw　判例一覧　バレエ公演事件　東京地裁平成10年11月20日判決」（2014.6.15閲覧）
http://www.netlaw.co.jp/hanrei/balletkouen_101120.html

飯沢耕太郎（2008）「コラム　Photologue - 飯沢耕太郎の写真談話　21変容する報道写真（3）（2008.10.17公開）」マイナビニュース（2014.6.6閲覧）
http://news.mynavi.jp/column/photologue/021/

一般社団法人放送コンテンツ海外展開促進機構「BEAJについて」（2014.6.18閲覧）
http://beaj.jp/about.html

伊藤守（2012）「会長挨拶」，一般社団法人社会情報学会（2012.5.3閲覧）
http://www.ssi.or.jp/about/index.html

江崎通彦（2013）「図表２ 注記」,「問題解決」と「課題実現」のための知識から知恵を創りだす方法,（2014.5.10閲覧）
http://dtcn-wisdom.jp/J/1-9-DIKW.pdf

大塚大（2012）「駒沢公園行政書士事務所日記　『Shall we ダンス？』振り付け事件　–著作権 損害賠償請求事件判決（知的財産裁判例集）–（2012年3月30日更新）」（2014.6.15閲覧）
http://ootsuka.livedoor.biz/archives/52258939.html

岡村久道「著作物性 - 著作権法による保護の客体　3「表現したもの」という要件」弁護士法人英知法律事務所（2014.6.18閲覧）
http://www.law.co.jp/okamura/copylaw/chyo03.htm

関西大学図書館「文献の探し方　資料（情報）の種類」（2014.5.24閲覧）
http://web.lib.kansai-u.ac.jp/library/how_to/bunken/kagaku/kagaku01.html

共同通信社（2008a）「北京五輪特集　記事詳細　少女の歌も“口パク”五輪開会式、花火に続き（2008.8.12公開）」（2014.6.8閲覧）
http://www.kyodonews.jp/sports/olympics/beijing/kyodonews/topics2/070415.html

共同通信社（2008b）「北京五輪特集　記事詳細　巨人の足跡花火はＣＧ映像 五輪開会式、１年かけ制作（2008.8.12公開）」（2014.6.8閲覧）
http://www.kyodonews.jp/sports/olympics/beijing/kyodonews/topics2/070173.html

公文俊平（2008）「会長挨拶」，情報社会学会（2012.5.3閲覧）
http://infosocio.org/0811kumon.html

経済産業省 商務情報政策局 情報セキュリティ政策室・情報処理振興事業協会 セキュリティセンター（IPA/ISEC）「情報システム及びネットワークのセキュリティのためのガイドライン：
セキュリティ文化の普及にむけて　新OECD情報セキュリティ・ガイドラインの概要」（2013.10.22閲覧）
http://www.ipa.go.jp/security/fy14/reports/oecd/handout.pdf

公益社団法人著作権情報センター「アメリカ編」
http://www.cric.or.jp/db/world/america.html
http://www.cric.or.jp/db/world/america/america_c1a.html#107

公益社団法人著作権情報センター「フランス編 知的所有権法典に関する1992年7月1日の法律（法律第92-597号）」
http://www.cric.or.jp/db/world/france.html
http://www.cric.or.jp/db/world/france/france_c1.html#122

裁判所・最高裁判例「昭和51(オ)923 損害賠償 昭和55年03月28日 最高裁判所第三小法廷」（2014.7.22閲覧）
http://www.courts.go.jp/search/jhsp0030?hanreiid=53283&hanreiKbn=02
http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/js_20100319121451062181.pdf　…本文

裁判所・知的財産裁判例集「昭和60(ワ)4087　著作権民事訴訟　平成6年07月29日　名古屋地方裁判所」（2014.6.17閲覧）
http://www.courts.go.jp/search/jhsp0010.action
http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/44E37ED0A77F7D1F49256A7600272BA2.pdf　…本文

裁判所・知的財産裁判例集「平成12年(ネ)第750号　著作権侵害差止等請求控訴事件（原審・東京地方裁判所　平成11年(ワ)第8996号）」（2014.6.15閲覧）
http://www.courts.go.jp/search/jhsp0030?hanreiid=12428&hanreiKbn=07
http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/97904D1F8DA29F3F49256AC500233005.pdf　…本文
http://www.courts.go.jp/tenpu/pdf7/97904D1F8DA29F3F49256AC500233005-1.pdf　…別紙１

裁判所・知的財産裁判例集「平成19年(ネ)第10003号 出版差止等請求控訴事件・平成19年(ネ)第10011号 同附帯控訴事件（原審・東京地裁平成18年(ワ)第5007号）平成19年5月17日」（2014.6.17閲覧）
http://www.courts.go.jp/search/jhsp0030?hanreiid=34776&hanreiKbn=07
http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20070606151958.pdf　…本文

裁判所・知的財産裁判例集「平成20年(ワ)第9300号　著作権　損害賠償請求事件（東京地方裁判所　平成24年02月28日）」（2014.6.15閲覧）
http://www.courts.go.jp/search/jhsp0030?hanreiid=82121&hanreiKbn=07
http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120315131855.pdf　…本文

時事ドットコム（2014）「ＮＨＫ、天気予報また誤表示＝長野の降水確率を１年間（2014.4.11の記事）」（2014.5.21閲覧）
http://www.jiji.com/jc/zc?k=201404/2014041100014

社団法人日本医師会「申入書」（2012.4.2閲覧）
http://dl.med.or.jp/dl-med/teireikaiken/20120229_3.pdf

社団法人日本ポストプロダクション協会「ポストプロダクションとは」（2012.3.27閲覧）
http://www.jppanet.or.jp/

社団法人日本民間放送連盟（1997）「日本民間放送連盟　報道指針」（2012.3.28閲覧）
http://www.nab.or.jp/index.php?%CA%FC%C1%F7%CE%D1%CD%FD%2F%C6%FC%CB%DC%CC%B1%B4%D6%CA%FC%C1%F7%CF%A2%CC%C1%20%CA%F3%C6%BB%BB%D8%BF%CB

新日本有限責任監査法人（2013）「2013年改訂版COSO　17の原則と87の着眼点」（2014.8.31閲覧）
http://www.shinnihon.or.jp/services/advisory/risk-advisory/topics/pdf/2013-09-24-04.pdf

総務省（2013a）「放送コンテンツの海外展開（平成25年7月）」（2014.6.19閲覧）
http://www.soumu.go.jp/iicp/chousakenkyu/data/research/survey/telecom/2013/2013broadcasting-contents-exp.pdf

総務省（2013b）「放送コンテンツの海外展開について　資料7（平成25年12月12日）」（2014.6.19閲覧）
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/dai5/siryou7.pdf

総務省（2013c）「放送局の経営分析に関する調査研究」（2014.6.19閲覧）
http://www.soumu.go.jp/iicp/chousakenkyu/data/research/survey/telecom/2013/broadcasting2013.pdf

総務省（2014）「放送コンテンツの海外展開に関する現状分析」（2014.6.19閲覧）
http://www.soumu.go.jp/main_content/000285662.pdf

総務省情報通信政策研究所（2009）『我が国の情報流通量の指標体系と計量手法に関する報告書　ー情報流通インデックス研究会報告書ー』総務省情報通信政策研究所．（2012.4.27閲覧）
http://www.soumu.go.jp/main_content/000030652.pdf

総務省情報通信政策研究所調査研究部（2011）『我が国の情報通信市場の実態と情報流通量の計量に関する調査研究結果（平成21年度）ー情報流通インデックスの計量ー』総務省情報通信政策研究所調査研究部．（2012.4.27閲覧）
http://www.soumu.go.jp/main_content/000124276.pdf

高和法律事務所「近思雑感　～随筆～　第23回：浪曲と裁判」（2014.6.15閲覧）
http://www.tklo.jp/essay/essay23.html

田原総一朗（2011）「【ロングインタビュー】田原総一朗が「震災報道」に見た既存メディアの問題点と可能性」日刊サイゾー（2012.4.19閲覧）
http://news.livedoor.com/article/detail/5489485/

寺林智栄（2014）「コラム　シェアしたくなる法律相談所　木根尚登が「口パク」を暴露…法律的に問題ない？（2014.6.3公開）」ネタりか Yahoo Japan（2014.6.8閲覧）
http://netallica.yahoo.co.jp/news/20140603-00053254-shouritsu

東海テレビ放送「ぴーかんテレビ」検証委員会（2011）『「ぴーかんテレビ」検証報告書』東海テレビ放送（2012.3.27閲覧）
http://tokai-tv.com/press/pdf/2011/110830.pdf

東京慈恵会医科大学学術情報センター図書館（2013）「文献の探し方（2013.4.1更新）」（2014.5.24閲覧）
http://www.jikei.ac.jp/academic/micer/bunken.htm

東洋経済ONLINE（2013）「巨人の星，インドで人気の理由（2013年2月26日）」（2014.6.18閲覧）
http://toyokeizai.net/articles/-/13031

独立行政法人情報処理推進機構（2012）「組織内部者の不正行為によるインシデント調査（2012年7月）」（2014.8.30閲覧）
http://www.ipa.go.jp/files/000014169.pdf

内部統制ナビ（2009）「1.業務フロー図、2.業務記述書、3.リスクコントロールマトリックスの3点セット」（2014.9.1閲覧）
http://www.eusea2006.org/internal_control/rcm.htm

中原翔（2013）「組織不祥事研究の射程　–組織不祥事を構成する政治過程の探求へ向けて–」神戸大学大学院経営学研究科，大学院生ワーキング・ペーパー（2014.3.4閲覧）
http://www.b.kobe-u.ac.jp/stuwp/2013/201308a.pdf

なかむらいちろう「変な裁判 浪曲は音楽でないから著作権ナシな 大審院判決、大正3年7月4日」ホントに実在する変な法律（2014.6.15閲覧）
http://www.ceres.dti.ne.jp/chu/law/sai_066.htm

西尾章治郎（2013）「震災から学ぶ「情報」の再考」一般社団法人情報処理学会HP（2014.5.10閲覧）
http://www.ipsj.or.jp/annai/committee/nisio_shojiro.html

日本テレビ放送網株式会社 総務局 総合広報部（2013）「官民共同で日本の番組”企画力”を海外へ輸出（2013年3月28日）」（2014.6.18閲覧）
http://www.ntv.co.jp/info/pressrelease/docs/20130327.pdf

日本トラウマティック・ストレス学会「PTSDとは」（2012.3.27閲覧）
http://www.jstss.org/wptsd/

日本放送協会（2008）「調査報告書」職員の株取引問題に関する第三者委員会，日本放送協会．（2014.5.27閲覧）
http://www3.nhk.or.jp/pr/keiei/otherpress/pdf/20080527-002.pdf

日本放送協会（2011）『NHK放送ガイドライン2011』日本放送協会放送倫理委員会（2012.3.28, 2014.6.8閲覧）
http://www.nhk.or.jp/pr/keiei/bc-guideline/pdf/guideline2011.pdf

日本民間放送連盟（2007）「デジタル化設備投資額について（2007年9月12日）」（2014.6.19閲覧）
http://www.j-ba.or.jp/category/topics/jba100651/20070912digital.pdf

半澤誠司，高田真也（2006）「テレビ番組制作業の企業経営 −番組制作外注と著作権管理」放送文化基金『研究報告』平成15年度助成・援助分（人文社会）（2014.6.19閲覧）
http://www.hbf.or.jp/grants/pdf/j%20i/15-ji-hanzawa.pdf

福井健策（2011）「ディジタル時代のジャーナリズムと著作権」日本記者クラブ（2014.6.17閲覧）
http://www.jnpc.or.jp/files/2011/01/856e88046f46c8f7cc47db4b748daf6d.pdf

双葉電子工業株式会社「シャノンの通信容量定理と切れづらい無線」（2014.5.26閲覧）
http://www.futaba.co.jp/industry/technology/tech01/tech01_theorem_of_shannon

プロティビティLLC（2013）「改訂COSO内部統制の原則に関わるサーベイレポート」（2014.9.1閲覧）
http://www.protiviti.jp/ja-JP/Downloads/COSO_Survey_2013.pdf

文化庁「著作者の権利の内容について」（2014.6.17閲覧）
http://www.bunka.go.jp/chosakuken/gaiyou/kenrinaiyou.html

穂滝薫理（1999）「主観的客観論」（2014.6.6閲覧）
http://www.kijo-riron.com/ronbun/1999/syukankyakkan.html

BPO放送倫理・番組向上機構「現在までの歴史」（2013.10.27閲覧）
http://www.bpo.gr.jp/?page_id=1074

Creative Commons Japan「組織概要」「クリエイティブ・コモンズ・ライセンスとは」「CCライセンス活用事例」（2014.6.11閲覧）
http://creativecommons.jp/about/
http://creativecommons.jp/licenses/
http://creativecommons.jp/features/

e-Gov（総務省運営の行政ポータルサイト）「会社法（平成十七年七月二十六日法律第八十六号）」（2014.3.3閲覧）
http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H17/H17HO086.html

e-Gov（総務省運営の行政ポータルサイト）「会社法施行規則（平成十八年二月七日法務省令第十二号）」（2014.3.3閲覧）
http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H18/H18F12001000012.html

e-Gov（総務省運営の行政ポータルサイト）「金融商品取引法（昭和二十三年四月十三日法律第二十五号）」（2014.3.3閲覧）
http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S23/S23HO025.html

e-Gov（総務省運営の行政ポータルサイト）「著作権法（昭和四十五年五月六日法律第四十八号）」（2014.6.17閲覧）
http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S45/S45HO048.html

Es Discovery Logs「マーシャル・マクルーハンのメディア論：メディアの歴史とナショナリズム」（2014.6.20閲覧）
http://esdiscovery.jp/knowledge/basic/social01/socio011.html

IT用語辞典e-Words「SNS」「ブログ」（2012.3.28閲覧）
http://e-words.jp/

KDDI（2014）「用語集　土管の概要」（2014.5.26閲覧）
http://www.kddi.com/yogo/%E7%B5%8C%E5%96%B6%E3%83%BB%E3%82%AC%E3%83%90%E3%83%8A%E3%83%B3%E3%82%B9/%E5%9C%9F%E7%AE%A1.html

Kurihara, Emu（2013）「絵夢旅 セルビアからのOMOIYARI（2013.10.25公開）」（2014.6.6閲覧）
http://guchokudash.files.wordpress.com/2013/10/its-media1.jpg
http://evoquepr.com/wp-content/uploads/2013/06/its-media1.jpg

ＭＳＮ産経ニュース（2014a）「高知西部の天気誤表示　ＮＨＫ、４年間（2014.4.13の記事）」（2014.5.21閲覧）
http://sankei.jp.msn.com/life/news/140413/trd14041314370013-n1.htm

ＭＳＮ産経ニュース（2014b）「昨年の点検で気づけず　相次ぐＮＨＫ気象予報ミス、大分でも発覚（2014.4.17の記事）」（2014.5.21閲覧）
http://sankei.jp.msn.com/entertainments/news/140417/ent14041721070007-n1.htm

NHK（2007）「平成19年度 収支予算と事業計画の説明資料」（2014.6.19閲覧）
https://www.nhk.or.jp/pr/keiei/yosan/yosan19/pdf/siryou.pdf

NHKアーカイブスカタログ「NHKアーカイブスの歴史」（2014.6.17閲覧）
http://www.nhk.or.jp/archives/archives-catalogue/feature/history.html

Record China（2009）「＜北京五輪＞開会式の「口パク」「CG花火」問題、チャン・イーモウ監督が初めて語る―中国（2009.3.12公開）」（2014.6.8閲覧）
http://www.recordchina.co.jp/group.php?groupid=29403

Wikipedia「ザ・チャンス」（2014.6.18閲覧）
http://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%82%B6%E3%83%BB
%E3%83%81%E3%83%A3%E3%83%B3%E3%82%B9!

Wikipedia「クイズ＄ミリオネア」（2014.6.18閲覧）
http://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%82%AF%E3%82%A4%E3%82%BA$%E3%83%9F%E3%83%AA
%E3%82%AA%E3%83%8D%E3%82%A2

Wikipedia「クイズ100人に聞きました」（2014.6.18閲覧）
http://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%82%AF%E3%82%A4%E3%82%BA100%E4%BA%BA%E3%81%AB
%E8%81%9E%E3%81%8D%E3%81%BE%E3%81%97%E3%81%9F

YOMIURI ONLINE（2014）「気象情報を誤表示、ＮＨＫ大分が６年半（2014.4.17の記事）」（2014.5.21閲覧）
http://www.yomiuri.co.jp/kyushu/news/20140417-OYS1T50076.html

Answers.com「information」（2014.5.19閲覧）
http://www.answers.com/topic/information

BBC「BBC Creative Archive pilot」（2014.6.11閲覧）
http://www.bbc.co.uk/creativearchive/index.shtml

Carter, Kevin（1993）「Femine in Sudan」Corbisimages（2014.6.11閲覧）
http://www.corbisimages.com/stock-photo/rights-managed/0000295711-001/famine-in-sudan?popup=1
※『禿鷲と少女』の写真は，Kevin Carter氏の写真を扱うCorbis Imagesの日本代理店である株式会社アマナの田中裕子様より論文掲載の許諾を頂き引用した.

Computer Desktop Encyclopedia（2004）「information: Information Structure」The Computer Language Company Inc.（2014.5.19閲覧）
http://lookup.computerlanguage.com/host_app/search?
cid=C999999&term=information&lookup.x=0&lookup.y=0

Creative Commons「About the licenses」（2014.6.11閲覧）
http://creativecommons.org/licenses/

Data, Information, Knowledge, Wisdom?（2010）「Hierarchy of Visual Understanding?」（2014.5.19閲覧）
http://www.informationisbeautiful.net/2010/data-information-knowledge-wisdom/

Indiana University Libraries（2010）「Identifying Primary and Secondary Sources」（2014.5.23閲覧）
http://www.libraries.iub.edu/?pageId=1002226

Lyman, Peter. and Varian, Hal R.（2000）”How much information?”, Technical report, School of Information Management, UC Berkeley.（2012.4.27閲覧）
http://www2.sims.berkeley.edu/research/projects/how-much-info/how-much-info.pdf

OECD（1992）「OECD Guidelines for the Security of Information Systems」（2013.10.22閲覧）
http://www.oecd.org/internet/ieconomy/oecdguidelinesforthesecurityofinformationsystems1992.htm

OECD（2002）「OECD Guidelines for the Security of Information Systems and Networks: Towards a Culture of Security」（2013.10.22閲覧）
http://www.oecd.org/sti/ieconomy/15582260.pdf

番組資料

今道友信（2009）『哲学とリーダーシップ』ビジネスブレイクスルー放送番組，初回放送日2009年7月3日（BBT Broadband Learningによる番組の二次利用にて2012.4.5視聴）
http://www.bbt757.com/

Zimbardo, Philip（2008）”The Psychology of Evil”,TED（2014.3.5閲覧）
http://www.ted.com/talks/philip_zimbardo_on_the_psychology_of_evil

写真素材・イラスト素材資料

「九州がんセンター 癒し憩い画像データベース」（2014.7.21閲覧およびダウンロード）
http://iyashi.midb.jp

「無料動物写真素材 アニマルフォト」（2014.3.5閲覧およびダウンロード）
http://anijan.net/photo/

Wikipedia「梅ケ枝餅」（2014.7.21閲覧およびダウンロード）
http://ja.wikipedia.org/wiki/%E6%A2%85%E3%83%B6%E6%9E%9D%E9%A4%85
http://commons.wikimedia.org/wiki/File:Umegaemochi_in_Dazaifu.jpg?uselang=ja

謝　辞

本論文作成において，御指導と御鞭撻を賜り，完成まで導いていただきました主指導教授である情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科 林紘一郎教授（入学時は学長，後に特任教授として主に博士後期課程院生を指導）に，謹んで感謝申し上げます．林教授はビジネスの実務で培ってこられた情報通信関係を主とした経済学に精通され，かつ法学，特に情報法に関してその先駆的視野を広げ多くの論を展開されております．特筆すべきは昨今の情報に係る事象に関して，それを既存の法の下に適合させる従来の手法とは異なり，現在の情報法学での解釈が困難な事象を，仮説検証として捉えていく法学のあり方を実践されています．その未だ法解釈が明確になされていない事象に果敢に挑み考察していく姿勢は，ビジネスの先輩としても研究者の先輩としても，手本とすべき志であると深く感じ取りました．また，私が林教授の存在を知るきっかけになったのは，情報倫理に関するケース・メソッドについて書かれた書籍を探していたとき，矢野直明氏との共著である『倫理と法　–情報社会のリテラシー–』に出会ったのが最初でした．情報倫理に関しても学ぶべきものを多く持たれている人であると感じ取り，先生に師事することを決めました．その後，先生から頂戴した先生監訳の書籍『情報社会の倫理と法』は，今でも時折読み返しています．

本論文の副査である廣松毅教授は，統計において国勢調査などにも尽力された日本屈指の教授でもあります．特に統計的リスク管理など，定量的なリスク分析の分野においては，秀逸を極めておられます．その廣松教授に副査として助言や叱咤激励を含めご指導を賜ることができ，大変感謝しています．

同じく本論文の副査である有田正剛教授は，情報セキュリティの暗号化技術に精通し，その最先端の暗号化技術を直にご教授いただけたのは私にとり大変な財産となりました．本論文においては，論文全般に対し社会科学系とは違った工学的な視点からの鋭く，かつ有益な助言，御指導をいただきました。大変感謝しています．

また，本論文の副査である小山昌宏博士からは，私の思い入れで研究範囲が膨大に広がった中，注視すべき視座を与えていただきました．当初考えていた私の構想も，博士の提言からシンプル，かつ十分な論点整理ができ，随分理解しやすくなったのではないかと考えています．博士論文作成の苦労を理解されている分，ご指導も的確で大変感謝しています．

本論文作成にあたり，林研究室の皆さんからのサポートを得られたことも，私には大変心強く感じました．林研究室では，林教授からの個人指導以外に，月１回の全体会合としてゼミ生各々の研究発表の機会をもっており，専門分野が微妙に異なるゼミ生同士による発表や問題提起と，後の活発な議論が展開されます．その中から，自分の考えと異なる意見や方向性を見極めたり，ゼミ生同士の情報交換など，有意義な時間を共有することができました．淺井達雄（長岡科学技術大学名誉教授），中村宏一，影井良貴，中村伊知郎，瀧口樹良，石田茂，北野晴人，遠藤美貴恵の各氏からはゼミ活動を通じて貴重な御意見をいただきました．ここに厚くお礼申し上げます．

以前，MBA修了後に博士後期課程を志した際，ある面接官から「あなたの研究分野で，研究者を志望するのであれば，あなたが属している組織以外に，民間企業を含め広く対象を俯瞰することも重要である」とのご意見をいただいた．以来，この言葉が脳裏から離れず，研究者として活動する際には休みを利用して，様々な組織の役員や取締役等意思決定層をはじめ従業員の方々と会談させていただく機会を得てきました．その組織が属する業界の話や雑談も含め，企業経営の難しさ，コンプライアンス施策の実態や，リスク関連情報の伝達手段等，貴重な話やご意見を伺うことができました．この活動も既に８年が経過し，会談した組織は３ケタに達しました．いつも思うことですが，「隣の芝生」はよく見えるものです．私にとっては，経営に関する意思決定のスピードや経営情報の確度，体制の敷き方や人材育成・登用など，興味をもつ多くを勉強させていただくことができました．これらの活動を通していただいた貴重な情報の一部も「考える倫理」施策に活かされています．まだまだ数は少ないですが，地道に研究者としての活動を継続して行いきたいと考えています．これら研究活動を通じて，仕事でお忙しい折，お会いしていただいた方々にも大変感謝申し上げます．

実際に「考える倫理」施策を実現するには，施策実行の決定や従業員への説明，事例の情報漏洩対策をはじめ様々な苦労があったと思います．施策を受け入れて頂いた７つの組織の担当者および関係者の方々の努力に大変感謝申し上げます．なお，担当者の皆様には本論文の第６章の内容に齟齬がないことを事前に確認していただきました．本来であれば，お一人お一人感謝の意を申し上げるのが礼儀でありますが，研究者として秘匿をお約束した以上，大変無礼ではありますが匿名の上，感謝申し上げます．今後，さらにこの施策が各組織において，応用・改善され進化・発展していくことを楽しみにしています．

さらに，『コンプライアンス施策の横展開』と題して，「考える倫理」施策の内容と実態等，2014年2月に日本経営倫理学会関西研究部会にて発表した際，参加された諸先生方から頂いた貴重なご意見を，本論文にも反映することができました．この場を借りて深く感謝申し上げます．

今回の博士論文作成において，MBAの母校である英国国立ウェールズ大学経営大学院からは，英国本校の電子図書館へのアクセス権を貸与して頂きました．貴重な英文資料の多くを，瞬時にインターネットを介してPDFファイルにダウンロードできる環境を獲られたことは，英文資料収集の範囲拡大の恩恵とともに，圧倒的な作業時間短縮にも繋がる大きな武器となりました。ここに厚くお礼申し上げます．

次に，私が勤務しております特殊法人日本放送協会におきまして，福岡放送局在勤中に，多忙を極める職場環境の中，通学のための勤務時間の配慮をいただくことができ感謝に堪えません．毎月１回，福岡・羽田間の飛行機利用を通じて，横浜にある大学院まで通学していた頃が懐かしく感じます．

在学途中で東京に転勤しましたが，むしろ東京での環境は，博士後期課程の辛さを理解していただける人もなく，勤務配慮などはほとんどありませんでした．深夜に帰宅してか

ら明け方の４時半まで読書に励み，朝の８時に起きる生活は，仕事を持つものにとっては地獄の毎日でしたが，なんとか大病を患わずここまで漕ぎ着けたのは，本当に奇跡かも知れません．

この論文は，私にとっては，MBA時代にリーダーシップや組織行動（心理学）を基に企業内の倫理を論じた「個と組織」の研究，DBA時代に企業の指導原理や資本主義から倫理を論じた「組織（企業）の倫理」の研究，そして社会と繋がる商品やサービスとして，私の属する業界からこれを考察する社会情報学や情報倫理から論じる「情報と社会」の研究という倫理の研究の３つ目にあたります．まだまだ大雑把ではありますが，一つの大きな流れとして個人から社会までの倫理のあり方が俯瞰できるのではないかという思いがあります．そして，この論文は私が放送業界に居たことの証でもあり，最後の置き土産でもあります．私は多分，この業界から去ることになりますが，私の視座が，後の情報生成倫理の更なる理論構築の一助となることを期待したいと思います．

私は，現在においても幸せな独身生活を謳歌しており，未婚の状態にあるため，最後の謝辞を多くの先輩や同期が行なうように，愛する家庭や愛する妻に贈ることができません．結婚しないことの理由に大学院での研究活動を口実にしてきたのも事実です．そして更に今後も自分の欲する研究を極める努力をしようと考えています．

最後に，これまで私の行動をあたたかく見守ってくれた両親，父正光，母フジ子に感謝いたします．長男でありながら実家を離れ続け，これからもひとり東京で「親不幸」を続けることをお許し願えれば幸いです．

2014年9月

横浜駅横の繁華街に隣接する
コンクリート打ちっぱなしの
近代的な学び舎にて

永　松　博　志

情報生成過程における倫理の研究
―「考える倫理」の実践に向けて―

永　松　博　志